

軽米町地域防災計画

(本編)

軽米町防災会議

令和6年7月30日 修正

本 編



目 次

第1章	総 則	1
第1節	計画の目的	1
第2節	町民の責務	1
第3節	他の法令に基づく計画との関係	1
第4節	災害時における個人情報の取扱い	2
第5節	軽米町防災会議	2
第6節	防災関係機関の責務及び業務の大綱	3
第7節	軽米町の概況	10
第8節	災害の発生状況	13
第2章	災害予防計画	14
第1節	防災知識普及計画	14
第2節	地域防災活動活性化計画	17
第3節	防災訓練計画	19
第4節	気象業務整備計画	21
第5節	通信確保計画	24
第6節	避難対策計画	26
第7節	要配慮者の安全確保計画	32
第8節	食料・生活必需品等の備蓄計画	35
第9節	孤立化対策計画	37
第10節	防災施設等整備計画	38
第11節	建築物等安全確保計画	39
第12節	交通施設安全確保計画	42
第13節	ライフライン施設等安全確保計画	43
第14節	危険物施設等安全確保計画	46
第15節	風水害予防計画	48
第16節	雪害予防計画	52
第17節	土砂災害予防計画	54
第18節	火災予防計画	60
第19節	林野火災予防計画	63
第20節	農業災害予防計画	65
第21節	防災ボランティア育成計画	66
第22節	事業継続対策計画	68

第3章	災害応急対策計画	69
第1節	活動体制計画	69
第2節	気象予報・警報等の伝達計画	82
第3節	通信情報計画	94
第4節	情報の収集・伝達計画	97
第5節	広報広聴計画	103
第6節	交通確保・輸送計画	107
第7節	消防活動計画	114
第8節	水防活動計画	117
第9節	県、市町村等応援協力計画	119
第10節	自衛隊災害派遣要請計画	124
第11節	防災ボランティア活動計画	131
第12節	義援物資、義援金の受付・配分計画	134
第13節	災害救助法の適用計画	136
第14節	避難・救出計画	145
第15節	医療・保健計画	160
第16節	食料、生活必需品等供給計画	165
第17節	給水計画	169
第18節	応急仮設住宅の建設等及び応急修理計画	172
第19節	感染症予防計画	176
第20節	廃棄物処理・障害物除去計画	180
第21節	行方不明者等の捜索及び遺体の処理・埋葬計画	186
第22節	応急対策要員確保計画	190
第23節	文教対策計画	193
第24節	農畜産物応急対策計画	197
第25節	公共土木施設応急対策計画	200
第26節	ライフライン施設応急対策計画	202
第27節	危険物施設等応急対策計画	211
第28節	林野火災応急対策計画	213
第29節	除雪計画	217
第30節	防災ヘリコプター等活動計画	219
第4章	災害復旧・復興計画	221
第1節	公共施設等の災害復旧計画	221
第2節	生活の安定確保計画	224
第3節	復興計画の作成	230
震災対策編		232

原子力災害対策編	310
資 料 編	357

第1章 総 則

第1節 計画の目的

この計画は、町民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に基づき軽米町防災会議が作成する計画で、町、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の各防災機関がそれぞれ全機能を有効に発揮し、相互協力して防災の万全を期するために必要な災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興に関する事項を策定するものである。

第2節 町民の責務

町民は、「みんなで取り組む防災活動促進条例」（平成22年岩手県条例第49号）第4条に規定する町民の責務その他法令又は岩手県地域防災計画若しくはこの計画により、防災上の責務とされている事項については、誠実にその任務を果たすほか、自ら災害に備えるための手段を講じるとともに、自発的な防災活動に参加するなど防災に寄与するよう努める。

また、同条例の定めるところにより、将来の災害に適切に対処するため、行政による対策はもとより、自らを災害から守る自助の意識を高めつつ、要配慮者等への支援など地域を守る共助の気運を醸成しながら、みんなで防災に取り組むものとする。

「みんなで取り組む防災活動促進条例 資料編1-4-3」

第3節 他の法令に基づく計画との関係

- 1 この計画の国土強靱化に関する部分は、強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（平成25年法律第95号）第13条の規定に基づく軽米町国土強靱化地域計画を指針とするものである。
- 2 この計画は、町の地域に係る防災対策として総合的かつ基本的な性格を有するものであって、災害対策基本法第41条各号に掲げる水防計画等は、この計画と矛盾し、又は抵触するものであってはならない。

また、石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号）に定める特別防災区域に係る防災対策については、同法第31条の規定に基づく岩手県石油コンビナート等防災計画による。

第4節 災害時における個人情報の取扱い

町は、災害時における被災者支援において、個人情報を適切に活用することができるよう、町は、災害時における被災者支援において、個人情報を適切に活用することができるよう、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。）及び軽米町個人情報保護条例（平成15年輕米町条例第15号）の規定に従って、あらかじめ必要な取扱いを定めるよう努める。

第5節 軽米町防災会議

第1 所掌事務

軽米町防災会議の所掌事務は次のとおりである。

- 1 軽米町地域防災計画を作成し及びその実施を推進すること。
- 2 軽米町の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集すること。
- 3 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

【軽米町防災会議条例 資料編1-4-1】

第2 組織

軽米町防災会議は、資料編1-4-2 に掲げる会長及び委員をもって組織する。

第3 防災会議の招集

防災会議の招集は、会長が会議開催の5日前までに開催日時、開催場所及び議事を示して委員に通知して行う。ただし、急を要する場合はこの限りでない。

第6節 防災関係機関の責務及び業務の大綱

第1 防災関係機関の責務

防災関係機関は、防災対策の検討等を通じて、お互いに平時から災害時の対応についてコミュニケーションをとっておくこと等により、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努めるとともに訓練等を通じて、構築した関係を持続的なものにするよう努めるものとする。

1 県

県は、市町村を包括する広域の地方公共団体として、地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、防災に関する計画を作成し、これを実施するとともに、市町村及び指定地方公共機関が処理する防災に関する事務又は業務を支援し、かつその総合調整を行う。

2 町及び広域行政事務組合

町及び広域行政事務組合は、町域並びに町民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関の協力を得て、防災に関する計画を作成し、これを実施する。

3 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力し、防災活動を実施するとともに、県及び市町村の活動が円滑に行われるよう、指示、指導、助言等を行う。

4 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性公益性に鑑み、防災に関する計画を作成し、これを実施するとともに、県及び市町村の活動が円滑に行われるよう、その業務に協力する。

5 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、平素から災害予防体制の整備を図り、災害時には災害応急措置を実施するとともに、町にその他の防災関係機関の防災活動に協力する。

第2 防災関係機関の業務の大綱

1 県

機 関 名	業 務 の 大 綱
岩 手 県	1 県防災会議、災害対策本部、現地災害対策本部、災害警戒本部の設置、運営に関すること。 2 防災に関する施設及び組織に関すること。 3 防災訓練の実施に関すること。 4 防災知識の普及及び教育に関すること。 5 災害に関する情報の収集、伝達及び広報に関すること。 6 自衛隊、他の都道府県、関係機関等に対する応援要請に関すること。 7 災害応急対策の実施に関すること

機 関 名	業 務 の 大 綱
	8 災害時における犯罪の予防、取締りなど、社会の秩序維持に関する こと。 9 被災施設の復旧、被災地域の復興に関すること 10 市町村その他の防災関係機関の災害対策の総合調整に関すること。

2 町及び広域行政事務組合

機 関 名	業 務 の 大 綱
軽米町	1 町防災会議、災害対策本部、現地災害対策本部、災害警戒本部の設 置、運営に関すること。 2 防災に関する施設及び組織の整備に関すること。 3 防災訓練の実施に関すること。 4 防災知識の普及及び教育に関すること。 5 災害に関する情報の収集、伝達及び広報に関すること。 6 他の市町村、関係機関等に対する応援要請に関すること。 7 災害応急対策の実施に関すること。 8 被災施設の復旧、被災地域の復興に関すること。
二戸地区広域行政事務組合	1 消防業務に関すること。 2 救急救助業務に関すること。 3 ごみ処理及びし尿処理に関すること。 4 災害予防対策の実施協力に関すること。 5 災害応急対策の実施協力に関すること。 6 介護保険事業の運営に関すること。

3 指定地方行政機関

機 関 名	業 務 の 大 綱
東北管区警察局	1 災害状況の把握及び報告連絡等に関すること。 2 警察官及び災害関係装備品の受支援調整に関すること。 3 防災関係職員の派遣に関すること。 4 関係機関との連絡調整に関すること。 5 津波警報等の伝達に関すること。
東北財務局	1 民間金融機関に対する金融上の措置要請に関すること。 2 地方公共団体内の災害対策事業、災害復旧事業等に関する融資に 関すること。 3 災害発生時における国有財産の無償貸付等に関すること。 4 公共土木施設、農林水産施設等の災害査定の立会に関すること。 5 東北財務局が講じた施策に関する被災者への情報提供に関するこ と。
東北厚生局	1 災害状況の情報収集、通報に関すること。 2 関係職員の派遣に関すること。 3 関係機関との連絡調整に関すること。
東北農政局	1 国土保全事業の推進に関すること。 2 営農指導方針の樹立及び技術指導に関すること。 3 種苗その他営農資材の確保に関すること。 4 農地、農業用施設等に係る災害復旧事業の実施及び指導に関するこ と。 5 災害資金の融通に関すること。 6 災害時における応急用食料の調達・供給に関する情報収集・連絡に 関すること。

機 関 名	業 務 の 大 綱
東北森林管理局	<ol style="list-style-type: none"> 1 国有林野の保安林、保安施設等の整備に関する事。 2 山火事防止対策に関する事。 3 災害復旧用材の供給に関する事。
東北経済産業局	<ol style="list-style-type: none"> 1 工業用水道の応急・復旧対策に関する事。 2 災害時における復旧用資機材、生活必需品及び燃料等の需給に関する事。 3 産業被害状況の把握及び被災事業者等への支援に関する事。
関東東北産業保安監督部 [東北支部]	<ol style="list-style-type: none"> 1 電気、都市ガス、高圧ガス、火薬類等の保安対策に関する事。 2 電気、都市ガス等の応急復旧対策に関する事。 3 鉱山に関する災害の防止に関する事。 4 鉱山における災害応急対策に関する事。
東北運輸局	<ol style="list-style-type: none"> 1 交通施設等の被害、公共交通機関の運行及び運航の状況等に関する情報収集及び伝達に関する事。 2 緊急輸送、代替輸送における関係事業者等への指導・調整及び支援に関する事。
東北航空局 [仙台空港事業所]	<p>災害時における航空機の出動要請の支援に関する事。</p>
仙台管区气象台 [盛岡地方气象台]	<ol style="list-style-type: none"> 1 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表に関する事。 2 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る。）及び水象の予報並びに警報等の防災情報の発表、伝達及び解説に関する事。 3 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に関する事。 4 県や市町村が行う防災対策に関する技術的な支援・助言に関する事。 5 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に関する事。
東北総合通信局	<ol style="list-style-type: none"> 1 通信の確保に必要な措置に関する事。 2 通信システムの被害状況等の把握に関する事。 3 関係業界団体の協力のもと通信機器の供給の確保に関する事。 4 Lアラート（災害情報共有システム）の普及・促進に関する事。 5 非常通信協議会の指導育成に関する事。
岩手労働局	<ol style="list-style-type: none"> 1 事業場における労働災害の防止に関する事。 2 被災労働者の救助に関する事。 3 被災労働者の就労斡旋等に関する事。 4 復旧・復興工事における労働災害の防止に関する事。
東北地方整備局 [岩手河川国道事務所]	<ol style="list-style-type: none"> 1 直轄公共土木施設の整備及び災害防止に関する事。 2 指定河川の洪水予報・警報の発表及び伝達に関する事。 3 水防活動の指導に関する事。 4 災害時における通行規制及び緊急輸送道路の確保に関する事。 5 直轄公共土木施設の復旧に関する事。 6 緊急を要すると認められた場合、申合せに基づく適切な緊急対応の実施に関する事。 7 災害対策支援に係る調整に関する事。
東北地方環境事務所	<ol style="list-style-type: none"> 1 所管施設等の避難場所等としての利用に関する事。 2 緊急環境モニタリングの実施・支援に関する事。 3 大気汚染防止法、水質汚濁防止法に基づく検査・指示に関する事。 4 災害廃棄物等の処理状況の把握・必要な資機材等の広域的な支援要請及び調整に関する事。

機 関 名	業 務 の 大 綱
	5 愛玩動物の救護活動状況の把握、関係機関との連絡調整や支援要請等及び救護支援の実施に関する事。
東北防衛局	1 災害時における自衛隊及び在日米軍との連絡調整に関する事。 2 災害時における所管財産の使用に関する連絡調整に関する事。 3 原子力艦の原子力災害に関する通報を受けた場合の関係地方公共団体等への連絡に関する事。
東北地方測量部	1 地理空間情報、防災関連情報及び地理情報システムの活用に関する事。 2 復旧測量等の実施に関する事。

4 自衛隊

機 関 名	業 務 の 大 綱
陸上自衛隊岩手駐屯隊	災害派遣要請又は出動命令に基づく応急救援及び応急復旧に関する事。

5 指定公共機関

機 関 名	業 務 の 大 綱
日本銀行盛岡事務所	1 災害時における通貨の供給確保に関する事。 2 災害時における非常金融措置の指導に関する事。
日本赤十字社岩手県支部	1 災害時における医療救護に関する事。 2 災害時における血液の確保供給に関する事。 3 救援物資の配分に関する事。 4 義援金の受付に関する事。 5 防災ボランティアの連絡調整等に関する事。
日本放送協会盛岡放送局	1 気象予報・警報等の放送に関する事。 2 災害状況及び災害対策についての放送に関する事。 3 県知事及び町長からの要請に基づく災害放送に関する事。 4 防災知識の普及啓発に関する事。
東日本高速道路 (株) 東北支社	1 高速自動車道の整備及び災害防止に関する事。 2 災害時における交通規制及び輸送の確保に関する事。 3 高速自動車道の復旧に関する事。
東日本旅客鉄道 (株) 盛岡支社 日本貨物鉄道 (株) 東北支社	1 鉄道施設の整備、災害防止及び災害復旧に関する事。 2 災害時における鉄道による緊急輸送に関する事。
東日本電信電話 (株) 岩手支店 エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ (株) (株) NTT ドコモ KDDI (株) ソフトバンク (株) (株) 楽天モバイル	1 電気通信施設の整備及び災害防止に関する事。 2 災害時における通信の確保に関する事。 3 電気通信設備の復旧に関する事。
日本通運 (株) 盛岡支店 北東北福山通運 (株) 盛岡支店 佐川急便 (株) 岩手支店 ヤマト運輸 (株) 岩手主管支店 岩手西濃運輸 (株)	1 災害時における車両による緊急輸送に関する事。

機 関 名	業 務 の 大 綱
東北電力(株)岩手支店 東北電力ネットワーク(株)岩手支社	<ol style="list-style-type: none"> 1 電力施設の整備及び災害防止に関すること。 2 災害時における電力供給に関すること。 3 電力施設の災害復旧に関すること。
盛岡中央郵便局	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時における郵便局の業務に係る災害特別事務取扱及び援護対策に関すること。
日本郵政グループ [軽米郵便局] [小軽米郵便局] [晴山郵便局] [円子郵便局]	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時における郵政事業の業務運営の確保に関すること。 2 災害時における郵政事業の業務に係る災害特別事務取扱及び援護対策に関すること。
独立行政法人国立病院機構本 部北海道東北ブロック事務所	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時における独立行政法人国立病院機構の医療、災害医療班の編成、連絡調整並びに派遣の支援に関すること。 2 広域災害における独立行政法人国立病院機構からの災害医療班の派遣及び輸送手段の確保の支援に関すること。 3 災害時における独立行政法人国立病院機構の被災情報収集及び通報に関すること。 4 独立行政法人国立病院機構施設の災害予防計画、災害応急対策計画、災害復旧・復興計画等の支援に関すること。

6 指定地方公共機関

機 関 名	業 務 の 大 綱
(株) IBC岩手放送 (株) テレビ岩手 (株) 岩手めんこいテレビ (株) 岩手朝日テレビ (株) エフエム岩手	1 気象予報・警報等の放送に関する事。 2 災害状況及び災害対策についての放送に関する事。 3 県知事及び町長からの要請に基づく災害放送に関する事。 4 防災知識の普及啓発に関する事。
(公社) 岩手県トラック協会 (公社) 岩手県バス協会 岩手県交通 (株) 岩手県北自動車 (株) 南部バス株式会社 ジェイアールバス東北 (株) 二戸営業所	1 災害時における車両における緊急輸送に関する事。
(一社) 岩手県高圧ガス保安協会	1 ガス施設の整備及び災害防止に関する事。 2 災害時におけるガス供給に関する事。 3 ガス施設の災害復旧に関する事。
(一社) 岩手県医師会 (一社) 岩手県歯科医師会	1 医療救護又は歯科医療救護に関する事。 2 遺体の検視、検案、身元確認及び処理に関する協力に関する事。
(一社) 岩手県薬剤師会	1 医療救護に関する事。 2 災害時における医薬品の供給及び管理に関する事。
(公社) 岩手県栄養士会	1 災害時における栄養管理に関する事。
(公社) 岩手県看護協会	1 医療救護及び保健衛生に関する事。
社会福祉法人岩手県社会福祉協議会	1 防災ボランティアの連絡調整等に関する事。 2 岩手県災害派遣福祉チームの派遣調整に関する事。
社会福祉法人軽米町社会福祉協議会	1 防災ボランティアの連絡調整等に関する事。 2 避難行動要支援者（要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要する者）の避難行動支援に関する事。
(一社) 岩手県獣医師会	1 災害時における愛玩動物の応急治療及び保護・管理に関する事。
(一社) 岩手県建設業協会	1 災害時における道路啓開及び除雪に関する事。 2 公共土木施設等の災害応急対策に関する事。

7 公共的団体その他防災上重要な施設の管理者

機 関 名	業 務 の 大 綱
社会福祉法人岩手県共同募金会	1 義援金の募集及び受付に関すること。
新岩手農業協同組合 二戸地方森林組合 西部九戸漁業協同組合	1 共同利用施設の災害応急対策及び災害復旧に関すること。 2 農林水産関係に係る県及び町が実施する被害調査、応急対策に対する協力に関すること。 3 被災農林漁家に対する融資及び融資の斡旋に関すること。 4 被災農林漁家に対する種苗その他営農資材の確保の斡旋に関すること。
軽米町商工会	1 災害時における物価安定についての協力に関すること。 2 生活必需品、復旧資材等防災関係物資の確保についての協力に関すること。
一般病院	1 収容患者に対する災害時の避難体制の確保に関すること。 2 災害時における負傷者等の受入れ及び医療救護に関すること。
一般輸送事業者	1 災害時における緊急輸送に関すること。
一般燃料供給事業者	1 災害時における緊急通行車両等への燃料の優先的な供給に関すること。
ダム施設の管理者	1 ダム施設の防災上の整備及び管理に関すること。
軽米町土地改良区	1 水門、水路、八戸平原開発給水幹線・支線水路等の施設の整備及び災害防止に関すること。 2 水門、水路、八戸平原開発給水幹線・支線水路等の災害復旧に関すること。
危険物関係施設の管理者	1 災害時における危険物の保安措置に関すること。
(株) 朝日新聞社盛岡総局 (株) 毎日新聞社盛岡支局 (株) 読売新聞社盛岡支局 (株) 河北新報盛岡総局 (株) 産業経済新聞社盛岡支局 (株) 日本経済新聞社盛岡支局 (一社) 共同通信社盛岡支局 (株) 時事通信社盛岡支局 (株) 岩手日報社二戸支局 (株) デーリー東北新聞社二戸支局	1 災害状況及び災害対策についての報道に関すること。 2 県知事及び町長からの要請に基づく災害報道に関すること。 3 防災知識の普及啓発に関すること。

第7節 軽米町の概況

第1 町の地勢と気候風土

(1) 地形の概況

本町は、岩手県の最北端に位置し、東に洋野町、南に久慈市と九戸村、西に二戸市、北に青森県の八戸市と南部町に隣接している。総面積は245.82平方キロメートル、周辺は標高550～850メートル程度の低い山に囲まれた丘陵地帯で、大半の集落及び田畑が200～300メートルの標高地帯に集中している。人口約8,200人の農業を基幹とした農山村である。

町のほぼ中央を南北に流れる雪谷川と晴山地区を南北に貫流する瀬月内川が青森県境付近において合流し、新井田川となり八戸市を経て、太平洋に注いでいる。

県都盛岡市までは103キロメートルで、行政関係は隣りの二戸市と密接な関係にあるが、国道340号及び東北自動車道八戸線により、青森県八戸市とは近年経済的な結びつきが密接である。

位置				距離		面積
東端	西端	南端	北端	東西	南北	
経度 141° 37' 18"	経度 141° 21' 44"	緯度 40° 13' 6" 2	緯度 40° 22' 27"	22.25km	15.50km	245.82km ²

(2) 山

山名	位置	標高
折爪岳	二戸市福岡字織詰26-2	852m
久慈平岳	九戸郡軽米町上館55-49-3	706m

(3) 河川

番号	水系名	河川名	河川延長(km)	流域面積
1	新井田川	2級河川 雪谷川	27.80	
2		瀬月内川	19.20	
3		小玉川	6.30	
4		坊里沢川	0.79	
1	新井田川	準用河川 笹渡川	10.00	
2		沢尻川	6.80	
3		塚内川	3.20	
4		戸草内川	2.20	
5		蛇口川	4.80	
6		米田川	4.60	
7		沢里川	0.70	
8		湯の沢川	1.80	
9		林沢川	0.50	
10		宮沢川	1.20	
11		八木沢川	2.60	
12		外川目川	4.60	
13	太田川	2.40		
14	高家川	0.50		
15	平川	2.00		
16	青沢川	3.80		

17		市野々川	4.30	
----	--	------	------	--

(4) 土質土性

地質は軽米地区火山層に、晴山地区第3紀層が交錯分布し青森県に走っている。又古生層と相接し二戸市の第3紀層とも合している。

洪積層は瀬月内川にやや大きな構成をなしている。この外、平坦地に若干の沖積層がある。

古生層は地質系統中大部分を占め、岩手、下閉伊郡から発達して広く分布し前記の諸層とその間に連けいしている。

土性は瀬月内川、雪谷川流域火山地帯の軽米地区、晴山地区はいずれも砂壤土が多く、山田、沢里方面には壤土をみ、又晴山地区には砂壤土が分布する。

洪積層地帯では、いずれも腐植に富む壤土が殆んどを占め沖積層地帯においても一般に壤土が多く河岸に砂壤土を若干見受ける。

(5) 地目別面積

(令和2年1月1日現在)

地目 区分	田	畑	山林	原野	宅地	その他	計
面積(k㎡)	10.57	21.06	183.97	3.07	4.14	23.01	245.82
構成比(%)	4.3	8.6	74.8	1.2	1.7	9.4	100.0

(6) 気象

本町は、本県においても不安定な地方であるが、特に冷害年の夏季における天候は異常低温、日照不足が連続する。即ち寒冷な北東風が三陸沿岸より襲来するため九戸郡北東部は、やませ風が霧の影響を受け、特に軽米、小軽米の東北部が平均気温摂氏9.3度、降水量は海岸部に比して少なく、1,000ミリメートル程度、降霜は晩霜の被害が多く、畑作地帯の本町にとっては致命的である。

風速は一般に冬季から春季にかけて強く、風速10メートル以上の強風日数も冬季から春季にかけて多く、火山性土壌と有機質の欠乏した畑地の表土を飛散して土地産力を低下させる原因となっている。

なお、最近の気象状況は別表のとおりである。

別表

軽米町の気象状況

年次	気温 (平均) ° C	降水量 (年合計) mm	日照時間 (年合計) h
昭和60年	8.8	715	2,302.9
平成2年	10.2	1,275	1,726.9
平成7年	9.1	964	1,507.3
平成8年	8.4	808	1,460.0
平成9年	9.3	918	1,554.2
平成10年	9.3	1,292	1,434.0
平成11年	9.7	1,342	1,665.3
平成12年	9.6	1,187	1,469.3
平成13年	8.7	924	1,104.1
平成14年	9.2	1,296	1,365.2
平成15年	8.8	844	1,451.5
平成16年	10.1	1,207	1,732.4
平成17年	8.8	984	1,625.8
平成18年	9.0	1,088	1,655.3
平成19年	9.6	1,092	1,755.5
平成20年	9.4	924	1,751.4
平成21年	9.5	1,082	1,697.4
平成22年	10.0	1,210	1,708.8
平成23年	9.5	1,034	1,784.2
平成24年	9.4	859.0	1,757.2
平成25年	9.4	1,052.5	1,751.8
平成26年	9.3	1,129.0	1,908.4
平成27年	10.3	934.0	1,855.9
平成28年	9.9	1,157.0	1,828.1
平成29年	9.3	1,074.0	1,782.0
平成30年	9.9	1,214.0	1,800.5
令和元年	10.1	931.0	1,935.6
令和2年	10.3	1,255.0	1,630.7
令和3年	10.3	936.0	1,617.4

第8節 災害の発生状況

第1 災害の発生状況

本町における異常気象等による過去の主な災害は、資料編1-6-1のとおりである。

第2 災害の想定

この計画の策定に当たっては、本町における地勢、気象等の自然的条件及び都市化の状況、産業構造等の社会的条件並びに過去における災害発生状況を勘案し、次の災害を想定している。

- 1 大雨、台風、大雪による災害
- 2 地震による災害
- 3 大規模な林野火災による災害
- 4 危険物の漏洩、流出、爆発等による災害
- 5 その他異常な自然現象による災害

なお、社会環境の変化に対応し、地域の災害危険性を把握するため、防災アセスメントの実施及び地区別防災カルテの作成に努めるものとする。

第2章 災害予防計画

第1節 防災知識普及計画

第1 基本方針

町その他の防災関係機関は、職員に対して防災教育を実施するとともに、広く町民等に対して防災知識の普及に努め、自主防災思想の普及、徹底を図る。なお、防災知識の普及を図る際には、高齢者、障がい者等の要配慮者の多様なニーズに十分配慮するとともに、地域において要配慮者を支援する体制の整備を図る。また、被災時の性別によるニーズの違い等、男女双方及び性的マイノリティ（LGBT等）の視点にも配慮する。

第2 防災知識の普及

1 防災知識の普及計画の作成

- 防災関係機関はその所掌する防災業務に関する事項について、毎年、年度当初において防災知識普及計画を作成し、その積極的な実施を図る。

2 職員に対する防災教育

- 防災関係機関は、職員に対し災害時における適正な判断力を養成し、円滑な防災活動に資するため講習会、研修会若しくは検討会等を開催し、又は防災関係資料等を配布して防災教育の普及徹底を図る。
- 防災教育は次の事項に重点を置いて実施する。
 - ア 防災対策関係法令
 - イ 防災対策、防災組織その他防災活動に関する事項
 - ウ 災害に関する基礎知識
 - エ 災害を防止するための技術
 - オ 町民に対する防災知識の普及方法
 - カ 災害時における業務分担の確認

3 町民等に対する防災知識の普及

- 県及び町は、被害の防止、軽減の観点から、住民に対して、「自らの命は自らが守るという意識を持ち自らの判断でタイミングを逸することなく避難行動をとること及び早期避難の重要性を住民に周知し、住民の理解と協力を得るものとする。
- 防災関係機関は、防災士その他防災に関する知識を有するものと連携しながら、次の方法等を利用して、町民等に対する防災知識の普及に努める。
 - ア 講習会、研修会、講演会、展示会等の開催
 - イ インターネット、広報誌の活用
 - ウ 起震車等による災害の疑似体験
 - エ 新聞、テレビ、ラジオ等各種報道媒体の活用
 - オ 防災関係資料の作成、配付
 - カ 防災映画、ビデオ、スライド等の制作、上映、貸出し
 - キ 自主防災活動に対する指導

- 防災知識の普及活動は、次の事項に重点を置いて実施する。
 - ア 地域防災計画及び各防災関係機関の防災体制の概要
 - イ 気象警報、避難指示等の意味及び内容
 - ウ 平常時における心得
 - ① 地域の危険箇所や指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、旅館などの避難場所、避難道路等を確認する。
 - ② 他地域を訪問する予定がある場合は、あらかじめ当該市町村の避難計画を確認する。
 - ③ 3日分の食料、飲料水、携帯トイレ、トイレットペーパー等の備蓄及び非常持出品（救急箱・お薬手帳、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備を行う。
 - ④ いざというときの対処方法を検討する。
 - ⑤ 防災訓練等へ積極的に参加する。
 - ⑥ 災害時の家族内の連絡方法や避難の仕方を決めておく。
 - ⑦ 愛玩動物との同行避難や避難所での飼養の方法を決めておく。
 - ⑧ 保険・共済等の生活再建に向けた事前の備えを行う。
 - ⑨ 広域避難の実効性を確保するため、通常の避難との相違点を含めた広域避難の考え方を確認する。
 - エ 災害時における心得、避難誘導
 - ① 所在（居住または滞在）する自治体等から災害情報や避難情報を収集する。
 - ② 所在（居住または滞在）する自治体による防災対策に従う。
 - オ 心肺蘇生法、止血法等の応急措置
 - カ 電気通信事業者が災害時に提供する伝言サービスの仕組みや利用方法等
 - キ 災害危険箇所に関する知識
 - ク 過去における主な災害事例
 - ケ 災害に関する基礎知識
 - 防災知識の普及に併せ、被災地に小口・混載による支援物資を送ることは被災地方公共団体等の負担となることから、支援に当たっては、現地のニーズを踏まえた上で行うようにするなど被災地支援に関する知識を整理するとともに、その普及に努める。
 - 県及び町は、防災気象情報や避難に関する情報等の防災情報を災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供すること等を通じて、受けて側が情報の意味を直感的に理解できるような取組を推進する。
 - 県及び町は、被災者や支援者が性暴力・DVの被害者にも加害者にもならないよう、暴力の防止に向けた教育・啓発の促進に努める。
- 4 児童生徒等に対する教育
- 県及び町は、児童、生徒等に対し、防災教育を実施するとともに、教職員、父母等に対し災害時における避難等の防災に関する心得及び知識の普及を図る。
 - 県及び町は、地域の防災力を高めていくため、一般住民向けの専門的・体系的な防災教育訓練の提供、学校における防災教育の充実、防災に関する教材（副読本）の充実を図るものとする。特に、水害・土砂災害のリスクがある学校においては、避難訓練と合わせた防災教育の実施に努めるものとする。
 - 県及び町は、学校における消防団員等が参画した体験的・実践的な防災教育の推進に努める。
- 5 防災文化の継承
- 防災関係機関等は、防災士その他防災に関する知識を有するものと連携しながら、災害の経験や教訓を次世代に継承し、防災を文化にまで昇華し、「防災文化」として将来に活かすことにより、地域防災力の向上を図る。

- 防災関係機関等は、災害の経験や教訓を次世代に継承していくため、災害に関する資料を収集・整理・保存し、住民等が閲覧できるよう地図情報その他の情報により公開に努めるとともに、災害に関する石碑やモニュメント等の持つ意味を正しく次世代に伝えていくよう努める。
- 住民等は、自ら災害の経験や教訓を次世代に継承するよう努め、防災関係機関等は、各種資料の活用等により、これを支援する。

6 防災と福祉の連携

- 県及び町は、防災（防災・減災への取組実施機関）と福祉（地域包括支援センター・ケアマネジャー）の連携により、高齢者の避難行動に対する理解の促進を図るものとする。

7 専門家の活用

- 県及び町は、各地域において、防災リーダーの育成等、自助・共助の取組が適切かつ継続的に実施されるよう、水害・土砂災害・防災気象情報に関する専門家の活用を図るものとする。

第2節 地域防災活動活性化計画

第1 基本方針

- 1 町は、地域住民が「自分達の地域は、自分達で守る」という自主的な防災活動を促進するため、自主防災組織の育成、強化を図る。その際、女性の参画の促進に努めるものとする。
- 2 町は、地域における消防防災の中核として重要な役割を担う消防団の活性化を推進する。
- 3 町は、町内の一定の地区内の住民等から地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう提案を受けたときは、その必要性を判断した上で、地域防災計画に地区防災計画を定める。

第2 自主防災組織等の育成強化

(1) 自主防災組織の結成促進及び育成

- 町は、町内会等の既存の地域コミュニティを中心として、防災活動を自主的かつ組織的に実施する自主防災組織の結成を促進し、その育成に努める。

〔自主防災組織の現況 資料編1-4-4〕

- 町は、防災士その他防災に関する知識を有するものと連携しながら、研修会講習会等の開催等を通じて、自主防災活動の地域リーダーの育成に努める。
- 町は、自主防災組織の結成及び自主防災活動に必要な防災用資機材等の整備を促進するため必要な指導、援助を行う。

(2) 自主防災組織の活動

- 町は、自主防災組織が効果的に防災活動を行えるよう、あらかじめ、自主防災組織が実施する業務を定め、平常時及び災害時に分担する任務を、班編成等により明確にする。

ア 平常時の活動

- ① 防災知識の普及
- ② 消火訓練、避難訓練、避難所運営訓練その他防災訓練の実施
- ③ 情報の収集、伝達体制の確立
- ④ 家庭及び地域の火気使用設備、器具等の点検
- ⑤ 防災用資機材等の備蓄及び管理
- ⑥ 地域の危険箇所や避難場所等の把握、発災時における地域内での連絡体制の構築

イ 災害時の活動

- ① 安否確認及び避難誘導
- ② 出火防止及び初期消火
- ③ 町民に対する避難指示等の伝達、確認
- ④ 地域内の被害状況等の情報収集
- ⑤ 救出、救護活動の実施及び協力
- ⑥ 炊き出し及び救援物資等の配分等避難運営に対する協力

(3) 自主防災組織の現況

本町における自主防災組織の結成状況は、資料編2-2-1のとおりである。

第3 消防団の活性化

- 町は、地域における消防防災の中核として重要な役割を担う消防団の活性化を推進し、その育成を図るため、地域住民の理解、支援、協力及び参加を得ながら、次の事業等を積極的に推進する。
 - ア 「消防団活性化総合計画」の策定
 - イ 消防団の施設・設備の充実強化
 - ウ 消防団員の教育訓練の充実強化
 - エ 年額報酬・出動報酬の引上げ、表彰制度の充実等による処遇改善
 - オ 消防団総合整備事業等の活用
 - カ 競技会、行事等の開催
 - キ 青年層・女性層及び公務員の消防団への参加促進
 - ク 地域防災及び消防団活動に関する広報活動及び企業等への協力要請

第4 住民等による地区内の防災活動推進

- 町内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、避難行動要支援者の避難支援体制の構築等自主的な防災活動の推進に努める。
- 町内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、必要に応じて、計画提案を行う等、町と連携する。
- 町は、計画提案を受けたときは、その必要性を判断した上で、地域防災計画に地区防災計画を定める。
- 町は、計画提案の制度について、その普及に努める。

第3節 防災訓練計画

第1 基本方針

町及び防災関係機関は、次の目的のために、その所掌する事務又は業務に応じた防災訓練を、単独又は合同して、計画的な実施に努める。

- (1) 職員の防災に対する実務の習熟と実践的能力の醸成
- (2) 防災関係機関相互の協力体制の確立
- (3) 町民等に対する防災知識の普及啓発及び防災意識の高揚

第2 実施要領

1 実施方法

- 町は、災害対策基本法に基づき、自ら主催者及び実施者となり、広く防災関係機関に参加を呼びかけ、訓練の目的を明確にした上で、防災訓練を実施するとともに、訓練結果の事後評価を通して成果及び課題を明らかにし、その改善に努める。
- 訓練は、毎年1回以上、防災の日を中心とする防災週間中など、適宜の時期に実施日及び実施会場を設定し、定期的な実施するよう努める。
- 訓練は、図上訓練又は実地訓練により実施し、地域において発生する可能性の高い複合災害も想定するなど、具体的な災害想定に基づくより実践的な内容とするよう努める。
 - ア 図上訓練は、机上の図面や通信手段を用い、各々の対策要員が災害発生時の活動要領を確認、検証するため実施する。
 - イ 実地訓練は、防災対策用資機材を用い、各々の対策要員が関係機関と連携のもと、防災活動に習熟するため実施する。
- 実施する主な個別訓練項目は、次のとおりである

ア 通信情報訓練	オ 消防訓練	ケ 施設復旧訓練
イ 職員非常招集訓練	カ 水防訓練	コ 交通規制訓練
ウ 自衛隊災害派遣要請訓練	キ 救出・救助訓練	
エ 避難訓練	ク 医療救護訓練	

2 実施にあたって留意すべき事項

町は、訓練の企画、実施にあたっては、次の事項に留意する。

ア 主要防災関係機関の参加

防災関係機関の緊密な協力体制を確立するため、管内外の主要防災関係機関等の参加を得て、各種訓練を実施すること。特に、災害時における自衛隊との連携強化を図るため、自衛隊の参加を得て自衛隊災害派遣要請訓練及び災害派遣時に行う救護活動に係る各種の訓練を実施する。

イ 町民の参加促進

訓練の実施にあたっては、自主防災組織、NPO・ボランティア等、民間企業、非常通信協議会、水防協力団体等各種団体に訓練への参加を呼びかけ、また、地域住民主体による訓練の促進、自主防災組織の結成及び育成等を図るため、地域住民の積極的な参加を得て実施する。

ウ 広域的な訓練の実施

広域応援体制の確立を図るため、県境を越えた近隣県や、管外の消防機関をはじめとする防災関係機関に広く参加を呼びかけ、広域応援協定に基づく広域応援要請訓練その他の各種の訓練を実施する。

エ 教育機関等における訓練の実施

児童、生徒に対する防災教育の観点から、保育園、小・中学校、高等学校等の参加を得て各種の訓練を実施する。

オ 要配慮者を対象とした訓練の実施

医療施設、福祉施設等における入居者の避難、誘導など、要配慮者を対象とした訓練を、地域の町内会や行政区、自主防災組織、消防団等と連携して実施する。

カ 地域の実情を踏まえた災害想定

訓練の実施に当たっては、ハザードマップや被害想定を活用するなど、地域のおかれている地勢的な条件や過去の災害履歴等を考慮し、より実践的な災害想定を行う。

キ 各種訓練の有機的な連携

有事の際の実践的な対応を想定し、関係機関が合同しての訓練、あるいは各種訓練が有機的に連携した訓練を実施する。

ク 訓練災害対策本部の設置

町に訓練災害対策本部を設置し、当該本部が中心となって通信情報連絡訓練、職員非常招集訓練等を実施する。

ケ 所有資機材等の活用

訓練の実施にあたっては、自己の所有する専用車両、資機材を有効に活用する。

第4節 気象業務整備計画

第1 基本方針

災害による被害の防止・軽減を目的として、災害に結びつく自然現象の状況の的確な把握、防災気象情報の質的向上を図るとともに、町、その他の防災関係機関や報道機関を通じて町民に適時・適切に防災気象情報を提供できる体制の整備に努める。

第2 観測体制の整備等

1 観測施設の整備・維持及び観測資料等の収集・整理

- 盛岡地方気象台は、気象、高潮、高波、地震、津波及び火山現象等に関する観測施設を適切に整備・配置し、これらの維持に努める。観測施設等の整備に当たっては耐震性を含めた信頼性の確保に努める。
- 盛岡地方気象台は、災害に結びつく詳細な自然現象の把握のために、防災関係機関、大学等の研究機関等と協力して観測体制の充実に努める。
- 盛岡地方気象台は、災害発生時において防災気象情報を補完するための資料を防災関係機関へ適時・適切に提供できるよう、過去の観測資料等を収集・整理し、データベース化を図る。
- 盛岡地方気象台は、町が防災対策を講ずることを目的として観測施設を設置する場合には、必要な技術的協力を行う。

2 情報処理・通信システムの整備・充実

- 盛岡地方気象台は、情報の収集・伝達に必要な通信システム及び防災気象情報の作成に必要な情報処理システムの整備・充実に努める。

(1) 官署

盛岡地方気象台

(2) 特別地域気象観測所

宮古特別地域気象観測、大船渡特別地域気象観測所

(3) 地域気象観測システム (アメダス)

施設名	箇所数	備 考
地域気象観測所	36	(1) 降水量、気温、日照 (33箇所に限る。)、風 (風向、風速) を観測。 うち、15箇所は積雪も観測。 (2) 箇所数には、気象官署 1、特別地域気象観測所2、航空気象観測所 1、臨時地域気象観測所 2 を含む。
地域雨量観測所	14	(1) 降水量を観測。うち 1 箇所は積雪も観測。 (2) 箇所数には、臨時地域雨量観測所1を含む。

(4) 地震・津波観測施設

施設名	箇所数	設置場所
気象官署	1	盛岡地方気象台
多機能型地震計	8	岩手葛巻、岩手田野畑、岩手大迫、大船渡猪川、一関舞川、宮古長沢、岩手雫石、久慈枝成沢

震度観測点	20	気象官署1、多機能型地震計設置場所（一関舞川を除く7箇所）、宮古市鉾ヶ崎、久慈市川崎町、二戸市福岡、北上市柳原町、奥州市水沢区大鐘町、釜石市只越町、大船渡市大船渡町、岩手洋野町種市、八幡平市大更、雫石町千刈田、山田町八幡町、一関市大東町
巨大津波観測計	3	宮古、大船渡、久慈港
検潮所	2	宮古、大船渡

(気象庁以外の機関が設置している主な観測施設)

施設等名		箇所数	設置機関
海底地震・津波観測システム	地震計 3 津波計 2	1	東京大学地震研究所、東北大学地震・噴火予知研究観測センター
全国強震ネットワークシステム	強震計	25	国立研究開発法人防災科学技術研究所
日本海溝海底地震津波観測網	海底津波計	21	
GNSS連続観測システム	電子基準点 34 地殻変動観測施設 4 験潮場GNSS観測局 1	39	国土交通省国土地理院
震度情報ネットワークシステム	計測震度計	58	岩手県（箇所数のうち、9は防災科学研究から、10は気象庁からの分岐）
験潮所		1	第二管区海上保安本部、国土交通省港湾局

(5) 火山観測施設

施設名	箇所数	設置場所
岩手山火山観測点	8	馬返し（地震計、空振計、傾斜計）、八合目小屋（地震計）、滝ノ上温泉（地震計）、黒倉山西（地震計）、赤倉岳北（傾斜計）、柳沢（GNSS）、柏台（監視カメラ）、黒倉山（監視カメラ）
秋田駒ヶ岳火山観測点	4	八合目駐車場（地震計、空振計、傾斜計）、田沢湖高原温泉東（地震計）、姿見ノ池西（地震計、傾斜計）、田沢湖高原温泉（GNSS）（いずれも秋田県側）
栗駒山火山観測点	5	耕英（地震計、空振計、傾斜計）、地獄釜北（地震計）、須川（傾斜計）、大柳（監視カメラ）、展望岩頭（監視カメラ）（耕英及び大柳は宮城県側）

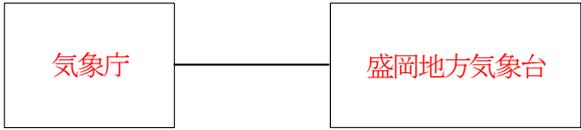
(6) 大気汚染気象業務

- 仙台管区気象台は、気象状態の現況を把握し、地方公共団体の大気汚染防止活動に協力する。

第3 情報の提供

- 気象庁は、防災関係機関が迅速に防災活動を実施できるよう、情報の伝達体制を整備するとともに、防災気象情報を適時・的確に発表し、報道機関の協力を得て町民に周知するように努める。

通信施設	伝達先
------	-----

データ通信回線	有線データ回線	
	衛星公衆電話	
	部外無線設備	岩手県防災行政情報通信ネットワーク（岩手県）
	防災情報提供システム （専用回線）	岩手県（総合防災室）、八戸海上保安部（警備救難課）、釜石海上保安部（警備救難課）、岩手河川国道事務所（調査第一課）、岩手県警察本部（警備課・通信指令課）、NHK盛岡放送局（放送部）、IBC岩手放送（報道部）、テレビ岩手（アナウンス部）、岩手めんこいテレビ（報道部）、岩手朝日テレビ（報道制作部）、エフエム岩手（放送部）、岩手日報社（報道部）、東日本旅客鉄道株式会社盛岡支社（輸送課）、陸上自衛隊岩手駐屯地（東北方面特科連隊第2科）
	専用電話	岩手県（防災課）

第4 防災知識の普及啓発の実施

- 盛岡地方気象台は、町民の防災気象情報への理解を促進し、公助にとどまらず自助・共助の場面においても防災気象情報がより積極的かつ適切に活用されることが災害による被害を最小限にするための有効な手段であることを認識し、関係機関との協力のもと、防災気象情報の活用能力の向上を含め、様々な状況下で住民一人ひとりが自らの判断で危険を回避し安全を確保する行動をとることを可能とするための知識の普及啓発を図り、住民の防災活動を推進するものとする。

ア 防災気象情報の活用能力向上

盛岡地方気象台は、自らが発表する防災気象情報について解説を行うよう努め、その理解を促進するとともに、情報を受けた利用者が適切な対応をとることができるように情報活用能力の向上を図るものとする。

イ 安全知識の普及啓発

盛岡地方気象台は、気象現象等の急な発生・変化や情報伝達手段の途絶等により情報の入手が困難な場合でも、住民一人ひとりが周囲の状況から自ら判断して安全確保の行動ができるよう、安全知識の普及啓発を図るものとする。

ウ 実施事項及び実施にあたって留意事項

- 盛岡地方気象台は、平常時からパンフレットや映像教材等の広報資料の作成、ホームページの活用、講演会の開催、講師の派遣などを行うものとする。
- 盛岡地方気象台は、災害には地域特性があることを踏まえ、各地域の地理的・社会的状況や過去の災害の発生状況、自然災害について抱えているリスク等も考慮するものとする。
- 盛岡地方気象台は、防災関係省庁、地方公共団体等の防災機関、教育機関、報道機関、気象・地震等の現象や防災に関して専門知識を有する団体等の協力を得て、防災関係者及び一般向けの講習会等を実施するほか、気象台の果たす役割の説明等を行うものとする。

エ 災害教訓の伝承

盛岡地方気象台は、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料を収集し、保存及び公開すること等により、住民が災害教訓を伝承する取組を支援するものとする。

第5節 通信確保計画

第1 基本方針

- 1 町その他の防災関係機関は、災害時における通信を確保するため、情報通信技術の活用及び通信施設の整備に努めるとともに、通信連絡系統を定め、通信手段の適切な運用を図る。
- 2 災害時においても通信が途絶しないよう、通信施設・設備の被災が想定されない場所への設置、耐震化、耐浪化及びサブシステム化並びに代替通信手段の確保に努める。また、通信施設等が損壊した場合に備え、迅速に応急復旧ができるよう要員及び資機材の確保体制を整備する。
- 3 効率的・効果的な防災対策を行うため、AI、IoT、クラウドコンピューティング技術、SNSの活用など、災害対応業務のデジタル化を促進する必要がある。デジタル化に当たっては、災害対応に必要な情報項目等の標準化や、システムを活用したデータ収集・分析・加工・共有の体制整備を図る必要がある。

第2 通信施設・設備の整備等

1 町の通信施設

- (1) 軽米町防災行政無線
屋外拡声器、戸別受信機等の機能の充実強化を図るとともに、その機能維持強化に努める。
- (2) 軽米町情報通信施設
町全域に整備した光ファイバーを活用したきめ細やかな情報提供に努める。
- (3) 防災行政無線、情報通信施設、その他の通信施設に係る非常用電源設備の整備等に努める。

2 防災相互通信用無線の整備

- 町本部長は、大規模な災害が発生した場合において、消防、警察等の防災関係機関が協力して、災害時の活動を円滑に行うことができるよう、これらの防災関係機関相互で共通運用する無線として、防災相互通信用無線の整備に努める。

3 その他の通信施設の整備

- 防災関係機関は、気象予報・警報の伝達、災害情報収集等のため、防災関係機関の内部及び相互間の通信施設・設備の整備を図るとともに、その運用、輸送体制等の整備に努める。
- 防災関係機関は、災害時における円滑な情報の収集及び連絡を実施するため、専用通信施設（災害優先電話を含む。）、コンピュータ等に係る非常電源設備の整備とその燃料の備蓄及び通信手段の複線化、耐震化及び耐浪化に努める。

4 災害時優先電話の指定

- 町その他の防災関係機関は、災害等によるふくそう時においても通信確保するため、あらかじめ、通信事業者に災害時優先電話用の電話番号を申請し、承認を受ける。

5 通信運用マニュアルの作成等

- 町その他の防災関係機関は、災害時における通信回路のふくそう及び混信、通信施設・設備の損壊に際しても、通信を確保できるよう、あらかじめ、災害応急対策に必要な通信機器の需要動向等を踏まえ、通信運用マニュアルを作成するなど、効果的な通信手段の確保・運用、通信施設等の応急復旧に必要な資機材及び要員の確保等に努める。

- 衛星携帯電話による通信を含めた複数の通信手段について定期的な訓練等の実施、防災関係機関間の衛星携帯を含む電話番号情報の共有に努める。
- 防災関係機関は、情報通信関係施設の災害に対する機能を維持するため、定期的に、点検を実施する。

第6節 避難対策計画

第1 基本方針

- 1 町は、火災、水害等の災害から町民の生命、財産を守るため、避難計画を作成し、避難場所、避難道路等の整備を進めるとともに、住民への周知徹底を図る。
- 2 学校、病院、社会福祉施設等の管理者は、施設内にいる者の避難を迅速、確実に行うために避難計画を作成し、その周知徹底を図る。

第2 避難計画の作成

1 町の避難計画

○ 町は、指定緊急避難場所（以下「避難場所」という。）及び指定避難所（以下「避難所」という。）（以下「避難場所等」と総称する。）として指定する施設の管理者その他関係機関等と協議し、次の事項を内容とした避難計画を作成する。【指定緊急避難場所等一覧資料編3-13-1】

- ア 高齢者等避難（高齢者等の避難行動要支援者等に対して避難行動を開始することを求めるとともに、高齢者等以外の一般住民に対して、必要に応じて、普段の行動を見合わせ始めることや自主的な避難を呼びかけるもの）、避難指示、緊急安全確保の発令基準、発令区域・タイミング及び伝達方法
- イ 避難場所等の名称、所在地、対象地区及び対象人口
- ウ 避難場所等への経路及び誘導方法
- エ 避難場所等の管理

① 管理責任者	⑧ 避難収容中の秩序維持
② 管理運営体制	⑨ 避難者に対する災害情報の伝達
③ 職員の動員体制及び運営スタッフの確保	⑩ 避難者に対する応急対策の実施状況の周知徹底
④ 災害対策本部及び各避難場所等との連絡手段	⑪ 避難者に対する各種相談業務
⑤ 食料、生活必需品等の物資の備蓄、調達方法	⑫ 自主避難者に対する各避難所の随時開放体制
⑥ 電気、ガス、水道等が損壊した場合の復旧方法	
⑦ 医療機関との連携方法	

オ 避難者に対する救援、救護措置

① 給水	④ 医療・衛生・こころのケア
② 給食	⑤ 生活必需品の支給
③ 空調	⑥ その他必要な措置

カ 避難行動要支援者に対する救援措置

① 情報の伝達
② 避難の誘導及び避難の確認
③ 避難所等における配慮
④ 平常時からの関係機関による避難行動要支援者情報の収集・共有
⑤ 避難支援プラン（全体計画、個別計画）の策定
⑥ 福祉避難所として社会福祉施設等を指定・協定締結
⑦ 避難場所から避難場所への移動手段

キ 避難場所等の整備

① 収容施設

③ 給水施設

② 給食施設

④ 情報伝達施設

ク 町民に対する広報

ケ 避難訓練

- 避難計画作成に当たっては、水害と土砂災害、複数河川の氾濫、台風等による河川洪水との同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努める。
- 避難計画作成に当たっては、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、消防団、自主防災組織及び平常時から避難行動要支援者と接している社会福祉協議会、民生委員、介護保険制度関係者、障がい者団体等と協力して、避難行動要支援者の避難支援の体制を整備し、避難行動要支援者情報の共有や、支援員をあらかじめ明確にするなど避難誘導が迅速に行われるよう特に配慮する。また、避難誘導体制の整備に当たっては、木造住宅密集地域における大規模な火災の発生など、二次災害の発生も考慮する。
- 町は、「避難情報に関するガイドライン」を参考に高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保（以下本編中「避難指示等」という。）の具体的な発令基準を策定し、町地域防災計画に明記するとともに、その内容について避難計画とあわせて住民に周知する。また、災害が発生する危険性が高くなっている地域に対して、避難指示等を適切に発令することができるよう、具体的な避難勧告等の発令範囲についてもあらかじめ設定するよう努める。
- 町は、洪水等に対する住民の警戒避難体制として、洪水予報河川等及び水位周知下水道については、水位情報、堤防等の施設に係る情報、台風情報、洪水警報等により具体的な避難勧告等の発令基準を設定するものとする。それら以外の河川等についても、氾濫により居住者や地下空間、施設等の利用者に命の危険を及ぼすと判断したものについては、同様に具体的な避難勧告等の発令基準を策定することとする。また、安全な場所にいる人まで指定緊急避難場所等へ避難した場合、混雑や交通渋滞が発生する恐れがあることから、災害リスクのある区域に絞って避難勧告等の発令対象区域を設定するとともに、必要に応じて見直すよう努めるものとする。国土交通省、気象庁及び県は、市町村に対し、これらの基準及び範囲の設定及び見直しについて、必要な助言等を行うものとする。
- 避難計画に盛り込む避難指示等の発令基準は、地域の特性等を踏まえつつ、気象警報等の内容に応じたものとし、その策定又は見直しに当たっては、災害の危険度を表す情報等の活用について、当該情報等を取り扱う国及び県の機関との連携に努める。この場合において、国及び県の機関は、町による避難指示等の基準の策定又は見直しを支援する。
- 避難計画の作成に当たっては、災害発生時における児童、生徒、園児の安全な避難のため、学校、幼稚園、保育所等との連絡、連携体制の構築に努める。
- 避難手段は、原則として徒歩によるものとする。ただし、避難所までの距離や避難行動要支援者の存在など地域の実情に応じ、やむを得ず自動車により避難せざるを得ない場合においては、避難者が自動車で安全かつ確実に避難するための方策をあらかじめ検討する。
- 避難計画作成に当たっては、夜間等様々な条件を考慮するとともに、避難支援従事者（消防団、自主防災組織、民生委員、社会福祉施設職員等の者であって、避難の誘導、避難者の確認等に従事する者をいう。）の危険を回避するため、防災対応や避難誘導に係る行動ルールや非常時の連絡手段等の安全確保策を定める。
- 避難計画の作成に当たっては、避難勧告等を発令する際に、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口の確認等必要な準備を整える。
- 町は、避難計画の周知を行うため、防災訓練の実施及びハザードマップ等の作成・配布等を行うよう努める。なお、ハザードマップ等の作成に当たっては、河川近傍や浸水深の大きい区域については「早期の立退き避難が必要な区域」として明示することに努め、住民等の参加も考慮する。

2 学校、病院、社会福祉施設等における避難計画

- 学校、病院、社会福祉施設、事業所など多数の者が出入りし、勤務し、又は居住している施設の管理者は、施設内にいる者の避難を迅速、確実に行うため、避難計画を作成し、関係職員等に周知徹底を図る。
- 施設の管理者は、町、二戸地区広域行政事務組合消防本部、警察機関等と密接な連携を図るとともに、避難訓練の実施等により、避難体制の確立に万全を期する。
- 浸水想定区域や土砂災害警戒区域内に位置し、町地域防災計画に名称及び所在地を定められた学校、病院、社会福祉施設等の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難の確保を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、水防法に基づき設置した自衛水防組織の業務に関する事項等を含めた水害や土砂災害が発生するおそれがある場合における避難確保計画を関係機関の協力を得て作成し、これを町長に報告するとともに、計画に基づき、避難誘導等の訓練を実施する。
- 県及び町は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画の策定状況や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努める。
- 学校、保育園等においては、児童、生徒、園児を集団的に避難させる場合の避難場所、経路、誘導方法、指示伝達方法等のほか、災害発生時における児童等の保護者への引き渡しに関するルールを、あらかじめ定める。
- 病院においては、患者を他の医療機関等に集団的に避難させる場合に備えて、移送可能施設の把握、移送方法、入院患者に対する保健、衛生の実施方法等を定める。
- 浸水想定区域内に位置し、町地域防災計画に名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、防災体制に関する事項、浸水の防止のための活動に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、自衛水防組織の業務に関する事項等に関する計画を作成し、これを町長に報告する。
- 観光施設等の不特定多数の者が集まる場所においては、来訪者に対する避難指示等の周知方法、避難させる場合の避難場所、経路、誘導方法等を定める。

3 広域避難及び広域一時滞在

(1) 町の役割

- 町は、災害が発生するおそれがあり、自らの区域内で、住民等の生命、身体を保護し、又は居住の場所を確保することが困難な場合において、住民等の県内他市町村へ又は他都道府県への避難（以下「広域避難」という。）が円滑に実施できるよう、県内の他の市町村その他の関係団体との応援協定の締結や具体的な手続き、移動手段の確保等を定めたマニュアル等の整備に努める。
- 町は、災害が発生し、自らの区域内で、避難者の生命、身体を保護し、又は居住の場所を確保することが困難な場合において、避難者の県内他市町村又は他の都道府県への一時的な滞在（以下「広域一時滞在」という。）が円滑に実施できるよう、県内の他の市町村その他の関係団体との応援協定の締結や具体的な手続き、移動手段の確保等を定めたマニュアル等の整備に努める。
- 町は、広域避難又は広域一時滞在の受入れ（他都道府県からの受入れを含む。以下「広域避難等」という。）を想定し、受け入れるべき施設をあらかじめ定めるなど、具体的な受け入れ方法を定めたマニュアル等の整備に努める。

(2) 県の役割

- 県は、広域避難等の受入れが円滑に実施できるよう、連絡・調整窓口の明確化を図るとともに、他の都道府県の協議窓口や県内の受入れ可能な施設をあらかじめ把握するなど、具体的な手続き等を定めたマニュアル等を整備する。

第3 避難場所等の整備等

1 避難場所等の整備

- 町は、次の事項に留意し、施設の管理者の同意を得て、地域の実情に応じ、地区ごとに避難場所等を指定するとともにその整備に努める。

この場合、過去の災害の状況や新たな知見等を踏まえ、避難場所等の指定について、必要に応じて随時見直しを行う。

- 町は、避難場所等を指定する際は、広域避難等の用にも供することについて定めるなど、他の市町村からの避難者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。

避難場所

- ア 火災の延焼によって生じる輻射熱等からの避難者の安全を確保できる十分な広さを有する公園、緑地、広場、その他の公共空地であること。
- イ 崖崩れ、浸水等の危険のない場所及び付近に多量の危険物等が蓄積されていない場所であること。
- ウ 避難者が安全に到達できる避難路と連結されている場所であること。
- エ 避難者一人あたりの必要面積をおおむね2平方メートル以上とし、対象避難地区すべての住民（昼間人口を考慮する。）を受け入れることができる場所であること。
- オ 避難する際に、できるだけ主要道路、鉄道、河川等を横断しなくてすむ場所であること。
- カ 水害に対する緊急避難場所は、小河川、沢、堰等を渡らない場所で、かつ、滞水により孤立するおそれのない場所であること。

避難所

- ア 被災者等を滞在させるために必要かつ適切な規模のものであること。
- イ 速やかに、被災者を受け入れ、又は生活関連物資を被災者等に配布することが可能な構造又は設備を有するものであること。
- ウ 想定される災害による影響が比較的少ない場所にあるものであること。
- エ 車両その他の運搬手段による輸送が比較的容易な場所にあるものであること。
- オ 給水、給食施設を有し、又は容易に給水、給食を確保できるものであること。
- カ 暖房施設・器具を有し、又は容易に暖房器具を確保できるものであること。
- キ 主として要配慮者を滞在させることが想定されるものにあつては要配慮者の円滑な利用の確保、要配慮者が相談し、又は助言その他の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されているもの。
- ク 避難生活の長期化に配慮し、公営住宅、民間アパートなどの確保も配慮すること。

- 指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合は、特定の災害においては当該施設に避難することが不相当である場合があることを住民等へ周知するよう努める。
- 町は、避難所を開設する場合には、あらかじめ施設の安全性を確認するものとする。
- 町は災害の規模に鑑み、必要な避難所を、可能な限り当初から開設するよう努める。
- 町は、指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な障がい者、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者のため、必要に応じて福祉避難所を指定するよう努める。特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努めるものとする。【福祉避難所一覧 資料編3-13-3】
- 福祉避難所を指定する場合は、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保される施設を指定するよう努める。
- 町は福祉避難所について、受入れを想定していない避難者が避難してこないよう、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に受入れ対象者を特定して公示する。
- 町は福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努める。

- 町は、学校を指定避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮する。
- 町は、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な場合には、旅館等の活用等を含めて検討するよう努めるものとする。
- 町は、必要に応じて、近隣の市町村の協力を得て、避難場所を近隣市町村に設けるものとする。

2 避難道路の整備等

- 町は、次の事項に留意し、地域の実情に応じ、地区ごとに避難道路を選定するとともに整備に努める。

- ア 道路付近に延焼の危険のある建物、危険物施設がないこと。
- イ 通行不能となった場所の代替経路の確保が可能な道路であること。
- ウ 浸水等の危険のない道路であること。
- エ 避難路は、原則として相互に交差しないこと。
- オ 避難道路の選定に当たっては、避難経路を確保するため、必要に応じ交通規制の実施者と協議のうえ、交通規制計画を定める。

3 避難場所等の環境整備

- 町は、次の事項に留意し、平時から避難場所等の環境整備を図る。

- ア 町に各種情報を確実に伝達できるような双方向の通信機材の配備
- イ 非常用電源の配備とその燃料の備蓄
- ウ 避難場所等及び周辺道路への案内標識、誘導標識、誘導灯、誘導ロープ、照明設備等の設置
- エ 避難場所等での給水活動を行うためのポンプ、浄水器等、必要な資機材の整備
- オ 医療救援、給食、情報連絡等の応急活動に必要な設備等の整備
- カ 毛布及び暖房器具、暖房施設の整備
- キ 高齢者、障がい者等の要配慮者に配慮した環境の整備
- ク プライバシーの確保、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮した環境の整備
- ケ 避難の長期化に応じた入浴及び洗濯等の環境の整備

- 町は、避難所への誘導標識を設置する場合は、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害に対応した避難場所であるかを明示するよう努める。

第4 避難所の運営体制等の整備

- 町は、指定避難所を円滑に設置し、及び運営するため、あらかじめ避難所の設置及び運営に係るマニュアル等の作成、訓練を通じて、その内容について住民への普及啓発に努める。この際、住民等が主体的に指定避難所を運営できるように配慮するよう努める。

第5 避難行動要支援者名簿

- 町は、町地域防災計画に基づき、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成する。
- 町は、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、避難行動要支援者名簿を定期的に更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努める。
- 町は、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認等を適切に行うため、市町村地域防災計画において概ね次の事項を定める。
 - ア 避難支援等関係者となる者

- イ 避難行動要支援者名簿に掲載する物の範囲
 - ウ 名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法
 - エ 名簿の更新に関する事項
 - オ 名簿情報の提供に際し情報漏えいを防止するために講ずる措置
 - カ 避難行動要支援者が適切に避難を行うための避難指示等の際における情報伝達上の配慮
 - キ 避難支援等関係者の安全確保
- 町は、町地域防災計画に定める避難支援等関係者に対し、避難行動要支援者本人の同意を得ることにより、または、当該市町村の条例の定めにより、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供する。この場合において、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講じる。

第6 避難に関する広報

- 町は、町民が的確な避難行動をとることができるよう、平常時から、避難場所、避難経路、危険箇所及び過去の浸水区域等を示した防災マップ、広報誌、パンフレット等の活用、講習会、避難防災訓練の実施、ホームページやアプリケーションなど、多様な手段を利用して、避難に関する広報活動を行い、町民に対する周知徹底を図る。

1 避難場所等に関する事項

- ア 避難場所等の名称及び所在地並びに避難所と避難場所の別
- イ 避難場所等への経路
- ウ 災害種別一般図記号を使った避難場所標識の見方

2 避難行動に関する事項

- ア 平常時における避難の心得
- イ 避難勧告等の用語の意味
- ウ 避難勧告等の伝達方法
- エ 避難の方法
- オ 避難後の心得

3 災害に関する事項

- ア 災害に関する基礎知識
- イ 過去の災害の状況

第7 避難訓練の実施

- 町は、災害時に町民が的確な避難行動をとることができるよう意識高揚を図り、避難経路や避難場所を町民自らが実際に確認し、又は避難所の運営訓練を実施することを督励するとともに、防災訓練の一環として、又は単独で、避難訓練を実施する。
- 訓練の実施に当たっては、居住者及び滞在者を含めた避難対象地区のすべての住民が参加するよう配慮する。

第7節 要配慮者の安全確保計画

第1 基本方針

- 1 町は、避難指示等の判断・伝達マニュアル及び避難行動要支援者避難支援計画等を策定するとともに、実際に避難訓練等を行うなど、国、県等の防災関係機関、介護保険事業者、在宅医療提供者、社会福祉施設設置者等及び地域町民等の協力を得ながら地域社会全体で要配慮者の安全確保を図る体制づくりを進める。

第2 実施要領

1 避難行動要支援者名簿及び個別避難計画

- 町は、避難行動要支援者に関する情報（住居、情報伝達体制、必要な支援内容等）を平常時から収集し、避難行動要支援者名簿を整備の上、電子データ、ファイル等で管理、関係機関と共有するとともに、一人ひとりの避難行動要支援者に対して複数の避難支援者を定める等、避難支援プランを策定する。
- 町は、市町村地域防災計画に基づき、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局の連携の下、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、地域住民等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努めるものとする。また、個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用には支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努めるものとする。
- 町は、町地域防災計画に定めるところにより、消防機関、都道府県警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人及び避難支援等実施者の同意、または、町の条例の定めがある場合には、あらかじめ個別避難計画を提供するものとする。
- 町は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時から、必要な配慮をするものとする。
- 町は、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合が図られるよう努めるものとする。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努めるものとする。

2 災害情報等の伝達体制の整備

- 避難行動要支援者の避難支援は自助・地域（近隣）の共助を基本とし、町は、避難行動要支援者への避難支援対策に対応した避難準備・高齢者等避難開始を発令するとともに、消防団や自主防災組織等を通じ、避難行動要支援者及び避難支援者までの迅速・確実な伝達体制の整備を行う。
- 町は、情報伝達のため、消防団や自主防災組織等への情報伝達責任者（班）を明確にする。
- 消防団、自主防災組織等は、情報伝達網の複数ルート化等に配慮するとともに、福祉・医療関係者と連携し、避難支援プラン等を基に情報伝達を実施する。
- 町は、平常時から避難行動要支援者と接している社会福祉協議会、民生委員、ケアマネージャー、介護職員等の福祉サービス提供者、在宅医療提供者、障がい者・難病患者団体等の福祉・医療関係者との連携を深め、発災時には、これらが構築しているネットワークを情報伝達に活用する。

- 町は、要配慮者利用施設の管理者に対し、避難勧告等を確実に伝えるための情報伝達体制を整備する。

3 避難誘導

- 町は、警察署、消防署、消防団、自主防災組織等と協力し、避難行動要支援者を優先した避難誘導体制の整備を図る。

4 避難生活

- 町は、関係機関と連携し、避難所における要配慮者の支援窓口の設置、保健師等による健康相談、岩手県災害派遣福祉チームの受け入れなど、福祉関係職員等による生活支援体制を整えるとともに、避難行動要支援者の避難支援のための連絡会議を開催するなど、各支援者と緊密な連携を図れるよう支援体制の構築を図る。
- 避難所においては、要配慮者の避難状況に応じて、障がい者（オストメイトを含む。）用トイレ及びスロープ等の段差解消設備の速やかな仮設、福祉施設職員等による応援体制の構築などに努める。

5 社会福祉施設等の安全確保対策

- 社会福祉施設等は、定期的に施設の耐久性・耐火性を点検し、建築年数や老朽度合い等に応じて必要な修繕等に努める。
特に、スロープ等の段差解消設備等を設置し、施設内部や周辺のバリアフリー化に努めるとともに、防災資材や日常生活及び福祉サービスに必要な物資についても配備するよう努める。
- 社会福祉施設等は、入所者及び従業員に対し、避難経路及び避難場所を周知し、平常時から基本的な防災行動がとれるよう防災教育を行い、定期的に防災訓練を実施する。
また、施設の構造や利用者の身体的特徴を考慮し避難誘導方法を確立し、避難支援計画を策定する。

6 要配慮者に配慮した防災訓練等の実施について

- 町は、地域において要配慮者を支援する体制を確認するなど、要配慮者に十分配慮しながら避難計画に基づき防災訓練等の実施に努める。

7 外国人の安全確保対策について

(1) 防災教育、防災訓練の実施

- 防災関係機関は、県、町及び国際交流関係団体等の協力を得て、外国人に対し、多言語による防災知識の普及に努める。
また、町は、防災訓練の実施に際しては、外国人の参加を呼びかける。
なお、町は、外国人を多く就業させている事業所等に対し、防災講習の開催を働きかけるように努める。

(2) 避難計画

- 町は、第2章第5節第1に定める避難計画の作成に当たっては、被災地に生活基盤を持ち、避難生活や生活再建に関する情報を必要とする在留外国人と、早期帰国等に向けた交通情報を必要とする訪日外国人は行動特性や情報ニーズが異なることを踏まえ、それぞれに応じた迅速かつ的確な情報伝達環境の整備や、避難支援体制の整備を行い、避難誘導が迅速に行われるよう配慮する。
また、避難所においても、情報伝達手段の確保等、外国人に配慮した環境の整備を行う。

- 県は、災害時における多言語支援窓口を設置し、運営体制を構築するとともに、市町村間の相互支援体制を構築する。

(3) 情報伝達及び案内標示板等の整備

- 町は、災害時において外国人が迅速かつ的確に避難することができるよう、多言語ボランティア等の協力を得て、多言語等による避難勧告等の伝達手段の確保に努める。
また、避難場所や避難経路の標示等、災害に関する案内板等について、ピクトグラムを活用等によ

りわかりやすく効果的なものにするとともに、多言語の併記標示を進め、外国人の避難に支障のないよう努める。

- 県及び町は、国等と協力し、研修を通じて、災害時に行政等から提供される災害や生活支援等に関する情報を整理し、避難所等にいる外国人被災者のニーズとのマッチングを行う災害時外国人支援情報コーディネーターの育成を図るものとする。

(4) 情報の提供

- 県及び町は、インターネット等を活用した多言語及びやさしい日本語による災害情報の提供に努める。
- 県及び町は、災害時に避難所等において、災害時多言語支援情報コーディネーターを活用し、効果的な情報収集（外国人被災者の状況、ニーズ把握）、情報提供（災害情報、外国人被災者のニーズとのマッチング）を行うよう努める。

(5) ボランティアの育成等

- 県及び町は、国際交流関係団体等の協力を得て、災害時において通訳等を行う多言語ボランティアの養成、登録、研修を行う。

(6) 生活相談

- 町は、国際交流関係団体等及び多言語ボランティア等の協力を得て、外国人に対する相談体制を整備する。

第8節 食料・生活必需品等の備蓄計画

第1 基本方針

町は、災害発生直後から飲料水、食料、生活必需品等の流通が確保されるまでの間、被災者の生活を支えるため、必要な物資の備蓄を行うとともに、町民及び事業所における物資の備蓄を促進する。

第2 備蓄の種類

備蓄の種類については、次のとおりである。

- 災害に備え、県、市町村、事業所、県民が主体となり備蓄する物資（備蓄物資）
- 災害発生時、被災地方公共団体に対して被災地外の住民や民間事業者、団体等から善意で寄せられる物資で、調達費用等の対価が生じないもの（義援物資）
- 県又は市町村が、災害に備え、民間事業者等とあらかじめ締結した協定等に基づき、災害時に必要量調達する物資で、協定の内容により異なるが、基本的には調達費用等の対価が生じるもの（流通在庫備蓄）
- 国が、被災地方自治体からの具体的な要望を待たず、避難所避難者への支援を中心に必要不可欠と見込まれる物資を調達し、被災地に緊急輸送する仕組み（プッシュ型支援）

第3 県及び町の役割

1 県の役割

- 市町村が飲料水、食料、毛布、簡易トイレ等避難生活に必要な物資（以下この節において「物資」という。）の供給又は調達が困難な場合に備え、県内の各地域に物資を備蓄し、定期的に点検及び更新を行う。
- 家庭及び事業所における物資の備蓄を奨励する。
- 市町村における性別によるニーズの違いや要配慮者に配慮した物資の備蓄等について、必要に応じて助言を行う。
- 物資の調達可能数量等を常時把握するとともに、あらかじめ、災害時における応援協定の締結等により、他の都道府県及び関係団体の物資調達に係る体制を整備する。
- 災害時において、燃料が供給できるよう、岩手県石油商業協同組合その他の業界団体等に対し、常時一定量の燃料を確保するよう要請する。

2 町の役割

- 物資の備蓄計画（品目、数量、配置場所）を定めるものとし、計画を定める場合にあつては、性別によるニーズの違いや高齢者、障がい者、難病患者、食物アレルギーを有する者、外国人、乳幼児及び妊産婦、性的マイノリティ（LGBT等）等の多様なニーズに配慮する。
- 備蓄計画に基づき物資の備蓄を行い、定期的に点検及び更新を行う。
- 家庭及び事業所における物資の備蓄を奨励する。
- 備蓄は、指定避難所等に分散して、災害時に避難者を取り出して使用できるようにする。
- 物資の調達可能数量等を常時把握するとともに、あらかじめ、災害時における応援協定の締結により、他の市町村及び関係団体からの物資調達に係る体制を整備する。

第4 町民及び事業所の役割

1 町民の役割

- 各家庭において、家庭の3日分程度の物資を備蓄し、定期的に点検及び更新を行うよう努める。

家庭における備蓄品の例

飲料水、食料、ラジオ、懐中電灯、ローソク、電池、医薬品、携帯トイレ、カセットコンロ、石油ストーブ等

2 事業所の役割

- 事業所は、災害時において必要な資機材、燃料等及び従業員のための物資を備蓄又は確保をし、定期的に点検及び更新に努める。

第9節 孤立化対策計画

第1 基本方針

町は、道路状況や通信手段の確保の状況等から孤立化が想定される地域をあらかじめカルテ化し、最新の状況を随時把握するとともに、現地消防団員から直接被害状況を収集できる体制を構築するなど、予防対策に努める。

第2 孤立化想定区域への対策の推進

1 通信手段の確保

○ 町は、災害時優先電話、衛星携帯電話等の公衆通信網のみならず、町防災行政無線、町情報通信施設等の多様な通信手段の確保に努め、防災訓練等を通じ、通信機器や非常用電源の使用方法的習熟を図る。

○ 県は、防災ヘリコプター等による空中偵察に対し住民側から送る合図を定め、町はその方法をあらかじめ周知する。

[県統一合図]

- | |
|------------------------------|
| ア 赤旗 (負傷者等があり、早急な救助を求める場合) |
| イ 黄旗 (負傷者等はいないが、救援物資等を求める場合) |
| ウ 白旗 (異常なし又は存在を知らせる場合) |

○ 町は、孤立化のおそれがある場合に、地域の代表者に積極的に電話をするなど、町民の安否確認を行う体制・連絡網を整備するよう努める。

2 避難先の検討

町は、集落内に避難場所等がない場合には、災害時に集合する集落内の安全な場所や家をあらかじめ定めるなど、避難先の確保に努める。

3 救出方法の確認

町は、孤立可能性のある地域においてヘリコプターの飛行機場外離着陸場その他ヘリコプターが離着陸できる場所又はヘリコプターにより上空から救助ができる場所 (以下「飛行機場外離着陸場等」という。)の確保に努める。

また、地域内に飛行機場外離着陸場等が確保できない場合は、隣接する地域等において飛行機場外離着陸場等の確保に努める。

4 備蓄の奨励

町は、孤立化のおそれがある地域においては、孤立しても町民が支え助け合うことができるよう、備蓄を推進する。

また、備蓄に当たっては、水、食料等の生活物資に加え、非常用電源、簡易トイレ等の集落単位での備蓄が望ましいが、まずは、各家庭において3日分程度の水、食料の備蓄の奨励に努める。

5 防災体制の強化

町は、町民自らが、救助、救出、避難誘導、避難所生活の支援ができるよう、自主防災組織の育成強化に努める。

第10節 防災施設等整備計画

第1 基本方針

災害時において、迅速かつ適切な災害応急対策が実施できるよう、防災施設等を整備し、災害時における応急活動体制の整備を推進する。

第2 防災施設等の機能強化

- 町は、防災施設等の整備を進め、次に掲げる機能の強化を図る。
 - ア 災害応急対策活動における中枢機能
 - イ 庁舎等の被災時におけるサブ機能
 - ウ 防災ヘリコプター等による、災害応急活動を支援するための防災ヘリポート機能
 - エ 町民に対する防災知識の普及、教育及び訓練機能
 - オ 人員、物資等の輸送、集積機能
 - カ 災害対策用資機材の備蓄機能
 - キ 自家発電装置、太陽光発電その他の再生可能エネルギー利用設備等による非常時電力供給機能
 - ク 被災町民の避難・収容機能
 - ケ 警察・消防・自衛隊等の部隊の展開、宿営の拠点、ヘリポート、物資輸送設備等の救援活動拠点機能

第3 公共施設等の整備

- 町は、避難路、避難地（公園、緑地、道路などの町民の退避地を含む。）等を整備するとともに、避難所となる学校等の公共施設の不燃化及び非常用電源設備の整備等に努める。
- 防災関係機関は、災害応急対策上の重要施設、広域経済活動上の重要施設、多数を収容する重要施設等についての不燃化及び非常用電源設備の整備等に努める。

第4 消防施設の整備

- 町は、地域の実情に即した、消防車両、消防無線、消防水利、その他の消防施設、設備を整備拡充し、常時点検整備を行う。

第5 防災資機材等の整備

- 町は、大規模な災害において、災害応急対策活動を行うため、次の資機材を整備し、定期的に点検整備を行い、必要な補充を行う。
 - (1) 水防用資機材
 - (2) 空中消火用資機材
 - (3) 林野火災消火用資機材

(令和4年4月1日現在)

	防火水槽	可搬式散水装置
数量	89	78

- (4) 放射性物質災害用資機材

第11節 建築物等安全確保計画

第1 基本方針

- 1 密集地における被害を最小限に食い止めるため、建築物の不燃化の促進、防災空間の確保、市街地の再開発等を推進することにより、防災化を図る。
- 2 文化的遺産であり、歴史上・学術上又は芸術上価値の高い文化財を災害から守り、後世に伝えるために、文化財保護思想の普及徹底を図るとともに、防災施設の整備等を計画的に進める。

第2 建築防災の現況

本町における町形成の推移をみると、その大半は昔からの集落が自然的に成長発展したものが多く、これに昭和30年代以降における周辺部から町中心部への移転現象が加わり、集落から密集地形成が進んでいる状態である。

しかしながら、この密集地化に対応すべき道路、公園広場等、都市防災の拠点となるべき安全施設の整備あるいは建築物の防火、避難面における整備が遅れていることから、建築基準法、消防法等の整備強化に呼応し、建築物の防火、避難等安全確保のための施策を講じているところである。

がけ地近接等危険住宅については、住宅移転事業等の対策を計画化していく必要がある。また、建物の現況は、木造は全体の92パーセントを占め、耐火構造は、わずか8パーセントに過ぎず、防火上からの危険度は、非常に高い現況である。

第3 対策事業の計画

1 建築物の安全確保

地震、台風、豪雪、火災等に対する建築物の構造及び防火上の安全を確保するため、関係者に対する指導を行うとともに、学校、診療所、庁舎等の主要建築物については、大災害発生時における避難及び救助活動の拠点建築物として位置づけ、積極的にその機能を確保するよう指導する。

2 防火対策

- 消防法に定める防火対象物の防火管理体制の強化をはかるため、防火管理者の選任、消防計画の作成、消火、通報及び避難訓練の実施、消防用設備等の設置及び維持管理等、防火管理業務の充実を図るよう指導する。なお消防法に定める指定防火対象物は、資料編「消防法に定める指定防火対象物数」（2-1-1）のとおりである。
- 消防法に定める既存特定防火対象物の火災から人命の安全を確保するため、現行基準に基づく消防用施設等の設置の促進並びにその適正な維持管理を推進するよう指導する。
- 事業場、住家、その他の防火対象物から火災発生と被害の軽減を図るため、防火指導の強化並びに一般町民に対する防火思想及び防火知識の普及活動を推進し、火災予防の徹底を期すよう積極的に指導する。

第4 建築物の安全確保

- 学校、庁舎等の主要建築物については、大規模災害発生時における避難及び救助活動の拠点建築物として位置付け、その機能を確保する。
- 町は、平常時より、災害による被害が予測される空家等の状況の確認に努める。

第5 文化財の災害予防対策

1 文化財保護思想の普及

- 文化財に対する防火思想及び火災予防の徹底を図るため、文化財保護強調週間（11月1日～7日）、文化財防火デー（1月26日）等の行事を通じ、町民の防火・防災意識の高揚を図る。

2 防災施設等の整備

- 文化財の所有者又は管理者は、災害から文化財を守るため、必要な防災施設等の整備を図るとともに、定期的な保守点検を実施する。

3 文化財の現状等

（令和4年9月30日現在）

指定区分	有形文化財	無形民俗文化財	史跡	名勝	天然記念物	名勝天然記念物	建造物保存	計
県	3		1		1			5
町	6	9	1		8		1	25

- 岩手県有形文化財
 - ・木造萩薬師如来像外 昭和34年3月17日
 - ・軽呂耕作鈔及び遺言 平成25年4月5日
 - ・長倉 I 遺跡出土品 令和2年4月7日
- 岩手県天然記念物
 - ・折爪岳のヒメボタル生息地 平成30年7月
- 岩手県史跡
 - ・玉川鉄山跡 平成4年9月4日

建造物	○ 指定建造物は木造が多く、火災等の災害から守ることは、文化財保護事業の中でも重要な課題であり、立地条件に応じて、自動火災報知設備、避雷針、ドレンチャー、貯水池、消火栓消防道路等の設める。
美術工芸品、考古資料、有形民俗文化財	○ 自動火災報知設備、貯水池、消火栓、消火器、消防道路等の設備拡充を進める。 ○ 搬出不可能な文化財や文化財群に対して、耐火耐震構造の収蔵庫の設置を進めるとともに、搬出が容易な文化財も含めて、自動火災報知設備、給水設備等を整備する。
史跡 名勝 天然記念物	○ 埋蔵文化財については、出土遺物の収蔵施設を整備するなど保存の措置を推進する。 ○ 史跡、名勝、天然記念物の性質等に応じ、所在地域の予防計画と併せて、災害予防措置を講じる。

4 文化財防災組織の編成、訓練等

- 文化財の所有者又は管理者は、防災に関する責任体制を確立し、常に防災診断を行うとともに、所有者、管理者、檀家、町民等による自衛消防隊等の防災組織を編成し、防災活動に必要な訓練を行う。
- 災害時における文化財の搬出に万全を期するため、災害の種別、規模等を想定し、文化財ごとに、搬出計画をたてる。

- ア 文化財の性質、保全の知識を有する搬出責任者を定める。
- イ 文化財の避難場所を定める。
- ウ 搬出用具を準備する。

第12節 交通施設安全確保計画

第1 基本方針

災害による道路施設の被害を防止し、又は軽減し、交通機能を確保するため、施設、災害対策用資機材の整備等を図る。

第2 道路施設

1 道路の整備

- 災害時における道路機能を確保するため、所管道路について、法面等危険箇所調査を実施し、補修等対策工事の必要箇所の整備を進める。
 - ア 道路隣接法面の路面への崩壊が予想される箇所及び路体の崩落が予想される箇所を把握するため、道路法面、盛土欠落危険調査を実施する。
 - イ 上記調査に基づき、道路の防災補修工事が必要な箇所について、工法決定のため測量、地質調査、設計等を行い、その対策工事を実施する。

2 橋梁の整備

- 災害時における橋梁機能を確保するため、所管橋梁について、耐震点検調査を実施し、補修等対策工事の必要箇所を指定して、道路橋の整備を推進する。
- 保全的な修繕から計画的かつ予防保全的な修繕に転換し、安全で安心な道路サービスの提供を行うとともに、橋梁の耐用年数の延長（長寿命化）による必要な予算の平準化及びコストの削減を目的に平成22年12月に策定した長寿命化修繕計画を基に計画的に実施する。
 - ア 橋梁の耐震点検調査
平成8年11月、建設省道路局長及び都市局長から通達があった「橋、高架の道路等の技術基準」に適合する構造の改善補強を行うため、橋梁耐震点検を実施、補修等を対策工事の必要な橋梁を指定する。
 - イ 橋梁の耐震補強の実施
(1)の調査、点検に基づき補修等対策工事が必要とされた橋梁について、老朽橋の架替、補強、橋座の拡幅、落橋防止装置の整備等耐震補強を実施する。
 - ウ 耐震橋梁の建設
新設橋梁は、道路橋耐震設計指針に基づいて建設する。

3 障害物除去用資機材の整備

- 事故車両、倒壊物、落下物等を排除して、災害時の緊急交通路としての機能を確保するため、レッカー車、クレーン車、工作車等の調達のため、リース会社等と災害時優先調達協定を締結しておく。

4 復旧体制の整備

- 発災後の早期復旧を期するため、次の体制を整備する。
 - ア 復旧要員の動員及び関係機関との協力応援体制
 - イ 復旧用資機材の配置及び整備
 - ウ 消防及び救護体制

第13節 ライフライン施設等安全確保計画

第1 基本方針

災害による電力、ガス、上下水道、電気通信等のライフライン施設の被害を防止し、又は軽減するため、施設・設備、災害対策用資機材の整備等を図るとともに、巡視点検の実施等安全対策に万全を期する。

第2 電力施設

- 電気事業者は、災害による電力施設の被害を防止し、又は軽減するため、災害に応じた設備、資機材の整備等を図るとともに、電気工作物の巡視、点検、広報活動の実施等により、電気事故の防止を図る。

第3 ガス施設

1 LPガス施設

製造施設及び貯蔵所	○ 二次災害を防止するため、緊急遮断弁、消火設備、保安用電力の確保等の整備を行う。
容器置場	○ 火気との距離を確保するとともに、雪害等を考慮して設定する。
容器	○ 容器の転落、転倒を防止するため、適切な鎖掛け等を行うとともに、定期点検を実施する。
安全器具	○ 災害防止に効果のあるマイコンメーターの設置を進める。 ○ 容器等からのガス漏れを防止するため、ガス放出防止器等の設置を進める。 ○ ガス放出防止器等の設置に当たっては、容器のバルブの閉止が困難な高齢者世帯等を優先的に行うよう配慮する。

2 災害対策用資機材の確保等

災害時に必要な資機材の在庫管理を行い、調達を必要とする資機材については、その確保体制を整備する。

3 防災広報活動

災害時における二次災害の防止等を図るため、平常時から、需要家に対し、次の事項についての周知徹底を図る。

- ア ガス栓の閉止等、地震が発生した場合においてガス器具に対してとるべき措置
- イ ガス漏れ等の異常に気づいた場合の措置

第4 上下水道施設

1 上水道施設

- 水道事業者は、災害による上水道施設の被害を防止し、又は軽減するため、施設、資機材の整備等を図る。

(1) 施設の整備

- 浄水施設等は、被災時の停電を考慮して、必要最小限の自家発電設備の整備を図る。
- 配水管は、管路の多系統化、グループ化、ブロックシステム化等を行う。
- 既設管は、漏水防止作業を実施し、破損及び老朽管を発見して、敷設替え等の改良を行う。

(2) 給水体制の整備

- 町及び水道事業者は、災害時において、被災者が必要とする最小限の飲料水（一人当たり1日3リットル以上）の供給を確保できるよう、ろ過器の配備、給水タンク車の配備、応急配管及び応急復旧用資機材の備蓄増強を図る。

2 下水道施設

- 下水道施設の管理者は、災害による下水道施設の被害を防止し、又は軽減するため、施設の整備等を図る。

下水管渠	<ul style="list-style-type: none"> ○ 新たな下水管渠の敷設は、耐震性の確保のため構造面での耐震化を図るとともに、管路の複数ルート化に努め、流下機能を確保する。 ○ マンホール蓋の点検を行い、飛散、摩擦等の危険な箇所の補修、交換を行う。 ○ 下水管渠の流下機能を確保するため、マンホール間のバイパス等の資機材の確保を図る。
ポンプ場、 終末処理場	<ul style="list-style-type: none"> ○ ポンプ場、終末処理場は、非常用発電設備を整備する。 ○ 新たなポンプ場、処理場の建設は、耐震性の確保のため構造面での耐震化を図る。 ○ 既設のポンプ場、処理場は、耐震診断を行い、危険な施設の改修を行う。

第5 通信施設

1 電気通信設備

- 電気通信事業者は、災害時における通信の確保を図るため、施設、資機材の整備等を図る。

(1) 設備の整備

- 電気通信設備及びその附帯設備（建物を含む。以下「電気通信設備等」という。）の防災設計を実施する。

<ul style="list-style-type: none"> ア 大雨、洪水等のおそれのある地域の電気通信設備については、耐水構造化を行う。 イ 暴風又は大雪のおそれのある地域の電気通信設備等については、耐風又は耐雪構造化を行う。 ウ 地震又は火災に備え、主要な電気通信設備等については、耐震及び耐火構造化を行う。
--

- 災害が発生した場合における通信の確保を図るため、次により、通信網の整備を行う。

<ul style="list-style-type: none"> ア 主要な伝送路を、多ルート構成又はループ構成とする。 イ 主要な中継交換機を、分散配置する。 ウ 主要な電気通信設備については、必要な予備電源を設置する。 エ 重要加入者については、当該加入者との協議により、2ルート化を推進する。

(2) 重要通信の確保

- 災害時に備え、重要通信に関するデータベースを整備する。
- 常時、そ通状況を管理し、通信リソースを効率的に運用する。
- 災害時には、設備の状況を監視しつつトラヒックコントロールを行い、電気通信のそ通を図る。

(3) 災害対策用機器及び車両の配備

- 保管場所及び数量を指定して、次に掲げる機器、機材、車両等を配備する。

ア 非常用衛星通信装置	オ 移動電源車及び可搬型発電機
-------------	-----------------

イ 可搬型衛星地球局

カ 応急ケーブル

ウ 可搬型無線機

キ 電気通信設備等の防災用機材

エ 移動基地局及び臨時基地局

(消火器、土のう等)

(4) 災害対策用資機材の確保等

- 災害応急対策及び災害復旧を実施するため、平常時から、災害対策用資機材、器具等の確保に努める。
- 災害対策用資機材の設置場所について、市町村と協議し、あらかじめ定めておくよう努める。

(5) 電気通信設備の点検調査

- 電気通信設備を、常に法令に定める技術基準に適合するよう保持するとともに、事故の未然防止を図るため、定期的に電気通信設備の巡視点検（災害の発生のおそれがある場合は、特別の巡視）を行い、不具合の早期発見とその改修に努める。

2 放送施設

- 放送局は、災害時における放送の送出及び受信を確保するため、放送施設・設備の整備拡充を図るとともに、災害応急・復旧対策に必要な資機材の整備を図る。

(1) 設備の整備

- 放送設備、特に放送主系統設備、受配電設備、非常用発電設備等の防火防災対策を実施する。
- 放送設備等重要な設備については、代替又は予備の設備を設ける。
- 建物、構築物、放送設備等の防災性について、定期的に自主点検を実施する。

(2) 放送継続体制の整備

- 災害により、放送機、中継回線、演奏所等に障害が発生し、平常時の運用が困難になった場合に備え、他の放送系統による臨機の番組変更、常置以外の必要機器の仮設等、放送を継続できる体制の整備を図る。

(3) 防災資機材の整備

- 災害応急対策・復旧対策に必要な資機材の整備、備蓄を図る。

第14節 危険物施設等安全確保計画

第1 基本方針

危険物災害の発生及び拡大を防止するため、施設・設備、災害対策用資機材等の整備を図るとともに、保安教育、指導等による保安体制の整備強化を図る。

第2 石油類等危険物

1 保安教育の実施

- 危険物施設の所有者等は、危険物取扱者、危険物施設保安員等に対し、保安管理の向上を図るため、二戸地区広域行政事務組合消防本部等と連携し、講習会、研修会等の保安教育を実施する。

2 指導強化

- 町及び二戸地区広域行政事務組合消防本部は、県の指導助言のもとに、石油類等危険物に係る許可及び立入検査等を実施し、災害の防止に努める。
- 二戸地区広域行政事務組合消防本部は、危険物施設に対し、次の事項を重点に、立入検査等を実施する。
 - ア 危険物施設の位置、構造及び設備の維持管理の検査
 - イ 危険物の貯蔵、取扱い、運搬、積載等の方法の検査及び安全管理指導
 - ウ 危険物施設の所有者等、危険物保安監督者等に対する非常時のとるべき措置指導

3 屋外貯蔵タンクからの流出油事故対策

(1) 沈下測定の実施

- 危険物施設の所有者等は、屋外貯蔵タンクの沈下測定を定期的に行い、その実態の把握に努める。

(2) 不等沈下の著しいタンクの措置

- 二戸地区広域行政事務組合消防本部は、不等沈下の著しいタンクについて、法令の定めるところにより、タンクの底部の厚さ、溶接部の損傷、亀裂、腐食等の欠陥の有無の確認等保安検査を実施する。
- 二戸地区広域行政事務組合消防本部は、欠陥が発見されたタンクについて、必要な修繕を行わせるとともに、タンクの基礎の修繕により不等沈下を是正させ、保安の確保に努める。

(3) 敷地外流出防止措置

- 二戸地区広域行政事務組合消防本部は、危険物の流出事故が発生した場合における敷地外又は海上への流出による二次災害を防止するため、油槽基地等危険物タンクが相当数群立する危険物施設の所有者等に対し、防油堤・流出油防止堤の設置、土のう、オイルフェンス等の流出油防除資機材の整備など必要な措置を講じるよう指導する。

4 自衛消防組織の強化措置

- 危険物施設の所有者等は、自衛消防隊の組織強化を推進する。
- 危険物施設の所有者等は、隣接する事業所との相互応援に関する協定を締結するなど、効率ある自衛消防力の確立を図る。

5 化学防災資機材の整備

- 町は、化学防災資機材の整備を図り、化学消防力の強化を推進する。

第3 高圧ガス及び火薬類災害予防対策

- 関東東北産業保安監督部東北支部及び県が実施する高圧ガス又は火薬類による災害予防対策に対して、町は積極的に協力する。

1 保安意識の高揚

- 高圧ガス保安法、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律、火薬類取締法等関係法令の周知徹底を図るため、保安教育講習、保安推進パトロール等を実施する。
- 高圧ガス、火薬類の取扱者、従事者等に対する技術講習を実施する。
- 危害予防週間を設け、保安意識の高揚に努める。

2 規制の強化

- 高圧ガスの製造施設、貯蔵所又は火薬庫等が関係法令に規定する技術上の基準に適合し、かつ適正に維持されているか、保安検査及び立入検査を実施する。
- 指導の適性を期するため、指導取締方針の統一、相互協力等により、関係機関との連携を密にする。

3 自主保安体制の整備指導

- 保安教育計画に基づく保安教育及び防災訓練の実施により、業務上の保安確保に万全を期するよう指導する。
- 定期自主検査の完全実施及び責任体制の確立を指導する。
- 災害発生時の自主防災対策の策定を指導する。

第4 毒物、劇物災害予防対策

- 県が実施する毒物、劇物による災害予防対策に対して、町は積極的に協力する。

第5 放射線災害予防対策

- 防災関係機関及び放射性同位元素の届出・許可等使用者は、災害時における放射性物質による事故を未然に防止するため、施設の防災対策、防災業務従事者に対する教育及び訓練、防護資機材の整備等災害予防対策を推進する。

第15節 風水害予防計画

第1 基本方針

- 1 洪水等による水害を予防するため、風水害に強いまちづくりを進めるとともに、河川改修事業、砂防事業、農地防災事業及び治山事業を計画的に実施する。
- 2 災害時に適切な措置をとることができるよう、施設の維持管理体制を整備する。
- 3 町その他の防災関係機関は、風害対策やその知識の普及啓発を図る。
- 4 県及び町は、「自らの命は自らが守る」という意識の徹底や、地域の災害リスクととるべき避難行動等についての住民の理解を促進するため、行政主導のソフト対策のみでは限界があることを前提とし、住民主体の取組を支援・強化することにより、社会全体としての防災意識の向上を図るものとする。

第2 風水害に強いまちづくり

- 町は、豪雨、洪水、高潮、土砂災害等に対するリスクの評価について検討し、評価結果を踏まえ、防災・減災目標を設定するよう努めるものとする。
- 県及び町は、豪雨、洪水、高潮、土砂災害等による危険の著しい区域については、災害を未然に防止するため、災害危険区域の指定について検討を行い、必要な措置を講ずるものとする。なお、災害危険区域の指定を行う場合は、既成市街地の形成状況や洪水浸水想定区域等の状況を踏まえ、移転の促進や居室を有する建築物の建築禁止のみならず、地方公共団体が定める水位より高い地盤面や居室の床面の高さ、避難上有効な高さを有する屋上の設置など、様々な建築の制限を幅広く検討するものとする。
- 町は、立地適正化計画による都市のコンパクト化及び防災まちづくりの推進に当たっては、災害リスクを十分考慮の上、居住誘導区域を設定するとともに、同計画にハード・ソフト両面からの防災対策・安全確保対策を定める防災指針を位置付けるものとする。
- 町は、溢水等による災害の発生のおそれのある土地の区域について、豪雨、洪水、高潮、土砂災害等に対するリスクの評価を踏まえ、風水害に強い土地利用の推進に努めるものとする。
- 河川管理者は、水害の激甚化、治水対策の緊要性、ダム整備の地理的な制約等を勘案し、緊急時に既存ダムの有効貯水容量を洪水調節に最大限活用するため、利水ダム等の事前放流の取組を推進するものとする。
- 県及び町は、他の関係機関と連携の上、災害時に発生する状況を予め想定し、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）を作成するよう努めるものとする。また、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努めるものとする。

第3 河川改修事業

- 町は、緊急度及び防災効果の大きい河川の改修を優先的に実施するなど、町管理河川の改修事業を計画的に推進する。

[準用河川の状況 資料編3-13-4]

第4 ダムの適正管理

- 河川流域における洪水調整機能を図るため、県営ダム等の適正管理を促進する。

第5 砂防事業

- 砂防事業は、流域における荒廃地域の保全及び土砂災害から人命、財産を守ることを目的として、えん堤工、溪流保全工等の整備を進める。

第6 治山事業

- 県及び町は、山地災害危険地区等における治山施設の整備等のハード対策と、山地災害危険地区に係る監視体制の強化、情報提供等のソフト対策の一体的な実施や、地域の避難体制との連携による減災効果の向上を図るとともに、森林の整備・保全の推進により、山地災害の発生防止に努めるものとする。
特に、尾根部からの崩落等による土砂流出量の増大、流木災害の激甚化、広域にわたる河川氾濫など、災害の発生形態の変化等に対応するため、流域治水の取組と連携しつつ、土砂流出の抑制、森林土壌の保全強化、流木対策等を推進するものとする。

第7 浸水想定区域の公表及び周知

- 県は、洪水により相当な損害を生ずるおそれがある河川について、水位周知河川への指定を推進する。
- 県は、想定し得る最大規模の降雨により水位周知河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定するとともに、洪水浸水想定区域及び浸水した場合に想定される水深及び浸水継続時間等を公表し、町に通知する。
- 県は、その他の県管理河川についても、過去の洪水による浸水実績を活用する等、河川の状況に応じた簡易な方法も用いて、市町村等へ洪水浸水想定情報を提供するよう努める。
- 町は、水位周知河川等に指定されていない中小河川について、河川管理者から必要な情報提供、助言等を受けつつ、過去の浸水実績等を把握したときは、これを水害リスク情報として、町民、滞在者、その他の者へ周知するものとする。
- 町は、想定し得る最大規模の降雨により排水施設に雨水を排除できなくなった場合又は排水施設から河川等に雨水を排水できなくなった場合に浸水が想定される区域を雨水出水浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間等を公表する。
- 町は、洪水浸水想定区域又は雨水出水浸水想定区域（以下、本節中「浸水想定区域」という。）の指定があったときは、町地域防災計画において、浸水想定区域ごとに洪水予報等の伝達方法、避難所及び避難経路に関する事項、避難訓練に関する事項その他円滑かつ迅速な避難を図るために必要な事項について定める。
- 町は、町地域防災計画において、浸水想定区域内にある地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設）で洪水時に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止を図る必要があるもの、要配慮者が利用する施設で洪水時に利用者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があるもの又は大規模工場等（大規模な工場その他地域の社会経済活動に重大な影響が生じる施設として町が条例で定める用途及び規模に該当するもの）の所有者若しくは管理者から申し出があった施設で洪水時に浸水の防止を図る必要があるものにあつては、これらの施設の名称及び所在地について定めるとともに、これらの施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員に対する洪水予報等の伝達方法について定める。

- 町（水防管理者）は、洪水浸水想定区域内にある輪中堤防等盛土構造物が浸水の拡大を抑制する効用があると認めるときは、県（河川管理者）から必要な情報提供、助言等を受けつつ、浸水被害軽減地区に指定することができる。

浸水想定区域において、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められる施設は次のとおりである。

新井田川水系

- ア 高齢者等の要配慮者が利用する施設

ディサービスセンター せせらぎ

- 町は、住民・関係機関並びに前記に規定された施設に対する洪水に関する情報等の伝達方法・伝達経路を以下のとおりとし、ファクシミリ、電子メール等による洪水予報等の伝達体制を整備する。

町災害対策本部	総務部	電話・FAX・メール	住民・関係機関
		ホームページ・広報車・防災無線 告知放送設備	

※洪水情報 (気象・水位情報含む)	厚生部	電話・FAX	病院・介護福祉施設等
----------------------	-----	--------	------------

※避難情報 (準備・勧告・指示等)	教育部	電話・FAX・メール	学校等
----------------------	-----	------------	-----

- 避難場所

浸水想定区域において洪水による被害が発生するおそれがある場合、当該浸水区域の町民等を次の場所に避難させる。

新井田川水系 雪谷川

地区名	避難場所
下新町、上新町、元屋町、大町	町立軽米中学校屋内運動場 軽米町大字軽米6-17-1
仲町、本町、荒町	軽米町民体育館 軽米町大字軽米6-34-1
蓮台野、桜山、門前	町立軽米小学校校舎及び屋内運動場 軽米町大字軽米5-34-2
萩田	軽米町老人福祉センター 軽米町大字上館1-78-1
向川原	県立軽米高校第1、第2体育館 軽米町大字軽米9-34-1
軽米地区全体	県立軽米高校第1、第2体育館 軽米町大字軽米9-34-1
円子	円子地区交流センター 軽米町大字円子5-20
	旧町立円子小学校屋内運動場 軽米町大字円子5-20
小軽米	町立小軽米小学校屋内運動場 軽米町大字小軽米7-25-1

新井田川水系 米田川

地区名	避難場所
米田	米田農業構造改善センター 軽米町大字小軽米6-17
	牛ヶ沢集落センター 軽米町大字小軽米22-180

新井田川水系 瀬月内川

地区名	避難場所
高家、尾田	高家生活改善センター 軽米町大字高家6-20-1
晴山	晴山農業構造改善センター 軽米町大字晴山11-10

山内	県北農業研究所	軽米町大字山内23-9-1
	山内地区交流センター	軽米町大字山内28-15
	大清水地区活性化センター	軽米町大字山内3-50

- 町は、町地域防災計画に定めた洪水予報の伝達方法、避難場所等を住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物（洪水ハザードマップ、内水ハザードマップ等）の配布その他の必要な措置を講じる。

第8 風害予防の普及啓発

- 県、町その他の防災関係機関は、暴風や竜巻等突風による災害等を踏まえ、風害対策やその知識の普及を図る。

第9 関係者間の密接な連携体制の構築

- 水災については、気候変動による影響を踏まえ、社会全体で被害を防止・軽減させるためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することを目的として、国土交通大臣及び県知事が組織する「大規模氾濫減災協議会」、「都道府県大規模氾濫減災協議会」、「流域治水協議会」等を活用し、国、地方公共団体、河川管理者、水防管理者に加え、公共交通事業者、メディア関係者、利水ダム管理者等の集水域を含めた流域全体のあらゆる関係者が協働し、「流域治水」の取組を推進するための密接な連携体制を構築するものとする。

第16節 雪害予防計画

第1 基本方針

大雪、雪崩等による災害を防止し、町民の日常生活の安定と産業経済の機能を確保するため、雪害対策を進める。

第2 道路交通の確保

1 除雪対策

- 各実施機関は、次により除雪を行い、国道、県道、町道等路線の交通を確保する。
なお、短時間に強い降雪が見込まれる場合等においては、各実施機関が相互に連携し、迅速・適切に対応するよう努める。

実施機関	除雪路線
国土交通省	直轄管理の一般国道及び釜石自動車のうち新直轄区間
岩手県	国土交通省直轄管理路線以外の一般国道、主要地方道及び一般県道
軽米町	町内町道
東日本高速道路	東北自動車道、八戸自動車道、秋田自動車道、釜石自動車道

- 各実施機関は、除雪用機械の整備、保守点検・除雪要員の確保等を図る。
- 積雪及び路面凍結による自動車のスリップ事故を防止するため、早期除雪及び路面凍結防止剤の散布を効果的に実施する。
- 町は、大規模な車両滞留や長時間の通行止めを引き起こす恐れのある大雪（以下、本節中「集中的な大雪」という。）時においても、人命を最優先に幹線道路上で大規模な車両滞留を徹底的に回避することを基本的な考え方として、計画的・予防的な通行止め、滞留車両の排出を目的とした転回路の確保等を行うよう努めるものとする。
- 集中的な大雪に対しては、道路ネットワーク全体として通行止め時間の最小化を図ることを目的に、車両の滞留が発生する前に関係機関と調整の上、予防的な通行規制を行い、集中的な除雪作業に努めるものとする。
- 熟練したオペレータの高齢化や減少等、地域に必要な除雪体制確保の課題に対応するため契約方式の検討を行うなど担い手となる地域の建設業者の健全な存続に努めるものとする。
- 町は、集中的な大雪等に備えて、他の道路管理者をはじめ地方公共団体その他関係機関と連携して、地域特性や降雪の予測精度を考慮し、地域や道路ネットワーク毎にタイムラインを策定するよう努めるものとする。
- 道路管理者は、過去の車両の立ち往生や各地域の降雪の特性等を踏まえ、立ち往生等の発生が懸念されるリスク箇所を予め把握し、予防的な通行規制区間を設定するものとする。
- 道路管理者は、降雪予測等から通行規制範囲を広域的に想定して、できるだけ早く通行規制予告発表するものとする。その際、当該情報が入手しやすいよう多様な広報媒体を活用し、日時、迂回経路等を示すものとする。また、降雪予測の変化に応じて予告内容の見直しを行うものとする。
- 県及び町は、地域住民からなる地域コミュニティによる除雪を促進するとともに、ボランティア等地域外からも雪処理の担い手を確保する等の方策を講じるものとする。
- 町及び関係機関は、車両の滞留状況や開放の見通し等に関する道路管理者が有する情報等から、積雪に伴う大規模な立ち往生が発生し、滞留車両の開放に長時間を要すると見込まれる場合には、相互に連

携の上、滞留車両の乗員に対し救援物資の提供や避難所への一時避難の支援等を行うことができるよう、支援体制の構築に努めるものとする。

2 町の除雪体制

- 町道の除雪体制は、町において別に定める除雪計画による。

3 雪崩危険箇所の調査及び周知

- 町は、適期に、雪崩の発生が予測される危険箇所を調査し、注意標識の設置その他の方法により、関係者に対し、適切な周知を行う。

調査対象	
1	地域内の一般住家に危険を及ぼすもの
2	町道に危険を及ぼすもの

第3 豪雪時における医療計画の確保

- 豪雪のため医療の方途を失うおそれのある町民の医療を確保するために次の方法により措置する。

措置区分	措 置 方 法	担当医療機関及び担当地域	
		第一次出動病院	第二次出動病院
救急医療	救急患者の受入れ、治療を目的とする救急医療班を編成し待機させる。	県立軽米病院	県立久慈病院 県立二戸病院 県立一戸病院 九戸地域診療センター
通常医療	無医地区のうち、特に医療に恵まれない地域については、巡回医療班を派遣し、患者の早期発見早期治療に当たり、必要な場合は医薬品の配置を行う。	小軽米、小玉川、笹渡、米田、円子、長倉、晴山、山内	

第4 雪害予防の普及啓発

- 県及び町は、雪下ろし中の転落事故や屋根雪の落下等による人身事故の防止を図るよう、除雪作業の危険性と対応策を住民に示し、注意喚起に努めるものとする。特に、既存住宅に対する命綱固定アンカーの設置や除排雪の安全を確保するための装備の普及、克雪に係る技術の開発・普及の促進を図るものとする。また、県は事故防止対策について、様々な情報を収集し、町等に提供するものとする。

第17節 土砂災害予防計画

第1 基本方針

集中豪雨等による土砂災害を防止するため、地すべり防止事業、土石流対策事業、急傾斜地崩壊対策事業の実施を促進する。

また、土砂災害が発生するおそれのある区域について、その周知、警戒避難体制の整備を図るとともに、著しく土砂災害が発生するおそれがある区域については、一定の開発行為制限や、住宅移転を促進するなど土砂災害防止対策を推進する。

第2 地すべり防止対策事業

- 土砂災害警戒区域等（地すべり）及び事業の実施状況は、次のとおりである。

所管別	個所数	区域の現況		うち区域指定箇所数	防止施設		
		面積 k m ²	保全対 象人家		概 成	工事中	未着手
国土交通省	4	0.572	58戸				
林野庁	1	0.17	6戸		1		

〔国土交通省は、平成31年4月1日現在〕

〔林野庁は、平成31年3月31日現在〕

第3 土石流対策事業

- 土砂災害警戒区域等（土石流）は**83**箇所となっている。

【土砂災害警戒区域等（土石流）箇所一覧表 資料編2-4-2】

- 土石流対策事業は、国の社会資本総合整備計画及び岩手県地震防災緊急事業五箇年計画（以下「社会資本総合整備計画等」という。）に基づき、推進する。
- 事業の実施にあたっては、特に土石流が発生するおそれの高い溪流、保全対象となる人家又は公共的施設の多い溪流を重点的に、砂防工事（えん堤工、溪流保全工等）を進める。
- 町は、土砂災害警戒区域等（土石流）に関する情報を地域町民に提供し、適切な土地利用及び日ごろの防災活動、降雨時の対応等について周知を図る。
- 町は、警報の伝達、避難等の措置がとれる警戒避難体制を整備し、土石流による災害の未然防止に努める。

（危険雨量の想定基準）

基 準 雨 量		警戒区分
前日まで連続雨量があった場合 （100mm程度まで）	日雨量が100mm以下でも強風のとき	警戒を要する
	日雨量が100mmを超えたとき	注意を要する
	日雨量が130mmを超えたとき	警戒を要する
前日までの雨量がほとんどない 場合	時間雨量が40mmを超えたとき	注意を要する
	時間雨量が50mmを超えたとき	警戒を要する

	日間雨量が150mmを超えたとき	注意を要する
	日間雨量が180mmを超えたとき	警戒を要する

第4 山地災害予防事業

- 山地災害危険地区（土砂災害警戒区域等（急傾斜）を除く。）は、30箇所（国有林地内0、民有林地内30）となっている。
- 治山事業の採択基準に満たない小規模な山腹崩壊地で、公共施設、人家等に直接被害を及ぼす箇所については、県単独治山事業を継続して実施する。

第5 急傾斜地崩壊対策事業

- 土砂災害警戒区域等（急傾斜）は**49**箇所となっている。
【土砂災害警戒区域等（急傾斜）一覧表 資料編2-4-1】
- 急傾斜地崩壊対策事業は、社会資本総合整備計画等に基づき、推進する。
- 町の危険箇所に関する情報は、県計画に基づき、地域住民に提供し、適切な土地利用及び日ごろの防災活動、降雨時の対応等についての周知を促進する。
- 県及び町は、災害時における被害状況の早期把握と関係機関の連携強化を図るため、災害情報の連絡体制を整備する。
 - ア 被害状況の速報の対象は、急傾斜地崩壊、地すべり及び土石流による災害で、土砂災害警戒区域等（土石流）又は土砂災害警戒区域等（急傾斜）において被害が発生した場合、もしくは危険箇所以外であっても、人的被害や人家、公共的建物に被害があった場合及び地すべり被害が発生した場合とする。
 - イ 情報の収集伝達等の連絡系統は、防災行政無線及び消防無線等を利用する。
- 町は、急傾斜地崩壊による災害を未然に防止するため、降雨量等に応じた警戒体制をとる。
(警戒体制の基準雨量)

		前日までの連続雨量が100mm以上あった場合	前日までの連続雨量が40～100mmあった場合	前日までの雨量がない場合
第1警戒体制	危険区域の警戒巡視、住民に対する広報等	当日の日雨量が50mmを越えたとき	当日の日雨量が80mmを越えたとき	当日の日雨量が100mmを越えたとき
第2警戒体制	住民に対する避難準備の広報、避難の警告、指示等	当日の日雨量が50mmを越え、時間雨量30mm程度の強雨が降り始めたとき	当日の日雨量が80mmを越え、時間雨量30mm程度の強雨が降り始めたとき	当日の日雨量が100mmを越え、時間雨量30mm程度の強雨が降り始めたとき

※ 「急傾斜地崩壊危険区域における災害防止に関し、市町村地域防災計画に定める事項について」（昭和44年8月20日消防防第328号）による。

- 事業の実施に当たっては、要配慮者が利用する施設や避難所がある箇所等緊急性の高い箇所を重点とする。

第6 土砂災害防止対策の推進

- 県及び町は、危険箇所に関する情報を地域住民に提供し、適切な土地利用及び日頃の防災活動、降雨時の対応等について周知を図る。
- 県は、土砂災害警戒区域及び特別警戒区域指定等のための基礎調査を行い、遅滞なく基礎調査結果を公表するとともに、関係市町村長の意見を聞き、その区域を指定する。
- 町は、土砂災害警戒区域等の指定があったときは、町地域防災計画に、当該警戒区域ごとに次の事項について定める。
 - ア 土砂災害に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発令及び伝達に関する事項
 - イ 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項
 - ウ 災害対策基本法第48条第1項の防災訓練として市町村長が行う土砂災害に係る避難訓練の実施に関する事項
 - エ 警戒区域内に、社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設であって、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地
 - オ 救助に関する事項
 - カ その他警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項
- 県は、土砂災害から住民の生命、身体を守るため、土砂災害特別警戒区域において一定の開発行為の制限、建築物の構造の制限に関する所要の措置等を実施する。
- 国土交通省及び地方公共団体は、土砂・流木による被害の危険性が高い中小河川において、土砂・流木捕捉効果の高い透過型砂防堰堤等の整備を実施するとともに、土砂・洪水氾濫による被害の危険性が高い河川において、砂防堰堤、遊砂地等の整備を実施する。
- 県及び町は、盛土による災害防止に向けた総点検等を踏まえ、危険が確認された盛土について、各法令に基づき、速やかに撤去命令等の是正指導を行うものとする。また、県は、当該盛土について、対策が完了するまでの間に、町において地域防災計画や避難情報の発令基準等の見直しが必要になった場合には、適切な助言や支援を行うものとする。

第7 土砂災害警戒情報の発表

1 目的及び発表機関

- 大雨警報（土砂災害）が発表されている場合において、大雨による土砂災害の発生の危険度が更に高まったときに、町長の避難指示や住民の自主避難の判断を支援するため、県と盛岡地方気象台が共同で発表する。

2 発表対象地域

- 土砂災害警戒情報は、市町村を最小発表単位とし、県内の全ての市町村を発表対象とする。

3 発表・解除基準

(1) 発表基準

大雨警報（土砂災害）が発表されている場合において、気象庁が作成する降雨予報に基づく値が1kmメッシュごとの監視基準（土砂災害発生危険基準線）に達したときに、県と盛岡地方気象台は、協議の上、そのメッシュを含む市町村単位で土砂災害警戒情報を発表する。

また、地震等により地盤が脆弱になっている可能性が高くなり、土砂災害の危険性が現状よりも高い

と考えられる場合は、発表基準を引き下げる。

(2) 解除基準

監視基準を下回り、かつ短時間で再び監視基準を超過しないと予想されるときに解除する。

ただし、無降雨状態が長時間継続しているにもかかわらず監視基準を下回らない場合は、土壌雨量指数の状況等を鑑み、解除できるものとする。

4 利用に当たっての留意点

- (1) 土砂災害警戒情報は、大雨による土砂災害発生の危険度を、降雨に基づいて判定し発表するもので、個別の災害発生箇所・時間・規模等を詳細に特定するものではないことに留意する。
- (2) 土砂災害警戒情報の対象とする土砂災害は、表層崩壊による土砂災害のうち大雨による土石流や集中的に発生する急傾斜地の崩壊とし、技術的に予測が困難である斜面の深層崩壊、山体の崩壊、地すべり、融雪期の土砂災害等については発表対象とするものではないことに留意する。
- (3) 町長が行う避難指示等の発令に当たっては、土砂災害警戒情報を参考にしつつ、周辺の溪流・斜面の状況や気象状況、県の補足情報（土砂災害警戒情報システムの危険度を示す指標）等も合わせて総合的に判断すること。
- (4) 土砂災害警戒情報に加え、大雨特別警報（土砂災害）が発表されているときは、避難指示等の対象地区の範囲が十分であるかどうかなど、既に実施済みの措置の内容を再度確認し、その結果、必要に応じて避難指示等の対象地域の拡大等や緊急安全確保の発令の更なる措置を検討すること。

5 情報の伝達体制

- 県は、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第27条（土砂災害警戒情報の提供）の規定により、市町村に伝達し、あわせて一般住民に周知する。
- 気象台は、気象業務法第15条により大雨警報（土砂災害）を県に通知することが義務付けられている。土砂災害警戒情報は大雨警報（土砂災害）を解説する気象情報の1つとして関係機関に伝達し、伝達系統は大雨警報と同様の経路で行う。

6 避難指示等のための情報提供

- 県は補足情報として、危険度を表示した地図情報や危険度の時間変化を知らせる参考情報を総合防災情報ネットワークで提供するとともに、県民には県ホームページで提供する。

土砂災害警戒情報の捕捉情報

危険度	表示	状況
極めて危険 【警戒レベル4相当】	濃い紫	すでに土砂災害警戒情報の基準に到達 (避難指示(緊急)の検討が必要な場合)
非常に危険 【警戒レベル4相当】	薄い紫	2時間先までに土砂災害警戒情報の基準に到達すると予想 (避難指示の検討が必要な状況)
警戒 【警戒レベル3相当】	赤	2時間先までに警報基準に到達すると予想 (高齢者等避難の検討が必要)
注意 【警戒レベル2相当】	黄	2時間先までに注意報基準に到達すると予想
今後の情報等に注意	白	—

※警戒避難判定参考情報として、危険度を1kmメッシュごとに色分けした地図情報を市町村に提供する。

第8 土砂災害緊急情報の発表

1 目的

- 県及び国土交通省は、重大な土砂災害の急迫した危険が予想される場合は、緊急調査を実施し、土砂災害が想定される区域及び時期に関する情報を関係市町村に通知し、あわせて一般住民に周知し、適切な避難に資するものとする。

2 緊急調査

- 県及び国土交通省は、大規模土砂災害現象の発生を覚知した場合は速やかに現地を調査し、下表に示す重大な土砂災害の急迫した危険が予想される状況があると認められるときは、緊急調査に着手するものとする。

緊急調査は、重大な土砂災害が想定される区域及び時期を明らかにするために実施する。

(重大な土砂災害の急迫した危険が予想される状況及び緊急調査実施期間)

重大な土砂災害の急迫した危険が予想される状況		緊急調査実施機関
項目	内容	
河道閉塞による湛水 を発生原因とする土 石流	河道閉塞の高さが概ね20m以上ある場合 概ね10戸以上の人家に被害が想定される場合	国土交通省
河道閉塞による湛水	河道閉塞の高さが概ね20m以上ある場合 概ね10戸以上の人家に被害が想定される場合	国土交通省
火山噴火に起因する 土石流	河川勾配が10度以上である区域の概ね5割以上に1 cm以上の降灰等が堆積した場合 概ね10戸以上の人家に被害が想定される場合	国土交通省
地すべり	地すべりにより、地割れや建築物等に亀裂が発生又は 広がりつつある場合 概ね10戸以上の人家に被害が想定される場合	県

3 土砂災害緊急情報

- 県又は国土交通省は、法第60条第1項の規定による避難勧告、避難指示（緊急）等の判断に資する情報として、緊急調査によって得られた情報（土砂災害緊急情報）を県にあっては市町村に、国土交通省にあっては県及び市町村に通知するとともに、報道機関及びそれぞれのホームページ等により一般に周知する。

4 情報の伝達体制

- 情報の伝達は、次に掲げる系統図により行う。

(国土交通省が緊急調査を行う場合の伝達系統図)



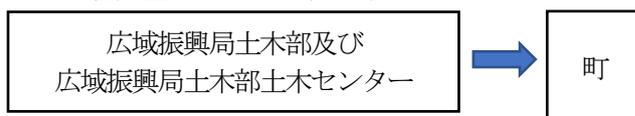
(県が緊急調査を行う場合の伝達系統図)



第9 土砂災害発生時における情報収集及び報告系統

- 町は、地すべり、土石流、がけ崩れ、雪崩が発生した際には被害状況の早期把握に努め、別添各災害報告様式により報告系統のとおり報告する。

土砂災害発生時における報告系統



第18節 火災予防計画

第1 基本方針

- 1 火災の発生を防止し、又は拡大を防止するため、防火思想の普及、出火防止、初期消火の徹底等を図る。
- 2 消防設備の整備等による消防力の充実強化を図る。

第2 出火防止、初期消火体制の確立

1 火災予防の徹底

- 町は、出火防止等を重点とした講演会、講習会、座談会等の実施、ポスター、パンフレット等の印刷物の配布、その他火災予防週間中における車両等による広報を実施し、火災予防の徹底を図る。
- 町は、出火防止又は火災の延焼拡大防止を図るため、町民に対し、初期消火に必要な消火資機材、住宅用防災機器（火災警報器）、消防用設備等の設置及びこれら器具等の取扱い方について、指導の徹底及び普及啓発を図る。

対象	指導内容
一般家庭	<ul style="list-style-type: none"> ○ すべての町民が参加できるよう全地区を対象に防災指導等を行い、火災や地震の恐ろしさ、出火防止、初期消火の重要性等についての知識の普及を図る。 ○ 火災予防週間等には、重点的に各家庭への巡回指導を実施し、出火防止等に関する適切な指導啓発を行う。 <ul style="list-style-type: none"> ア 火気使用設備の取扱方法 イ 消火器の設置及び取扱方法 ウ 住宅用防災機器（火災警報器）の設置及び取扱方法 ○ 寝たきりの高齢者、独居の高齢者等に対しては、家庭訪問を行い、出火防止及び避難方法等について、詳細な指導を行う。
職 場	<ul style="list-style-type: none"> ○ 予防査察、火災予防運動、防火管理者講習会、防災指導等の機会をとらえ、関係者に対する防火思想の普及、高揚を図る。 <ul style="list-style-type: none"> ア 災害発生時における応急措置要領の作成 イ 消防用設備等の維持管理及び取扱方法の徹底 ウ 避難、誘導體制の確立 エ 終業後における火気点検の励行 オ 自衛消防隊の育成

2 地域ぐるみの防火防災訓練、民間防火組織の育成

- 町は、火災時において、二戸地区広域行政事務組合消防本部の活動とともに、町民が自主的に初期消火活動等を行えるよう、防火防災訓練の実施や民間防火組織の育成に努める。
 - (1) 防火防災訓練の実施
 - 防災関係機関の訓練と併せ、町民参加による地域ぐるみの防火防災訓練を実施し、初期消火等に関する知識、技術の普及を図る。
 - (2) 民間防火組織の育成
 - ア 婦人防火クラブの育成
 - 家庭防火思想の普及徹底及び地域内の自主防火体制の確立を図るため、婦人を対象とした組織作りの推進及び育成に努める。

イ 幼年少年消防クラブの育成

- 幼年少年期から火災予防思想の普及を図るため、園児、小・中学生を対象とした消防クラブ等の組織づくりの推進及び育成に努める。

3 防火対象物の防火体制の推進

- 町は、多数の者が出入りする防火対象物について、次の事項を指導し、当該対象物の防火体制の推進を図る。
 - ア 防火管理者の選任
 - イ 消防計画の作成
 - ウ 消防計画に基づく消火、避難等の訓練の実施
 - エ 消防用設備等の点検整備
 - オ 火気の使用又は取扱い方法
 - カ 消防用設備等の設置

4 危険物等の保安確保指導

(1) 石油類

- 二戸地区広域行政事務組合消防本部は、危険物による災害を未然に防止するため、必要に応じて危険物施設への立入検査を実施し、当該施設の位置、構造及び設備その他管理状況が法令に定める技術上の基準に適合し、安全に管理されているかを査察指導する。
- 危険物施設の所有者、管理者又は占有者に対し、定期的な点検、点検記録の作成及び保有を励行させ、災害発生の防止に努める。
- 危険物施設の従業員に対し保安教育を行い、防災に関する諸活動が円滑に運用され、応急対策が完全に遂行されるよう、自主保安体制の確立を図る。

(2) 高圧ガス、火薬類

- 町は、高圧ガス、火薬類による災害を未然に防止するため、県が実施する製造施設等への安全管理指導に対し協力する。
- 大火災（爆発）を発生する危険性のある施設等に対しては、災害発生予防計画の策定を指導する。

(3) 化学薬品

- 町は、化学工場、病院、学校等が保有している化学薬品について、転倒落下の衝撃、他の薬品との混合に伴う発火発熱を防止するため、適切な貯蔵、保管場所の不燃化等について指導する。

第3 消防力の充実強化

- 町は、大火災等に対処しうる消防力を確保するため、県の指導、援助のもとに、消防力の充実強化に努める。

1 総合的な消防計画の策定

- 消火活動に万全を期すため、次に掲げる事項を踏まえた総合的な消防計画を策定する。

災害警防計画	二戸地区広域行政事務組合消防本部が、適切かつ効果的な警防計画を行うための活動体制、活動要領の基準等を定める。
火災警防計画	火災が発生し、又は発生するおそれがある場合における消防団員の非常招集、消防隊の出動基準、警戒等を定める。
危険区域の火災防ぎょ計画	木造建築物の密集地域、消防水利の状況等により、火災が発生すれば拡大が予想される地域について定める。
特殊建築物の防	建築物の構造、業態、規模から判断して、火災が発生した場合、延焼拡大し、人

ぎょ計画	命救助の必要のある高層建築物等について定める。
危険物の防ぎょ計画	爆発、引火、発火、その他火災の防ぎょ活動上危険な物品を貯蔵する建物、場所等について定める。
ガス事故対策計画	ガス漏洩事故、ガス爆発事故等に際し、二戸地区広域行政事務組合消防本部をはじめ関係機関相互の協力のもとに、被害の軽減を図るための対策について定める。

2 消防活動体制の整備強化

- 火災発生時における初動体制を確立するため、消防署、消防出張所等の分散配置、消防機械装備の近代化等に努めるとともに、広域消防体制の整備を図る。

【災害時における消防相互応援協定 資料編 3-7-1】

- 「消防力の整備指針（平成12年消防庁告示第1号）」に基づき、適切な消防体制の整備を図る。

3 消防施設等の整備強化

(1) 消防特殊車両等の増強

ア 特殊車両等の増強

- 建築物の高層化、複雑化等に伴う火災の立体化、特異化に対応した人命救助及び消火活動を実施するため、はしご車、化学車等の特殊車両及び特殊装備の整備増強を図る。

イ 可搬式小型動力ポンプの増強

- 災害時の道路損壊等による交通障害下において、同時多発火災に対処できるよう、消防署等への可搬式小型動力ポンプの増強を図る。

(2) 消防水利の確保

- 消火栓、防火水槽の整備、海水、河川水等自然水利の活用、水泳プール、ため池等の指定消防水利としての活用等により、消防水利の多様化を図るとともに、その適正な配置に努める。

(3) 消防通信施設の整備

- 災害応急対策活動時における防災関係機関との情報連絡を円滑に実施するため、消防通信施設の整備充実を図る。

(4) ヘリコプターの離着陸場の確保

- ヘリコプターによる空中消火活動を実施するため、ヘリコプターの飛行場外離着陸場その他ヘリコプターが離着陸できる場所の確保及び適正な配置に努める。

第 19 節 林野火災予防計画

第 1 基本方針

森林の保全と地域の安全を守るため、林野火災の予防体制を整備するとともに、林野火災予防思想の普及、徹底を図る。

第 2 林野火災防止対策の推進

1 林野火災予防思想の普及、徹底

- 山火事防止運動月間（3月1日～5月31日）を中心に、次に掲げる事項を重点的に、予防運動を実施する。

ア 枯れ葉等のある危険な場所でのたき火の禁止	エ 車からのたばこの投げ捨て禁止
イ 強風時及び乾燥時のたき火、火入れの禁止	オ 火入れの許可遵守
ウ たき火、たばこの完全消火	カ 子供の火あそびの禁止

（資料編 2-17-1 軽米町火入れに関する条例）

- ハイカー等の一般入山者、森林所有者、林内及び森林周辺での作業従事者、地域住民及び小中学生等に対して、次により広報活動を実施する。

ア 登山口、役場、駅、学校等への横断幕、ポスター等の掲示	イ テレビ、ラジオ、新聞、広報誌、パンフレット等による林野火災防止広報
ウ ヘリコプター等の航空機、広報車などによる巡回広報	

2 予防及び初期消火体制の整備

- 背負い式消火水のう、軽可搬ポンプ等の初期消火資機材を配備し、関係機関及び団体が常備する。
- 防火帯等を設置する。

3 組織の強化

- 初期消火を中心とした消防訓練、研究会等を実施するなど林業関係者、消防関係者等の緊密な連携を図る。
- 地域住民、森林所有者による林野火災予防組織の育成に努めるとともに、これらの組織が自主的に予防活動を行うよう指導する。

4 各関係機関別の実施事項

機 関	実 施 事 項
盛岡地方気象台	ア 暴風警報・強風注意報・乾燥注意報・火災気象通報等気象情報の迅速な伝達と周知徹底
県	ア 県が保有する広報媒体を利用した林野火災防止広報 イ 航空機及び広報車による巡回広報 ウ 横断幕、ポスター、標板等の配布 エ 県林務関係職員によるパトロールの実施
町	ア 林野火災防止に関する打合せ会の開催 イ 県の広報活動に対する協力及び町広報活動と、防火思想の周知徹底 ウ 林野火災予防組織の育成強化 エ 火災警報等の迅速な伝達及びたき火、喫煙等の規制措置の周知徹底

	<p>オ 火災警報等発令時の巡視強化</p> <p>カ 初期消火資機材の整備</p> <p>キ 火入れに関する条例の住民への周知徹底</p>
消防機関	<p>ア 火災警報等の警報伝達及び巡視警戒</p> <p>イ たき火、火入れの把握と現場監督者等の指導</p>
森林管理署等	<p>ア 暴風警報・強風注意報・乾燥注意報発表時のたき火、喫煙等に対する出火防止 広報資材の配備</p> <p>イ 職員によるパトロールの実施</p> <p>ウ 防火戦、防火林、防火用施設の設置及び資機材の整備</p> <p>エ 林野火災発生時の応急対策のための組織体制の整備</p>
林業団体等	<p>ア 火入れの許可・指示事項の遵守</p> <p>イ 暴風警報・強風注意報・乾燥注意報発表時における出火防止の周知徹底</p> <p>ウ 林内作業員等に対する林野火災防止に関する趣旨の周知徹底</p> <p>エ 一般入山者に対する防火思想の普及啓発</p> <p>オ 林内作業中の喫煙、たき火等の完全消火の励行</p> <p>カ 作業小屋の厳正な火気管理及び消火器具の設置</p> <p>キ 作業小屋周辺の防火帯の設置</p> <p>ク 火災警報等の情報をキャッチするための携帯ラジオの携行</p>
農業関係機関	<p>ア 火入れの許可・指示事項の遵守</p> <p>イ 火災警報等発令時における火気厳禁の周知徹底</p> <p>ウ 有線放送等を利用した、農家に対する防災意識の啓発</p>
その他の機関等	<p>ア 関係職員等に対する防火思想の普及啓発</p> <p>イ 林野火災防止対策における関係機関及び団体への協力</p>

第20節 農業災害予防計画

第1 基本方針

農作物及び畜産物の気象災害を最小限に防止するため、気象の長期予報及び警報の迅速な伝達を図るとともに、作付当初からの安定技術の普及を進める。

第2 予防対策

○ 気象災害を最小限に防止することに重点を置き、次の対策を実施する。

冷害防止対策	ア 耐冷性品種の育成普及 イ 地域の気象条件に合ったきめ細かな品種配置、作期策定の適正化 ウ 育苗技術、適正水管理等の指導徹底 エ 長期予報の伝達の徹底
凍霜害防止対策	ア 低温注意報、霜注意報等の早期伝 イ 樹園地における燃料の燃焼、散水の準備と励行 ウ 野菜のビニール栽培におけるこもかけ等の励行
水・雨害防止対策	ア 水稻の品質向上のための乾燥施設の利用 イ 長雨、過湿により発生しやすい黄化萎縮病、白葉枯病、疫病等の防除及び家畜の伝染病の予防
干害防止対策	ア 水源（ダム、水利施設）の確保 イ 常襲地帯における井戸、揚水機等の整備 ウ 畑地かんがい施設（スプリンクラー等）の整備
風害防止対策	ア 防風林、防風垣の設置 イ 耕土の風食防止のための等高線栽培、ベルト栽培等の実施 ウ 樹園地における枝折れ防止（支柱の準備等） エ 落果防止のための薬剤散布
雪害防止対策	ア 麦等の雪ぐされ防除のための薬剤散布（積雪前） イ 消雪の促進 ウ 牛乳、飼料等の輸送路の確保 エ 樹園地の枝折れ防止（支柱、樹上除雪、埋雪枝の引き起し等） オ 牧草の雪害防止のための秋まき牧草の適期播種の励行 カ 施設園芸等ハウスの倒伏防止のための除雪の励行
病虫害発生予察	県病虫害防除所からの病虫害発生予察情報の早期伝達

○ 突発的な異常気象に対しては、その種類に応じた臨機の措置がとれるよう防止対策を講じる。

- ア 生鮮食品の輸送力の確保
- イ 異常気象を媒体とする病虫害の発生に備えた防除施設及び設備の整備
- ウ 災害常襲地帯への安定技術の普及
- エ 被害程度に応じた代作、種苗確保及び対応技術の指導
- オ 家畜の飼料確保、栄養保持及び家畜伝染病の発生防止

第21節 防災ボランティア育成計画

第1 基本方針

- 1 防災ボランティア活動についての普及啓発を図る。
- 2 防災ボランティアのリーダー、コーディネーター等の養成に努める。
- 3 防災ボランティアの登録、活動拠点の確保等その受入体制の整備に努める。

第2 実施機関（責任者）

実施機関	担当業務
町	1 防災ボランティア活動の普及啓発 2 防災ボランティアの受入体制の整備
県	防災ボランティア活動の普及啓発
日本赤十字社岩手県支部（以下、本節中「日赤県支部」という。）	1 防災ボランティア活動の普及啓発 2 防災赤十字奉仕団（以下、本節中「日赤奉仕団」という。）のコーディネーターの養成 3 防災ボランティアのリーダー及びサブリーダーの養成
日本赤十字社岩手県支部地区及び軽米分区（以下、本節中「日赤地区等」という。）	防災ボランティア活動の普及啓発
岩手県社会福祉協議会（以下、本節中「県社協」という。）	1 防災ボランティア活動の普及啓発 2 防災ボランティアのリーダー、コーディネーター等の養成
町社会福祉協議会（以下、本節中「町社協」という。）	1 防災ボランティア活動の普及啓発 2 防災ボランティアのリーダー、コーディネーター等の養成

第3 実施要領

1 防災ボランティア・リーダー等の養成

- 町本部長は、日赤軽米町分区、町社協と連携し、防災ボランティア活動について広報等により、普及啓発を行う。
- 日赤県支部は、日赤奉仕団に対するコーディネーターの養成研修、防災ボランティアのリーダー及びサブリーダーの養成研修を行う。
- 町社協は、防災ボランティアの入門講座、防災ボランティアのリーダー及びコーディネーターの養成講座など養成研修を行う。
この場合において、日赤軽米町分区、町社協は、防災ボランティアが円滑かつ効果的に活動が行われるよう、町と連携し、小地域ごとに複数の者が受講するように努める。
- 町本部長は、研修修了者に対し、適宜、次の情報の提供を行う。

ア 地域事情に関すること	エ 避難所の状況
イ 要配慮者の状況	オ 行政機関、関係団体等との連絡調整の方法等
ウ 要配慮者に対する心構え	

2 防災ボランティアの登録

- 日赤県支部、日赤地区等、県社協、町社協は、あらかじめ、災害時において防災ボランティア活動に参加する意思を持つ個人及び団体の登録を行う。
- 防災ボランティア登録は、経験、専門知識、技術の有無及び活動地域の別に行う。

3 防災ボランティアの受入体制の整備

- 県及び市町は、日赤県支部、日赤地区等、県社協及び市町村社協その他の団体等とともに、防災ボランティアを円滑に受け入れるための体制の構築に努める。
- 町は、想定する被災状況に応じ、次の事項を、あらかじめ定め、防災ボランティアの受入体制を整備する。

ア	防災ボランティアの受入担当課
イ	防災ボランティアに提供する情報
ウ	防災ボランティアに提供する装備、資機材
エ	防災ボランティアの宿泊する施設
オ	防災ボランティアの活動拠点
カ	防災ボランティアとの連絡調整の方法
キ	その他必要な事項

- 県及び市町は、県社協、町社協等と連携し、災害応急対策活動中に死亡、負傷若しくは疾病にかかり、又は障がいの状態となった者に補償を行う「ボランティア保険（災害特約付）」への加入について配慮する。

4 関係団体等の協力

- 町は、あらかじめ、次の団体と災害時における防災活動への協力方法等について協議する。

ア	青年団	イ	婦人会	ウ	町内会	エ	自主防災組織等
オ	その他必要と思われる団体						

第2節 事業継続対策計画

第1 基本方針

- 1 県、町及び関係団体は、企業等の防災向上及び事業継続計画（BCP）の策定の促進に努める。
- 2 県及び町は、災害時に重要業務を継続するため、業務継続計画を策定するよう努める。
- 3 町及び商工会は、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、連携して、事業継続力強化支援計画の策定に努めるものとする。
- 4 町は、あらかじめ商工会等と連携体制を構築するなど、災害発生時に中小企業等の被害状況を迅速かつ適切に把握できる体制の整備に努めるものとする。

第2 事業継続計画の策定

- 企業等は、各企業等において災害時に重要業務を継続するため、事業継続計画（BCP）（※）を策定するよう努める。
- 県、町及び関係団体は、各企業等における事業継続計画（BCP）の策定に資する情報提供等を進める。

※ 事業継続計画（BCP：Business Continuity Plan）とは、自然災害等の緊急事態に遭遇した場合において、事業資産の損害を最小限にとどめつつ、中核となる事業の継続あるいは早期復旧を可能とするために、平常時に行うべき活動や緊急時における事業継続のための方法、手段などを取り決めておく計画のこと。

- 県及び市町村は、災害時に重要業務を継続するため、業務に必要な事項を内容とする業務継続計画を策定するよう努める。
- 業務継続計画には、概ね次の内容について定めるものとする。

- | |
|--------------------------|
| ア 災害時において優先して実施すべき業務 |
| イ 首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制 |
| ウ 本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎 |
| エ 電気・水・食料等の確保に関する事項 |
| オ 通信手段の確保に関する事項 |
| カ 行政データのバックアップに関する事項 |

第3 企業等の防災活動の推進

- 企業等は、県及び町との協定の締結、防災体制の整備、防災訓練、事業所の耐震化、予想被害の復旧計画策定、各計画の点検・見直しの実施等防災活動の推進に努める。
- 企業は、地震発生時における施設の利用者等の安全確保や機械の停止等により被害の拡大防止を図るため、緊急地震速報受信装置等の積極的活用を図るよう努めるものとする。
- 県及び町は、地域コミュニティの一員である企業の防災力向上を促進するため、次の事項に取り組む。
 - ア 企業等の職員の防災意識の高揚を図ると共に、企業の防災に係る取組みの積極的評価等により企業の防災力向上を促進する。
 - イ 地域の防災訓練等への積極的参加を企業等に呼びかけ、防災に関する情報提供やアドバイスをを行う。

第3章 災害応急対策計画

第1節 活動体制計画

第1 基本方針

- 1 町その他の防災関係機関は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象をいう。）の発生可能性も認識し、各自の行うべき災害応急対策が迅速かつ的確に行われるよう、あらかじめその組織体制及び動員体制について計画を定める。
- 2 町職員の動員計画においては、職員の安全の確保に十分に配慮しつつ、夜間、休日等の勤務時間外における災害の発生に当たっても、職員を動員できるよう配慮する。
- 3 災害応急対策の総合的かつ円滑な実施を図るため、県、町その他の防災関係機関は、あらかじめ連絡調整窓口、連絡方法等を確認するとともに、連絡調整のための職員を相互に派遣することなどにより情報共有を図るなど、相互の連携を強化し、応援協力体制の整備を図る。
また、相互支援体制や連携体制の整備に当たっては、実効性の確保に留意する。
- 4 町は、退職者や民間人材等の活用も含め、災害応急対策等の実施に必要な人員の確保に努める。
- 5 町は、円滑な災害応急対策の実施のため、必要に応じ、外部の専門家等の意見・支援を活用する。
- 6 町は、複合災害が発生した場合において、災害対策本部が複数設置された場合には、情報の収集・連絡・調整のための要員の配置調整など、必要な調整を行う。

第2 町の活動計画

町内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、その所掌事務に係る災害応急対策を実施するため、軽米町災害警戒本部（以下、本節中「警戒本部」という。）又は軽米町災害対策本部（以下、本節中「災害対策本部」という。）を設置する。

1 災害警戒本部

○ 災害警戒本部は、「軽米町災害警戒本部設置要領」資料編（3-1-1）に基づき設置し、主に災害情報の収集を行う。

(1) 設置基準

ア 集中豪雨、長雨等による地面現象災害が多数発生するおそれがある場合において、警戒本部長（副町長）が必要と認めた場合

イ 気象警報、洪水警報が発表された場合

ウ 町内で震度4又は震度5弱を観測した場合

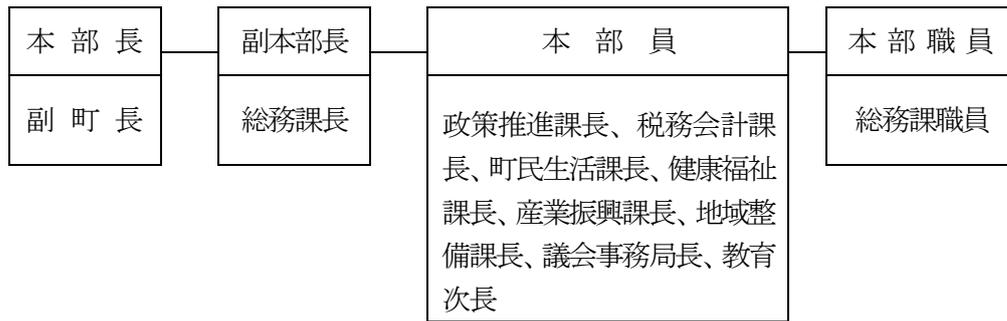
エ 大規模な火災・爆発等による災害（「火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日付消防災第267号）」）に定める火災等即報の基準を超えた災害をいう。）が発生した場合で、副町長が必要と認めた場合

オ 原子力事業者（原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号。以下本節中「原災法」という。）第2条第3号に規定する原子力事業者のうち本県に隣接する県の区域に同条第4号に規定する原子力事業所を設置するものをいう。以下本節中において同じ。）から原子力災害対策指針で示された警戒事態に該当する事象等（以下本節において「警戒事象」という。）の発生に関する通報があった場合

カ その他警戒本部長（副町長）が必要と認めた場合

(2) 組織

○ 災害警戒本部の組織は、次のとおりである。



(3) 分掌事務

○ 災害警戒本部の分掌事務は、次のとおりである。

- ア 気象予報・警報等の受領及び関係機関への伝達
- イ 気象情報及び河川の水位情報の収集並びに関係機関への伝達
- ウ 気象等に関する状況及び被害発生状況の把握
- エ その他の情報の把握

(4) 関係各課の防災活動

○ 災害警戒本部の設置と並行して、関係課は必要に応じ次の防災活動を実施する。

課	担 当 内 容
総務課 政策推進課 議会事務局	1 気象予報・警報等の伝達 2 災害情報及び気象情報の収集、伝達
税務会計課	1 住家被害情報の収集
町民生活課	1 人的被害及び住家被害情報の収集 2 衛生施設等の被害情報の収集
健康福祉課	1 要配慮者情報の収集 2 社会福祉施設、医療施設の被害情報の収集
産業振興課	1 農業施設被害情報の収集
地域整備課	1 地域整備課所管土木施設被害情報の収集 2 河川の水位情報の収集 3 ダムの流量情報収集
教育委員会事務局	1 小中学校及び幼稚園等学校教育施設の被害情報の収集 2 社会教育施設の被害情報の収集

(5) 廃止基準等

- 災害警戒本部は、気象警報等が解除された場合等において、町本部長が、災害発生のおそれなくなったと認めるときに廃止する。
- 町本部長は、災害による被害が相当規模を超えると見込まれる場合は、災害警戒本部を廃止し、災害対策本部を設置する。

2 災害対策本部

- 災害対策本部は、災害対策基本法第23条の規定に基づき設置し、災害応急対策を迅速、的確に実施する。

- 災害対策本部は、国の非常災害現地対策本部又は、緊急災害現地対策本部が置かれたときは、これと密接な連絡調整を図り、支援、協力を求める。

(1) 設置基準

区 分	設 置 基 準
警戒配備	1 気象警報、洪水警報が発表され、かつ、相当規模の災害の発生し、又は発生のおそれがあると認められる場合 2 大規模な火災、爆発等による相当規模の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合 3 気象特別警報（暴風、暴風雪、大雨、大雪）が発表された場合 4 町内で震度5強を観測した場合 5 その他本部長が特に必要と認めた場合
1号非常配備	1 気象警報、気象特別警報又は洪水警報が発表され、かつ、相当規模の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害応急対策を講じる必要があると認めるとき。 2 大規模な火災、爆発等による相当規模の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害応急対策を講じる必要があると認めるとき。 3 町内で震度6弱を観測した場合 4 原子力事業者から原子力緊急事態の発生に関する通報があり、かつ、原子力緊急事態宣言（原災法第15条第2項に規定する原子力緊急事態宣言をいう。以下本節において同じ。）に規定する緊急 事態応急対策を実施すべき区域に本県に隣接する県の区域が含まれる場合において、本部長が1号非常配備体制により緊急事態応急対策を講じる必要があると認めるとき。 5 原子力事業者及び当該原子力事業者から放射性物質の運搬を委託された者から事業所外運搬事故による特定事象又は原子力緊急事態の発生に関する通報があり、かつ、当該特定事象又は当該原子力緊急事態の影響が本県の区域に及ぶ場合又は及ぶおそれがある場合において、本部長が指定職員配備体制により緊急事態応急対策を講じる必要があると認めるとき。 6 その他本部長が必要と認めた場合
2号非常配備	1 大規模な災害が発生した場合において、本部長が本部のすべての組織、機能を挙げて災害応急対策を講ずる必要があると認めるとき 2 町内で震度6強又は震度7を観測した場合 3 原子力緊急事態宣言がなされた場合において当該原子力緊急事態宣言に規定する緊急事態応急対策を実施すべき区域に本県の区域が含まれる場合又は本県の区域が含まれることが想定されるとき。 4 その他本部長が特に必要と認めた場合

(2) 組織

- 災害対策本部の組織は、下記及び別表1「軽米町災害対策本部組織図」のとおりである。
 - ア 本部員会議
 - 本部員会議は、災害応急対策の総合的方針を決定するとともに、各部において実施する災害応急対策の連絡、調整を行う。
 - イ 部
 - 災害対策活動組織として、部を設置する。
 - 部に部長、副部長を置き、別表2に掲げる町職員の職にあるものをもって充てる。

- 各部は、本部員会議の決定した方針に基づき、災害応急対策の実施に当たる。
- 各部には、本部長の命令の伝達、各部間の連絡調整及び情報収集を行うため、各部長が当該部内の職員のうちから指名する本部連絡員を置く。

ウ 現地災害対策本部

- 現地災害対策本部は、大規模な災害が発生し、災害応急対策を実施するため本部長が必要と認めたとときに設置し、災害情報の収集、関係機関等との連絡調整を行う。
- 現地災害対策本部長は、本部長が災害対策副本部長、災害対策本部員の中から指名する。

エ 班

- 各部に班を設置し、別表3に掲げる町職員の職にあるものをもって充てる。

(3) 分掌事務

- 災害対策本部の分掌事務は、別表4「軽米町災害対策本部事務分掌」のとおりである。
- 各部は、平常時からその所管する次の事項について、活動マニュアルを作成するなど迅速かつ円滑な災害応急対策の実施方法を定め、及び当該活動マニュアルに基づいて訓練を行うなど、災害時の分掌事務を遂行するために必要な準備を行う。

(4) 廃止基準

- 災害対策本部は、次の場合に廃止する。
 - ア 町本部長が、町内に災害が発生するおそれなくなったと認めるとき
 - イ 町本部長が、おおむね災害応急対策が終了したと認めるとき

3 緊急初動特別班

- 町本部長は、夜間、休日等の勤務時間外における災害発生時において、災害対策本部の活動体制が整うまでの間、初動体制を確立するため、緊急初動特別班を設置する。
- 緊急初動特別班員は、毎年度人事異動後速やかに総務部長が指名する。
- 緊急初動特別班は、総務部長直属の組織とし、町本部の活動体制が整うまでの初動組織として活動し、次の班で構成する。

班名	分掌事務
総務班	1 災害対策本部の設置及び運営 2 本部員会議及び本部連絡員会議の開催 3 本部長の指令等の伝達 4 県、他の市町村及び防災関係機関との連絡調整
対策班	1 本部の実施する災害応急対策の総括 2 災害応急対策の実施に係る防災関係機関、各種団体及び町民に対する指示、協力要請及び連絡 3 自衛隊の災害派遣要請及びその受入れ、調整 4 各部の実施する災害応急対策の調整 5 町民からの要請の処理
情報班	1 被害状況の情報収集及び県に対する報告 2 気象状況、交通状況、道路情報、住民の動向等の情報収集・伝達
広報班	1 報道機関に対する災害情報の発表 2 放送事業者（テレビ、ラジオ）に対する放送要請 3 災害応急対策に関する広報

- 緊急初動特別班は、町本部から配備指令があった場合又は災害対策本部2号非常配備体制に係る設置基準に該当する事態が発生したと認識した場合は、直ちに所定の参集場所に参集し、担当業務を遂行する。
- 総務部長は、町本部の体制が整い、緊急初動特別班が所期の目的を達成したと認める場合は、これを解散し、所属先に身分を移管する。

第3 町職員の動員配備体制

1 配備体制

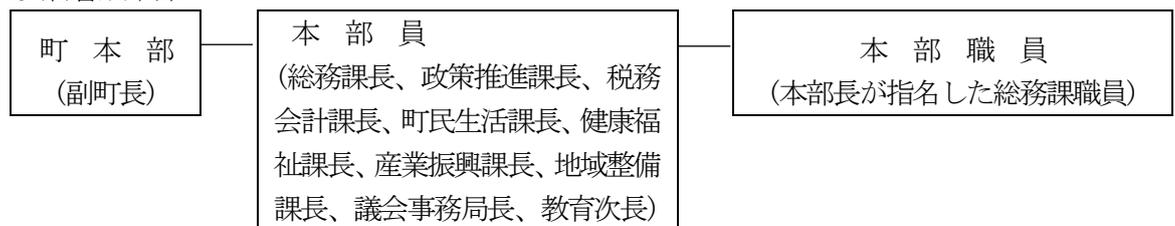
○ 町本部の配備体制は、次のとおりとする。

区 分		配 備 職 員
災 害 警 戒 本 部		総務課長、政策推進課長、税務会計課長、町民生活課長、健康福祉課長、産業振興課長、地域整備課長、教育次長、議会事務局長、本部長が指名する総務課
災 害 対 策 本 部	警 戒 配 備	総務課、政策推進課、税務会計課、町民生活課、健康福祉課、産業振興課、地域整備課、教育委員会の課長、次長、議会事務局長、主幹、課長補佐及び総務課職員
	1 号 非 常 配 備	係長相当職以上の全職員及び総務課職員
	2 号 非 常 配 備	全職員

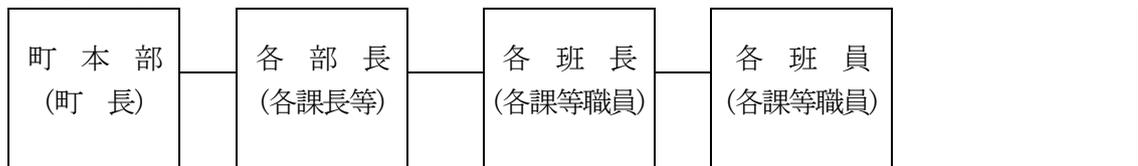
2 動員の系統

○ 動員は、次の系統によって通知する。

(1) 災害警戒本部



(2) 災害対策本部



3 動員の方法

○ 配備指令の伝達は、次の方法で行う。

区 分	伝 達 方 法
勤 務 時 間 内	庁内放送、電話、口頭
勤 務 時 間 外	防災行政無線、電話、口頭

○ 各課長等は、勤務時間外における職員の動員を迅速かつ円滑に行うため、次の事項を定める。

ア 配備指令の系統及び順位	ウ 勤務場所に参加できない場合の参集先
イ 職員ごとの参集方法及び所要時間	エ その他必要な事項

4 自主参集

○ 各配備体制の対象となる職員は、夜間、休日等の勤務時間外において、配備基準に該当する災害の発生を覚知したとき、又は気象警報等が発表されたときは、配備指令を待たずに、直ちに勤務先に参集する。

5 勤務先に参集できない場合の対応

- 職員は、夜間、休日等の勤務時間外において災害が発生し、交通機関の途絶、火災等により勤務先に参集できない場合は、最寄りの支所その他の出先機関に参集する。
- 参集した職員は、参集先の長に対して到着の報告を行い、直ちにその指示に従い、必要な業務に従事する。
- 到着の報告を受けた参集先の長は、その参集状況を取りまとめの上、速やかに町本部長に報告する。
- 参集先の長は、その後の状況によって、所属以外の職員を勤務先へ移動することが可能と判断した場合は、所属長と調整の上、当該職員の移動を命ずる。

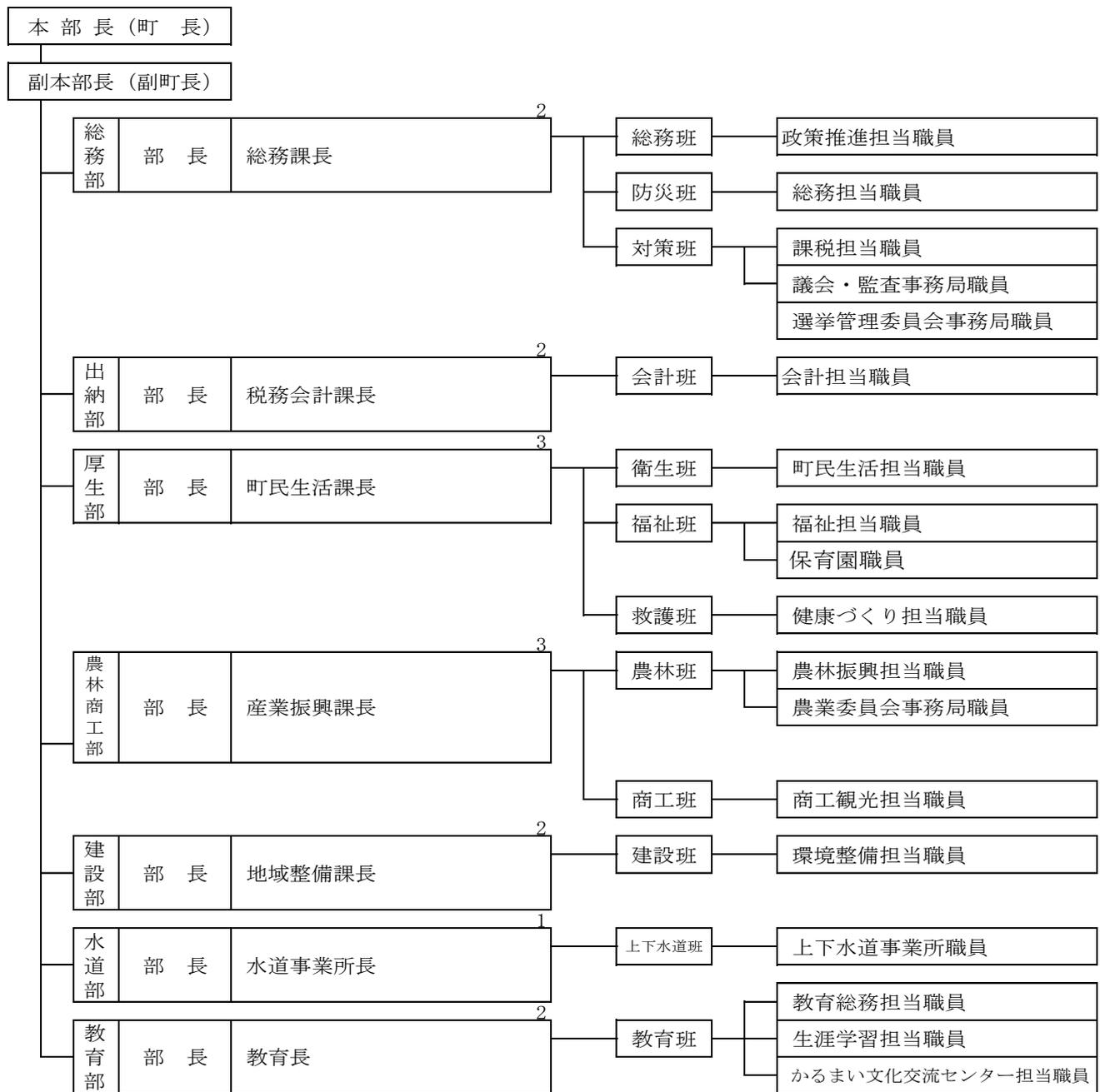
第4 町の活動体制

- 町は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合においては、第一次的に災害応急対策を実施する機関として、法令、県計画及び町計画の定めるところにより、県その他の防災関係機関との連携のもとに、災害応急対策を実施するものとし、このための組織、配備体制及び職員の動員計画を定める。
- 町本部の設置基準、配備体制の種別及び基準は、県計画に準ずるものとする。特に、台風等、災害の発生が予測される場合には、災害発生前であっても、災害応急対策を実施するための全庁的な体制に移行する。
- 町は、本部長を補佐し、各部等の総合調整、関係機関との連絡調整、災害応急対策等を円滑に行うための組織を設置する。
- 町は、後発災害の発生が懸念される場合には、後発災害にも対処できる配備体制を構築する。
- 町本部長は、必要に応じ、関係指定地方行政機関又は関係指定公共機関に対し、職員の派遣を要請する。この場合において、町本部長は、県本部長に対し、当該職員派遣に係るあつせんを求めることができる。
- 町は、災害時に、適切な管理のなされていない空家に対し、緊急に安全を確保するための必要最小限の措置として、必要に応じて、外壁等の飛散のおそれのある部分や、応急措置の支障となる空家等の全部又は一部の除却等の措置を行うものとする。

第5 防災関係機関の活動体制

- 防災関係機関は、町内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合においては、法令、町地域防災計画等の定めるところにより、その所管する災害応急対策を実施する。
- 防災関係機関は、所管する災害応急対策を実施するため、必要な組織を整備する。
- 防災関係機関は、後発災害の発生が懸念される場合には、後発災害にも対処できる体制を構築する。
- 災害応急対策の実施に当たっては、県との連携を図る。
- 防災関係機関等は、災害応急対策が実施される現場において、現地関係機関の活動を円滑に推進するため、必要に応じ、現地調整所を速やかに設置し、現地関係機関相互の連絡調整を図る。
- 防災関係機関は、その活動に当たって、職員の安全確保に十分に配慮するとともに、こころのケア対策に努めるものとし、必要に応じ、国等に対し、精神科医等の派遣を要請する。

軽米町災害対策本部組織図



軽米町災害対策本部 部組織図

部 名	部長に充てる職
総 務 部	総務課長
出 納 部	税務会計長
厚 生 部	町民生活課長
農林商工部	産業振興課長
建 設 部	地域整備課長
水 道 部	地域整備課長
教 育 部	教 育 長

軽米町災害対策本部 班編成図

部名	班名	班長に充てる職	班員に充てる職
総務部	総務班	政策推進課長	政策推進担当職員
	防災班	総務担当係長	総務担当職員
	対策班	議会事務局長	課税担当職員
		議会事務局長	課税担当職員 議会・監査事務局職員
出納部	会計班	課税担当係長兼会計担当係長	会計担当職員
厚生部	衛生班	町民生活担当係長	町民生活課職員
	福祉班	健康福祉課長	福祉担当職員
			花のまち軽米こども園・保育園職員
救護班	健康づくり担当係長	健康づくり担当職員	
農林商工部	農林班	農林振興担当係長	農林振興担当職員
			農業委員会事務局職員
	商工班	商工観光担当係長	商工観光担当職員
建設部	建設班	環境整備担当係長	環境整備担当職員
水道部	水道班	上下水道担当係長	上下水道担当職員
教育部	教育班	教育総務担当係長	教育総務担当職員
		生涯学習担当係長	生涯学習担当職員 かるまい文化交流センター職員

軽米町災害対策本部事務分掌

部	班名	担当課等	分掌事務
総務部	総務班	総務課(政策推進担当)	<ol style="list-style-type: none"> 1 庁舎等町有建物の被害調査及びその応急復旧の総括に関する事 2 災害の被害状況及び災害応急対策の実施状況の把握及び町民への伝達に関する事 3 報道機関への発表及び広報の要請に関する事 4 災害写真の撮影、収集、記録等に関する事 5 災害対策の記録整理に関する事 6 自主防災組織など関係機関等との連絡調整に関する事 7 防災行政無線、広報車等による広報活動、その他広報に関する事 8 罹災証明に関する事 9 国、県等に対する要望等の資料作成に関する事 10 庁舎利用者の安全確保措置に関する事
	防災班	総務課(総務担当)	<ol style="list-style-type: none"> 1 職員の非常招集及び配置並びに解除に関する事 2 防災会議に関する事 3 災害対策本部本部員会議に関する事 4 災害対策本部の設置及び運営に関する事 5 災害対策本部長の命令指示等の伝達に関する事 6 災害対策本部の各部、各班との連絡調整に関する事 7 災害対策本部の各部の人員の把握及び調整に関する事 8 他の市町村の地域で発生した災害に係る相互応援に関する事 9 自衛隊の災害派遣要請手続き及び受入措置に関する事 10 災害救助法の申請に関する事 11 本部用自動車及び自動車燃料に関する事 12 ヘリポートの確保に関する事 13 消防水防活動全般に関する事 14 警戒区域の設定に関する事 15 警戒区域、危険区域の巡視及び警戒に関する事 16 災害救助法に基づく緊急予算に関する事 17 応急対策費の予算措置に関する事 18 電話等通信施設の確保に関する事 19 地方公共団体等に対する協力要請に関する事 20 県等の職員派遣要請に関する事 21 その他、他部に属さない事項に関する事
	対策班	税務会計課 議会・監査事務局	<ol style="list-style-type: none"> 1 消防施設の被害調査に関する事 2 町税の減免に関する事 3 被災納税者の調査に関する事 4 被災者の救助、救出に関する事 5 避難の勧告、指示、誘導、確認に関する事 6 行方不明者及び死者の捜索並びに収容に関する事 7 危険物施設等の応急対策全般に関する事 8 災害対策基本法第65条第1項の規定による災害応急対策作業の従事命令に関する事

部	班名	担当課等	分 掌 事 務
出納部	会計班	税務会計課	<ol style="list-style-type: none"> 1 応急対策に要する経費の経理に関する事 2 災害見舞金の出納保管に関する事 3 災害見舞金、義援金の受付及び配布に関する事
厚 生 部	衛生班	町民生活課	<ol style="list-style-type: none"> 1 人的被害及び建物等被害の調査及び応急対策に関する事 2 避難所の設置及び運営に関する事 3 災害救助法が適用されないとき又は災害救助法が適用されるまでの間の物資の給与又は貸与に関する事 4 救援物資の受付及び配布に関する事 5 物価調査の調査、指導に関する事 6 各種保険金の給付手続き指導に関する事 7 環境衛生、食品衛生等の保健指導に関する事 8 塵芥の処理及びし尿の汲み取り処分に関する事 9 廃棄物の処理に関する事 10 清掃業者との連絡調整に関する事 11 死体収容所の開設管理に関する事 12 死体の処理、埋葬に関する事 13 国民年金被災保険者の給付関係等事務に関する事
	福祉班	健康福祉課 (福祉担当)	<ol style="list-style-type: none"> 1 県立以外の社会福祉関係施設の被害調査及び応急対策に関する事 2 県立以外の医療施設、衛生施設の被害調査に関する事 3 防災ボランティア活動計画に関する事 4 町民の相談に関する事 5 罹災者に対する世帯更正資金等に関する事 6 施設入所者の安全確保措置及び施設の保全措置に関する事
	救護班	健康福祉課 (健康づくり担当)	<ol style="list-style-type: none"> 1 罹災地区における児童及び母子並びに高齢者世帯、生活保護世帯の救護策に関する事 2 災害救助法が適用されないとき又は災害救助法が適用されるまでの間の医療及び助産全般に関する事 3 医療機関による医療班の編成及び派遣に関する事 4 他の医療機関に対する応援要請に関する事 5 医療品及び衛生資材の確保に関する事 6 医師会への協力要請に関する事 7 薬剤師会への協力要請に関する事 8 感染症予防活動全般に関する事 9 被災住民、避難住民の衛生指導に関する事 10 災害時における救急医療及び助産に関する事 11 罹災地における応急救護に関する事。 12 保健指導及びメンタルケアの実施に関する事 13 救護所の設置運営に関する事 14 収容可能病院の把握及び救急救護所の指定、開設に関する事

部	班名	担当課等	分掌事務
農林商工部	商工班	産業振興課 商工観光担当	<ol style="list-style-type: none"> 1 公園、観光施設の被害調査に関する事 2 商工業関係施設の被害調査に関する事 3 高圧ガス、火薬類施設及び鉱山関係被害調査に関する事 4 応急食料の調達に関する事 5 被災中小企業者並びに勤労者への災害融資に関する事 6 商工会等商工団体との連絡調整に関する事 7 陸上輸送（営業用トラック）に関する事 8 衣類、寝具その他の生活必需品等の調達及びあっせんに関する事
	農林班	産業振興課農 林振興担当 農業委員会	<ol style="list-style-type: none"> 1 農作物の被害調査及び応急対策に関する事 2 家畜等の被害調査及び応急対策に関する事 3 農地農業用施設の被害調査及び応急対策に関する事 4 林業施設及び町有林並びに私有林の被害調査に関する事 5 林産物の被害調査及び応急対策に関する事 6 農道、林道の被害調査及び応急復旧に関する事 7 農作物の技術対策等に関する事。 8 農作物等防疫対策全般に関する事。 9 農作物種苗等の確保に関する事。 10 主食の調達及び主食の配給等に関する事。 11 家畜伝染病の予防及び防疫、家畜飼料の調達に関する事 12 地滑り対策、治山対策等の調査及び応急対策に関する事 13 被災農家に対する融資に関する事 14 農産物の調達及びあっせんに関する事 15 食料品取扱機関との連絡調整に関する事 16 炊き出し計画及び実施に関する事
建設部	建設班	地域整備課 環境整備担当	<ol style="list-style-type: none"> 1 町管理の道路、橋梁、河川、土石流の被害調査及びその応急対策に関する事 2 被災した下水道施設の被害調査、応急措置及び応急復旧の実施 3 建築物の応急危険度判定に関する事 4 急傾斜地の被害状況の調査把握及び応急対策に関する事 5 町営住宅の被害調査及び応急修理に関する事 6 町管理の道路通行不能箇所の調査及び迂回路線の決定に関する事 7 町管理道路の交通規制及び道路情報に関する事 8 住宅の確保及び応急仮設住宅の建設並びに建設に要する資材等の調達に関する事 9 応急仮設住宅の供与及び建設に関する事 10 応急仮設住宅の入居者の選考に関する事 11 被災住宅の応急修理に関する事 12 町営住宅の入居のあっせんに関する事 13 労務者及び技術者の確保に関する事 14 震災復旧資材等の調達及び輸送に関する事 15 障害物の除去に関する事 16 住宅関係融資に関する事 17 輸送計画の作成並びに輸送に関する調査に関する事 18 輸送用燃料の調達に関する事 19 雪害及び除雪計画に関する事

部	班名	担当課等	分掌事務
水道部	水道班	地域整備課 上下水道担当	<ol style="list-style-type: none"> 1 上水道施設及び簡易水道施設の被害調査及び応急対策に関すること 2 下水道施設等の被害調査及び応急対策に関すること 3 被災世帯への応急給水の実施に関すること 4 飲料用水等の供給確保に関すること 5 飲料用水の水質検査及び汚染水等の使用禁止、停止に関すること 6 水道事業者への協力要請に関すること 7 給水応援要請に関すること
教育部	教育班	教育委員会 事務局 ハートフル スポーツラ ンド かるまい文 化交流セン ター	<ol style="list-style-type: none"> 1 小中学校及び幼稚園施設の被害調査及び応急対策に関すること 2 学校給食施設の被害調査及び給食の応急対策に関すること 3 学校給食施設との連絡調整に関すること 4 避難場所への給食の輸送及び配分に関すること 5 学校教育施設の使用に関すること 6 教職員の動員及び調整に関すること 7 児童生徒の被害調査及び安全確保措置に関すること 8 児童生徒に対する学用品の調達あつせん等に関すること。 9 応急教育に関すること 10 社会教育施設の被害調査及び応急対策に関すること 11 文化財の被害調査及び応急対策に関すること 12 社会教育施設の使用に関すること 13 施設利用者の安全確保措置に関すること

第2節 気象予報・警報等の伝達計画

第1 基本方針

- 1 気象の予報、警報等（以下、本節中「気象予報・警報等」という。）及び災害が発生するおそれがある異常な現象に係る伝達、通報を、迅速かつ確実に実施する。
- 2 通信設備が被災した場合においても、気象予報・警報等を関係機関に伝達できるよう、通信手段の複数化に努める。

第2 実施機関（責任者）

実施機関			活 動 の 内 容
町本部	部	班	1 気象予報・警報等の通報の受理 2 関係機関への気象予報・警報等の伝達
	総務部	防災班	
県本部長			1 気象予報・警報等の市町村等に対する伝達 2 県管理河川水防警報等の発表 3 県管理河川氾濫危険水位情報等の発表
盛岡地方気象台			気象予報・警報等の発表及び関係機関に対する通知
東日本・西日本電信電話株式会社			気象警報等の市町村に対する伝達
日本放送協会盛岡放送局 株IBC岩手放送 株テレビ岩手 株岩手めんこいテレビ 株岩手朝日テレビ 株エフエム岩手			気象予報・警報等の放送
二戸地区広域行政事務組合消防本部			火災警報の発令

第3 実施要領

1 気象予報・警報等の種類及び伝達

(1) 気象予報・警報等の種類

気象予報・警報等の種類及びその内容は、次のとおりである。

(気象業務法に基づくもの)

ア 警戒レベルを用いた防災情報の提供

警戒レベルとは、災害発生のおそれの高まりに応じて「居住者等がとるべき行動」を5段階に分け、「居住者等がとるべき行動」と「当該行動を居住者等に促す情報」とを関連付けるものである。

「居住者等がとるべき行動」、「行動を居住者等に促す情報」及び「行動をとる際の判断に参考となる情報」をそれぞれ警戒レベルに対応させることで、出された情報からとるべき行動を直感的に理解できるよう、災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供する。

なお、居住者等には「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、避難勧告等が発令された場合はもちろんのこと、発令される前であっても行政等が出す防災気象情報に十分留意し、災害が発生する前に

自らの判断で自発的に避難することが望まれる。

イ 情報の種類

種 類		内 容
気象に関する情報	早期注意情報（警報級の可能性）	5日先までの警報級の現象の可能性が[高]、[中]の2段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、内陸、沿岸北部、沿岸南部単位で、2日先から5日先にかけては日単位で、内陸、沿岸単位で発表される。大雨に関して、明日までの期間に[高]又は[中]が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1に相当
	気象情報	気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表する。
	記録的短期時間大雨情報	県内で大雨警報発表中に数年に一度程度しか発生しないような猛烈な短時間の大雨を観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）したときに、府県気象情報の一種として発表する。この情報が発表されたときは、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫といった災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所については、警報の「危険度分布」で確認することができる。
	土砂災害警戒情報（備考1）	大雨警報（土砂災害）の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町村長の避難指示の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して警戒を呼びかける情報で、県と盛岡地方気象台が共同で発表する。市町村内で危険度が高まっている詳細な領域は大雨警報（土砂災害）の危険度分布（土砂災害警戒判定メッシュ情報）で確認することができる。避難が必要とされる警戒レベル4に相当
	竜巻注意情報	積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける気象情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっている時に、内陸、沿岸北部、沿岸南部単位で発表する。なお、実際に危険度が高まっている場所については竜巻発生確度ナウキャストで発表する。また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があった地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を内陸、沿岸北部、沿岸南部単位で発表する。この情報の有効期間は、発表から概ね1時間である。

備考1 大きな地震等が発生し、土砂災害などの二次災害が発生しやすいと認められる場合は、大雨注意報などの基準を暫定的に引き下げて運用することがある。

ウ 注意報の種類と発表基準

種 類	発 表 基 準
-----	---------

気象注意報	風雪注意報 (備考1)	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想され、次の条件に該当する場合 ○ 雪を伴い、平均風速が11m/s以上と予想される場合 「強風による災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による災害」のおそれについても注意を呼びかける。
	強風注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想され、次の条件に該当する場合 ○ 平均風速が11m/s以上と予想される場合
	大雨注意報	大雨により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。 避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2
	大雪注意報	大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。
	洪水注意報	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。 避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当
気象注意報	濃霧注意報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。
	雷注意報	雷等により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。また、発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の突風や「ひょう」による災害についての注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意についても雷注意報で呼びかけられる。
	乾燥注意報	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。具体的には、火災の危険が大きい気象条件を予想した場合に発表する。
	霜注意報	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。具体的には、早霜や晩霜により農作物への被害が起こるおそれのあるときに発表する。
	低温注意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。具体的には、低温のために農作物等に著しい被害が発生したり、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害の起こるおそれがあるときに発表する。
	着雪注意報	著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が起こるおそれのあるときに発表する。
	着氷注意報	著しい着氷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が起こるおそれのあるときに発表する。
	なだれ注意報	なだれにより災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。
	融雪注意報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。具体的には、浸水、土砂災害等の災害が発生するおそれがあるときに発表する。
	地面現象注意報 (備考1)	大雨、大雪等による山崩れ、地すべり等によって災害が発生するおそれがあると予想される場合

浸水注意報 (備考1)	浸水により災害が発生するおそれがあると予想される場合
----------------	----------------------------

備考1 強風による災害に加えて、雪を伴うことによる視程障害などによる災害のおそれについても注意を呼びかける。

- 2 発達した雷雲の下で発生することの多い突風やひょうによる災害についての注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意についても雷注意報で呼びかけられる。
- 3 地面現象注意及び浸水注意報は、その注意事項を気象注意報に含めて行い、この注意報の標題は用いない。
- 4 大きな地震等が発生し、土砂災害などの二次災害が発生しやすいと認められる場合は、大雨注意報などの基準を暫定的に引き下げて運用することがある。

エ 警報の種類と発表基準

種 類		発 表 基 準
気 象 警 報	暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想され、次の条件に該当する場合 ○ 平均風速が16m/s以上と予想される場合
	暴風雪警報 (備考1)	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想され、次の条件に該当する場合 ○ 雪を伴い、平均風速が16m/s以上と予想される場合
	大雨警報 (備考2)	大雨により重大な災害が発生するおそれがあると予想され、次の条件に該当する場合 高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当 ○ 表面雨量指数基準9 ○ 土壌雨量指数基準97
	大雪警報	大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想され、次の条件に該当する場合 ○ 12時間の降雪の深さが、平地で40cm以上、山沿いで50cm以上と予想される場合
	洪水警報 (備考3)	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想され、次の一定の基準に到達することが予想される場合 ○ 流域雨量指数基準 雪谷川流域=10.6、 瀬月内川流域=9.8 ○ 複合基準 雪谷川流域=(5、9.5) 瀬月内川流域=(5、8.8) 避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当
	地面現象警報 (備考1)	大雨、大雪等による山崩れ、地すべり等により重大な災害が発生するおそれがあると予想される場合

浸水警報 (備考1)	浸水により重大な災害が発生するおそれがあると予想される場合
---------------	-------------------------------

備考1 地面現象警報及び浸水警報は、その注意事項を気象警報に含めて行い、この警報の標題は用いない。

- 2 大きな地震が発生し、土砂災害などの二次被害が発生しやすいと認められる場合は、大雨警報などの基準を暫定的に引き下げて運用することがある。
- 3 警報の危険度分布等の概要は次のとおりである。

種 類	概 要
土砂災害警戒判定メッシュ情報	<p>大雨による土砂災害発生危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 「非常に危険」（うす紫）、「極めて危険」（濃い紫）：避難が必要とされる警戒レベル4に相当 ○ 「警戒」（赤）：高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当 ○ 「注意」（黄）：避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当
大雨警報（浸水害）の危険度分布	<p>短時間強雨による浸水害発生危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分毎に更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。</p>
洪水警報の危険度分布	<p>指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水発生危険度の高まりの予測を、地図上で概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分毎に更新しており、洪水警報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 「非常に危険」（うす紫）：避難が必要とされる警戒レベル4に相当 ○ 「警戒」（赤）：高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当 ○ 「注意」（黄）：避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当
流域雨量指数の予測値	<p>水位周知河川及びその他河川の各河川を対象として、上流域での降雨によって、下流の対象地点の洪水危険度がどれだけ高まるかを示した情報。6時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を取り込んで、流域に降った雨が河川に集まり流れ下る量を計算して指数化</p>

	<p>した「流域雨量指数」について、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けし時系列で表示したものを、常時10分毎に更新している。</p> <p>水位周知河川やその他の河川（洪水予報河川を除く）においては、水防団待機水位（又は氾濫注意水位）を超え、かつ、流域雨量指数の予測値が警報基準に達する場合は「避難準備・高齢者避難開始」、氾濫注意水位（又は避難判断水位）を超え、かつ、流域雨量指数の予測値が警報基準を大きく超過する場合は「避難指示」を発令することが基本となる。</p>
--	--

オ 特別警報の種類と発表基準

種 類		発 表 基 準
気象特別 警報	暴風特別警報	<p>暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表する。</p> <p>○ 数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合</p>
	暴風雪特別警報	<p>雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表する。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。</p> <p>○ 数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合</p>
	大雨特別警報	<p>大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表する。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。災害がすでに発生している又は切迫している状況であり、命の危険があることから直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当</p> <p>○ 台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合</p>
	大雪特別警報	<p>大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表する。</p> <p>○ 数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合</p>
地面現象特別警報 (備考1)		<p>大雨、大雪等による山崩れ、地滑り等により重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表する。</p> <p>○ 台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合</p>

- 備考1 地面現象特別警報は、気象特別警報に含めて発表するため、この特別警報の標題は用いない
- 2 発表の判断に当たっては、降水量、積雪量、台風の中心気圧、最大風速等について過去の災害事例に照らして算出した客観的な指標を設け、これらの実況及び予想に基づいて行う。

カ 地震動の警報及び地震情報の種類

(ア) 緊急地震速報（警報）

- 気象庁は、震度5弱以上の揺れが予想された場合に、震度4以上が予想される地域に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。日本放送協会（NHK）は、テレビ、ラジオを通じて住民に提供

する。

○ 震度6弱以上の揺れを予想した緊急地震速報（警報）は、地震動特別警報に位置付けられる。

(イ) 地震情報の種類と内容

種 類	発表基準	内 容
震度速報	・震度3以上	地震発生時約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を約188地域に区分）と地震の揺れの検知時刻を速報。
震源に関する情報	・震度3以上（大津波警報、津波警報又は注意報を発表した場合は発表しない。）	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。 「津波の心配がない」又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加。
震源・震度に関する情報	以下のいずれかを満たした場合 ・震度3以上 ・大津波警報、津波警報又は津波注意報発表時 ・若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報（警報）を発表した場合	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度3以上の地域名と市町村毎の観測した震度を発表。 震度5弱以上と考えられる地点で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表。
各地の震度に関する情報	・震度1以上	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表。
推計震度分布図	・震度5弱以上	観測した各地の震度データをもとに、1km四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表。
遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ・マグニチュード7.0以上 ・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合	地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を概ね30分以内に発表。 日本や国外への津波の影響についても記述して発表。
長周期地震動に関する観測情報	・震度3以上	高層ビル内での被害の発生可能性等について、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、地域ごと及び地点ごとの長周期地震動階級等を発表（地震発生から約20～30分後に気象庁ホームページ上に掲載）。
その他の情報	・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表

(ウ) 地震活動に関する解説情報等

○ 気象庁は、地震活動の状況等の情報を提供するため、地震活動に関する解説情報等を発表する。

種 類	内 容
-----	-----

地震解説資料	津波警報等の発表又は震度4以上の地震の観測時等に緊急地震速報、津波警報等並びに地震・津波に関する情報や関連資料を編集した資料
月間地震概況及び週間地震概況	月毎及び週毎に発表される地震活動状況等に関する資料

キ 火山に関する予報・警報・情報の種類と内容

- 噴火警報（居住地域）又は噴火警報については、火山現象特別警報に位置付けられる。

種 類	内 容
噴火警報（居住地）又は噴火警報	居住地域およびそれより火口側における警戒が必要な場合にその対象範囲と警戒事項を随時発表。
噴火警報（火口周辺）又は火口周辺警報	火口から少し離れた所まで、又は火口から居住地域近くまでの広い範囲における火口周辺で警戒が必要な場合にその対象範囲と警戒事項を随時発表。
噴火予報	噴火警報を解除する場合、又は火山活動が静穏（活火山であることに留意）な状態が続くことを知らせる場合にその旨を発表。
降灰予報	噴火が予想される又は発生した場合に降灰量の分布及び小さな噴石の落下範囲を予測して発表。
火山の状況に関する解説情報	火山活動が活発な場合等に火山性地震や微動回数及び噴火等の火山の状況を随時発表。

(ア) 噴火警戒レベルが運用されている火山の噴火警報・噴火予報

名 称	対象範囲	噴火警戒レベル (キーワード)	発 表 基 準
噴火警報 (居住地域) 又は噴火警報	居住地域及びそれより火口側	レベル5 (避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態と予想される場合
		レベル4 (避難準備)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生する可能性が高まってきていると予想される場合
噴火警報 (火口周辺) 又は火口周辺警報	火口から居住地域近くまでの広い範囲の火口周辺	レベル3 (入山規制)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ) 噴火が発生、あるいは発生すると予想される場合
	火口から少し離れた所までの火口周辺	レベル2 (火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ) 噴火が発生、あるいは発生すると予想される場合
噴火予報	火口内等	レベル1 (活火山であることに留意)	火山活動は静穏。火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ) 場合

(イ) 噴火警戒レベルが運用されていない火山の噴火警報・噴火予報

名称	対象範囲	キーワード	発表基準
噴火警報 (居住地域) 又は噴火警報	居住地域及びそれより火口側	居住地域嚴重警戒	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは発生する可能性が高まってきていると予想される場合

噴火警報 (火口周辺)又は火口周辺警報	火口から居住地域近くまでの広い範囲の火口周辺	入山危険	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される場合
	火口から少し離れた所までの火口周辺	火口周辺危険	火口周辺に影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される場合
噴火予報	火口内等	活火山であることに留意	火山活動は静穏。火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)場合

ク その他

(消防法に基づくもの)

種類	発表基準
火災気象通報	気象の状況が火の予防上危険であると予想され、次の条件に該当する場合 イ 最小湿度40%以下、実効湿度65%以下で風速7m/s以上が2時間以上継続すると予想される場合 ロ 最小湿度35%以下、実効湿度60%以下と予想される場合 ハ 平均風速が10m/s以上と予想される場合 (降雨、降雪中は通報しないこともある。)
火災警報	火災気象通報が通知され、市町村の地域の気象状況が火災の発生又は拡大のおそれがあると認められる場合

(水防法に基づくもの)

種類	通報基準
国管理河川水防警報	洪水によって災害がおこるおそれがある場合において、水防を行う必要がある旨を警告して行うもの
県管理河川水防警報	洪水によって災害がおこるおそれがある場合において水防を行う必要がある旨を警告して行うもの
県管理河川氾濫危険水位情報	河川の水位が氾濫危険水位(洪水により相当の家屋浸水等の被害を生じる氾濫のおこるおそれがある水位をいう。)に達したとき、洪水により川が氾濫し避難等が必要となるおそれがあることを発表するもの
県管理河川避難判断水位情報	河川の水位が避難判断水位(氾濫注意水位であって洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位をいう。)に達したとき、洪水により川が氾濫し避難等が必要となるおそれがあることを発表するもの

(水防法及び気象業務法に基づくもの)

(ア) 水防活動の利用に適合する警報・注意報

種類	内容
水防活動用気象注意報	大雨注意報をもって代える。
水防活動用気象警報	大雨特別警報又は大雨警報をもって代える。

水防活動用洪水注意報	洪水注意報をもって代える。
水防活動用洪水警報	洪水警報をもって代える。

(2) 気象予報・警報等の伝達

ア 伝達経路

気象、洪水についての予報・警報並びに火災気象通報の発表機関及び伝達経路は別表1～4「気象予報・警報等伝達系統図」に定めるとおりである。

イ 気象予報・警報等を受領した場合は、次により直ちに通知又は広報を行う。

内 容	担当課	通知先	通知方法
○ 気象、洪水についての予報及び警報等、並びに地震に関する情報 ○土砂災害警戒情報 ○火災気象通報	総務課	○ 地域整備課、産業振興課長 ○ 事務の執行上、気象予報・警報等を必要とする課長等 ○ 町内の住民、学校、関係官公所、団体等	○庁内放送 ○電話、口頭 ○防災行政無線 ○情報通信施設 ○広報車 ○FAX

ウ 夜間及び休日等勤務時間外における気象予報・警報等の受理及び通知は、災害警戒本部又は災害対策本部が設置されている場合を除いて、次により当直員が行う。

内 容	担当	通知先	通知方法
○ 気象、洪水についての予報・警報等、並びに地震に関する情報 ○ 土砂災害警戒情報	当直員	○総務課長、地域整備課長、産業振興課長（ただし、不在の場合は担当係長等に通知する）	○電話 ○FAX
○ 火災気象通報		○総務課長（ただし、不在の場合は担当係長等に通知する）	

エ 気象予報・警報の受領後においては、ラジオ、テレビ等の報道内容に注意するとともに、二戸消防署軽米分署、県北広域振興局土木部、二戸警察署、消防団等との連絡を緊密に取り合いながら的確な気象情報の把握に努める。

(3) 伝達機関等の責務

- 気象予報・警報等の発表機関及び伝達機関は、気象予報・警報等の発表、伝達、周知等が迅速かつ正確に行われるよう、伝達体制等の整備を図るとともに、所管する防災事務に基づき、気象予報・警報等の伝達先その他必要な要領を定める。
- 気象予報・警報等の受領及び伝達に当たっては、夜間、休日等の勤務時間外における体制の整備に留意する。
- 気象予報・警報等の伝達機関は、災害による通信設備が損壊した場合においても、気象予報・警報等の受信、伝達等ができるよう、通信手段の複数化に努める。

(4) 県の措置

○ 気象予報・警報等の通知を受けた場合は、次により、直ちに通知又は通報を行う。

内 容	担当機関	通 知 先
気象予報・警報等、津波警報等、火山に関する予報・警報等並びに地震、火山及び津波に関する情報	総合防災室	(1) 市町村長及び消防本部消防長 (2) 地方支部長 (3) 所管事務の執行上、気象予報、警報等を必要とする課長

火災気象通報		(1) 市町村長（消防に関する事務を処理する一部事務組合及び広域連合に加入している市町村の長を除く。） (2) 消防に関する事務を処理する一部事務組合の管理者及び広域連合長
--------	--	---

- 夜間及び休日等における気象予報・警報等の受領及び通知は災害警戒本部又は災害対策本部が設置されている場合を除いて、本庁の当直員が行う。
- 勤務時間以外における地方支部長等に対する通知は、合同庁舎の当直員が受領し、これを関係出先機関に通知する。
- 気象予報・警報等の通知又は通知は、原則として「総合防災情報ネットワーク」による一斉通知により行う。
- 津波警報等及び気象特別警報等については「全国瞬時警報システム」(Jアラート)を活用し、入手・伝達経路の複数化を図る。
- 防災基本情報の提供にあたり、参考となる警戒レベルもあわせて提供するものとする。

(5) 町の措置

- 町本部長は、気象予報・警報等を受領した場合及び火災気象通報を受領し、火災警報を発令する場合は、直ちに、その内容を関係機関に通知するとともに、町民、団体等に対して広報を行う。
- 町本部長は、気象特別警報を受領した場合は、直ちに、その内容を地域内の町民、団体等に周知させる措置をとるとともに、その内容を関係機関に通知する。
- 町本部長は、あらかじめ、通知先の機関及び通知方法を定める。
- 気象予報・警報等の受領後においては、ラジオ、テレビ等の報道内容に注意するとともに、県本部二戸地方支部及び関係機関との連絡を密にするなど、的確な気象情報の把握に努める。
- 町本部長は、同法系防災行政無線の整備等により、町民、団体等に対する気象予報・警報等の伝達手段の確保に努める。
- 火災警報の発令及び気象予報・警報等の広報は、おおむね、次の方法による。

ア 防災行政無線 イ 広報車 ウ サイレン及び警鐘 エ 情報通信施設

(6) 防災関係機関の措置

- ア 東日本電信電話(株)又は西日本電信電話(株)
警報又は特別警報を受領した場合は、一般通信に優先して電話回線により、町本部に伝達する。
- イ 第二管区海上保安本部（八戸海上保安部）
警報又は特別警報を受領した場合は、航行中及び入港中の船舶に対して周知する。
- ウ 放送事業者
ラジオ放送においては番組を利用し、また、緊急の場合は番組を中断し、テレビ放送においては字幕・スーパー等により放送する。
- エ その他の防災関係機関
それぞれの所管事務に応じて、関係団体等に通知する。

2 異常気象発生時の通報

(1) 異常現象発見者の通報義務

- 災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、速やかに町長又は警察官に最寄りの市町村又は警察官若しくは海上保安官に通報する。
- 異常現象の通報を受けた警察官は、その旨を町長に通報するとともに、(2)に定める担当機関の長に通報するよう努める。

(2) 町長の通報先

- 通報を受けた町長は、次の区分により、担当機関の長に通報する。

種 類	担当機関	通報を要する異常現象の内容
水防に関するもの	県北広域振興局土木部 県 総 合 防 災 室	県又は国の管理に属する河川に係るもの
気象、地象、水象に関するもの	盛岡地方気象台 県 総 合 防 災 室	気象、地象、水象に係るすべてのもの
その他に関するもの	県 総 合 防 災 室	国又は県の予防等の措置が必要と認められるその他の現象

(3) 異常現象の種類

- 通報を要する気象、地象、水象に関する異常現象は、おおむね、次のとおりである。

区 分	異 常 現 象 の 内 容	
水防に関する事項	防災ダム、堤防の異常	
気象に関する事項	竜巻、強い降雹、強い突風等で著しく異常な気象現象	
地象に関する事項	火山関係 (1) 噴火現象 噴火(噴石、火砕流、火砕サージ、溶岩流、土石流、火山泥流等)及びこれに伴う降灰砂等 (2) 噴火以外の火山性異常現象 ア 火山地域での地震の群発 イ 火山地域での鳴動の発生 ウ 火山地域での顕著な地形変化(山崩れ、地割れ、土地の昇沈陥没等) エ 噴気、噴煙の顕著な異常変化(噴気孔・火孔の新生拡大、移動、噴気・噴煙の量、色、臭、温度、昇華物の異常変化) オ 火山地域での湧泉の顕著な異常変化(湧泉の新生、湧出量、味、臭、色、濁度、温度の異常変化等) カ 火山地域での顕著な地温の上昇、地熱地帯の新生拡大、移動及びそれに伴う草木の立ち枯れ等 キ 火山付近の海洋、湖沼、河川の水の顕著な異常変化(量、濁度、臭、色の変化、軽石、死魚等の浮上、温度の上昇等)	
	地震関係	数日間にわたり頻繁に感ずるような地震
	土砂害関係	1 溪流 流木内での転石、流木の発生、流水の急激な濁り、土臭いにおいて、地鳴り 2 がけ崩れ 小石の落下、亀裂の発生、湧き水の異常(量の増加、濁り等)斜面のはらみだし、地鳴り
その他に関する事項	通報を要すると判断される上記以外の異常な現象	

第3節 通信情報計画

第1 基本方針

- 1 町その他の防災関係機関は、通信施設・設備の被災状況及び通信状況を把握するとともに、通信連絡系統を定め、通信手段の確保を図る。
- 2 通信施設等が損壊した場合においては、代替通信手段の確保及び迅速な応急復旧に努める。
- 3 災害時における通信は、原則として専用通信施設により行うものとするが、災害により使用できない場合又は緊急を要する場合においては、他の防災関係機関等の有する専用通信施設等を利用して通信を確保するものとし、東北地方非常通信協議会等を通じて防災関係機関相互の連携を強化する。

第2 実施要領

- 1 電気通信設備の利用
通信がふくそうした場合は、災害時優先電話を利用し、通信を確保する。
- 2 専用通信施設の利用
 - 専用通信施設の設置者は、災害時における通信連絡に当たっては、それぞれの専用通信施設を有効に活用する。
 - 専用通信施設の設置者は、可搬型地球局、携帯型地球局等の衛星通信施設を活用するほか、災害により専用通信施設が損壊した場合においても通信を確保できるよう、通信施設のサブシステム化に努めるとともに、応急復旧に要する要員及び資機材を確保する。
 - 県は、「岩手県防災行政情報通信ネットワーク」における衛星通信システムにより市町村等との通信を確保する。

専用通信施設の設置機関

設備名	設置者
岩手県防災行政無線設備	岩手県
警察電話（有線・無線）設備	岩手県警察本部
海上保安庁無線設備	八戸海上保安部、釜石海上保安部、宮古海上保安署
気象通信設備	盛岡地方気象台
国土交通省無線設備	岩手河川国道事務所
日本電信電話無線設備	東日本電信電話(株)岩手支店
日本赤十字社無線設備	日本赤十字社岩手県支部
東日本旅客鉄道（有線・無線）設備	東日本旅客鉄道(株)盛岡支社
東北電力（有線・無線）設備	東北電力(株)岩手支店 東北電力ネットワーク(株)岩手支社

- 3 電気通信設備が利用できない場合の通信の確保
 - (1) 他の機関が設置する通信設備の利用又は使用

- 町本部長、及び指定（地方）行政機関の長は、災害対策基本法第57条及び第79条の規定により、次の通信設備を利用し、使用することができる。

警察通信設備、消防通信設備、水防通信設備、航空保安通信設備、海上保安通信設備、気象通信設備、鉄道通信設備、電力通信設備、自衛隊通信設備

- これらの通信設備を利用し、使用する場合には、次の事項を管理者に申し出て行うものとするが、当該機関相互において、あらかじめ、協議又は協定の締結により、円滑な利用を図る。

ア 利用し、又は使用しようとする通信施設	エ 発信者及び受信者
イ 利用し、又は使用しようとする理由	オ 利用又は使用を希望する期間
ウ 通信の内容	カ その他必要な事項

(2) 応急復旧用通信設備の利用又は使用

孤立防止用無線電話

災害時に通信手段が途絶した場合において、町は、孤立防止を図るため、東日本電信電話株式が設置した無線設備（孤立防止用無線電話）を使用することができる。

(3) 非常通信の利用

- 町本部長、その他の防災関係機関の長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、有線通信が利用できず、又は利用することが著しく困難であり、災害応急対策等のため必要があると認めるときは、非常通信を利用し、通信の確保を図る。
- 非常通信は、地震、台風、洪水、津波、火災、暴動その他の非常の事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人命の救助、災害の救援、交通通信の確保又は秩序の維持のために行われる場合に限られる。
- 非常通信は、無線局の免許人が自ら発受するほか、防災関係機関等からの依頼に応じて発信する。また、無線局の免許人は、防災関係機関等以外の者からの依頼であっても、人命の救助に関するもの及び急迫の危険又は緊急措置に関する通報の場合においては、非常通信を実施する。
- 非常通信による通報の内容は、「非常通信運用細則」に定めるところによる。
- 防災関係機関は、非常災害時に利用できる無線局を把握するとともに、非常通信の利用について、無線局と、あらかじめ、協議を行う。
- 非常通信は、最寄りの東北地方非常通信協議会の構成員所属の無線局等に依頼する。
- 非常通信は、次の要領により、通信文を電文形式（片仮名）又は平文で記載の上、無線局に依頼する。

ア あて先の住所、氏名（職名）及び電話番号
 イ 字数は 200字以内（平文の場合は片仮名換算）にする。
 ウ 本文中の濁点、半濁点は字数に数えない。
 エ 用紙の余白の冒頭に「非常」と朱書きし、また、末尾に発信人の住所、氏名（職名）及び電話番号を記入する。

- 非常時において、他の通信手段が確保できない場合においては、アマチュア無線局に対して協力を求める。

(4) 東北総合通信局による通信支援

- 県本部長及び町本部長は、災害対策用移動通信機器及び災害発生による通信設備の電源供給停止時の応急電源（移動電源車）について、必要に応じ、東北総合通信局に貸与を要請する。

(5) 自衛隊による通信支援

- 町その他の防災関係機関（海上保安機関及び航空保安機関を除く。）の長は、災害応急対策のた

め必要がある場合においては、県本部長に対して災害派遣（通信支援）の要請を依頼することができる。

○ 県本部長は、県地域防災計画第11節「自衛隊災害派遣要請計画」に定めるところにより、必要な要員、資機材等の派遣を要請する。なお、海上保安機関及び航空保安機関については、自衛隊法施行令第105条の規定により、海上保安庁長官、第二管区海上保安本部長、東京空港事務所長又は仙台空港事務所長が、直接自衛隊に派遣を要請する。

(6) 放送の利用

○ 町本部長は、緊急を要する場合で、他の電気通信設備又は無線設備による通信ができないとき、又は著しく困難なときにおいては、「災害時における放送要請に関する協定書」に定める手続きに基づき、災害に関する通知・要請、気象予報・警報等の放送を、日本放送協会盛岡放送局、(株)IBC岩手放送、(株)テレビ岩手、(株)岩手めんこいテレビ、(株)岩手朝日テレビ及び(株)エフエム岩手に対して要請することができる。

○ 町本部長は、主として町の災害に関するもの（ただし、特に緊急を要する場合は、県本部長が要請する場合もある。）について、要請を行う。

○ 放送の要請は、次の事項を放送局長に文書により通知の上、行う。

ア 放送を求める理由	エ 放送希望時間
イ 放送内容	オ その他必要な事項
ウ 放送範囲	

なお、緊急を要する場合は、次の担当部局に対して、電話又は口頭により要請する。

放送局名	担当部局	電話番号	所在地
日本放送協会盛岡放送局	放送部	019-626-8826	盛岡市上田4-1-3
(株)IBC岩手放送	報道部	019-623-3141	盛岡市志家町6-1
(株)テレビ岩手	報道部	019-624-3530	盛岡市内丸2-10
(株)岩手めんこいテレビ	報道部	019-656-3303	盛岡市本宮5丁目2-25
(株)岩手朝日テレビ	報道制作部	019-629-2901	盛岡市盛岡駅西通2-6-5
(株)エフエム岩手	放送部	019-625-5514	盛岡市内丸2-10

○ 放送局長は、県本部長から放送を要請された場合において、町本部長からも同時に放送を要請されたときは、次の事項を検討の上、放送の順位を決定する。

ア 町本部長から要請された放送内容が、当該災害による人命の危険その他の緊急重大な事態の発生に影響するものかどうか。

イ 町本部長から要請された放送内容が、他の市町村における緊急の災害発生のおそれに関するものかどうか。

ウ 県本部長から要請された放送内容を放送することにより、町本部長から要請された放送内容を充足できるかどうか。

エ 県本部長から要請された放送と町本部長から要請された放送とを同時に放送できるかどうか。

オ 放送に要する時間等

第4節 情報の収集・伝達計画

第1 基本方針

- 1 災害時における災害応急対策を円滑かつ的確に実施するため、災害情報の収集及び伝達を行う。
- 2 災害情報の収集、伝達に当たっては、災害情報システムを利用する等、防災関係機関及び県公安部と密接に連携を図る。
- 3 災害により、通信施設等が被災した場合においても、災害情報を関係機関に伝達できるよう、通信手段の複数化を図る。
- 4 災害応急対策の実施に当たっての重要な情報をあらかじめ選定し、その情報を優先的に収集、伝達する。
- 5 県、町及びライフライン事業者は、Lアラート（災害情報共有システム）で発信する災害関連情報等の多様化に努めるとともに、情報の地図化等による伝達手段の高度化に努めるものとする。

第2 実施機関（責任者）

実施機関	収集、伝達する災害情報の内容	初期情報 報告様式	被害額等 報告様式
町 本 部 長	1 災害発生の概要及び災害応急対策の実施状況	1	—
	2 避難指示等の実施状況	1-1	—
	3 人的被害及び住家被害の状況	2、2-1	2、2-1
		2-2	2-2
	4 町有財産の被害状況	3	3
	5 県立以外の社会福祉施設、社会教育施設、文化施設及び体育施設の被害状況	4	4
	6 国立、県立以外の医療施設、上水道施設、衛生施設の被害状況	B、C、5	5
		5-1	5-1
	7 消防施設の被害状況	6	6
	8 自然公園施設、観光施設の被害状況	D	7
	9 商工関係の被害状況	E	8
	10 高圧ガス及び火薬類施設の被害状況	9	9
	11 県管理以外の漁業施設等の被害状況	F	11
	12 県管理以外の農業施設の被害状況	F	12
	13 県管理以外の農作物等の被害状況	F	13、13-1
	14 県管理以外の家畜等の被害状況	F	14
	15 県管理以外の農地農業用施設の被害状況	F	15
	16 林業施設、林産物、市町村有林及び私有林の被害状況	F	16
	17 市町村管理の河川、道路・橋りょう及び都市施設等の被害状況	F	17
		G-1	
	18 市町村管理の公営住宅等の被害状況		18
19 市町村立学校に係る児童、生徒及び教員の被害状況	G-1	19	
20 市町村立学校の被害状況	H	20	
21 市町村指定文化財の被害状況	H	21	

県 本 部 長	1 災害発生の概要及び災害応急対策の実施状況	1	—
	2 避難指示等の実施状況	1-1	—
	3 人的被害及び住家被害の状況	2,2-1,2-2	2,2-1,2-2
	4 庁舎等の被害状況	A	3
	5 社会福祉施設、社会教育施設、文化施設及び体育施設の被害状況	4	4
	6 医療施設、上水道施設、衛生施設の被害の状況	B、C、5、5-1	5、5-1
	7 消防施設の被害状況	6	6
	8 自然公園施設、観光施設の被害状況	D	7
	9 商工関係の被害状況	E	8
	10 高圧ガス、火薬類施設及び旧松尾鉱山関係の被害状況	9	9
	11 農業施設の被害状況	F	12
	12 農作物等の被害状況	F	13、13-1
	13 家畜等の被害状況	F	14
	14 農地農業用施設の被害状況	F	15
	15 林業施設、林産物、森林の被害状況	F	16
	16 河川、道路・橋りょう等土木施設及び都市施設等の被害状況	G-2	17
	17 公営住宅等の被害状況	G-2	18
	18 児童、生徒及び教職員の被害状況	H	19
	19 学校の被害状況	H	20
	20 文化財の被害状況	H	21
	21 通信事故・通信規制情報	I	—
	22 電力関係施設の被害状況	23	23
	23 工業用水道の被害状況	24	24
東北森林管理局	国有林の施設、森林等の被害状況	16	16
東北地方整備局 [岩手河川国道事務所]	国管理の河川、ダム、道路、地すべり防止、港湾及び海岸保全施設の被害状況 (災害映像情報(地上カメラ・現地災害カメラ・ヘリコプター画像)の受配信)	17	17
陸上自衛隊岩手駐屯部隊	震度5強以上を観測した場合及びその他の災害の発生に際し必要と認めた場合における施設等の被害状況	—	—
東日本電信電話(株) 岩手支店 エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株) (株)NTTドコモ KDD I(株) ソフトバンク(株) 楽天モバイル(株)	所管する電気通信関係施設の被害状況	1	—

日本道路公団東北支社 (八戸管理事務所)	高速道路の被災状況	17	17
東日本旅客鉄道(株)盛岡支社 三陸鉄道(株) IGRいわて銀河鉄道(株)	所管する鉄道関係施設の被災状況	J	25
東北電力(株)岩手支店 東北電力ネットワーク (株)岩手支社	所管する電力関係施設の被災状況	23	23
盛岡ガス(株) (一社)岩手県高圧ガス 保安協会	ガス関係施設の被災状況	9	9
県本部調査班、自衛隊 等	現地調査状況速報	K	—

[町本部の担当]

報告種別	報告区分	被害調査・情報収集担当		初期情報報告 様式	被害額等 報告様式
		部	班		
被害発生等報告		総務部	防災班	1	
避難勧告・指示の実施報告		総務部	防災班	1-1	
人的及び住家被害報告	人的被害	厚生部	衛生班	2、2-1	2、2-1
	住家被害	厚生部	衛生班	2-2	2-2
庁舎等被害報告		総務部	財政班	3	3
社会福祉施設・社会教育施設・文化施設・体育施設被害報告	社会福祉施設	厚生部	福祉班	4	4
	社会教育施設	教育部	教育班		
	文化施設	教育部	教育班		
	体育施設	教育部	教育班		
医療衛生施設被害報告	医療施設	厚生部	福祉班	B、C 5、5-1	5、 5-1
	水道施設	水道部	水道班		
	衛生施設	厚生部	福祉班		
消防施設被害報告		総務部	防災班	6	6
観光施設被害報告		農林商工部	商工班	D	7
商工関係被害報告		農林商工部	商工班	E	8
高圧ガス、火薬類施設及び鉱山関係被害報告		農林商工部	商工班	9	9
漁業施設等被害報告		農林商工部	商工班	F	11
農業施設被害報告		農林商工部	農林班	F	12
農作物等被害報告		農林商工部	農林班	F	13、13-1
家畜等関係被害報告		農林商工部	農林班	F	14

農地農業用施設被害報告		農林商工部	農林班	F	15
林業関係被害報告		農林商工部	農林班	F	16
公共土木施設被害報告	河川、道路、橋梁施設	建設部	建設班	G-1	17
	公園施設	農林商工部	農林班		
	下水道	建設部	建設班		
公営住宅等被害報告		建設部	建設班	G-1	18
児童、生徒及び教員等被害報告		総務部	防災班	H	19
学校被害報告		教育部	教育班	H	20
文化財被害報告		教育部	教育班	H	21

第3 実施要領

1 災害情報の収集、報告

(1) 町

- 各課等の長は、それぞれ所管する事項に係る災害に関する情報及び被害等の通報を受けたときは、その状況を確認の上、速やかに総務課長に通報する。
- 総務課長は、前記の通報又は直接収集した被害状況を取りまとめ、関係課長等に通報するとともに、重要と認めた事項については、町長及び副町長に報告する。
- 町本部長は、災害情報の収集に当たっては、二戸警察署と緊密に連絡を行う。
- 町本部長は、災害の規模及び状況により、当該町本部における情報の収集及び被害調査が不可能又は困難と認めた場合は、次の事項を明示して、県本部長、地方支部長又は防災関係機関の長に対して、応援要請を行う。

ア 職種及び人数	ウ 応援期間	オ 携行すべき資機材等
イ 活動地域	エ 応援業務の内容	カ その他参考事項

- 町本部長は、被害状況を、地方支部長に報告するが、緊急を要する場合には、県本部長に直接、報告する。
- 町本部長は、県本部との連絡がとれない場合は、直接、消防庁に対して被害状況を報告する。
- 町本部長（消防機関の長を含む。）は、火災が同時多発し、あるいは、多くの死傷者が発生し、消防機関への通報が殺到した場合には、最も迅速な方法により、直ちに、消防庁及び県本部長に報告する。
- 町本部長は、直接即報基準に該当する火災・災害等を覚知した場合は、第一報については、県本部の他に、直接消防庁にも、原則として覚知後30分以内に報告する。
- 町本部長は、孤独地域が発生した場合には、防災関係機関と連携し、被害状況、備蓄状況及び要配慮者の有無等を早期に把握し、県に報告する。
- 町本部長は、災害情報の収集、報告に当たっては、次の事項に留意する。
 - ア 災害が当初の段階であり、被害状況を十分に把握できない場合は、数値報告に代えて、災害の具体的状況、個別の災害情報などの概括情報を報告する。
 - イ 収集した情報は、地域別、対策別、組織別及び確認・未確認別に整理の上、管理する。
 - ウ 町が行う災害応急対策に必要な災害情報のうち、自ら、収集できない情報について、その情報源及び収集方法等を明らかにしておく。

- 町本部長は、必要に応じ、関係地域公共団体、防災関係機関等に対し、資料・情報の提供等の協力を求める。

(2) 防災関係機関

- 防災関係機関は、その所管する災害情報の収集、報告に係る責任者を定める。また、災害が発生した場合には、関係機関に対して、迅速かつ正確に報告、又は通報する。

2 災害情報収集の優先順位

- 災害情報の収集に当たっては、災害の規模の把握及び災害応急対策の実施において重要な被害情報を優先的に収集する。
- 災害発生の当初においては、住民の生命身体に対する被害状況及び住民が当面の生活を維持することに直接関係する住居、医療衛生施設、交通施設、通信施設等の被害状況を重点的に収集する。
- 災害の規模、状況が判明したときは、公共施設、文教施設、産業施設その他の被害状況を調査し、収集する。

3 災害情報の報告要領

(1) 災害情報の報告

- 総務部長は、報告機関担当一覧（資料編「報告機関担当一覧」3-4-1）により、災害情報について二戸地方支部等に報告する。ただし、緊急を要する場合には、県本部長に直接、報告する。
- 町本部長は、災害情報の報告に当たっては、災害が当初の段階であり、被害状況を十分に把握できない場合は、数値報告に代えて、災害の具体的な状況、個別の災害情報などの概括情報を報告する。
- 町本部長は、県本部との連絡がとれない場合は、直接、国に対して被害状況を報告する。
- 町本部長は、火災が同時多発し、あるいは、多くの死傷者が発生し、二戸地区広域行政事務組合消防本部への通報が殺到した場合には、最も迅速な方法により、直ちに、消防庁及び県本部長に報告する。

(2) 報告を要する災害及び基準

- 報告を要する災害は、おおむね、次の基準に合致するものをいう。
 - ア 町の管轄地域内において、人的被害又は物的被害が生じたもの
 - イ 災害救助法の適用基準に合致するもの
 - ウ 町が災害対策本部を設置したもの
 - エ 災害が当初は軽微であっても、今後拡大するおそれのあるもの又は県における災害は軽微であっても全国的に見た場合に同一災害で大きな被害を生じているもの
 - オ 災害による被害に対して国の特別の財政援助（激甚法、災害復旧国庫負担法等による国庫補助の適用がなされること。）を要するもの
 - カ 災害の状況及びこれが及ぼす社会的影響等からみて報告する必要があると認められるもの

(3) 被害状況判定の基準

- 災害による被害の判定基準は、資料編「被害状況の判定基準」（3-4-2）の定めるところによる。

(4) 災害情報の種類

- 町本部の各部長及び各班長は、収集した災害情報を、次の種類別にとりまとめ、逐次、総務部長及び県本部二戸地方支部の主管班長に報告する。
- 災害情報は、次の種類別に報告する。

種 類	内 容	報告様式	県本部二戸支部等への伝達手段
-----	-----	------	----------------

初期情報報告	災害発生直後にその概要を報告するとともに、災害応急対策の内容とその進捗状況について、逐次、報告するもの	様式1 ～1—1	原則として、インターネットや県情報通信基盤（いわて情報ハイウェイ）を使用したシステム、電子メール等によるものとし、防災行政情報通信ネットワーク衛星系等によるFAXはバックアップ用として利用するものとする。
	災害の規模やその状況が判明するまでの間（災害発生初期）に、種類別に報告するもの	様式A～J及び様式2、2—1、2—2、3、4、5、5—1、6、9、22、23、24	
被害額等報告	被害額等が判明したときに、種類別に報告するもの	様式2 ～25	
その他の報告	前記の報告以外で、必要な事項について報告するもの	任意様式	

4 災害情報通信の確保

(1) 災害情報通信のための電話の指定

町、県その他の防災関係機関は、災害時における情報連絡システムを明らかにするとともに、そのふくそうを避けるため、災害情報通信に使用する指定有線電話（以下「指定電話」という。）を定める。

(2) 災害情報通信に使用する通信施設

災害情報の収集、情報又は通報を行う場合に使用する通信施設については、次のいずれかによる。

ア 県本部及び二戸地方支部と町本部との場合

防災行政情報通信ネットワーク衛星系、県情報通信基盤（いわて情報ハイウェイ）、指定電話、消防無線（一部有線電話使用）、電報、非常通信

イ 防災関係機関と町本部との場合

インターネット、指定電話、電報、非常通信

ウ 国と町本部との場合

地域衛星通信ネットワーク、インターネット、指定電話、電報、非常通信

エ 防災関係機関相互の場合

専用電話、指定電話、インターネット

第5節 広報広聴計画

第1 基本方針

- 1 災害時における人心の安定を図るとともに、災害救助に対する協力及び復興への意欲を喚起し災害応急対策を推進するために、広報広聴活動を実施する。
- 2 防災関係機関が広報活動を行うに当たっては、関係機関との密接な連携協力のもとに行うものとし、情報の混乱や誤報、遅延等の防止に努める。
- 3 報道機関は、各防災関係機関からの災害広報の要請に対して、積極的に協力するものとし、防災機関においても、報道機関に対して、資料の提供及び災害報道のための取材活動について積極的に協力する。
- 4 情報通信事業者は、広報手段に関する最新の技術、サービス等に関する情報を提供する等、災害広報の実施者の広報活動への協力を努める。
- 5 広報活動に当たっては、あらかじめ、被災者の必要とする情報を選定のうえ、その優先順位を定める。その際、特に要配慮者が必要とする情報についての配慮をする。
- 6 広聴活動に当たっては、被災者の相談、要望等を広く聴取する。その際、特に要配慮者の相談、要望等について配慮をする。

第2 実施機関（責任者）

実施機関		広報広聴活動の内容	
担当部	担当班		
町 本 部 長	総務部	総務班	<ol style="list-style-type: none"> 1 報道機関への発表及び広報の要請 2 災害の発生状況 3 気象予報・警報等及び災害発生時の注意事項 4 各災害応急対策の実施状況 5 災害応急復旧の見通し 6 二次災害の予防に関する情報
		防災班	<ol style="list-style-type: none"> 1 町が実施した避難指示等 2 避難所の開設状況
	厚生部	衛生班	<ol style="list-style-type: none"> 1 犯罪の予防及び人心安定のために必要な事項 2 安否情報及び避難者名簿情報
		福祉班	<ol style="list-style-type: none"> 1 生活関連情報 2 相談窓口及び臨時災害相談所の開設状況 3 防災ボランティア、義援物資の受け入れ等に関する情報 4 その他必要な情報
		救護班	<ol style="list-style-type: none"> 1 救護所の開設状況
	建設部	建設班	<ol style="list-style-type: none"> 1 道路及び交通情報

県 本 部 長	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害の発生状況 2 気象予報・警報等及び災害発生時の注意事項 3 市町村長等が実施した避難指示等 4 救護所の開設状況 5 交通機関の運行状況及び交通規制の状況 6 医療機関の情報 7 各災害応急対策の実施状況 8 災害応急復旧の見通し 9 安否情報 10 生活関連情報 11 相談窓口の開設状況 12 防災ボランティア、義援物資の受け入れ等に関する情報 13 犯罪の予防及び人心安定のために必要な事項 14 その他必要な情報
東日本電信電話（株）岩手支店、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ（株）、（株）NTTドコモ、KDDI（株）、ソフトバンク（株）、楽天モバイル（株）	<ol style="list-style-type: none"> 1 通信の疎通の状況 2 災害応急復旧の状況 3 利用者に協力をお願いする事項
日本銀行盛岡事務所	金融機関の営業開始、休日臨時営業、預貯金の便宜払戻措置、損傷日本銀行券及び貨幣の引換え措置
日本赤十字社岩手県支部	義援金の募集及び受付情報
社会福祉法人岩手県社会福祉協議会	防災ボランティアの募集情報
社会福祉法人岩手県共同募金会	義援金の募集及び受け付け情報
日本放送協会盛岡放送局	<ol style="list-style-type: none"> 1 気象予報・警報等の伝達 2 緊急警報放送 3 避難勧告等の情報 4 災害の発生状況及び被害状況 5 各災害応急対策の実施状況
東日本高速道路（株）東北支社（八戸管理事務所）	<ol style="list-style-type: none"> 1 高速道路の被災状況及び交通規制の状況 2 災害応急復旧の状況 3 利用者への迂回路等の情報
東北電力（株）岩手支店 東北電力ネットワーク（株）岩手支社	<ol style="list-style-type: none"> 1 電力関係施設の被災状況 2 災害応急復旧の状況 3 利用者への電力供給等の情報
(株)IBC岩手放送 (株)テレビ岩手 (株)岩手めんこいテレビ (株)岩手朝日テレビ (株)エフエム岩手	<ol style="list-style-type: none"> 1 気象予報・警報等の伝達 2 避難指示等の情報 3 災害発生状況及び被害状況 4 各災害応急対策の実施状況

(株)岩手日報社 (株)朝日新聞社盛岡総局 (株)毎日新聞社盛岡支局 (株)読売新聞社盛岡支局 (株)河北新報社盛岡総局 (株)デーリー東北新聞社盛岡支局	1 避難指示等の情報 2 災害発生状況及び被害状況 3 各災害応急対策の実施状況
JRバス東北(株)二戸営業所 岩手県北自動車(株) 南部バス(株)	1 バス車両等の被災状況 2 バス路線の復旧状況 3 利用者への情報提供

第3 実施要領

1 広報活動

(1) 広報資料の収集

- 町本部長は、広報活動を行うために必要な資料として、被害報告によるもののほか、次に掲げる写真等を作成し、又は収集する。
 - ア 町本部、現地災害対策本部、総務班が撮影した写真、ビデオ等
 - イ 防災関係機関及び住民等が撮影した写真、ビデオ等
 - ウ ヘリコプター等による被災地の航空写真、ビデオ等
 - エ 災害応急対策活動の状況取材した写真、ビデオ等
- 総務班は、広報資料の収集にあたっては、撮影日時、地点等を明らかにした付票を付して「災害原稿」と朱書きし、保管する。
- 広報資料の収集にあたっては、災害発生の原因、経過推移を知ることのできる資料の収集に努める。
- 町本部長その他の防災関係機関は、県本部長に対し、災害に係る広報資料を提供するとともに、適時に更新する。

(2) 町民等に対する広報

ア 広報の実施

- 災害広報の実施者は、関係機関との密接な連携協力のもと、それぞれが収集した広報資料及び情報により被災者その他の町民等に必要な広報を的確に行う。

イ 広報の優先順位

- 災害広報は、発災後の時間経過、被害の拡大の状況等を考慮しながら、次の事項について優先的に広報活動を行う。

- | | |
|-------------------|-------------------|
| ① 災害の発生状況 | ⑦ 毛布等の生活関連物資の配給 |
| ② 災害発生時の注意事項 | ⑧ 安否情報 |
| ③ 避難指示等の発令状況 | ⑨ ライフラインの応急復旧の見通し |
| ④ 道路及び交通情報 | ⑩ 生活相談の受付 |
| ⑤ 医療機関の被災情報及び活動状況 | ⑪ 各災害応急対策の実施状況 |
| ⑥ 給食、給水の実施 | ⑫ その他の生活関連情報 |

ウ 広報の方法

- 災害広報の実施者は、総合的な情報を提供するポータルサイト等の設置に努める。
- 災害広報の実施者は、各種の広報手段を駆使して行うものとし、おおむね、次の方法により実施する。

同報系防災行政無線、町民テレビ、情報通信施設、広報車、回覧、広報誌、インターネット（携帯端末へ配信できるサービスを含む。）テレビ、ラジオ、新聞等

(3) 報道機関への発表

- 災害情報の報道機関への発表は、災害状況及び災害応急活動の実施状況等報告により収集されたもののうち、町本部長が必要と認める情報について行う。
- 発表は、原則として、町本部総務部長が報道機関に対して行う。
- 町本部総務部長は、報道機関に発表した情報について、必要と認める町本部関係部長にその発表内容を送付するとともに、必要に応じて防災関係機関に提供する。
- 防災関係機関が災害に関する情報を報道機関に発表する場合には、原則として町本部総務部長と協議の上、行う。ただし、緊急を要する場合には、発表後速やかに、その内容を町本部総務部長に報告する。

(4) 関係省庁等に対する周知

- 関係省庁等に対する周知は、災害の態様、応急対策の実施方針及び実施状況を内容とし、被害の実態に対する認識及び理解を深めることを主体とする。
- 周知においては、写真、ビデオ等を活用するほか、町本部総務班を派遣してその実情を説明する等、徹底を図る。

2 広聴活動

- 町本部長は、被災者の精神的不安を解消するため、被災者の相談、要望、苦情等を広く聴取し、その早期解決に努める。
- 町本部長は、庁舎内に相談窓口を、避難所に臨時災害相談所を設置するとともに、巡回による移動相談を実施する。
- 県本部長は、町本部長が行う広聴活動を支援するとともに、県本部環境生活企画室及び地方支部総務班に相談窓口を設置し、被災者の相談、要望、苦情を聴取し、関係課及び班と連絡しながら、早期解決に努める。

第6節 交通確保・輸送計画

第1 基本方針

- 1 災害発生時において、各道路管理者及び関係機関は相互に協力して、適切な交通規制及び円滑な応急復旧作業を行い、交通の確保を図る。
- 2 町本部長は、災害応急活動を迅速かつ効果的に実施するため、あらかじめ、緊急輸送道路を指定し、防災性の向上に努めるとともに、災害が発生した場合には、災害対策本部内に道路応急復旧のための専門班を設置し、優先的に交通の確保を図る。
- 3 町その他の防災機関は、災害応急対策の実施に係る要員及び物資等を迅速に輸送するため、あらかじめ、その保有する車両等の動員計画を定めるとともに、運送関係事業者等の保有する車両等を調達し、緊急輸送体制を確保する。
- 4 緊急輸送の実施に当たっては、陸上輸送、海上輸送及び航空輸送の有機的な連携を図る。なお、物資の輸送に当たっては、県及び町の物資集積・輸送拠点を経て、各指定避難所等へ物資が届けられるよう緊急輸送ネットワークの形成を図る。
- 5 町は、防災関係機関による災害応急対策を支援するため、防災拠点等、緊急輸送道路及びヘリポート等の確保を図るとともに、これらの管理者との情報共有に努める。
- 6 災害時も含めた安定的な輸送を確保するため、国土交通省は物流上、重要な道路輸送網を「重要物流道路」として指定し、機能強化、重点支援を実施する。

第2 実施機関（責任者）

実施機関			担当業務
町本部	担当部	担当班	1 応急車両の集中管理及び配車並びに民間等の自動車の確保 2 応急車両の燃料の確保 3 物資の輸送計画 4 町管理道路に係る交通規制、災害対策基本法に基づく車両の移動等及び応急復旧 5 災害応急対策の実施に係る要員及び物資の緊急輸送
	建設部	建設班	
岩手県災害対策本部			1 県内の道路に係る交通規制 2 県管理道路に係る災害対策基本法に基づく車両の移動等及び応急復旧 3 災害応急対策の実施に係る要員及び物資の緊急輸送
二戸警察署			広域交通規制の実施
東北運輸局			1 災害応急対策用資材の輸送に係る調整 2 所管する運送関係事業者等に対する協力要請 3 所管する運送関係事業者等に対する輸送命令の発動
東北地方整備局 (岩手河川国道事務所)			1 所管する一般国道に係る通行規制、災害対策基本法に基づく車両の移動等及び応急復旧

	2 災害対策基本法に基づく県又は市町村長に対する区間指定指示
軽米郵便局 小軽米郵便局 晴山郵便局 円子郵便局	災害救助用物資を内容とする小包郵便物の料金免除
陸上自衛隊岩手駐屯部隊	1 災害派遣要請に基づく緊急輸送 2 災害派遣活動の実施に係る交通規制
東日本高速道路(株)東北支社 (八戸管理事務所)	所管する高速自動車道に係る交通規制、災害対策基本法に基づく車両の移動等及び応急復旧
(一社)岩手県建設業協会	災害時における道路啓開及び応急復旧
(公社)岩手県トラック協会 赤帽岩手県軽自動車運送協 同組合 (公社)岩手県バス協会 J Rバス東北(株)二戸営業所 佐川急便(株)岩手支店 ヤマト運輸(株)岩手主管支店 日本通運(株)盛岡支店 北東北福山通運(株)盛岡支店 岩手西濃運輸(株) 岩手県北自動車(株)一戸営業 所伊保内支所 南部バス(株)	トラック、バス等の車両による緊急輸送

第3 交通確保

1 情報連絡体制の確立

- 道路管理者及び交通規制実施者は、あらかじめ、災害時における情報連絡システムを定める。
- 道路管理者及び交通規制実施者は、交通混雑及び被害状況を的確に把握し、相互に連絡をとるとともに、県本部長に報告する。

2 防災拠点等の指定

- 県本部長及び町本部長は、災害応急対策を迅速かつ効果的に実施するため、交通の確保の重要拠点として、災害応急活動の中核となる防災拠点、緊急物資等の集積、輸送等の中核となる物資集積・輸送拠点及び交通拠点(以下「防災拠点等」という。)を定める。
- 町本部長が指定する防災拠点等は、次のとおりとする。

ア 防災拠点

町本庁舎、二戸消防署軽米分署、二戸警察署軽米駐在所、岩手県立軽米病院

イ 物資集積・輸送拠点

町農村環境改善センター、役場駐車場(旧県立病院跡地)及び運送事業者等の営業所

ウ 交通拠点

八戸自動車道軽米IC

3 緊急輸送道路の指定

- 町本部長は、緊急輸送道路を指定し、防災性の向上に努めるとともに、災害が発生した場合には、優先的に交通の確保を図る。
- 緊急輸送道路は、次に該当する道路の中から指定する。
 - ア 他市町村とを結ぶ一般国道を中心とする幹線道路
 - イ 防災拠点、輸送拠点及び交通拠点等へのアクセス道路
 - ウ 上記道路の代替道
- 町本部長が指定する緊急輸送道路は、次のとおりとする。
 - ア 国道395号線
 - イ 国道340号線
 - ウ 一般県道二戸軽米線
 - エ 主要地方道八戸大野線
 - オ 主要地方道軽米九戸線
 - カ 主要地方道軽米種市線
 - キ 主要地方道戸呂町軽米線
 - ク 主要地方道軽米名川線
 - ケ 広域農道軽米九戸線

4 道路啓開等

(1) 道路啓開等の順位

- 道路管理者は、災害の態様と緊急度に応じて、相互に連携を図りながら道路啓開及び復旧作業を行う。

(2) 復旧資材等の確保

- 道路管理者は、あらかじめ、町内地域における復旧資材、機械等の状況を把握し、建設業協会等と応援協定を締結するなど、災害時における道路啓開及び応急復旧に対処する供給体制を整備する。

(3) 道路啓開等の方法

- ア 道路上の瓦礫等の障害物の除去による道路啓開を行う。
- イ 段差、亀裂、陥没等を応急復旧する。
- ウ 落橋した場合には、被災状況に応じて、組立式の仮橋あるいはH形鋼、覆工板等により応急復旧する。

5 交通規制

(1) 実施区分

- 交通規制の実施者は、一般交通の安全と災害応急対策に必要な緊急輸送等を確保するため、相互に連絡をとりながら、次の区分により、交通規制を実施する。

ア 第1次交通規制

災害が発生した直後における緊急の措置として、被災地を結ぶ緊急輸送道路において、緊急自動車、緊急通行車両及び規制除外車両であるとの確認を受けた車両（以下、本節中「緊急通行車両等」という。）以外の車両の全方向への通行を禁止し、又は制限する。

イ 第2次交通規制

道路状況に応じて、第1次交通規制を縮小し、路線別、車種、用途別及び時間別に車両（緊急通行車両等を除く。）の通行を禁止し、又は制限する。

ウ 第3次交通規制

道路状況に応じて、車両の通行を禁止し、又は制限する。

(2) 規制の内容

- 交通規制を行った区域、区間の路線上の車両については、直ちに同路線以外の道路へ誘導退去させるとともに、その通行を抑制する。
- 交通規制を行った区域、区間に入ろうとする車両については、その流入を阻止する。
- 交通規制を行った区域、区間の路線上に駐車している車両その他の物件について、災害応急対策に著しい支障があると認める場合においては、当該車両その他の物件の所有者等に対して移動等の措置を命ずる。なお、措置を命じられた者が当該措置をとらないとき又は命令の相手方が現場にいないときは、警察官、自衛官又は消防吏員が自らその措置を行う（自衛官又は消防吏員にあつては警察官がその場にいない場合に限る）。
- 交通規制の実施により、車両が滞留し、その場で長時間停止することとなった場合においては、関係機関と連携を図り、必要な措置を講ずる。

(3) 交通規制の周知

- 交通規制の実施者は、交通規制を実施した場合は、原則として、「災害対策基本法に基づく車両通行禁止」標示を設置する。
- 標識を設置することが困難、又は不可能な場合においては、通行を禁止し、又は制限したことを明示するとともに、必要に応じて、遮断等の措置を講ずる。また、警察官等が現地において指示・誘導に当たる。
- 標示には、次の事項を表示する。

ア 禁止又は制限の対象	ウ 規制する期間
イ 規制する区域、区間	

- 交通規制の実施者は、一般交通に支障が生じないように、災害の態様及び道路の状況に応じて適当な迂回路を選定し、必要な地点に案内板を設置する。
- 交通規制の実施者は、規制地周辺において、車両広報により、規制状況や迂回路等の周知徹底を図るとともに、報道機関に連絡をとり、交通規制に係る放送を依頼する。

(4) 報告の系統

- 町道路管理者は、管理道路の交通規制を行った場合は、他の機関の道路管理者、地方支部警察署班に連絡するとともに町民への周知に努める。
- 交通規制が複数の市町村に及ぶことが予想される大規模災害時には、交通規制の実施者が隣接する地域等の道路管理者、警察関係機関へ情報提供を行い連携を図る。
- 災害時等における規制の種別及び根拠は、おおむね次による。

ア 災害対策基本法に基づく規制（同法第76条）
イ 道路法に基づく規制（同法第46条）
ウ 道路交通法に基づく規制（同法第4条―第6条）

(5) 緊急通行車両確認証明書の交付

- 町本部長は、緊急通行車両の確認を迅速かつ円滑に行うために、緊急通行車両の事前届出制度に基づき、あらかじめ県公安委員会に対して届出書を提出し、緊急通行車両標章又は規制除外車両標章の交付を受ける。また、緊急通行車両標章又は規制除外車両標章の交付を受けた車両については、緊急通行車両事前届済交付簿に登載しておく。
- 緊急輸送のため車両を使用する場合は、県本部長（総合防災室）又は県公安委員会（交通規制課又は警察署）に次の事項を明らかにして、緊急通行車両確認の申し出をする。

ア 番号標に標示されている番号	エ 通行日時
イ 輸送人員又は品名	オ 通行経路（出発地、目的地）
ウ 使用者の住所及び氏名	

6 災害時における車両の移動

- 道路管理者は、放置車両等が発生した場合において、緊急通行車両の通行を確保するため必要があると認めるときは、その管理する道路について区間を指定し、当該放置車両等の運転手等に対し車両の移動の命令を行う。この場合において、運転手等がない場合等には、道路管理者は、自ら車両等の移動等を行う。
- 道路管理者は、自ら車両等の移動等を行う場合には、やむを得ない限度で当該車両等を破損することができる。
- 道路管理者は、車両等の破損によって生じた損失について、当該車両等の所有者等と協議の上、補償する。
- 県公安委員会は、緊急通行車両以外の車両の通行禁止等を行うため必要があると認めるときは、道路管理者に対し、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両等の移動等について要請する。
- 県は、市町村道を活用し、緊急通行車両の通行ルートを確認する必要があると認めるときは、市町村に対し必要な指示を行う。

第4 緊急輸送

1 緊急輸送の対象

- 町その他の防災関係機関は、災害応急対策を実施するために必要な要員、物資等を輸送するため、各々が保有する車両・船舶等を動員するとともに、運送事業者等関係団体等との物資輸送に係る災害時応援協定の締結により、緊急輸送体制を整備する。
- 災害時における緊急輸送の対象となる要員、物資等の範囲は、次のとおりである。
 - ア 応急復旧対策に従事する者
 - イ 医療、通信、調達等で応急復旧対策に必要とされる者
 - ウ 食料、飲料水その他生活必需品
 - エ 医療品、衛生資材等
 - オ 応急復旧対策用資機材
 - カ その他必要な要員、物資及び機材

2 陸上輸送

(1) 車両の確保

- 緊急輸送のため使用する自動車は、次による。
 - ア 町が所有する自動車
 - イ 防災機関が所有する自動車
 - ウ 運送事業者等が所有する自動車
 - エ その他の自家用車
- 県、市町村その他の防災関係機関は、その保有し、又は調達する輸送車両で不足が生じる場合は、他の機関に調達又はあっせんを要請する。

(2) 燃料の確保

- 町その他の防災関係機関は、あらかじめ、災害時における輸送に要する燃料の調達方法を定める。

(3) 輸送の連絡

- 県本部長は、町に物資等の輸送をする場合には、町本部長に対し、荷送人、荷受人、到着日時、輸送貨物の内容・数量等を連絡する。
- 県本部長は、調達・あっせんの要請によらずに支援物資等を県本部長に陸上輸送する荷送人に対しては、荷送人、荷受人、到着日時、輸送貨物の内容・数量等を県本部長に対して連絡するよう協力を求める。

3 航空輸送

(1) 航空輸送の実施

- 町本部長は、次に掲げる事態が発生した場合は、航空輸送を実施する。

- ア 人命、身体の保護上緊急を要するとき
- イ その他、輸送又は移送に緊急を要するとき

(2) 航空機の確保

- 町本部長及び防災関係機関の長は、航空機による緊急輸送が必要と認めた場合は、次の事項を明示して、県本部長に対し、航空機のあっせんを要請する。

ア 要請理由	エ 輸送先	キ 荷受人
イ 輸送貨物の所在地	オ 輸送日時	ク その他参考事項
ウ 輸送貨物の内容、数量	カ 荷送人	

- 自衛隊機を希望する場合における手続は、第10節「自衛隊災害派遣要請計画」に定めるところによる。

(3) 輸送の連絡

- 県本部長は、町本部長及び空港管理者に対し、荷送人、荷受人、空港到着日時、輸送貨物の内容・数量等を連絡する。
- 県本部長は、調達・あっせんの要請によらずに支援物資等を県本部長に航空輸送する荷送人に対しては、荷送人、荷受人、到着日時、輸送貨物の内容・数量等を県本部長に対して連絡するよう協力を求める。

(4) ヘリポートの設置基準

- ヘリポートの設置基準は、資料編「3-6-2ヘリポートの設置基準」のとおりである。

(5) ヘリポート基地の指定状況

- 町におけるヘリポート基地の指定状況は、資料編「3-6-1ヘリポートの基地の指定状況」のとおりである。

4 輸送関係従事命令等

(1) 従事命令

- 町本部長は、緊急輸送の実施に当たり、契約等による一般の方法で緊急輸送の確保ができない場合は、災害対策基本法第71条の規定に定めるところによる従事命令のほか、災害対策基本法第71条の規定による自動車輸送業者及びその従事者に対する従事命令を県本部長に要請し、その確保を図る。より次の者に対し、従事命令を執行して、その確保を図る。

(2) 従事命令の手続

- 従事命令の手続は、第22節「応急対策要員確保計画」に定めるところによる。

第5 災害救助法を適用した場合の輸送の基準

1 輸送及び移送の範囲

- (1) 罹災者を避難させるための移送
- (2) 医療及び助産のための移送
- (3) 罹災者救出のための輸送等
- (4) 飲料水供給のための輸送等
- (5) 救済用物資の輸送
- (6) 遺体捜索のための輸送
- (7) 遺体処理のための輸送

上記以外について輸送あるいは移送の必要が生じた場合には、県本部長に対し要請し、厚生大臣の承認を得て実施する。

2 輸送の期間

- (1) 罹災者の避難・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・避難を要する期間
- (2) 医療及び助産・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・災害発生の日から14日以内
- (3) 罹災者の救出・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・災害発生の日から 3日以内
- (4) 飲料水の供給・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・災害発生の日から 7日以内
- (5) 救済用物資
 - ア 被服、寝具、生活必需品・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・災害発生の日から10日以内
 - イ 学用品
 - 教科書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・災害発生の日から1ヶ月以内
 - その他の学用品・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・災害発生の日から15日以内
- (6) 炊き出し用食料、調味料、燃料等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・災害発生の日から7日以内
- (7) 医療品、衛生材料・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・災害発生の日から14日以内
- (8) 死体の捜索・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・災害発生の日から10日以内
- (9) 死体の処理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・災害発生の日から10日以内

上記の期間は、それぞれの救助の実施機関が厚生大臣の承認を得て延長された場合は、輸送期間も自動的に延長される。

3 費用の限度

輸送業務における輸送あるいは車両等の借り上げの場合は、運輸省許可の運賃とする。なお、自家用車の借り上げの場合もこれに準ずる。

4 整備すべき書類

- (1) 救助の種目別〔燃料及び消耗品〕物資受払状況（様式編 救助様式 1）
- (2) 輸送記録簿（様式編 救助様式16）
- (3) 救助実施記録日計表（様式編 対策様式 4）
- (4) 輸送関係支払証拠書類

第7節 消防活動計画

第1 基本方針

- 1 大規模火災発生時には、二戸地区広域行政事務組合消防本部は、防災関係機関と連携を図り、火災防御活動等を行う。
- 2 町本部長は、同時多発火災による被害を軽減するため、あらかじめ、大規模火災防御計画を定める。
- 3 町本部長は、消防部隊の応援要請を行う必要が生じた場合においては、「消防相互応援に関する協定」に定めるところにより消防相互応援を行う。
- 4 本計画に定めのないものについては、消防組織法に基づく「消防計画」に定めるところによる。

第2 実施機関（責任者）

実施機関	担当業務
町本部	1 消火、救助その他災害の発生を防ぎよし又は、災害の拡大を防止するために必要な応急措置の実施 2 警戒区域の設定及び当該区域への立入りの制限等
岩手県災害対策本部	1 消防広域応援に係る連絡、調整 2 消火薬剤及び消防資機材の調達及びあっせん 3 大規模火災に係る消防庁長官に対する緊急消防援助隊の派遣等の要請
陸上自衛隊岩手駐屯部隊	災害派遣要請に基づく消防活動の支援
二戸地区広域行政事務組合消防本部	1 町本部長の命令又は要請による消防応急活動等の実施 2 消防警戒区域等の設定及び当該区域への立入りの制限等

第3 実施要領

- 1 本部長の措置
 - 町本部長は、同時多発火災による被害を軽減するため、次により、大規模火災防御計画を定める。
 - ア 重要対象物の指定
火災が同時多発した場合は、優先的に防御する施設として、避難所、医療施設、防災拠点施設、救援物資の輸送拠点施設、町民生活に直接影響を及ぼす公共施設及び報道機関等の施設を重要対象物として指定する。
 - イ 延焼阻止線の設定
火災発生地域の延焼火災及び消火不能地域から延焼拡大した火災を阻止するため、あらかじめ、その地形建物、空地、水利の状況及び動員部隊を考慮の上、延焼阻止線を設定する。
 - ウ 消防活動計画図の作成
消防部隊の効率的、効果的運用を確保するため、危険区域、通行可能道路、使用可能水利、延焼阻止線、避難場所、避難路等を調査し、防災関係機関と調整の上、消防活動計画図を作成する。
 - 町本部長は、災害が発生し、又は発生のおそれがある場合において、必要と認めるときは二戸地区広域行政事務組合消防本部の消防長に対し、消防職員・団員の出動準備若しくは出動を命じ、又は要請す

る。

- 町本部長は、災害により情報孤立地域が発生した場合においては、被災現地消防団員との情報連絡体制を確保する。
- 町本部長は、二戸地区広域行政事務組合消防本部が行う消防応急活動等を支援する。また、災害が拡大し、必要があると認める場合においては、警戒区域を設定し、応急活動の従事者以外の当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。
- 町本部長は、消防機関が行う消防応急活動等によっては対応できないと判断した場合においては、あらかじめ、相互応援協定を締結している市町村に対して応援要請を行うとともに、県本部長に対して、消防部隊の応援要請を行うほか、第10節「自衛隊災害派遣要請計画」に定める手続により、自衛隊の災害派遣要請を行う。
- 町本部長は、これらの要請を行った場合においては、その受入体制の整備を図る。特に、広域航空消防応援又は自衛隊によるヘリコプターの派遣を要請した場合においては、ヘリポート及び補給基地を確保する。

2 二戸地区広域行政事務組合消防本部消防長の措置

(1) 応急活動体制の確立

- 二戸地区広域行政事務組合消防本部消防長は、あらかじめ、非常参集、部隊編成、資機材の確保・調達体制、有線電話途絶時における通信運用等を定める。
- 二戸地区広域行政事務組合消防本部消防長は、町本部長から出動準備命令を受けたときは、次の措置をとる。
 - ア 消防職員・団員に対する出動準備命令
 - イ 出動準備命令時に、必要と認めた場合における待機命令
 - ウ 出動準備終了後における町本部長への報告（消防職員・団員の数、待機状況、部隊編成状況、装備状況等）
- 消防職員・団員は、出動準備命令又は出動命令を受けたときは、直ちに命令事項に従って行動し、指揮系統を通じて、準備又は出動の状況を消防機関の長に報告する。
- 消防機関の長及び消防職員・団員は、地域内に大規模な災害が発生したことを知り、消防部隊の活動を必要と認めたときは、出動命令を待つことなく所属の署所に非常参集の上、参集したことを所属長に報告し、その指揮を受ける。

(2) 火災防ぎょ活動

- 二戸地区広域行政事務組合消防本部消防長は、住民及び自主防災組織に対して、出火防止と初期消火の徹底を指導するとともに、消防職員・団員及び消防資機材の効率的運用を図り、延焼の拡大を迅速かつ的確に防止する。
- 火災防御活動に当たっては、次の点に留意する。
 - ア 火災発生が比較的少ないと判断した場合は、積極的な防御を行い、一挙鎮滅を図る。
 - イ 火災件数が消防力を上回る場合は、重要かつ消防効果の大きい火災に対して優先的に防御を行う。
 - ウ 火災が随所に発生し、消防隊個々による防御では効果を期待できない場合は、部隊を集中して、人命の確保と最重要地域の防御にあたる。
 - エ 火災が著しく多発し、住民の生命に危険を及ぼすことが予想される場合は、全力を尽くして、避難者の安全確保にあたる。
 - オ 大量の人命救助を要する場合は、火災状況に応じ、これを優先する。
 - カ 水災等の他の災害が同時に発生した場合は、原則として、火災防御を優先する。

(3) 救急・救助活動

- 二戸地区広域行政事務組合消防本部消防長は、あらかじめ、医療機関、医師会、日本赤十字社、警察等の関係機関と、救助隊の派遣、救護所の設置、医療機関への搬送等について、協議を行い、このための活動計画を定める。
- 二戸地区広域行政事務組合消防本部消防長は、大規模災害時における家屋の倒壊、障害物の落下、崖崩れ、自動車等車両の衝突等の発生に対処するため、必要に応じて、人員、資機材を活用し、救急・救助活動を行い、人命の安全確保に努める。
- 救急・救助活動に当たっては、次の点に留意する。
 - ア 負傷者に対しては、可能な限り、止血その他の応急措置を行った上、安全な場所に搬送を行う。
 - イ 負傷者が多数発生した場合は、重症者、子供、老人、病人及び障害者を優先する。
 - ウ 大規模災害により、救急・救助能力を上回る場合は、その効果を重視するとともに、多くの人命の危険のある対象物を優先する。

(4) 避難対策活動

- 二戸地区広域行政事務組合消防本部消防長は、あらかじめ、避難指示等の伝達、避難誘導、避難場所・避難路の防ぎよ等に係る活動計画を定める。
- 避難指示等の電報、避難誘導については、自主防災組織等との連携を図る。
- 避難指示等の発令がなされた場合においては、これを町民に伝達するとともに、火勢の状況等正しい情報に基づき、町民を安全な方向に誘導する。
- 住民の安全避難を確保するため、災害危険地域からの避難を完了するまでの間、火災の鎮圧及び延焼拡大の防止を図る。また、避難場所の管理者と連携を図りながら、避難誘導を行う。
- 高齢者、身障者等の避難誘導に当たっては、社会福祉施設、自主防災組織、町内会等のコミュニティ組織等と連携を図り、高齢者等の居所の把握、連絡体制の整備を図る。

(5) 情報収集・広報活動

- 二戸地区広域行政事務組合消防本部消防長は、災害情報の収集・伝達を円滑に処理できるよう、あらかじめ、その活動計画を定める。

(6) 消防警戒区域等の設定

- 消防職員・団員は、火災の現場において、消防警戒区域を設定し、応急活動の従事者以外の者に対して、その区域からの退去を命じ、又はその区域への出入りを禁止し、若しくは制限することができる。
- 消防長・消防署長は、ガス、火薬又は危険物の漏えい、飛散、流出等の事故が発生した場合において、当該事故により火災が発生するおそれが著しく大であり、かつ、火災が発生したならば人命又は財産に著しい被害を与えるおそれがあると認められるときは、火災警戒区域を設定し、その区域内における火気の使用を禁止し、又は応急活動の従事者以外の者に対して、その区域からの退去を命じ、若しくはその区域への出入りを禁止し、若しくは制限することができる。

3 緊急消防援助隊

- 緊急消防援助隊は、消防組織法第44条、緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画、緊急消防援助隊の運用に関する要綱並びに緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱の規定に基づき出動する。
- 緊急消防援助隊は、被災地において、被災地の市町村長又はその委任を受けた消防長の指揮命令に従い、活動する。また、消防組織法第44条又は第44条の3に基づき、部隊の移動を行う場合がある。
- 町本部長は、大規模災害が発生し、必要と認める場合においては、県本部長を通じて、緊急消防援助隊の出動を要請する。

第8節 水防活動計画

第1 基本方針

- 1 洪水による水災を警戒、防御し、被害の軽減を図る。
- 2 水防区域の監視、警戒活動、ダムの開閉操作、水門等の操作及び応急水防措置が迅速かつ円滑に実施できるよう、重点的に水防活動を実施すべき地域を調査検討するとともに、事前配備体制の充実を図る。
- 3 水防活動上、必要な施設、設備の整備を計画的に推進する。

第2 実施機関（責任者）

実施機関	担当業務
町	区域内の河川等における水防活動の実施
陸上自衛隊岩手駐屯部隊	災害派遣要請に基づく水防活動

[町本部の担当]

部	班	担当業務
総務部	防災班	1 水防活動に係る統括 2 自衛隊に対する災害派遣要請 3 県及び他の市町村等に対する応援要請

第3 実施要領

- 1 情報の収集及び伝達
 - (1) 町本部長は、大雨又は洪水に関する注意報又は警報を受領したときは、関係職員及び消防団員等を危険地域に巡視させ、状況の把握に努めるとともに関係機関に情報を伝達する。
 - (2) 町本部長は、気象状況の通知を受けたとき、又は自ら危険を予知したときは、所属職員、消防団員等により警戒班を編成し、堤防の巡視警戒に当たらせるとともに、河川の状況により予め危険な区域を決定し、巡視警戒を厳重にし、水防体制を整える。
 - (3) 町本部長は、大雨又は洪水若しくは上流からの出水が予想され、危険町民を避難させる必要があるときは第13節「避難救出計画」にもとづき実施するものとする。
 - (4) 負傷者等を発見したときは、現地において救助し、最寄りの病院、診療所又は町本部救護班に引き渡して応急医療を実施する。
 - (5) 町本部長は、堤防の決壊、冠水等のおそれがある場合は、速やかに所属職員、消防団員等に水防活動に当たらせるものとする。なお、雪谷川については必要に応じて防災ダムの操作等適切な措置を講ずる。(町内の防災ダム 別表1のとおり)
 - (6) 町本部長及び防災機関は、迅速な水防活動を実施するため、あらかじめ班を編成し活動体制を整えておくものとする。
 - (7) 町本部長は、単独の消防機関のみによる消防応急活動等によっては対応できないと判断した場合には、あらかじめ、相互応援協定を締結している市町村に対して応援要請を行うとともに、県本部長に対して、消防部隊の応援要請を行うほか、第10節「自衛隊災害派遣要請計画」に定める手続により、自衛隊の災害派遣要請を行う。

(8) 小河川の永久橋に浮流物が滞留して上流地域がダム化して浸水地域が生じ、下流地域に流失、土砂流入等の被害発生の危険がある住家に対する避難誘導、閉塞等防止の措置を講じる。

別表1

名 称	施行年度貯水量	警報サイレン 設置場所	警告のサイレン 吹鳴	摘 要
県営雪谷川 防災ダム	s 52～ 約266万トン	<ul style="list-style-type: none"> ・雪谷川ダム警報所 ・増子内警報所 ・車門警報所 ・向川原警報所 	約1分 約1分 約1分 △休止 △休止	洪水によってダムからの著しい越流が増加で、下流に危害が生じるおそれがある場合

第9節 県、市町村等応援協力計画

第1 基本方針

- 1 町本部長は、「大規模災害時における岩手県市町村相互応援に関する協定」等に基づき、災害時における応援協力をを行う。この場合において、県は、市町村の相互応援が円滑に進むよう配慮する。
- 2 県は、市町村からの要請に応じ支援するほか、大規模な災害の発生等により必要と認める場合には、市町村からの応援要請を待たずに必要な支援を行う。
- 3 県は、「大規模災害時の北海道・東北8道県相互応援に関する協定」等に基づき、災害時における応援協力をを行う。
- 4 町その他の防災関係機関は、その所管事務に関係する団体等と応援協定の締結を進め、また、あらかじめ応援部隊の活動拠点を確保し、訓練を実施するなど、日頃から、災害時において、協力を得られるよう、体制の整備に努める。なお、応援協定の締結に当たっては、近隣のみならず、遠方の地方公共団体や関係機関との協定締結も考慮する。
- 5 町は、大規模な災害の発生を覚知した時は、あらかじめ締結した応援協定に基づき、速やかに応援体制を考慮する。
- 6 町その他の防災関係機関は、応援計画や受援計画を定めるよう努め、また、応援・受援に関する連絡・要請方法の確認や応援部隊の活動拠点の確保等を図り、訓練を実施するなど、実効性の確保に努め、日頃から、災害時において、協力を得られる体制の整備に努める。
- 7 県、町は、他の地方公共団体に対し、技術職員の派遣を求める場合においては、復旧・復興支援技術職員派遣制度を活用するものとする。

第2 実施機関

実施機関			応援の内容
町本部	担当部	担当班	1 他の市町村の地域で発生した災害に係る応援 2 市町村の地域で発生した災害に係る防災関係機関の行う災害応急対策の応援
	総務部	総務班	
岩手県災害対策本部			1 他の都道府県の地域で発生した災害に係る応援 2 県内市町村の地域で発生した災害に係る応援 3 県内市町村の地域で発生した災害に係る防災関係機関の行う災害応急対策の応援
東北農政局			1 野菜、乳製品等の供給に係る出荷要請及び緊急輸送 2 農地・農業用施設の災害復旧に係る技術者及び技能者の派遣調整 3 応急用食料の調達・供給に関する情報収集・連絡
東北運送局			所管する運送事業者に対する緊急輸送の協力要請
東北総合通信局			非常通信協議会の協力を得て行う通信の確保に必要な措置
東北地方整備局			東北地方における災害等の相互応援に関する協定に基づく応援
陸上自衛隊岩手駐屯部隊			県知事からの災害派遣要請に基づく人命又は財産保護に係る部隊派遣
盛岡地方気象台			県災害対策本部等での防災気象情報の解説

日本赤十字社岩手県支部	災害救助法適用時における救助の実施に係る協力
日本放送協会盛岡放送局 (株)IBC岩手放送 (株)テレビ岩手 (株)岩手めんこいテレビ (株)岩手朝日テレビ (株)エフエム岩手	要請に基づく、災害放送の実施

実施機関	応援の内容
(公社)岩手県トラック協会 赤帽岩手県家自動車運送協同組合 (公社)岩手県バス協会 東日本旅客鉄道(株)盛岡支社 日本貨物鉄道(株)東北支社 日本通運(株)盛岡支店 北東北福山通運(株)盛岡支店 佐川急便(株)岩手支店 ヤマト運輸(株)岩手主管支店 岩手西濃運輸(株) 岩手県交通(株) 岩手県北自動車(株)	救援物資及び被災者の輸送
(一社)岩手県高圧ガス保安協会	プロパンガスの供給等

第3 実施要領

1 市町村の相互協力

- 町は、県内に地震等による大規模な災害が発生した場合は、「大規模災害時における岩手県市町村相互応援に関する協定」に基づき、相互に応援協力する。
- 被災市町村は、次の応援調整市町村を通じて、応援要請を行う。

地域名	構成市町村	応援調整市町村	
		正	副
二戸	二戸市、軽米町、九戸村、一戸町	盛岡市	久慈市
久慈	久慈市、普代村、野田村、洋野町	二戸市	盛岡市
盛岡	盛岡市、八幡平市、滝沢市、雫石町、葛巻町、岩手町、紫波町、矢巾町	北上市	宮古市
宮古	宮古市、山田町、岩泉町、田野畑村	盛岡市	花巻市
岩手中部	花巻市、北上市、西和賀町	一関市	釜石市
胆江	奥州市、金ヶ崎町	花巻市	大船渡市
釜石	遠野市、釜石市、大槌町	遠野市	奥州市
両磐	一関市、平泉町	奥州市	陸前高田市
気仙	大船渡市、陸前高田市、住田町	一関市	奥州市

- 応援の種類は、おおむね、次のとおりとする。
 - ア 応急措置を行うに当たって必要となる情報の収集及び提供
 - イ 食料、飲料水及び生活必需品物資並びにこれらの供給に必要な資機材の提供及びあっせん
 - ウ 被災者の救出、医療、感染症予防、施設の応急復旧等に必要な物資及び資機材の提供及びあっせん
 - エ 災害応急活動に必要な車両等の提供及びあっせん
 - オ 災害応急活動に必要な職員等の派遣
 - カ 被災者の一時収容のための施設の提供及びあっせん
 - キ その他、特に要請のあった事項
- 町は、次の事項を明らかにして、電話、ファクシミリ等により要請し、後日、文書を提出する。

- ア 被害の種類及び状況
- イ 応援を希望する資機材、物資、車両等の種類、数量等
- ウ 応援を希望する職種別人員
- エ 応援場所及び応援場所への経路
- オ 応援の期間
- カ その他参考事項

- 町は、被災市町村から応援要請を受けた場合は、他の市町村及び県本部と連絡をとり、各市町村が実施する応援内容等の調整を図る。
 - 町は、「大規模災害時における岩手県市町村相互応援に関する協定」によるもののほか、災害時における相互応援体制を整備するため、近隣市町村及び県外の遠隔の市町村等と、相互応援協定を締結するよう努める。
- 相互応援協定の締結状況は、次のとおりである。

災害応急措置応援協定

- ア 構成市町村 二戸市（浄法寺町）・一戸町・九戸村・軽米町・三戸町・田子町
- イ 協定締結月日 昭和34年7月11日

2 県に対する応援要請

- 町本部長は、大規模災害時において、近隣市町村の応援のみでは、十分に被災者の救援等の応急対策ができない場合は、原則として、地方支部長を通じて、県本部長に応援を求める。被災市町村に代わって県本部長に応援を求めることができる場合にあっては、同様とする。
- 総務部総務班長は、県本部二戸地方支部長を通じて、県本部長に対する応援要請を行う。応援要請は、次の事項を明らかにして、口頭又は電話により行い、後日文書を提出する。

- ア 被害の種類及び状況
- イ 応援を希望する資機材、物資、車両等の種類、数量等
- ウ 応援を希望する職種別人員
- エ 応援場所及び応援場所への経路
- オ 応援の期間
- カ その他参考事項

- 県本部長は、応援要請を受けた場合は、直ちに所属の職員、施設、資機材等をもって応援するとともに、災害の規模等に応じて、国、都道府県、市町村等に応援を要請する。
- 県本部長は、大規模な災害の発生により被災市町村と連絡を取ることができない場合その他の必要と認める場合には、他の節において市町村が県に応援要請をする旨の定めがある場合にあっては当該定めにかかわらず、市町村からの応援要請を待たずに必要な支援を行う。

3 防災関係機関の相互協力

(1) 防災関係機関の応援要請

- 防災関係機関の長は、町本部長に対して、応急措置の実施もしくは応援を求めようとする場合、又は市町村若しくは他の防災関係機関等からの応援のあつせんを依頼しようとする場合は、次の事項を明らかにして、町本部長に対して、口頭又は電話により要請し、後日文書を提出する。

- | |
|-------------------------------|
| ア 被害の種類及び状況 |
| イ 応援を希望する機関名（応援のあつせんを求める場合のみ） |
| ウ 応援を希望する人員、物資等の種類、数量等 |
| エ 応援場所及び応援場所への経路 |
| オ 応援の期間 |
| カ その他参考事項 |

(2) 防災関係機関相互間の協力

- 町本部及び各防災関係機関は、他の防災関係機関から応援を求められた場合は、自らの応急措置の実施に支障がない限り、相互に協力する。
- 町本部及び各防災関係機関は、相互の協力が円滑に行われるよう、必要に応じ、事前協議を行う。

4 団体等との協力

- 町本部の各班長及び各防災関係機関の長は、あらかじめ、その所管事務に係る団体等と応援協定を締結するなど、災害時において、団体等の協力が得られる体制の整備に努める。

5 消防活動に係る相互協力

- 大規模災害時における他の都道府県に対する緊急消防援助隊の派遣及び県内市町村における消防隊の派遣による相互応援については、第7節「消防活動計画」に定めるところによる。

6 他市町村等からの応援部隊等の受入れ

- 防災班長は、他の市町村等からの応援部隊等の受入場所を設置し、その運営に当たる。
- 総務班長は、他の市町村等からの応援部隊等に係る宿泊施設の確保を図る。

7 経費の負担方法

- 国、都道府県又は県内外の市町村から派遣を受けた職員に対する給与及び経費については、災害対策基本法施行令第18条に定めるところによる。
- その他の防災関係機関、団体等が町本部に協力した場合における経費負担については、各応急対策計画に定めるもののほか、その都度あるいは事前に相互協議して定める。

8 義援物資及び義援金の受付及び配分

- 義援物資の受付及び配分
 - ア 福祉班長は、町本部に送付された義援物資を受け付け、被災者に配分するまでの間、適切に保管する。
 - イ 福祉班長は、被災者等が必要としている物資の需要量を品目ごとに算出し、受入れを希望する物資、希望しない物資を把握し、その内容を町本部長に報告する。
 - ウ 町本部長は、社会福祉班長から報告された内容について、報道機関を通じて公表する必要があると認める場合は、総務班長に報道機関に対する報道要請を指示する。
 - エ 福祉班長は、あらかじめ、義援物資の受付窓口及び集積場所を公共施設等の中から選定する。

オ 福祉班長は、義援物資の保管に当たっては、保管期間、場所、数量等に応じて、警備員を配置するなど事故防止の措置をとる。

カ 県本部及び日本赤十字社岩手県支部から町本部に引き渡された義援物資についても、町本部で直接受け付けたものと同様の取り扱いにより、町本部において被災者に配分する。

○ 義援金の受付及び配分

ア 福祉班長は、町本部に送付された義援金を受け付ける。

イ 福祉班長は、会計班長に受け付けた義援金の保管を依頼する。

ウ 会計班長は、被災者に配分するまでの間、義援金を適切に保管する。

エ 町本部長は、受け付けた義援金の配分については、義援金配分委員会において協議し、決定するものとし、あらかじめ、基本的な配分方法を定めておくなど、迅速な配分に努める。

オ 県本部及び日本赤十字社岩手県支部から町本部に引き渡された義援金についても、町本部で直接受け付けたものと同様の取り扱いにより、町本部において被災者に配分する。

9 海外からの支援の受入れ

○ 総務班長は、県本部等から、海外からの支援受入れの連絡があった場合は、支援の種類、模様、到着予定日時、場所等を確認の上、その内容を町本部長に報告する。

○ 総務班長は、海外からの支援活動が円滑に実施できるよう、県本部等と連携し、その受入体制を整備する。

第10節 自衛隊災害派遣要請計画

第1 基本方針

- 1 陸上自衛隊岩手駐屯部隊等は、本県における災害の発生に当たって、速やかに災害情報の収集に努めるとともに、県知事等からの災害派遣要請を受けて、又は、一定条件下においては自主的に人命救助を第一義とする緊急救援活動を行い、引き続き、組織的救援活動を行う。
- 2 町本部長又は防災関係機関の長は、災害派遣を決定した場合は、関係市町村その他の防災関係機関の長にその受入体制を整備させるとともに、災害派遣の活動に係る連絡調整に当たる。
また、緊急時に円滑な派遣活動が実施されるよう、防災訓練等を通じ、自衛隊との連携強化を図るものとする。

第2 実施機関（責任者）

実施機関	担 当 業 務
岩手県災害対策本部(県本部長)	県下全域の災害に係る自衛隊災害派遣要請
東京空港事務所 仙台空港事務所	県域の航空機の搜索救難に係る自衛隊災害派遣要請
陸上自衛隊岩手駐屯部隊	県知事等の要請に基づく災害派遣

[町本部の担当]

部	班	担 当 業 務
総務部	防災班	自衛隊に対する災害派遣要請
厚生部	福祉班	自衛隊災害派遣部隊の集結場所の設置及びその運営
各 部	各 班	所管する災害応急対策活動に係る災害派遣部隊との連絡調整

第3 実施要領

1 災害派遣の基準

- 災害派遣の基準は、次のとおりである。

区 分	災 害 派 遣 の 基 準
要請派遣	災害に際して、町本部長が人命又は財産の保護のため必要があると認め、災害派遣要請を行った場合
予防派遣	災害に際し、被害がまさに発生しようとしており、県本部長等が災害派遣要請を行った場合

自主派遣	大規模災害が発生し、人命救助等の必要性から、特に緊急を要し、県本部長等の災害派遣要請を待っていては、時機を失すると認められる場合
近傍派遣	防衛省の施設等の近傍に、火災その他の災害が発生した場合

2 災害派遣命令者

- 県本部長等から災害派遣の要請を受け、また、自ら、災害派遣を行うことができる者（自衛隊法第83条に示す指定部隊等の長）は、次のとおりである。

区 分	指定部隊等の長	連 絡 先	
		昼 間	夜間（休日を含む。）
陸上自衛隊	岩手駐屯地司令	東北方面特科連隊第4大隊 滝沢(019)688-4311 内線 642	駐屯地当直司令 滝沢(019)688-4311 内線 490
海上自衛隊	横須賀地方総監	第3幕僚室長 横須賀(046)822-3500 内線 2543	当直幕僚 横須賀(046)822-3500 内線 2222
航空自衛隊	北部航空方面隊司令官	運用課長 三沢(0176)53-4121 内線 2353	SOC当直幕僚 三沢(0176)53-4121 内線 2204

3 災害派遣時に実施する救援活動

- 自衛隊が災害派遣時に実施する活動等は、災害の態様、他の救難機関の活動状況、派遣要請の内容等によるが、通常、次のとおりである。

項 目	内 容	町計画の該当章節
被害状況の把握	車両、航空機等状況に適した手段により、情報収集活動を行い、被害状況を把握する。	第3章第4節
避難への援助	避難指示等が発令され、避難、立退き等が行われる場合で必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。	第3章第13節
遭難者等の搜索救助活動	行方不明者、傷者等が発生した場合は、他の救援活動に優先して、搜索救助を行う。	第3章第13節 第21節
水防活動	堤防、護岸等の決壊に対しては、土のう作成、運搬、積込み等の水防活動を行う。	第3章第9節
消防活動	火災に対しては、利用可能な消防車その他の防火用具（空中消火が必要な場合は、航空機）により、消防機関に協力して消火に当たるが、消火薬剤等は	第3章第8節

	、通常、関係機関が提供するものを使用する。	
道路又は水路の啓開	道路若しくは水路が損壊し、又は障害物がある場合は、それらの啓開又は除去に当たる。	第3章第25節
応急医療・救護及び感染症予防	被災者に対し、応急医療、救護及び感染症予防活動を行うが、薬剤等は、通常関係機関が提供するものを使用する。	第3章第14節 第19節
人員及び物資の緊急輸送	救急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。 この場合、航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。	第3章第6節
給食及び給水	被災者に対し、給食及び給水を実施する。	第3章第16節 第17節
入浴支援	被災者に対し、入浴支援を実施する。	第3章第10節
救援物資の無償貸付又は譲与	「防衛庁の管理に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する総理府令」（昭和33年総理府令第1号）に基づき、被災者に対し、救援物資を無償貸付し、又は譲与する。	第3章第15節
危険物の保安及び除去	能力上可能なものについて、火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去を実施する。	第3章第27節
その他	その他臨機の必要に応じ、自衛隊の能力で対処可能なものについて所要の措置をとる。	第3章第10節

4 災害派遣の要請手続

(1) 災害派遣の要請

- 町その他の防災関係機関の長は、災害発生時において、その救援及び応急復旧が、当該機関等だけでは明らかに能力が不足し、若しくは時機を失すると判断した場合、又は自衛隊の人員装備、機材によらなければ困難と思われる場合は、次の事項を明らかにして、県本部長に口頭又は電話で災害派遣要請を依頼し、後日、文書（別表1）を提出する。この場合において、町本部長は、必要に応じ、その旨及び地域の災害の状況を自衛隊に通知する。

ア 災害の状況、通信途絶の状況及び派遣を要する事由
イ 派遣を希望する期間
ウ 派遣を希望する区域及び活動内容
エ その他参考となる事項（派遣を希望する部隊の種類、車両、船舶、航空機の概数等）

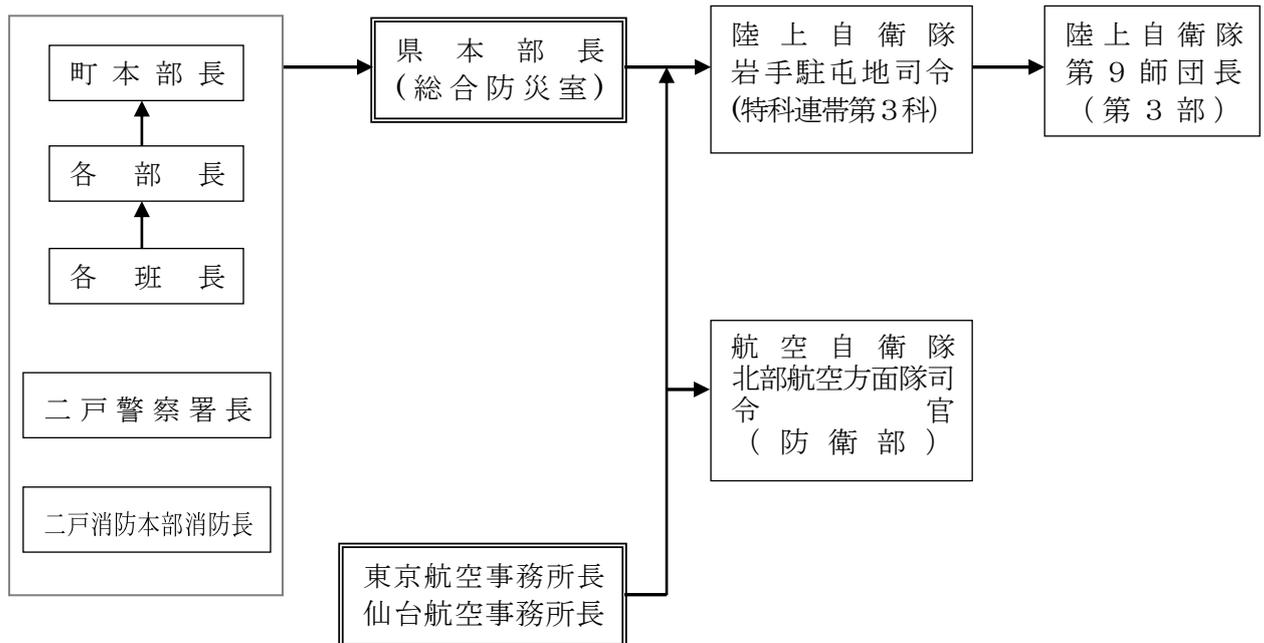
- 町本部長は、県本部長に対し災害派遣要請をするよう求めた場合は、災害対策基本法第68条第1項後段の規定により、その旨及び当該市町村の地域に係る災害の状況を防衛大臣又はその指定する者に通知することができる。この場合において、町本部長は、当該通知をしたときは、速やかにその旨を県本部長に通知する。
- 町その他の防災関係機関の長は、災害派遣要請の申出後において、前記に掲げる事項に変更を生じた場合は、前記の申出の手続に準じて、県に変更の手続を申し出る。

- 町本部長は、通信の途絶等により県本部長に自衛隊の災害派遣要請ができない場合は、その旨及び災害の状況を防衛大臣又はその指定部隊等の長に通知することができる。
- 町本部長は、前記の通知をしたときは、速やかに県本部長にその旨を通知しなければならない。

(2) 撤収の要請

- 町その他の防災関係機関の長は、自衛隊の災害派遣の目的を達したと判断した場合には、撤収日時を記載した文書（別表2）により、県本部長に、撤収要請を依頼する。

要請系統図



注) 1 は災害派遣要請権者、（ ）は主管部課等を示す。

2 町本部長等は、人命の救助等特に緊急を要する場合で、時間的余裕がないときは、直接指定部隊等の長に、状況を通報することができる。

5 災害派遣部隊の受入れ

災害派遣部隊との連絡調整

- 受入側の町その他の防災機関の長は、次の点に留意し、災害派遣部隊の活動が十分に達成されるように努める。
 - ア 派遣部隊との連絡職員を指名し、派遣する。
 - イ 陸上自衛隊岩手駐屯地司令と協議の上、連絡班室を設置する。
 - ウ 応援を求める活動内容、所要人員及び資機材等の確保について計画をたて、部隊到着後は速やかに作業を開始できるよう、あらかじめ準備する。
 - エ 部隊が到着した場合は、部隊を目的地に誘導するとともに、現地連絡所を設け、部隊指揮官と次の事項について、連絡調整を図る。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ① 災害情報の収集及び交換 ② 災害派遣の要否についての検討及び派遣を要請する場合の部隊の規模、機関、地区等についての調整 ③ 県等の保有する資機材等の準備状況 ④ 自衛隊の能力、作業状況 ⑤ 他の災害復旧機関等との競合防止 ⑥ 関係市町村相互間における作業の優先順位 ⑦ 宿泊及び経費分担要領 ⑧ 撤収の時期及び方法 |
|--|

○ 町本部長は、ヘリコプターによる災害派遣を受け入れる場合においては、次により準備を行う。

ア 事前の準備

- ① ヘリポートとして使用する土地の所有者及び管理者との調整を行う。
- ② ヘリポートの位置の確認のため、ヘリポート及びその周辺地域を含む地図（縮尺1万分の1程度のもの）を提供する。
- ③ 夜間等の災害派遣に対応できるよう、ヘリコプター誘導のための照明器具を配備するとともに、緯度・経度によりヘリポート位置を明らかにする。
- ④ 自衛隊があらかじめ行う、各ヘリポートへの離着陸訓練の実施に対して協力する。

イ 受入れ時の準備

- ① 離着陸地点には、H記号を風と平行方向に向けて表示するとともに、ヘリポートの近くに上空からの風向、風速の判定ができるよう、吹き流しを掲揚する。
- ② ヘリポート内の風圧により巻き上げられるものは、あらかじめ、撤去する。
- ③ 砂塵が舞い上がる場合においては、散水、積雪時においては、除雪又はてん圧を行う。
- ④ ヘリポート付近の住民に対して、ヘリコプターの離発着について広報を行う。
- ⑤ 物資を搭載する場合は、その形状及び重量を把握の上、事前に自衛隊と調整を行う。
- ⑥ 離発着時においては、ヘリポートには関係者以外立ち入らせない。

6 自衛隊の自主派遣

- 指定部隊等の長（陸上自衛隊岩手駐在地司令等。以下同じ。）は、災害の発生が突発的で、その救援が特に急を要し、県知事の派遣要請を待ついとまがない場合においては、要請を待つことなくその判断に基づいて部隊を派遣する。
- この場合において、指定部隊等の長は、できるだけ早急に県知事に連絡し、緊密な連携のもとに適切かつ効率的な救援活動を実施するよう努める。なお、部隊派遣後に、県知事から災害派遣の要請があった場合においては、その時点から当該要請に基づく救援活動を実施する。
- 指定部隊等の長が、要請を待たないで災害派遣を行う場合の判断基準は、次のとおりである。
 - (1) 関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められるとき
 - (2) 県知事が自衛隊の災害派遣要請を行うことができないと認められ、直ちに救援の措置をとる必要があるとき
 - (3) 自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合において、当該救援活動が人命救助に関するものであると認められるとき
 - (4) その他、上記に準じて、特に緊急を要し、県知事等からの要請を待ついとまがないと認められるとき

7 災害派遣に伴う経費の負担

- 自衛隊の救援活動に要した経費は、原則として次の基準により、派遣を受けた町その他の防災関係機

関が負担する。

ア 派遣部隊の宿営及び救援活動に必要な土地、建物等の使用料及び借上げ料

イ 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱費（自衛隊の装備品を稼働させるため、通常必要とする燃料を除く。）、水道料、汚物処理料、電話等通信費（電話設備費を含む。）及び入浴料

ウ 派遣部隊の救援活動に必要な自衛隊装備以外の資機材の調達、借上げ、運搬、修理費

エ 有料道路の通行料

○ 負担区分について疑義が生じた場合、又はその他の必要経費が生じた場合は、その都度協議の上、決定する。

別表1

自衛隊災害派遣要請依頼書	
	第 号 年 月 日
岩手県知事	殿
	軽米町長
	自衛隊の災害派遣要請依頼について
	災害を防除するため、自衛隊法第83条に基づく派遣を下記のとおり依頼します。
	記
1	災害の状況及び派遣を要請する事由
2	派遣を希望する期間
3	派遣を希望する区域及び活動 派遣を希望する区域、連絡場所及び連絡者、活動内容
4	その他参考となるべき資料（明らかにできる場合）
	(1) 派遣希望部隊名
	(2) 派遣希望部隊名
	○ 車 両
	○ 船 舶
	○ 航空機

別表2

災害派遣撤収要請書

第 号
年 月 日

岩手県知事 殿

軽米町長

自衛隊の撤収要請について

このことについては、自衛隊法第83条の規定により災害派遣を要請しましたが、災害の復旧もおおむね終了しましたから下記のとおり撤収を要請します。

記

撤収要請日時 年 月 日

第11節 防災ボランティア活動計画

第1 基本方針

- 1 防災ボランティア活動に対しては、その自主性を尊重しつつ、その活動の円滑な実施が図られるよう支援に努める。
- 2 被災地における防災ボランティア活動に対するニーズ把握に努める。
- 3 防災ボランティアの受付・登録、防災ボランティア活動の調整、活動拠点の確保、安全上の確保、被災地におけるニーズ等の情報提供等その受入体制の整備に努める。

第2 実施機関（責任者）

実施機関		担当業務	
担当部	担当班		
町	総務部	防災班	自主防災組織など関係機関等との連絡調整
	厚生部	福祉班	<ol style="list-style-type: none"> 1 防災ボランティアの受入体制の整備 2 防災ボランティア活動に対するニーズの把握 3 防災ボランティア活動に関する情報の提供 4 防災ボランティア活動に対する支援 5 防災ボランティア活動に係る日本赤十字社岩手県支部の地区及び分区（以下、本節中「日赤地区等」という。）並びに軽米町社会福祉協議会（以下、本節中「町社協」という。）との連絡調整 6 自主防災組織など関係団体との連絡調整
岩手県災害対策本部			<ol style="list-style-type: none"> 1 防災ボランティア活動に対する支援 2 防災ボランティア活動に関する情報の提供 3 防災ボランティア活動に係る日本赤十字社岩手県支部（以下、本節中「日赤県支部」という。）及び岩手県社会福祉協議会（以下、本節中「県社協」という。）との連絡調整 4 県外防災ボランティアの受入れに係る関係機関との連絡調整
日本赤十字社軽米町分区			<ol style="list-style-type: none"> 1 防災ボランティア活動に係る町との連絡調整 2 防災ボランティアの受付・登録、情報提供及び連絡調整
軽米町市町村社会福祉協議会			<ol style="list-style-type: none"> 1 防災ボランティア活動に係る町との連絡調整 2 防災ボランティアの受付・登録、情報提供及び連絡調整
その他の防災ボランティア団体（職域、職能）等			<ol style="list-style-type: none"> 1 防災ボランティア活動に係る日赤軽米町地区等、町社協との連絡調整

第3 実施要領

1 防災ボランティアに対する協力要請

- 町本部長は、被災地において、防災ボランティアニーズの把握に努める。
- 町本部長は、災害時において、防災ボランティアの協力が必要と認めた場合は、日赤軽米町分区、町社協と連携して、防災ボランティアに対して協力を要請する。
- 町本部長は、町内防災ボランティアのほか、さらに多くの防災ボランティアを必要とする場合は、県本部長に対して次の情報の提供を行うとともに、当該情報を地域住民に提供し、広く参加を呼びかける。

ア 防災ボランティアの活動内容及び人数等
イ 防災ボランティアの集合日時及び場所
ウ 防災ボランティアの活動拠点
エ 防災ボランティア活動に必要な装備、資機材の準備状況
オ その他必要な事項

2 防災ボランティアの受入れ

- 県本部長及び町本部長は、社会福祉協議会、被災地入りしているNPO・NGP等のボランティア団体等とんNGO・ボランティア等及びNPO等との連携を図るとともに、中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織）を含めた連携体制構築を図り、情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握するものとする。また、災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、片付けごみなどの収集運搬を行うよう努める。これらの取組により、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティアを行っている者の生活環境について配慮する。
- 日赤軽米町分区及び町社協は、災害時において防災ボランティアの受付を行い、次の事項についてオリエンテーションを行う。

ア 防災ボランティア活動の内容
イ 防災ボランティア活動の時期及び活動区域
ウ 防災ボランティア活動のリーダー等の氏名
エ 防災ボランティア活動の拠点及び宿泊施設（場所）
オ 被害状況、危険箇所等に関する情報
カ 交通機関、医療機関、通信網等に関する情報
キ その他必要な事項

- 県又は県から事務の委任を受けた市町村は、共助のボランティア活動と地方公共団体の実施する救助の調整事務について、社会福祉協議会等が設置する災害ボランティアセンターに委託する場合は、当該事務に必要な人件費及び旅費を災害救助法の国庫負担の対象とすることができる。

3 防災ボランティアの活動内容

- 防災ボランティアに期待される活動内容は、次のとおりである。

・炊き出し	・引っ越し	・安否確認、調査活動
・募金活動	・負傷者の移送	・給食サービス
・話し相手	・後片付け	・洗濯サービス
・シート張り	・避難所の運営支援	・移送サービス
・清掃	・物資仕分け	・入浴サービス

- ・介助
- ・物資搬送
- ・理容サービス
- ・その他、応急危険度判定、医療、無線等の専門的知識、技術を活かした活動

第12節 義援物資、義援金の受付・配分計画

第1 基本方針

災害時において、被災者に対し県内外から寄せられる義援物資及び義援金について、その受入れ態勢及び配分方法等を定め、確実、迅速な被災者への配分を実施する。

第2 実施期間（責任者）

実施機関			担 当 業 務
町本部	担当部	担当班	
	厚生部	衛生班	義援物資（救護物資）の受付及び配分
	総務部	会計班	災害見舞金、義援金の受付及び配分
県本部長			義援物資及び義援金の募金、受付及び配分
日本赤十字社岩手県支部			義援金の募集及び受け付け
社会福祉法人岩手県共同募金会			義援金の募集及び受け付け

第3 実施要領

1 義援物資

(1) 義援物資の受付

- 町本部長は、被災地のニーズを確認し、受入れを希望する物資を把握の上、県本部長に報告する。
- 県本部長は、町本部長からの情報を基に、義援物資の募集の有無や必要な物資について、周知する。
- 実施機関は、それぞれに送付された義援物資を受け付け、被災者に配分するまでの間、適切に保管する。
- 町本部長は、必要な物資の調達に見通しが立った場合において、義援物資の募集を停止又は一時停止し、それを周知する。

(2) 配分及び輸送

- 県本部長で受け付けた義援物資の被災市町村に対する配分は、県本部において決定し、市町村の指定する場所に輸送し、引き渡す。
- 町本部長は、県本部及び日本赤十字社岩手県支部から送付された義援物資について、被災者に配分する。

2 義援金

(1) 義援金の受付

- 県本部長は、大規模な災害等が発生した場合には、速やかに日本赤十字社岩手県支部と義援金募集の実施について協議し、義援金収集体等を構成員とする義援金配分委員会を組織する。
- 義援金募集が決定された場合、実施機関相互が連携し、義援金の受け付けを開始するとともに、

インターネット等を通じて周知する。

- 町本部長は、それぞれに送付された義援金を受付け、被災者に配分するまでの間、適切に保管する。

(2) 配分

- 受付けた義援金の配分については、義援金配分委員会において協議し、決定するものとし、あらかじめ、基本的な配分方法を定めておくなど、迅速な配分に努める。

第13節 災害救助法の適用計画

第1 基本方針

- 1 町本部長は、災害による住家の滅失が一定規模以上となった場合、災害救助法（以下、本節中「法」という。）を適用し、法に基づく救助を実施する。
- 2 法に基づく救助は、県が実施機関となり、町はその補助機関として活動に当たるが、県本部長は、救助を迅速に行う必要がある場合は、個別の災害ごとに救助に関する事務の一部を市町村本部長に委任する。
- 3 県及び町は、災害発生時の迅速かつ円滑な救助の実施体制の構築に向けて、あらかじめ救助に必要な施設、設備、人員等について意見交換を行うとともに、事務委任制度や救助実施市制度の積極的な活用により役割分担を明確化するなど、調査を行っておくものとする。

第2 実施機関（責任者）

実施機関		担 当 業 務	
担当部	担当班		
町 本 部	総務部	総務班	災害救助法の申請
		防災班	被災者の救出
	厚生部	衛生班	避難所の設置、運営 埋葬、死体の捜索及び処理
		救護班	医療及び助産
	農林商工部	商工班	被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
		農林班	炊き出しその他の方法による食品の給与
	建設部	建設班	1 応急仮設住宅の建設及び供与 2 被災した住宅の応急修理 3 災害によって住居又はその周辺に運び込まれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去
	水道部	水道班	飲料水の供給
	教育部	教育班	学用品の給与

岩手県災害対策本部	1 応急仮設住宅の供与 2 医療及び助産 3 生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与
-----------	---

第3 実施要領

1 法適用の基準

○ 法による救助は、原則として同一原因による災害によって町の被害が次の程度に達した場合で、かつ、被災者が現に救助を要する状態にあるときに実施する。

ア 市町村の区域内における全壊、全焼、流失等により住宅が滅失した世帯（以下「被害世帯という。）の数が、次のいずれかに該当する場合

	法適用基準		小災害内規運用基準（滅失世帯）
	市町村人口に応じた滅失世帯（令1-1-1）	県内1, 500世帯滅失で市町村人口に応じた滅失世帯（令1-1-2）	
軽米町	40世帯以上	20世帯以上	20世帯以上 40世帯未満
<ul style="list-style-type: none"> ・ 県内において、7,000世帯以上の住家が滅失した場合、又は災害が隔絶された地域に発生する等、救護が困難な事情がある場合で、かつ、多数の世帯が滅失した場合（令1-1-3） ・ 多数の者が生命、身体に危害を受け、又は受ける恐れが生じた場合（令1-1-4） 			

注) 被害世帯数の算定は、次のとおりとする。

- ① 住家が半壊、半焼等著しく損傷した世帯は、2世帯をもって1被害世帯とする。
- ② 住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住不能の状態となった世帯は、3世帯をもって1被害世帯とする。
- ③ 全壊及び半壊の判定に当たっては、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」（内閣府）によるものとする。

イ 災害が隔絶した地域において発生する等、被災者の救護を著しく困難とする内閣府令で定める特別な事情があり、かつ、被害世帯が多数である場合

被災者について、食品の給与等に特殊の補給方法を必要とし、又は救出に特殊の技術を必要とすること。

ウ 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって内閣府令で定める基準に該当する場合 岩手県地域防災計画（本編）第3章災害応急対策計画1-3-123

- ① 災害が発生し又は発生するおそれのある地域に所在する多数の者が、避難して継続的に救助を必要とすること。
- ② 災害にかかった者について、食品の給与等に特殊の補給方法を必要とし、又は救出に特殊の技術を必要とすること。

2 法適用の手続

(1) 町本部長の措置

- 町本部長は、その区域における災害による被害が、法の適用基準のいずれかに該当し、又は該当するおそれが生じた場合においては、直ちにその旨を地方支部福祉環境班長を通じて県本部長に情報提供する。
- 法の適用基準となる被害世帯数については、第4節「情報の収集・伝達計画」に定める被害判定基準によるものとし、被害状況を取りまとめの上、「人的及び住家被害報告」（被害報告様式2）により、県本部長に情報提供する。

(2) 県本部長の措置

- 県本部長は、町本部長から被害報告を受けたときは、その内容を検討するものとし、必要と認められた場合は、所轄の地方支部福祉環境班長若しくは最寄りの地方支部福祉環境班長又は保健福祉部地域福祉課総括課長に対し、現地調査を命じる。
- 県本部長から現地調査を命じられた所轄の地方支部福祉環境班長は、職員を現地に派遣し、被害状況の調査又は確認を行う。
- 県本部長は、町本部長からの情報提供又は職員による現地調査等の結果、法の適用基準に該当する場合は、必要に応じて内閣府政策統括官（防災担当）の技術的助言を求め、法の適用を決定し、法に基づく救助の実施について、県本部各部長及び適用年月日を告示するとともに、関係指定地方行政機関等に通知又は報告する。

3 救助の実施

(1) 実施方法

法の適用による救助の具体的な実施方法は、応急対策計画の各節で定めるところによる。

救 助 の 種 類	応急対策計画の該当節
避難所の設置	第13節「避難・救出計画」
応急仮設住宅の給与	第18節「応急仮設住宅の建設等及び応急修理計画」
炊き出しその他による食品の給与	第16節「食料、生活必需品等供給計画」
飲料水の供給	第17節「給水計画」
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	第16節「食料、生活必需品等供給計画」
医 療	第14節「医療・保健計画」
助 産	
被災者の救出	第15節「避難・救出計画」
被災した住宅の応急修理	第18節「応急仮設住宅の建設等応急修理計画」
学用品の供与	第23節「文教対策計画」
埋葬	第21節「行方不明者等の捜索及び死体の処理・埋葬計画」
死体の捜索	
死体の処理	

障害物の除去	第20節「廃棄物処理・障害物除去計画」
輸送費及び賃金職員等雇上費	第22節「応急対策要員確保計画」

(2) 日本赤十字社岩手県支部への委託

県本部長は、災害救助法第16条、第19条及び「災害救助法第16条及び第19条の規定に基づく業務委託契約（令和2年4月1日付け）」に基づき、必要に応じ、以下に掲げる事項の実施について日本赤十字社岩手県支部に要請するものとする。

- 医療
- 助産
- 死体の処理
- 救援物資等の配布
- こころのケア

第4 救助の種類、程度、期間等

法による救助の種類、程度、期間等は、次のとおりである。

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
避難所の設置	災害により現に被害を受け、又は被害を受けるおそれのある者を収容する	(基本額) 避難所設置費 1人 1日当たり320円以内 (加算額) 高齢者等の要配慮者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	災害発生の日から 7日以内	1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2 避難にあたっての輸送費は別途計上 3 避難所での生活が長期にわたる等においては避難所に避難している者の健康上の配慮等により、ホテル・旅館など宿泊施設を借上げて実施することが可能。
応急仮設住宅の供与	住家が全焼、全壊又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	○ 建設型仮設住宅 1 規模 応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定 2 基本額 1戸当たり 5,610,000円以内	災害発生の日から 20日以内 着工	1 費用は設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として5,610,000円以内であればよい。 2 同一敷地内等に概ね50戸以上設置した場合は、

		3 建設型仮設住宅の供与終了に伴う解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費。		集会等に利用するための施設を設置できる。(50戸未満であっても小規模な施設を設置できる) 3 高齢者等の要配慮者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 4 供与期間は2年以内
炊き出しその他食品の給与	1 避難所に収容された者 2 住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者	1人1日当たり 1,140円以内	災害発生の日から7日以内	食品供与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。(1食は1/3日)
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者(飲料水及び炊事のための水であること)	当該地域における通常の実費	災害発生の日から7日以内	輸送費、人件費は別途計上
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊(焼)、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、若しくは毀損等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1 夏期(4月～9月)、冬期(10月～3月)の季別は災害発生の日をもって決定する 2 後掲表に掲げる金額の範囲内	災害発生の日から10日以内	1 備蓄物資の価格は年度当初の評価額 2 現物給付に限ること
医療	医療の途を失った者(応急的処置)	1 救護班・・・使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費 2 病院又は診療所・・・国民健康保険診療報酬の額以内 3 施術者 協定料金の額以内	災害発生の日から14日以内	患者等の移送費は別途計上
助産	災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であって災害のため助産の途を失った者(出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にあるもの)	1 救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 2 助産師による場合は、慣行料金の100分の80以内の額	分べんした日から7日以内	妊婦等の移送費は、別途計上

被災者の救出	<ol style="list-style-type: none"> 1 現に生命、身体が危険な状態にある者 2 生死不明な状態にある者 	当該地域における通常の実費	災害発生の日から3日以内	<ol style="list-style-type: none"> 1 期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「死体の捜索」として取り扱う。 2 輸送費、人件費は別途計上-
被災した住宅の応急修理	<ol style="list-style-type: none"> 1 住家が半壊（焼）し、自らの資力により応急処理をすることができない者 2 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊（焼）した者 	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要最小限度の部分 1世帯当りの限度額584,000円以内	災害発生の日から1か月以内	
学用品の給与	住家の全壊（焼）、流失半壊（焼）又は床上浸水により学用品を喪失又は毀損等により使用することができず、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒、義務教育学校生徒及び高等学校等生徒	<ol style="list-style-type: none"> 1 教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材、又は正規の授業で使用している教材実費 2 文房具又は通学用品は、1人当たり次の金額以内 小学校児童4,400円 中学校生徒4,700円 高等学校等生徒5,100円 	災害発生の日から（教科書）1か月以内（文房具及び通学用品）15日以内	<ol style="list-style-type: none"> 1 備蓄物資は時価評価 2 入進学時の場合は個々の実情に応じ支給する
埋葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給	<ol style="list-style-type: none"> 1 体当たり 大人（12歳以上） 211,300円以内 小人（12歳未満） 168,900円以内 	災害発生の日から10日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。
死体の捜索	行方不明の状態にあり、かつ周囲の事情によりすでに死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から10日以内	<ol style="list-style-type: none"> 1 輸送費、人件費は、別途計上 2 災害発生後3日を経過したものは一応死亡した者と推定している。

死体の処理	災害の際死亡した者について、 の 死体に関する処理（埋葬を除く。）をする。	（洗浄、消毒等） 1体当たり3,400円以内（一時保存） ・既存建物借上費 通常の実費 ・既存建物以外 1体当たり5,300円以内（検案） 救護班以外は慣行料金	災害発生の日から10日以内	1 検案は原則として救護班 2 輸送費、人件費は別途計上 3 死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運び込まれているため生活に支障を来す場合で自力では除去することのできない者	町内において障害物の除去を行った1世帯当たりの平均 135,400円以内	災害発生の日から10日以内	
輸送費及び賃金 職員等雇上費	1 被災者の避難に係る支援 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の捜索 6 死体の処理 7 救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	
実費弁償	災害救助法施行令第4条第1号から第4号までに規定する者	災害救助法第7条第1項の規定により救助に関する業務に従事させた都道府県知事の総括する都道府県の常勤の職員で当該業務に従事した者に相当するものの給与を考慮して定める	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額
救助の事務を行うのに必要な費用	1 時間外勤務手当 2 賃金職員等雇上費 3 旅費 4 需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、修繕料） 5 使用料及び賃借料 6 通信運搬費 7 委託費	救助事務費に支出できる費用は、法第21条に定める国庫負担を行う年度（以下「国庫負担対象年度」という。）における各災害に係る左記1から7までに掲げる費用について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第143条に定める会計年度所属区分により当該年度の歳出に区分される額を合算	救助の実施が認められる期間及び災害救助費の精算する事務を行う期間以内	災害救助費の精算事務を行うのに要した経費も含む。

		<p>し、各災害の当該合算した額の合計額が、国庫負担対象年度に支出した救助事務費以外の費用の額の合算額に、次のイからトまでに掲げる区分に応じ、それぞれイからトまでに定める割合を乗じて得た額の合計額以内とすること。</p> <p>イ 3千万円以下の部分の金額については100分の10</p> <p>ロ 3千万円を超え6千万円以下の部分の金額については100分の9</p> <p>ハ 6千万円を超え1億円以下の部分の金額については100分の8</p> <p>ニ 1億円を超え2億円以下の部分の金額については100分の7</p> <p>ホ 2億円を超え3億円以下の部分の金額については100分の6</p> <p>ヘ 3億円を超え5億円以下の部分の金額については100分の5</p> <p>ト 5億円を超える部分の金額については100分の4</p>		
--	--	--	--	--

※ この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

別表（被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与の費用の限度額）

区 分		1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人増すごとに
全壊 全焼 流失	夏 (4月～9月)	18,500円	23,800円	35,100円	42,000円	53,200円	7,800円
	冬 (10月～3月)	30,600円	9,700円	5,200円	64,500円	81,200円	1,200円

半壊 半焼	夏 (4月～9月)	6,000円	8,100円	12,200円	14,800円	18,700円	2,600円
床上 浸水	冬 (10月～3月)	9,800円	12,800円	18,100円	21,500円	27,100円	3,500円

第14節 避難・救出計画

第1 基本方針

- 1 災害発生時において、町民等の生命、身体の安全を確保するため、迅速かつ的確に避難指示等を伝達するとともに、避難支援従事者の安全を確保しながら、避難誘導を行う。
- 2 救出救助活動を行う防災関係機関は、災害発生当初において救出救助活動の重要性を十分に認識し、救出救助活動に必要な人的・物的資源を優先的に配分するなど、救出救助体制を整備し、倒壊家屋の下敷きになった者等の早急な救出活動を行う。
- 3 被災者の避難生活の場を確保するため、避難所を迅速に開設するとともに、その適正な運営を図る。
- 4 町は、避難指示等の発令が円滑に行えるよう、様々な災害発生状況を考慮した実践的な訓練を実施する。

第2 実施機関（責任者）

1 避難指示等

実施機関			担 当 業 務
	担当部	担当班	
町本部	総務部	防災班	必要と認める地域の必要と認める町民、滞在者その他の者に対する避難のための立退き勧告、指示 〔水防法第29条、災害対策基本法第60条〕
岩手県災害対策本部			必要と認める区域の居住者に対する避難のための立退き指示 〔水防法第29条、地すべり等防止法第25条、災害対策基本法第60条、61条、警察官職務執行法第4条〕
陸上自衛隊岩手駐屯部隊			1 その場に居合わせた者、事物の管理者その他の関係者に対する避難のための警告又は避難のための措置 〔自衛隊法第94条〕 2 災害派遣要請に基づく避難の援助

2 警戒区域の設定

実施機関			担 当 業 務
	担当部	担当班	
町本部	総務部	防災班	警戒区域の設定による災害応急対策従事者以外の当該区域に対する立入りの制限、禁止、退去の命令 〔災害対策基本法第63条〕
岩手県災害対策本部			警戒区域の設定による災害応急対策従事者以外の当該区域 に対する立入りの制限、禁止、退去の命令 〔災害対策基本法第63条、第73条〕

陸上自衛隊岩手駐屯部隊	警戒区域の設定による災害応急対策従事者以外の当該区域に対する立入りの制限、禁止、退去の命令 市町村長（市町村長の委任を受けてその職権を行う町の吏員を含む。）、警察官又は海上保安官がいない場合〔災害対策基本法第63条〕
-------------	---

3 救出

実施機関			担 当 業 務
町	担当部	担当班	
町本部	総務部	防災班	災害により生命及び身体が危険な状態にある者、又は生死が不明の状態に有るものの捜索又は救出
岩手県災害対策本部			救出に係る消防機関又は自衛隊への派遣要請等
陸上自衛隊岩手駐屯部隊			災害派遣要請に基づく救出

4 指定避難所の設置、運営

実施機関			担 当 業 務
町	担当部	担当班	
町本部	厚生部	衛生班	指定避難所の設置、運営
岩手県災害対策本部			県有施設に係る避難所における町への協力

第3 実施要領

1 避難指示等

(1) 避難指示等の実施及び報告

- 実施責任者は、災害情報を迅速に収集し、避難を要する地域の早期の実態把握に努め、対象地域を適切に設定し、時期を失することなく、避難指示等を行う。
- 国土交通省、気象庁及び県は、避難指示等の発令基準に活用する防災気象情報を、警戒レベルとの関係が明確になるよう、5段階の警戒レベル相当情報として区分し、住民の自発的な避難判断を促すものとする。
- 町本部長は、台風等の接近に伴う災害の発生又は夜間及び早朝における災害の発生等が予想される場合には、住民に対して、必要に応じて、普段の行動を見合わせ始めること及び自主的な避難並びに避難行動要支援者等に対する避難行動の開始を促すため、早めの段階で避難準備・高齢者等避難開始を発令することを検討する。
- 町本部長は、避難時の周囲の状況等により避難のため立退きを行うことがかえって危険を伴うおそれがあり、かつ事態に照らし緊急を要すると認めるときは、必要と認める居住者等に対し、近隣のより安全な建物への移動又は屋内安全確保措置を指示することができる。
- 町は、避難指示等の対象地域又は解除等について、助言を求めることができるよう、県その他の防災関係機関との連絡体制をあらかじめ整備するよう努める。
- 県その他の防災関係機関は、市町村から求めがあった場合には、避難指示等の対象地域等について助言する。
- 町は県からの伝達を踏まえ、できるだけ早期の避難指示等、特に避難指示（緊急）の発令と日中の避難完了に努める。

- 町本部長は、避難指示等を行った場合には、速やかにその旨を県本部長に報告する。
- 実施責任者は、避難指示等の解除に当たっては、十分に安全性の確認に努める。
- 県その他の防災関係機関は、町から求めがあった場合には、避難指示等の解除について助言する。

(2) 避難指示等の内容

- 実施責任者は、次の内容を明示して、避難勧告等を行う。

ア 発令者	エ 避難対象地域	カ 避難先
イ 避難勧告等の日時	オ 避難対象者及び	キ 避難経路
ウ 避難勧告等の理由	とるべき行動	ク その他必要な事項

(3) 避難指示等の周知

ア 地域住民等への周知

- 町は、台風接近時等において、大雨の予報等が発見された段階から、災害の危険が去るまでの間、避難指示等発令の今後を見通し、発令時にとるべき避難行動について、逐次、住民や要配慮者利用施設の管理者に対して伝達する。
- 実施責任者は、避難勧告等の内容を、町防災行政無線をはじめ、Ｌアラート、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）ワンセグ等のあらゆる伝達手段の複合的な活用によって、直ちに、地域住民等への周知徹底を図る。
また、観光施設等の不特定多数の者が集まる場所にあってもあらかじめ、伝達体制を整備し、直ちに、来訪者に周知徹底を図る。
- 実施責任者は、災害の種別に応じた避難指示等の伝達文をあらかじめ作成しておく。
- 町は、危険の切迫性に応じて避難指示等の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、避難指示等に対応する警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動がわかるように伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努めるものとする。
- 避難指示等の周知に当たっては、必要に応じ、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等の避難行動要支援者の住居を個別に巡回するなど、避難行動要支援者に配慮した方法を併せて実施する。
- 観光客、外国人等の地域外からの来訪者に対する避難指示等の周知に当たっては、あらかじめ、案内板や避難標識等により表示し、避難対策の徹底に努める。
- 緊急を要する場合のほかは、あらかじめ、警告を発し、住民等に避難のための準備をさせる。
- 避難指示等に使用する信号の種類及び内容は、次のとおりとする。

災害の種類	種類及び内容		備考
	鐘 音	サイレン	
火 災	(連 点) ○—○—○—○—○	3秒 2秒 3秒 2秒 3秒 △ △ △	近火信号をもって避難信号とする
水 災	(連 点) ○—○—○—○—○	3秒 2秒 3秒 2秒 3秒 △ △ △	水防法に基づく避難信号

イ 関係機関相互の連絡

- 実施責任者は、避難勧告等を行った場合は、法令に基づく報告又は通知を行うほか、その旨を相互に連絡する。

〔報告又は通知事項〕

① 避難勧告等を行った者	④ 避難対象地域
② 避難勧告等の理由	⑤ 避難先
③ 避難勧告等の発令時刻	⑥ 避難者数

〔法令に基づく報告又は通知義務〕

報告又は通知義務者	報告又は通知先	根拠法令
町長	知事	災害対策基本法第60条第4項
	公示	災害対策基本法第60条第5項
水防管理者	当該区域を管轄する警察署長	地すべり等防止法第25条
		水防法第29条
警察官	町長	災害対策基本法第61条第3項

(4) 避難の方法

- 避難は、原則として徒歩によるものとし、車両による避難は、混乱に伴う危険発生のおそれがないと認められる場合その他特別の事由がある場合に限る。
- 避難は、できるだけ、事業所、学校又は自主防災組織を中心とした一定の地域、事業所単位ごとに、地域の特性や災害の状況に応じ、安全かつ適切な避難方法により行う。

(5) 避難の誘導

- 町本部長は、あらかじめ、避難行動要支援者、特に自力で避難することが困難な者の居住状況等に配慮して、避難計画を定める。
- 実施責任者は、消防団、自主防災組織等の協力を得て、住民を安全かつ迅速に避難場所に誘導する。この場合において、避難行動要支援者の避難を優先する。
- 町本部長は、避難行動要支援者の避難に当たっては、本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿を効果的に活用するよう努める。
- 次の場合において、当該避難が困難と認められるときは、消防団員等を配置して誘導する。
 - ア 保育園、小中学校、病院、社会福祉施設等の生徒、患者、入所者等の避難
 - イ 在宅の高齢者、障害者等の避難
- 避難への援助のため、自衛隊の災害派遣を要請する場合の手続は、第10節「自衛隊災害派遣要請計画」に定めるところによる。

(6) 避難者の確認等

- 町職員、消防団員、民生委員等は、被災するおそれがあるなど危険な場所を除き、それぞれが連携、分担しながら、避難場所等及び避難対象地域を巡回し、避難者の確認を行うとともに、避難が遅れた者の救出を行う。
 - ア 避難場所（避難所）
 - ① 避難した住民等の確認
 - ② 特に、自力避難が困難な避難行動要支援者の安否の確認
 - イ 避難対象地域
 - ① 避難が遅れた者又は要救出者の有無の確認
 - ② 避難が遅れた者等の避難誘導、救出

- (7) 避難経路の確保
 - 町本部長は、避難の障害となるおそれのある物件等を除去し、安全性を確保する。
- (8) 学校、病院、社会福祉施設等の避難計画
 - 学校、病院、社会福祉施設、事業所など多数の者が出入りし、勤務し、又は居住している施設の管理者は、施設内にいる者の避難を迅速、確実に行うため、具体的な避難計画を策定する。
 - 管理者は、町、消防機関、警察機関等と密接な連携をとり、災害に対処する体制を常に確立し、居住者、勤務者に周知させるとともに、出入者の避難のための行動を円滑、迅速に行わせるように措置する。
- (9) 避難支援従事者の安全確保
 - 町本部長は、あらかじめ定めた安全確保策に従い、避難支援従事者の安全の確保を図る。

2 警戒区域の設定

- (1) 警戒区域の設定
 - 実施責任者は、災害が発生し、又は発生しようとしている場合で、人の生命又は身体に対する危険を防止するために特に必要があると認めるときは、次の事項を明示して、警戒区域を設定する。

ア 発令者	エ 警戒区域設定の地域
イ 警戒区域設定の日時	オ その他必要な事項
ウ 警戒区域設定の理由	
 - 実施責任者は、災害応急対策に従事する者以外の者に対して警戒区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずることができる。

- (2) 警戒区域設定の周知
 - ア 地域住民への周知
 - 実施責任者は、警戒区域設定の内容を、町防災行政無線を始め、Ｌアラート、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）ワンセグ等のあらゆる伝達手段の複合的な活用により、地域住民等への周知徹底を図るとともに、ロープ等によりこれを明示する。
 - イ 関係機関相互の連絡
 - 実施責任者は、警戒区域を設定した場合、法に基づく報告又は通知を行うほか、その旨を相互に連絡する

[報告又は通知事項]

① 警戒区域設定を行った者	③ 警戒区域設定の発令時刻
② 警戒区域設定の理由	④ 警戒区域設定の地域

[法令に基づく報告又は通知義務]

報告又は通知義務者	報告又は通知先	根拠法令
県知事	町長	災害対策基本法施行令第30条第3項
警察官		災害対策基本法第63条第2項
災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官		災害対策基本法第63条第3項

3 救出

(1) 救出班の編成

- 町本部長は、災害発生直後において、緊急に救出救助を行う必要がある場合は、当該地区の消防団、自主防災組織、地域の住民等により、救出救護体制を整え、救出活動を実施する。
- 町本部長は、多数の救出を要する者があると認める場合は、その搜索、救出及び収容にあたるため、消防職員・団員を主体とする「救出班」を編成し、救出活動を実施する。
- 町本部長は、災害の規模、状況等から町だけでは救出活動が困難であると認めた場合は、地方支部長を通じ県本部長に応援要請を行う。

(2) 救出の実施

- 搜索及び救出は、救出を必要とする者又は生死不明な者がいると認められる地域を重点的に行う。
- 搜索の実施に当たっては、民生委員、地域の住民、旅行者又は滞在者等の協力を得て、居住者や同行者の把握を行う。
- 町本部長は、必要なジャッキ、つるはし、ファイバースコープなど救出用資機材及び工事用重機等を確保できない場合は、地方支部土木班、建設業協会等の協力を得て、調達する。
- 町本部長は、孤立化した地域における救助・救出、物資補給等のために、ヘリコプターの出動が必要と認めた場合は、県本部長に出動を要請する。
- 搜索のため、自衛隊の災害派遣を要請する場合の手続は、第10節「自衛隊災害派遣要請計画」に定めるところによる。

(3) 救出したときの措置

- 救出班は、負傷者等を救出した場合は、医療救護班と協力して、直ちに応急医療を行い、医療機関（救護所を含む。）に収容する。
- 救出班は、遺体を発見した場合は、第21節「行方不明者等の搜索及び遺体の処理・埋葬計画」に定めるところにより、適切に措置する。

(4) 災害救助法を適用した場合の救出

災害救助法を適用した場合における対象、費用の限度額、期間等は、第12節「災害救助法の適用計画」に定めるところによる。

4 避難場所の開放

- 町本部長は、避難勧告等を発令した場合は、必要に応じ、災害の種類に応じた避難場所を開放する。
- 町本部長は、避難場所を開放した場合は、開放日時及び場所等について、住民等に周知する。
- 町本部長は、避難場所の開放を地域の自主防災組織や自治会等と連携して行うなど、迅速な開放に努める。

5 指定避難所の設置、運営

(1) 指定避難所の設置

- 町本部長は、あらかじめ定める避難計画に従い、指定避難所を設置した場合は、食料、水、毛布、医薬品、仮設トイレ、テレビ等、避難生活に必要な物資等を調達する。
- 町本部長は、福祉避難所の円滑な設置、運営など、要配慮者に配慮した環境の確保に努める。さらに、要配慮者に配慮して、被災地以外の地域にあるものも含め、旅館・ホテル等を実質的に福祉避難所として開設するよう努めるものとする。
- 町本部長は、町が設置する指定避難所をできる限り多く開設する。あらかじめ指した指定避難所だけでは対応できない場合においては、次の方法により、指定避難所の確保に努める。
 - ア 他の市町村長と協議し、当該市町村に避難所の設置及び運営を委託し、又は建物若しくは土地を借上げて指定避難所を設置する。

- イ 県本部長と協議し、県有の施設又は民間アパート等を指定避難所とする。
- ウ 県本部長は、イの場合に備え、県有施設又は民間アパート等の中から、指定避難所を選定する。
- エ 隣接市町村長及び県本部長は、受入れ体制を整備するとともに、その運営に協力する。また、町本部長は、所属職員の内から管理者を定め、当該指定避難所の運営に当たる。

- 町本部長は、指定避難所を開設した場合、次の事項を住民等に周知するとともに、県に報告する。
- 指定避難所での受入れの対象となる者は、次に掲げる者とする。
 - ア 開設日時及び場所
 - イ 開設箇所数及び各指定避難所の避難者数
 - ウ 開設期間の見込み
- 指定避難所での受入れの対象となる者は、次に掲げる者とする。

区 分	対 象 者
災害により、現に被害を受けた者	ア 住家が被害を受け、居住の場所を失った者 イ 旅館の宿泊人、一般家庭の来訪者など、現実に災害を受けた者
災害により、現に被害を受けるおそれのある者	ア 避難指示等をした場合の避難者 イ 避難指示等はないが、緊急に避難することが必要である者

- 町本部長は、指定避難所の電気、水道等のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、あらかじめ指定避難所に指定されていたとしても原則として開設しないものとする。
 - 町本部長は、指定避難所の設置を地域の自主防災組織や自治会等と連携して行うなど、迅速な設置に努める。
 - 町本部長は、指定避難所を開設した場合に関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、指定避難所の開設状況等を適切に県に報告する。
 - 県本部長は、指定避難所の開設状況等を国〔内閣府等〕と共有するよう努める。
 - 町本部長は、必要な場合には、旅館等の活用等を実施する。
- (2) 指定避難所の運営
- 町本部長は、あらかじめ定める避難計画及びその作成した指定避難所の設置及び運営に係るマニュアルに従い、指定避難所の円滑な運営に努める。この場合において、町本部長は、指定避難所の生活環境が常に良好なものとなるよう、保健師、管理栄養士等による巡回や岩手県災害派遣福祉チームの活用を通じて、その状況把握に努め、必要な対策を講じる。
 - 町本部長は、指定避難所における正確な情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織、避難所運営について専門性を有したNPO等外部支援者等の協力が得られるよう努める。
 - 町本部長は、指定避難所の管理者等と連携を図り、安否情報、食料、生活必需品等の配給及び被災者生活支援等に関する情報を提供するものとし、避難者が適切に情報を得られるよう、活用する媒体に配慮する。
 - 町本部長は、指定避難所における正確な情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織、避難所運営について専門性を有したNPO・ボランティア等の外部支援者等の協力が得られるよう努める。
 - 町本部長は、避難者数、防災ボランティア数、物資の種類及び数量等について偏ることのないよう、調整を行う。
 - 町本部長は、指定避難所における生活が長期化すると認められる場合は、避難者の協力を得ながら

、次の措置をとる。

ア 避難者、住民組織、防災ボランティア等の連携による、被災者の自治組織の育成

イ 食料、生活必需品等の物資の需要把握体制の整備

ウ 生活相談、こころのケア、健康相談、各種情報の提供体制の整備

エ ホームヘルパー等による介護の実施

オ 保健衛生の確保

カ 指定避難所のパトロールの実施等による安全の確保

キ 可能な限りのプライバシー確保及び男女や性的マイノリティ（LGBT等）、高齢者、障がい者、難病患者、食物アレルギーを有する者、外国人、乳幼児及び妊産婦等の多様なニーズへの配慮

ク 応急仮設住宅や公営住宅あっせんに努めるほか、必要に応じ、民間アパート、旅館、ホテル等の活用

○ 町本部長は、関係機関の協力を得ながら、避難者の愛玩動物の受け入れについて他の避難者の同意を得るよう努める。

○ 町本部長は、学校を避難場所として使用する場合には、応急教育の支障とならないよう校長及び避難者の自治組織等と協議を行い、必要な調整を行う。

○ 町本部長は、指定避難所等における性暴力・DVの防止対策を講じ、女性や子供等の安全に配慮するよう努めるものとする。また、警察、病院、女性支援団体と連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努めるものとする。

○ 町本部長は、次の書類を整備する。

ア 救助の種目別〔救出用機械器具燃料〕物資受払状況 (様式編 救助様式1)

イ 救助の種目別〔避難所用物資〕物資受払状況 (様式編 救助様式1)

ウ 避難所設置及び収容状況 (様式編 救助様式2)

エ 被災者救出状況記録簿 (様式編 救助様式10)

オ 救助実施記録日計表 (様式編 対策様式4)

カ 避難者名簿

キ 避難所設置に要した支払証拠書類及び物品受払証拠書類

(3) 被災市町村以外の市町村による避難所の設置等

○ 被災市町村以外の市町村の避難所の設置及び運営については、(1)及び(2)の定めを準用する。

(4) 災害救助法を適用した場合の避難所設置

○ 災害救助法を適用した場合における対象、費用の限度額、期間等は、第12節「災害救助法の適用計画」に定めるところによる。

6 帰宅困難者対策

○ 町本部長は、災害の発生に伴い通勤・通学、出張、買い物、旅行等により、自力で帰宅することが極めて困難となった者（以下、「帰宅困難者」という。）に対し、関係機関と協力して、必要な情報の提供その他の帰宅のための支援を行う。

○ 町本部長は、帰宅困難者のうち、救援が必要になった者又は避難所での受入れが必要となった者に対し、物資の供給及び避難所への受入れを行う。

7 避難所以外の在宅避難者に対する支援

(1) 在宅避難者等の把握

○ 町本部長は、自宅、車中その他の避難所以外の場所にいる者であって、ライフラインや物流の途絶により物資及び食料の調達並びに炊事が困難となる者等、被災により日常生活を営むことが困難な者（以下「在宅避難者」という。）の人数、必要とする支援等を早期に把握する。

- 民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者等は、要配慮者の安否等の確認に努め、把握した情報を町本部長に提供する。

(2) 在宅避難者に対する支援

- 町本部長は、町役場（出張所等）における配布や在宅避難者等がいる集落又は避難所の巡回により物資の支給を行う。
- 町本部長は、在宅避難者等に対し、物資や食料の配布の広報の実施、被災者生活支援に関する情報提供等必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け取ることができる体制の整備を図る。
- 在宅避難者等に対する広報や情報提供は、在宅避難者等が適切に情報を得られるよう、活用する媒体に配慮する。

8 広域避難

(1) 県内広域避難

- 災害の予測規模、予想される災害の事態等に鑑み、県内広域避難の必要があると認めた市町村本部長（以下、本号中「協議元市町村本部長」という。）は、応援協定を締結した他の市町村長又は適当と認める他市町村長（以下、本節中「協議先市町村長」という。）に対し、避難者の受入れを協議する。
- 協議元市町村本部長は、当該協議を行う場合にあつては、あらかじめ県本部長に報告する。ただし、あらかじめ報告することが困難なときは、協議の開始後、遅滞なく報告する。
- 協議先市町村長は、避難者を受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、これを受け入れる。
- 協議先市町村長は、受け入れる広域避難者の避難等の用に供するための施設（以下、本項中「受入施設」という。）を決定し、提供する。
- 協議元市町村本部長又は協議先市町村長は、法に基づく報告又は通知を行う。
- 県本部長は、市町村本部長から求めがあつた場合には、協議すべき市町村、避難者の輸送手段の確保等、県内広域避難の実施に関し必要な助言等を行う。

[法令に基づく報告又は通知義務]

報告又は通知義務者	報告又は通知の時期	報告又は通知先	根拠法令
協議元市町村本部長	県内広域避難の協議をしようとするとき	県本部長	災害対策基本法第61条の4第2項
	受入施設を決定した旨の通知を受けたとき	1 公示 2 協議元市町村本部長が受入施設を決定した旨の通知を受けた時に現に避難者を受け入れている公共施設その他の施設を管理する者及び協議元市町村本部長が必要と認める関係指定地方行政機関の長その他の防災関係機関等の長 3 県本部長	災害対策基本法第61条の4第6項、災害対策基本法施行規則第2条の3第2項
	県内広域避難の必要がなくなつたと認めるとき	1 協議先市町村長 2 協議元市町村本部長が受入施設を決定し	災害対策基本法第61条の4第7項、災害対策基本法施行規則第2条の3第2項

		た旨の通知を受けた時に現に避難者を受け入れている公共施設その他の施設を管理する者及び協議元市町村本部長が必要と認める関係指定地方行政機関の長その他の防災関係機関等の長 3 公示 4 県本部長	
協議先市町村長	受入施設を決定したとき	受入施設を管理する者及び協議先市町村長が必要と認める関係指定地方行政機関の長その他の防災関係機関等の長 協議元市町村本部長	災害対策基本法第61条の4第4項、災害対策基本法施行規則第2条の3第1項 災害対策基本法第61条の4第5項
	県内広域避難の必要がなくなった旨の通知を受けたとき	受入施設を管理する者及び協議先市町村本部長が必要と認める関係指定地方行政機関の長その他の防災関係機関等の長	災害対策基本法第61条の4第8項、災害対策基本法施行規則第2条の3第1項

(2) 県外広域避難

- 県外広域避難の必要があると認める市町村本部長（以下、本号中「協議元市町村本部長」という。）は、県本部長に対し、本県以外の都道府県の知事と避難者の受入れについて協議することを求める。
- 県本部長は、応援協定を締結した他の都道府県の知事又は適当と認める他の都道府県の知事（以下、本号中「協議先都道府県知事」という。）に対し、避難者の受入れの協議を行う。
- 県本部長は、当該協議を行う場合にあっては、あらかじめ内閣総理大臣に報告する。ただし、あらかじめ報告することが困難なときは、協議の開始後、遅滞なく報告する。
- 県本部長は、協議先都道府県知事から受入施設が決定した旨の通知を受けたときは、協議元市町村本部長に通知するとともに、内閣総理大臣に通知する。
- 県本部長及び協議元市町村本部長は、法に基づく報告又は通知を行う。
- 県本部長は、必要に応じ、国に対し、協議すべき都道府県、避難者の輸送手段の確保等、県外広域避難の実施に関し必要な助言等を求める。

[法令に基づく報告又は通知義務]

報告又は通知義務者	報告又は通知の時期	報告又は通知先	根拠法令
県本部長	県外広域避難の協議をしようとするとき	内閣総理大臣	災害対策基本法第61条の5第3項
	受入施設を決定した旨の通知を受けたとき	1 協議元市町村本部長 2 内閣総理大臣	災害対策基本法第61条の5第9項
	県内広域避難の必要がなくなった旨の報告を受けたとき	1 協議先都道府県知事 2 内閣総理大臣	災害対策基本法第61条の5第12項
協議元市町村本部長	受入施設を決定した旨の通知を受けたとき	1 公示 2 協議元市町村本部	災害対策基本法第61条の9第10項、災害対策基本法施

		長が受入施設を決定した旨の通知を受けた時に現に避難者を受け入れている公共施設その他の施設を管理する者及び協議元市町村本部長が必要と認める関係指定地方行政機関の長その他の防災関係機関等の長	行規則第2条の3第4項
	県外広域避難の必要がなくなったと認めるとき	1 県本部長 2 公示 3 協議元市町村本部長が受入施設を決定した旨の通知を受けた時に現に避難者を受け入れている公共施設その他の施設を管理する者及び協議元市町村本部長が必要と認める関係指定地方行政機関の長その他の防災関係機関等の長	災害対策基本法第61条の9第11項、災害対策基本法施行規則第2条の3第4項

(3) 他都道府県からの広域避難受入れ

- 県本部長は、他の都道府県知事（以下、本号中「協議元都道府県知事」という。）から避難者の受入れの協議があったときは、受入れに関する県内の市町村長の意向を確認の上、受け入れるべき避難者数その他事項を勘案し、受入れについて協議すべき市町村を決定し、受入れを協議する。
- 県本部長の協議を受けた市町村長（以下、本号中「協議先市町村長」という。）は、被災者を受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、これを受け入れる。
- 協議先市町村長は、受入施設を決定し、提供する。
- 県本部長又は協議先市町村長は、法に基づく報告又は通知を行う。

[法令に基づく報告又は通知義務]

報告又は通知義務者	報告又は通知の時期	報告又は通知先	根拠法令
県本部長	受入施設を決定した旨の通知を受けたとき	協議元都道府県知事	災害対策基本法第61条の5第8項
	他の都道府県からの広域避難の必要がなくなった旨の通知を受けたとき	協議先市町村長	災害対策基本法第61条の5第13項、災害対策基本法施行規則第2条の3第4項
協議先市町村長	受入施設を決定したとき	受入施設を管理する者及び協議先市町村長が必要と認める関係指定地方行政機関の長その他の防災関係機関等の長	災害対策基本法第61条の5第6項
		県本部長	災害対策基本法第61条の5第7項
	他の都道府県からの広	受入施設を管理する者	災害対策基本法第61条の5

	域避難の必要がなくなった旨の通知を受けたとき	及び協議先市町村長が必要と認める関係指定 地方行政機関の長その他の防災関係機関等の長	第14項、災害対策基本法施行規則第2条の3第4項
--	------------------------	---	--------------------------

9 広域一時滞在

(1) 県内広域一時滞在

- 災害の規模、避難者の受入れ状況等に鑑み、県内広域一時滞在の必要があると認めた町本部長（以下、この項において「協議元市町村本部長」という。）は、応援協定を締結した他の市町村本部長又は適当と認める他の市町村長（以下、本号中「協議先市町村長」という。）に対し、避難者の受入れを協議する。
- 協議元町本部長は、当該協議を行う場合にあっては、あらかじめ県本部長に報告する。ただし、あらかじめ報告することが困難なときは、協議の開始後、遅滞なく報告する。
- 協議先市町村長は、被災者を受入れないことについて正当な理由がある場合を除き、これを受入れる。
- 協議先市町村長は、受け入れる被災住民の県内広域一時滞在の用に供するための施設（以下、本項中「受入施設」という。）を決定し、提供する。
- 協議元市町村本部長又は協議先市町村長は、法に基づく報告又は通知を行う。
- 県本部長は、市町村本部長から求めがあった場合には、協議すべき市町村、被災者の輸送手段の確保等、県内広域一時滞在の実施に関し必要な助言等を行う。
- 県本部長は、大規模な災害により市町村が被災し、他の市町村との協議ができないと推測される場合には、市町村本部長に代わって当該要求を行う。

[法令に基づく報告又は通知義務]

報告又は通知義務者	報告又は通知の時期	報告又は通知先	根拠法令
協議元市町村本部長	県内広域一時滞在の協議をしようとするとき	県本部長	災害対策基本法第86条の8第2項
	受入施設を決定した旨の通知を受けたとき	1 公示 2 協議元市町村本部長が受入施設を決定した旨の通知を受けた時に現に避難者を受入れている公共施設その他の施設を管理する者及び協議元市町村本部長が必要と認める関係指定地方行政機関の長その他の防災関係機関等の長 3 県本部長	災害対策基本法第86条の8第6項、災害対策基本法施行規則第8条の2第2項
	県内広域一時滞在の必要がなくなったと認めるとき	1 協議先市町村長 2 協議元市町村本部長が受入施設を決定した旨の通知を受けた時に現に避難者を受入れている公共施設その他の施設を管理する者及び協議元市町村本部長が必要と認める関係指定地方行政機関の長その他の防災関係機関等の長	災害対策基本法第86条の8第7項、災害対策基本法施行規則第8条の2第2項

		3 公示 4 県本部長	
協議先市町村長	受入施設を決定したとき	受入施設を管理する者及び協議先市町村長が必要と認める関係指定地方行政機関の長その他の防災関係機関の長	災害対策基本法第86条の8第4項、災害対策基本法施行規則第8条の2第1項
		協議元市町村本部長	災害対策基本法第86条の8第5項
	県外広域一時滞在の必要がなくなった旨の通知を受けた時	受入施設を管理する者及び協議先市町村本部長が必要と認める関係指定行政機関の長その他の防災関係機関の長	災害対策基本法第86条の8第8項、災害対策基本法施行規則第8条の2第1項

(2) 県外広域一時滞在

- 県外広域一時滞在の必要があると認める市町村本部長（以下、本号中「協議元市町村本部長」という。）は、県本部長と協議し、本県以外の都道府県の知事と避難者の受入れについて協議することを求める。
- 県本部長は、応援協定を締結した他の都道府県の知事又は適当と認める他の都道府県の知事（以下、本号中「協議先都道府県知事」という。）に対し、避難者の受入れの協議を行う。
- 県本部長は、当該協議を行う場合にあっては、あらかじめ内閣総理大臣に報告する。ただし、あらかじめ報告することが困難なときは、協議の開始後、遅滞なく報告する。
- 県本部長は、協議先都道府県知事から受入施設が決定した旨の通知を受けたときは、協議元町本部長に通知するとともに、内閣総理大臣に通知する。
- 県本部長は、大規模な災害により市町村が被災し、協議を求めることができないと推測される場合には、市町村本部長に代わって当該要求を行う。
- 県本部長及び協議元市町村本部長は、法に基づく報告又は通知を行う。
- 県本部長は、必要に応じ、国に対し、協議すべき都道府県、被災者の輸送手段の確保等、県外広域一時滞の実施に関し必要な助言等を求める。

[法令に基づく報告又は通知義務]

報告又は通知義務者	報告又は通知の時期	報告又は通知先	根拠法令
県本部長	県外広域一時滞 在の協議をしようとする時	内閣総理大臣	災害対策基本法第86条の9第3項
	受入施設を決定した旨の通知を受けたとき	1 協議元市町村本部長 2 内閣総理大臣	災害対策基本法第86条の9第9項
	県外広域一時滞 在の必要がなくなった旨の報告を受けたとき	1 協議先都道府県知事 2 内閣総理大臣	災害対策基本法第86条の9第12項

協議元市町村本部長	受入施設を決定した旨の通知を受けたとき	1 公示 2 協議元市町村本部長が受入施設を決定した旨の通知を受けたときに現に避難者を受入れている公共施設その他の施設を管理する者及び協議元市町村本部長が必要と認める関係指定地方行政機関の長その他の防災関係機関等の長	災害対策基本法第86条の9第10項、災害対策基本法施行規則第8条の2第4項
	県外広域一時滞在の必要がなくなったと認めるとき	1 県本部長 2 公示 3 協議元市町村本部長が受入施設を決定した旨の通知を受けたときに現に避難者を受入れている公共施設その他の施設を管理する者及び協議元市町村本部長が必要と認める関係指定行政機関の長その他の防災関係機関の長	災害対策基本法第86条の9第11項、災害対策基本法施行規則第8条の2第4項

(3) 他都道府県からの広域一時滞在受入れ

- 県本部長は、他の都道府県知事（以下、本号中「協議元都道府県知事」という。）から避難者の受入れの協議があったときは、受入れに関する県内の市町村長の意見を確認の上、受入れるべき避難者数その他の事項を勘案し、受入れについて協議すべき市町村を決定し、受入れを協議する。
- 県本部長の協議を受けた市町村長（以下、本号中「協議先市町村長」という。）は、被災者を受入れないことについて正当な理由がある場合を除き、これを受入れる。
- 協議先市町村長は、受入施設を決定し、提供する。
- 県本部長又は協議先市町村長は、法に基づく報告又は通知を行う。

[法令に基づく報告又は通知義務]

報告又は通知義務者	報告又は通知の時期	報告又は通知先	根拠法令
県本部長	受入施設を決定した旨の通知を受けたとき	協議元都道府県知事	災害対策基本法第86条の9第8項
	他の都道府県からの広域一時滞在の必要がなくなった旨の通知を受けたとき	協議先市町村長	災害対策基本法第86条の9第13項
協議先市町村長	受入施設を決定したとき	受入施設を管理する者及び協議先市町村長が必要と認める関係指定行政機関の長その他の防災関係機関等の長	災害対策基本法第86条の9第6項、災害対策基本法施行規則第8条の2第4項の規定により準用する同条第1項
		県本部長	災害対策基本法第86条の9第7項

	他の都道府県からの広域一時滞在の必要がなくなった旨の通知を受けたとき	受入施設を管理する者及び協議先市町村長が必要と認める関係指定地方行政機関の長その他の防災関係機関等の長	災害対策基本法第86条の9第14項、災害対策基本法施行規則第8条の2第4項の規定により準用する同条第1項
--	------------------------------------	---	--

10 住民等に対する情報等の提供体制

- 県及び町は被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、災害発生直後お緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で可能な限り安否情報を回答するよう努める。
- 県及び町は、安否情報の適切な提供のため必要と認めるときは、関係機関と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。
- 安否情報の提供に当たって、被災者の中に配偶者からの暴力等を受け加害者から危害を受けるおそれがある者等が含まれるときは、当該加害者に居所が知られることがないように個人情報の管理を徹底する。
- 広域避難等をした者に対しては、県本部長及び被災者を受け入れた市町村が、必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け取ることのできる体制の整備を図る。
- 県は、発災時に安否不明者（行方不明者となる疑いのある者）の氏名等の公表や安否情報の収集・精査等を行う場合に備え、市町村等と連携の上、あらかじめ一連の手続等について整理し、明確にしておくよう努めるものとする。
- 町は、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行うものとする。
- 県は、要救助者の迅速な把握による救助活動の効率化・円滑化のために必要と認めるときは、市町村等と連携の上、安否不明者の氏名等を公表し、その安否情報を収集・精査することにより、速やかな安否不明者の絞り込みに努めるものとする。

第15節 医療・保健計画

第1 基本方針

- 1 救急・救助の初動体制を確立し、県内の災害派遣医療チーム（以下、本節中「岩手DMAT」という。）、関係医療機関及び防災関係機関との密接な連携の下に、迅速かつ適切な医療活動を行う。
 県は、岩手DMAT等及びドクターヘリに関する派遣計画の作成等により、医療活動の総合調整を行う。その際、災害医療コーディネーター及び災害時小児周産期リエゾンは、県に対して適宜助言及び支援を行うものとする。
- 2 多数の傷病者に対応するため、被災地内外における災害拠点病院を中心とした後方医療体制の確保を図る。
- 3 効果的な医療活動を行うため、迅速、正確な情報の伝達及び傷病者の搬送体制の確率を図る。
- 4 被災者の心身両面にわたる健康を維持するため、保健指導及びこころのケアを実施する。
- 5 動物愛護の観点から、被災した愛玩動物の救護対策を、関係機関・団体との連携の下に、迅速かつ適切に講じる。
- 6 災害時を想定した情報の連携、整理及び分析等の保健医療活動の総合調整の実施体制の整備に努める。

第2 実施機関（責任者）

実施機関			担 当 業 務
	担当部	担当班	
町本部	厚生部	救護班	1 災害救助法が適用されないとき又は災害救助法が適用されるまでの間の医療、助産及び保健
			2 救護所の設置
			3 市町村営医療機関に係る医療救護班の編成、派遣
			4 他の医療機関に対する応援要請
岩手県災害対策本部			1 災害救助法を適用して行う医療、助産及び保健
			2 後方医療体制の確保
			3 県立病院に係る岩手DMATの編成、派遣
			4 被災地における医療活動（岩手DMATによるものを含む。以下同じ）の統括調整及び支援
			5 県立病院に係る医療救護班の編成、派遣
			6 精神科医療機関に係る岩手DPATの編成、派遣
			7 他の医療機関に対する応援要請
陸上自衛隊岩手駐屯部隊			災害派遣要請に基づく医療救護班の編成及び派遣
日本赤十字社岩手県支部			盛岡赤十字病院に係る岩手DMAT及び医療救護班の編成及び派遣
学校法人岩手医科大学			岩手医科大学附属病院に係る岩手DMATの編成、派遣
(一社)岩手県医師会			医師会会員病院・診療所に係る医療救護班の編成及び派遣
(一社)二戸医師会			医師会会員病院・診療所に係る医療救護班の編成及び派遣
(一社)岩手県歯科医師会			歯科医師会会員診療所に係る歯科医療救護班の編成及び派遣

(一社)岩手県歯科衛生士会	避難所等における口腔ケア及び歯科医師の補助
(一社)岩手県獣医師会	避難所における愛玩動物の救護のための健康相談・支援
(一社)岩手県薬剤師会	医療活動における薬剤師の派遣、医薬品の供給・管理
(公社)岩手県栄養士会	栄養・食生活支援活動における管理栄養士(栄養士)の派遣
(公社)岩手県看護協会	医療救護活動及び保健衛生活動における看護師等の派遣
全国健康保険協会岩手支部	各種保険金の給付・被災医療機関の診療報酬の特別措置の実施

第3 初動医療体制

1 医療救護班の編成

- 町本部長は、災害時における医療救護活動を迅速かつ適切に行うため、各医療機関と密接な連携を図る。
- 県本部長は、これを応援、補完する立場から、県立病院班による「医療救護班」を編成し、被災地に派遣する。
- 町本部長は、災害時における医療(歯科医療を除く)、助産の救助を実施するため、(一社)二戸医師会及び(一社)岩手県医師会の協力の下に、次により「医療救護班」を編成する。
 - ・ 医師 1名
 - ・ 看護師 2～3名
 - ・ 事務職員兼運転手 1名
- 災害時における歯科医療、口腔ケアを実施するため、あらかじめ、(一社)岩手県歯科医師会は、「歯科医療救護班」を編成する。
- 災害時における調剤、服薬指導を実施するため、あらかじめ、(一社)岩手県薬剤師会は、「県薬剤師会班」を編成する。
- 応急医療及び救護のため、国及び他の都道府県等並びに自衛隊の災害派遣を要請する場合の手続きは、それぞれ、第10節「県、市町村等応援協力計画」及び第11節「自衛隊災害派遣要請計画」に定めるところによる。

2 現場医療救護所及び救護所の設置

- 町本部長は、被害の状況及び規模に応じて、災害現場に現場医療救護所を設置するほか、次の場所に救護所を設置する。

ア 緊急避難場所	イ 避難所	ウ 医療施設
----------	-------	--------

3 医療救護班の活動

- 医療救護班は救護所において医療救護活動を実施するとともに、必要に応じ、被災地域、避難所等を巡回して医療救護活動を行う。
- 医療救護班は、おおむね、次の業務を行う。
 - ア 傷病者に対する応急措置
 - イ 後方医療施設への傷病者の搬送の要否及び順位の決定
 - ウ 救護所及び避難所における巡回医療の支援
 - エ 被災地の病院の医療支援
 - オ 助産救護
 - カ 死亡の確認
 - キ 遺体の検案及びその後の処置
- 医療活動の実施に当たっては、岩手DMA T及び健康管理活動班と連携を図る。

- 町本部長は、地方支部保健医療班長や、関係郡市医師会ほか関係団体と密接な連携を図りながら、被災地における医療活動の状況把握に努めるとともに、派遣された医療救護班、医療ボランティア団体等の医療活動について災害医療コーディネーターと協力して調整を行う。
- 災害医療コーディネーター及び災害時小児周産期リエゾンは、都道府県が災害時における医療提供体制及び関係団体等との連携を構築する際、都道府県に対して適宜助言を行うものとする。
- 医療救護班は、救護所において医療活動を実施するとともに、必要に応じ、被災地域、避難所等を巡回して医療活動を行う。
- 町本部長は、災害医療コーディネーター体制の構築に協力するとともに、医療救護の実施にあたっては、岩手県災害医療コーディネーターとの連携を図る。
- ※ 災害医療コーディネーターとは、医療ニーズを把握し、医療救護班等の配置調整、活動支援等のコーディネートを実施する、県本部長から委嘱された者をいう。

(3) 歯科医療救護班の活動

- 歯科医療救護班は、救護所において歯科医療活動を行うとともに、必要に応じ、被災地域、避難所等を巡回して歯科医療活動を行う。
- 歯科医療救護班は、次の業務を行う。
 - ア 歯科医療を要する傷病者に対する応急措置
 - イ 歯科医療を要する傷病者の収容歯科医療機関への転送の要否及び転送順位の決定
 - ウ その他必要とされる措置

(4) 県薬剤師会班の活動

- 県薬剤師会班は、救護所及び避難所等において次の業務を行う。
 - ア 傷病者等に対する調剤、服薬指導
 - イ 救護所及び医薬品等の集積所等における医薬品等の仕分け、管理
 - ウ その他、消毒方法、医薬品の使用方法等の薬学的指導

4 岩手DPATの活動

- 岩手DPATは、精神科医療及び精神保健活動の支援等を実施する。
- 岩手DPATは、次の業務を行う。
 - ア 情報収集とアセスメント
 - イ 精神科医療機能に対する支援
 - ウ 住民及び支援者に対する支援
 - エ 精神保健に係る普及啓発
 - オ 活動実績の登録
 - カ 活動情報の引継ぎ
- 県内外での活動に関わらず、被災地域の交通事情やライフラインの被害等、あらゆる状況を想定し、移動手段、医薬品等の医療資機材の調達、生活手段等については、自ら確保しながら継続した活動を行うことを基本とする。
- 精神医療活動の実施に当たっては、防災関係機関と密接な連携を図りながら活動を行う。

5 医薬品及び医療資機材の調達

- 町本部長は、地域内の医療施設が被災した場合に備え、医療班が使用する医薬品、衛生材料及び医療資機材（以下、本節中「医薬品等」という。）について、相互に供給を行う体制を整備する。
- 医薬品等は、岩手DPATが携行し、又は従事する医療機関の手持品をもって繰替使用する。ただし、手持品がなく、又は不足したときは、それぞれの実施責任者が調達する。
- 町本部長は、必要な医薬品等を調達できない場合は、二戸地方支部保健医療班長を通じて、県本部長に調達又はあっせんを要請するものとし、災害の規模により大量の医薬品等を早急に必要とするときは、直接、

県本部長に対し、調達又はあっせんを要請する。

- 県本部長は、要請を受けた場合は、岩手県医薬品卸業協会、日本赤十字社岩手県支部、岩手県医療機器販売業協会及び一般社団法人日本産業・医療ガス協会東北地域本部医療ガス部門岩手県支部の協力を得て、調達又はあっせんを行う。
- 県本部長は、必要に応じて支援薬剤師の派遣やその他の協力について（一社）岩手県薬剤師会と調整を行う。

第4 傷病者の搬送体制

1 傷病者の搬送の手続

- 被災地内の災害拠点病院、岩手DMAT及び救護所の責任者は、医療又は助産を行った後、後方医療機関に搬送する必要があるか否かを判断する。
- 岩手DMAT及び医療救護班は、傷病者の搬送を行う場合には、市町村本部長、県本部長その他の防災関係機関と密接な連携を図る。
- 傷病者の搬送は、原則として岩手DMAT又は医療救護班が保有する自動車により搬送するものとし、これが不可能な場合においては、町本部長、県本部長又はその他の関係機関に対して、搬送車両の手配・配車を要請する。
- 傷病者搬送の要請を受けた町本部長、県本部長又はその他の関係機関は、あらかじめ定められた搬送先病院の順位に基づき、収容先医療機関の受入体制を確認の上、搬送する。
- 町本部長は、県本部長に対して、必要に応じてヘリコプターを手配し、傷病者の搬送を行うとともに必要に応じて被災地への岩手DMAT、医療救護班及び医療資器材等の搬送を行うよう調整を行う。

2 傷病者の搬送体制の整備

- 町本部長は、あらかじめ、医療機関の規模、位置、診療科目等から搬送先病院の順位を定める。
- 町本部長は、あらかじめ、ヘリコプター離発着箇所や離発着スペース等を考慮し、ヘリコプターによる搬送が可能な医療機関との連絡体制を整備する。
- 町本部長及び県本部長は、傷病者を迅速かつ的確に後方医療機関に搬送するため、県広域災害・救急医療情報システムを活用し、収容先医療機関の被災状況、空病床数など、傷病者の搬送先を決定するために必要な情報の把握に努める。

第5 健康管理活動の実施

- 町本部長及び県本部長は、被災者の災害による精神的、身体的なダメージを緩和し、健康維持を図るため、次の区分により、「健康管理活動班」を編成し、健康管理活動を行う。

医療機関名	班名	健康管理活動班数	編成基準
町	健康管理活動班	4班	保健師 1名以上 管理栄養士（栄養士）1名
県	保健医療班	9班	

- 健康管理活動班は、医療救護班と合同で健康管理活動を行うものとし、原則として、救護所の同一の場所に保健相談室を設置して行う。また、必要に応じて被災地の避難所及び応急仮設住宅等を巡回等して健康管理活動を行う。

- 健康管理活動班は、おおむね、次の業務を行う。
 - ア 被災者に対する健康相談、健康調査、保健指導、栄養・食生活支援活動、こころのケア
 - イ 避難所や車中等で過ごしている被災者に対する健康教育
 - ウ 被災者に対する保健サービスについての連絡調整
- 県本部長は、歯科医療救護班の活動終了後に、被災地の口腔の健康維持を図るため、(一社)岩手県歯科医師会の協力を得て、口腔ケア活動班を編成し、被災地の避難所及び応急仮設住宅を巡回して口腔ケアの歯科保健活動を図る。
- 口腔ケア活動班は、おおむね、次の活動を行う。
 - ア 被災者に対する歯科検診、歯科相談、歯科保健活動、口腔ケア
 - イ 被災者に対する歯科健康教育
 - ウ その他必要とされる歯科保健活動

第6 災害救助法を適用した場合の医療、助産

- 災害救助法を適用した場合における対象、費用の限度、期間等は、第12節「災害救助法の適用計画」に定めるところによる。

第7 愛玩動物の救護対策

- 町本部長は、県と共同で、被災した愛玩動物の保護や適正な飼養に関し、次の救護対策を講じる。また、町等関係機関や獣医師会等関係団体に対して支援要請を行うとともに、連絡調整に努める。
 - ア 所有者不明の動物及び放浪している動物について、関係団体等の協力のもと、保護収容するとともに、所有者の発見に努める。
 - イ 負傷動物を発見したときは、保護収容し、獣医師会と連携し、治療その他必要な措置を講じる。
 - ウ 飼い主とともに避難した動物の飼養について、適正な飼養の指導を行うとともに、環境衛生の維持に努める。
 - エ 危険動物が施設から逸走した場合は、飼養者、警察官その他関係機関と連携し、人への危害を防止するために必要な措置を講じる。

第8 整備すべき書類

- | | |
|----------------------------|-------------|
| (1) 救助の種目別〔医薬品衛生材料等〕物資受払状況 | (様式編 救助様式1) |
| (2) 救護班活動状況 | (様式編 救助様式7) |
| (3) 病院、診療所医療実施状況 | (様式編 救助様式8) |
| (4) 助産台帳 | (様式編 救助様式9) |
| (5) 救助実施記録日計表 | (様式編 対策様式4) |
| (6) 診療報酬に関する証拠書類 | |
| (7) 医薬品衛生材料等購入関係支払証拠書類 | |
| (8) 助産関係支払証拠書類 | |

第16節 食料、生活必需品等供給計画

第1 基本方針

- 1 災害時において、被災者等に対する食料、被服、寝具等の生活必需品及び避難生活に必要な物資（以下、本節中「物資」という。）を迅速かつ円滑に供給できるよう、関係業者・団体等の協力が得られる体制の整備等により、物資の調達を図る。
- 2 災害時における物資の需要と供給のバランスを確保するため、情報及び調達・配分窓口の一元化を図る。
- 3 県、町その他の防災関係機関は、その備蓄する物資の供給に関し、相互に協力するよう努める。
- 4 県は救助に必要な物資の供給等が適正かつ円滑に行われるよう救助実施市及び必要な関係者との連絡調整を行うものとする。

第2 実施機関（責任者）

実施機関			担 当 業 務
	担当部	担当班	
町本部	厚生部	福祉班	被災者に対する物資の調達及び支給
	農林商工部	商工班	生活必需品等の調達及びあっせん 炊出しの実施
	岩手県災害対策本部		町に対する物資の調達及びあっせん
東北経済産業局			物資の確保
東北農政局			応急用食料の調達・供給に関する情報収集・連絡
陸上自衛隊岩手駐屯部隊			1 物資の無償貸付又は譲渡 2 災害派遣要請に基づく給食
日本赤十字社岩手県支部			災害救助法の適用時における物資の調達及び支給に関する協力

第3 実施要領

- 1 物資の支給対象者
 - 物資の支給は、原則として、次に掲げる者に対して行う。
 - ア 避難所又は避難場所に避難した者で、物資の持ち合わせのない者
 - イ 住家が、全壊（焼）、流失、半壊（焼）又は床上浸水の被害を受けた者
 - ウ 被服、寝具、炊事道具その他生活上必要な最低限度の家財等を、災害により喪失した者
 - エ 物資がない又はライフラインの寸断等により、日常生活を営むことが困難な者
 - オ 災害応急対策活動に従事している者で、物資の支給を必要とする者

2 物資の種類

- 物資の種類及び数量は、支給基準数量等を参考に、被災状況及び食料調達の状況に応じて、支給する。

〔供給食料等の種類〕

区 分	配 給 食 料
主食用	米穀、炊出しによる米飯、弁当等、パン、うどん、乳児用ミルク、その他インスタント食品、乾パン等
副食物	缶詰、漬物、佃煮、ちくわ、かまぼこ、ハム、ソーセージ、野菜等 (※副食物は、変質、腐敗等のしにくいものとする。)
調味料	味噌、醤油、塩、砂糖等
飲料	ミネラルウォーター、スポーツドリンク等

〔1人当たりの供給数量〕

区 分	供 給 基 準 数 量
米穀	被災者 1食当たり 精米200グラム以内 応急供給受配者 1日当たり 精米400グラム以内 災害救助従事者 1食当たり 精米換算300グラム以内

区 分	支 給 物 資
外衣	洋服、作業衣、子供服等
肌着	シャツ、パンツ等の下着類
寝具	タオルケット、毛布、布団等
身回品	タオル、靴下、サンダル、傘等
炊事道具	なべ、炊飯器、こんろ、ガス器具等
食器	はし、茶わん、皿等
日用品	石けん、ティッシュペーパー、トイレットペーパー、歯ブラシ、ビニールシート等
光熱材料	マッチ、ローソク、懐中電灯、木炭、灯油、プロパンガス等

- 発災直後は、おにぎり、パン等すぐに食べられる食料を支給する。
- 避難が長期化する場合にあっては、避難所で自炊するための食料・調味料、燃料、調理器具等を支給する。
- 食料の支給に当たっては、乳幼児、高齢者、難病患者・透析患者・その他の慢性疾患患者、食物アレルギーを有する者等に配慮する。
- 高齢者、障がい者、乳幼児、女性等については、介護用品、育児用品、女性用品等の態様に応じた物資の調達に十分配慮する。また、男女別の物資が受け取りやすいよう支給方法等を工夫するとともに、性的マイノリティ（LGBT等）の視点にも配慮する。

3 物資の確保

- 町本部長は、被災者に対する物資の支給が必要と認めた場合は、各避難所の責任者等から聞き取り等により、支給物資の品目、数量を随時把握し、資料編 対策様式6「世帯構成員別被害状況」及び対策様式7「物資購入（配分）計画表」を作成する。
- 町本部長は、対策様式7「物資購入（配分）計画表」に基づき、備蓄物資の供出、関係業者からの購入等により、必要とする物資を確保する。
- 町本部長は、必要な物資を調達できない場合は、二戸地方支部総務班長を通じて、県本部長に対し、物資の調達又はあっせんを要請する。
- 町本部長は、物資の調達可能数量等を常時把握するとともに、あらかじめ、災害時における供給協定の締結等、関係業者、団体等の協力を得られる体制を整備する。
- 地方支部総務班長は、隣接する他の市町村長に連絡し、物資を確保できない場合は、県本部長に対し、要請事項を報告する。
- 県本部長は、大規模な災害により市町村が被災し、市町村において物資の調達ができないと推測される場合又は県が市町村との連絡を取ることができない場合には、市町村本部長からの要請を待たず、物資の供給を行う。

4 物資の輸送及び保管

- 県本部長は、次により、物資の輸送を行う。
 - ア 県本部の担当課長は、町本部又は輸送拠点（町と連絡が取れない場合にあっては、あらかじめ指定されている輸送拠点）に物資を輸送し、町本部長に引き渡す。
 - イ 輸送は、原則として、自動車輸送とするが、緊急を要する場合や自動車輸送が困難な場合は、航空機輸送とする。
 - ウ 物資の引渡しは、対策様式8「災害救助用物資引渡書」により行い、授受を明確にする。
- 町本部長は、物資の保管に当たっては、必要に応じて、警備員を配置し、又は警察機関、消防機関の警備を要請、指示するなど、事故防止の措置をとる。

5 物資の支給等

(1) 物資の支給等

- 原則として、物資は支給することとし、町本部長が指定したものに限り、貸与する。
- 物資の支給は、受給者の便益及び物資の適正な配分に留意し、役場（出張所等）、物資集積・輸送拠点等における配布や在宅避難者がいる集落又は避難所の巡回により実施する。

(2) 食料の供給における留意事項

- 町本部長は、あらかじめ、炊出し方法を定める。
- 炊出しによる供給は、既設の給食施設又は仮設の供給施設を使用し、直営又は委託して行う。
- 炊出しのため、自衛隊の災害派遣を要請する場合の手続は、第10節「自衛隊災害派遣要請計画」に定めるところによる。
- 防災関係機関の長は、所管の応急対策業務従事者に食料の供給ができないときは、市町村本部長に対し、食料の供給について応援を求める。

6 住民等への協力要請

- 町本部長は、必要と認めるときは、被災住民・自主防災組織等の団体及びボランティア組織に対して、物資の荷下ろし、仕分け、支給等について協力を求める。

7 物資の需給調整

- 町本部長は、必要な物資の品目、数量を地域別、避難所別に迅速に把握できるよう、あらかじめ、支給すべき物資及びその基準数量を定めるとともに、物資の需要に関する情報収集や輸送拠点、避難所等にある物資の在庫量の把握に努める。

8 災害救助法を適用した場合の物資の供与又は貸与

- 災害救助法を適用した場合における対象、費用の限度額、期間等は、第14節「災害救助法の適用計画」に定めるところによる。

9 整備すべき書類

- (1) 救助の種目別物資受払状況 (様式編 救助様式1)
- (2) 物資の給与状況 (様式編 救助様式6)
- (3) 救助実施記録日計表 (様式編 対策様式4)
- (4) 物資購入関係支払証拠書類
- (5) 備蓄物資払出証拠書類

第17節 給水計画

第1 基本方針

災害時において、被災者に対する給水を迅速かつ円滑に実施できるよう、水道施設の復旧及び応急給水施設の確保を図るとともに、関係業者・団体等の協力が得られる体制を整備する。

第2 実施機関（責任者）

第3 実施要領

実施機関			担 当 業 務
町本部	担当部	担当班	
	水道部	水道班	1 飲料水の供給 2 県本部長の指示に基づく生活の用に供される水の供給
県本部長			町本部長が行う給水に対する協力、指示
陸上自衛隊岩手駐屯部隊			災害派遣要請に基づく給水

1 給水

(1) 水源の確保

- 町本部長は、災害時において、応急給水が円滑に実施できるよう、水道施設の復旧に努めるとともに、自然水、プール、防火水槽等を利用した水源の確保に努める。

(2) 給水班の編成

- 町本部長は、職員を主体として、給水班を編成し、次の業務を行う。

ア 給水業務	イ 飲料水の水質検査	ウ 汚染水の使用禁止・停止・制限
--------	------------	------------------

(3) 応援の要請

- 町本部長は、自らの活動のみによっては、被災者に対する飲料水の確保若しくは供給ができないと認めた場合又は被災地域やその隣接地域に感染症が発生し、若しくはその疑いのある者が出た場合は、次の事項を明示し、二戸地方支部保健医療班長を通じて、県本部長に応援を要請する。

ア 給水対象地域	ウ 職種別応援要員数	オ その他参考事項
イ 給水対象人数	エ 給水期間	

- 県本部長は、要請を受けた場合は、日本水道協会岩手県支部と相互に連絡を取り、被災地以外の市町村に対して応援を要請する。
- 給水のため、自衛隊の災害派遣を要請する場合の手続は、第10節「自衛隊災害派遣要請計画」に定めるところによる。

2 応急給水用資機材の調達

(1) 調達方法

- 町本部長は、あらかじめ、地域内の水道関係業者、団体と応援協定を締結するなど、災害時における応急給水用資機材の確保を図る。
- 町本部長は、業者等から調達した器具、機材を受領するときは、品名、数量等を確認の上受領し、保管する。

(2) 応援の要請

- 町本部長は、応急給水用資機材を調達することが困難又は不十分であると認める場合は、次の事項を明示し、二戸地方支部保健医療班長又は福祉環境班長を通じて、県本部長に応援を要請する。

ア 応急給水用資機材の種別、数量	ウ 運搬先
イ 使用期限	エ その他参考事項

3 給水の方法

(1) 水の消毒及び給水器具の衛生的処理

- 水道水（被災水道施設を除く。）以外の水を供給する場合は、浄水基地を設けてろ過し、かつ、塩素剤により遊離残留塩素濃度が0.2mg/リットル以上になるよう消毒する。
- 水を搬送して給水するときは、運搬途中において消毒残留効果を測定し、給水時における遊離残留塩素濃度を0.2mg/リットル以上に確保する。
- 給水用器具は、すべて衛生的処理を完全に行い使用する。

(2) 給水車等が運行可能な地域の給水

- 給水車（給水車に代用できる撒水車、消防車等を含む。）、ドラム缶、給水袋、ポリエチレン容器等の搬送器具に取水して、適当な場所に給水基地を設けて給水する。

(3) 給水車等の運行不可能な地域における給水

- 浄水基地を設置し、当該浄水基地から直接給水を受けることができる者に対しては、給水袋、バケツ、ポリエチレン容器等の容器に給水する。
- 浄水基地から直接給水を受けることのできない者に対しては、浄水した飲料水をポリエチレン容器等に収納し、軽車両等で搬送し、適当な場所に給水基地を設けて給水する。

(4) 医療施設等への優先的給水

- 医療施設、社会福祉施設、避難所等に対しては、優先的に給水を行う。
- 浄水基地及び給水基地の設置は、応急的な水源、被災しない水道施設の位置に配慮しながら、医療施設等への優先的給水が容易に行える場所とする。

4 水道施設被害汚染対策

(1) 水道事業者等の措置

- 水道事業者等は、災害による給水施設の破損、汚染に備えるため、災害が発生し、又は発生するおそれのあるときは、次の措置を講じる。
 - ア 必要な技術要員を待機させ、必要な資材の整備を図る。
 - イ 緊急修理用資材及び消毒剤を確保し、出動体制を整える。
 - ウ 施設を巡回して事故発生の有無を確認する。
- 水道事業者等は、水道施設が被災し、又は水道水が汚染する等の被害を受けた場合は、次の措置を講じる。
 - ア 施設の損壊、漏水等に係る応急復旧を行う。
 - イ 水道水が汚染し、飲料水又は生活の用に供される水として使用することが、被災者の健康維持上有害と認めるときは、直ちにその使用禁止の措置をとる。ただし、生活の用に供される水については、その使用範囲を制限することにより目的を達することができることを認めるときは、使用範

囲の制限を行う。

ウ 飲料水の供給ができなくなったときは、応急措置を講ずるとともに、町本部長に被害の状況及び応急対策の報告を行う。

(2) 町本部長の措置

○ 町本部長は、水道事業者の応急措置だけでは、飲料水の供給ができないと認めた場合は、次の事項を明示し、二戸地方支部保健医療班長を通じて、県本部長に応援を要請する。

ア 水道被害の状況 (施設の破損、水道水の汚染状況)	エ 人員、資材、種類、数量
イ 給水対象地域	オ 応援を要する期間
ウ 給水対象世帯・人員	カ その他参考事項

5 災害救助法等を適用した場合の飲料水の供給

○ 災害救助法を適用した場合における対象、費用の限度額、期間等は、第1214節「災害救助法の適用計画」に定めるところによる。

6 整備すべき書類

- 救助の種目別〔給水用機械器具燃料及び浄水用薬品資材〕物資受払状況（様式編 救助様式1）
- 飲料水の供給状況（様式編 救助様式5）
- 救助実施記録日計表（様式編 対策様式4）
- 飲料水供給のための支払証拠書類

第18節 応急仮設住宅の建設等及び応急修理計画

第1 基本方針

- 1 災害により住家が滅失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者の生活の場を確保するため、応急仮設住宅を供与する。
- 2 災害により住家が被災し、自らの資力では応急修理を行うことができない者の日常生活に欠くことのできない住宅部分について、最小限度必要な応急修理を行う。
- 3 災害により住宅が滅失し、住宅に困窮した者に対して公営住宅等のあっせんを行う。
- 4 既存住宅ストックの活用を重視して応急的な住まいを確保することを基本とする。

第2 実施機関（責任者）

実施機関			担 当 業 務
町本部	担当部	担当班	
	建設部	建設班	被災住宅の応急修理、公営住宅の入居あっせん及び県本部長の委任による応急仮設住宅の管理運営
岩手県災害対策本部			応急仮設住宅の供与・管理運営、公営住宅の入居あっせん及び活用可能な民間住宅の情報提供

第3 実施要領

1 応急仮設住宅の供与

(1) 供与対象者

- 応急仮設住宅の供与は、次に掲げる者に対して行う。
 - ア 住家が全壊、全焼又は流失した世帯
 - イ 仮住居がなく、又は借家等の借上げができない世帯
 - ウ 自らの資力では住宅を確保することができないと認められる者

(2) 供与対象者の調査、報告

- 町本部長は、住宅の被害確定の日から5日以内に、次の事項を調査し、二戸地方支部生活福祉班長を通じて県本部長に報告する。
 - ア 被害状況
 - イ 被災地における住民の動向及び市町村の住宅に関する要望事項
 - ウ 市町村の住宅に関する緊急措置の状況及び予定
 - エ 供与対象者における障がい者等の有無及びニーズ
 - オ その他住宅の応急対策上の必要事項
- 県本部長は、市町村本部長からの報告に基づき、入居対象者名簿等を作成し、県本部の担当部、

課に、それぞれの所掌事務について必要な措置をとらせる。この場合において、要配慮者のニーズに配慮する。

(3) 建設場所の選定

- 町本部長は、あらかじめ、応急仮設住宅の建設候補地を指定する。
- 応急仮設住宅の建設場所は、公有地を優先して選定することとし、公有地に適当な敷地がないときは、私有地の所有者と十分協議して選定する。
- 敷地は、飲料水が得やすく、かつ、保健衛生上支障のない場所を選定する。
- 被災者を集団的に受け入れる応急仮設住宅の敷地は、交通、教育、被災者の生業の利便等について検討の上、選定する。
- 学校の敷地を応急仮設住宅の敷地として選定するときは、学校の教育活動に十分配慮する。

(4) 応急仮設住宅の建設

- 設置戸数は、災害救助法適用市町村単位の被害世帯数の3割以内とする。ただし、町本部長が止むを得ない事情により3割を超えて設置する必要があると認めたときは、二戸地方支部生活福祉班長を通じて県本部長に基準以上の設置を申請する。

(5) 応急仮設住宅の入居

- 県本部長は、町本部長の協力を得て、応急仮設住宅の入居者の選定を行う。ただし、状況に応じて、町本部長に委任して選定することができる。
- 町本部長は、仮設住宅の入居者の決定に当たっては、要配慮者の優先入居、コミュニティの維持及び構築に配慮する。
- 入居者に供する期間は、応急仮設住宅の完成の日から2年以内とする。

(6) 応急仮設住宅の管理運営

- 応急仮設住宅の管理は県本部長が行う。ただし、管理を町に委任した場合は、町本部長がこれを行う。
- 県本部長又はその委任を受けた町本部長は、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死等を防止するためのこころのケア、入居者によるコミュニティの形成等に努める。この場合においては、女性の参画を推進し、入居者の意見を反映できるよう配慮する。
- 県本部長又はその委任を受けた町本部長は、必要に応じ、応急仮設住宅における愛玩動物の受入れにも配慮する。
- 県本部長は、必要に応じ、仮設住宅の苦情、修繕等の要望に関する相談窓口を設置する。

(7) 災害救助法を適用した場合の応急仮設住宅の供与

- 災害救助法を適用した場合における対象、費用の限度額、期間等は、第12節「災害救助法の適用計画」に定めるところによる。

2 住宅の応急修理

(1) 対象者

- 住宅の応急修理は、次に掲げる者に対して行う。
 - ア 住家が半壊又は半焼したため、当面の日常生活を営むことのできない世帯
 - イ 自己の資力では住宅の応急修理を行うことができない世帯
 - ウ 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した世帯

(2) 対象者の調査、選考

- 町本部長は、住宅の被害確定の日から5日以内に、応急修理の供与対象者について調査選考する。

(3) 修理の範囲

- 修理の範囲は、居所、炊事場、便所等当面の日常生活に欠くことのできない部分とする。

(4) 修理期間

- 修理期間は、災害発生の日から1ヵ月以内とする。
- 町本部長は、1ヵ月以内に修理することができないと認める場合は、二戸地方支部生活福祉班長を通じて県本部長に対して期間延長の申請を行う。

(5) 災害救助法を適用した場合の住宅の応急修理

- 災害救助法を適用した場合における対象、費用の限度額、期間等は、第14節「災害救助法の適用計画」に定めるところによる。

3 公営住宅への入居のあっせん

- 県本部長及び町本部長は、公営住宅への入居資格を持つ者に対し、公営住宅等のあっせんを行うとともに、自らが管理する公営住宅への入居について速やかに手続を行う。
また、公営住宅等への入居に係る特例を定めた「被災市街地復興特別措置法」が適用される場合には、他の都道府県等の公営住宅等も含めて入居のあっせんを行う。
- 県本部長及び町本部長は、要配慮者の入居を優先する。
- 県本部長は、県営住宅、町営住宅等の入居状況を把握し、町本部長に対して情報提供を行う。

4 被災者に対する住宅情報の提供

- 県本部長は、必要に応じ、町本部長を通じ被災者に対して活用可能な民間住宅の情報提供を行う。
- 町本部長は、応急仮設住宅への入居手続、被災住宅の応急修理に係る申請手続、技術指導及び各融資制度の相談、提供可能な公営住宅情報等の周知を図るため、相談窓口を設置するとともに、各種広報活動を通じて、被災者への周知を図る。

5 実施状況報告及び整備すべき書類

(1) 実施状況報告

- ア 住宅応急修理の該当者の報告
- イ 応急修理戸数の協議（様式編 対策様式3）
- ウ 着工及び完了報告（様式編 対策様式3）

(2) 整備すべき書類

- ア 応急仮設住宅台帳（様式編 救助様式3）
- イ 住宅応急修理記録簿（様式編 救助様式11）
- ウ 救助実施記録日計表（様式編 対策様式4）
- エ 作業員雇上げ台帳（様式編 対策様式11）
- オ 応急仮設住宅用敷地貸借契約書
- カ 応急仮設住宅使用貸借契約書
- キ 仮設住宅建設並びに修理のための工事関係書類（契約書、設計書、仕様書等）
- ク 工事代金等支払証拠書類
- ケ 直営工事により修理を実施した場合は、修理材料受払簿、大工等作業員出納簿、材料輸送簿等

6 被災宅地の危険度判定

ア 被災宅地危険度判定士への協力要請

- 町本部長は、被災宅地危険度判定士による判定が必要と認める場合は、県に対し被災宅地危険度判定士の派遣要請を行う。
- 県に対する派遣要請は、第9節「県、市町村等応援協力計画」に定めるところによる。
- 県本部長は、市町村本部長から支援要請を受けた場合は、事前に登録した被災宅地危険度判定士に対して、協力を要請する。

イ 被災宅地危険度判定士の業務

- 被災宅地危険度判定士は、次により被災宅地の危険度判定を行い、判定結果を表示する。
 - ア 「被災宅地の調査・危険度判定マニュアル」に基づき、宅地ごと調査票に記入し、判定を行う。
 - イ 宅地の被害程度に応じて、「危険宅地」、「要注意宅地」、「調査済宅地」の3 区分に判定する。
 - ウ 判定結果は、当該宅地の見易い場所(擁壁、のり面等)に判定ステッカーを表示する。

区 分	表 示 方 法
危険宅地	赤のステッカーを表示する。
要注意宅地	黄のステッカーを表示する。
調査済宅地	青のステッカーを表示する。

ウ 町本部長の措置

- 町本部長は、被災宅地危険度判定を円滑に実施するため、次の措置を行う。
 - ア 町本部長が判定実施を決定したときは、災害対策本部の下に実施本部を設置し、判定業務にあたる。
 - イ 実施本部は、以下の業務にあたる。
 - ① 宅地に係る被害情報の収集
 - ② 判定実施計画の作成
 - ③ 宅地判定士・判定調整員の受入れ及び組織編成
 - ④ 判定結果の調整及び集計並びに町本部長への報告
 - ⑤ 判定結果に対する町民等からの相談への対応
 - ⑥ その他判定資機材の配布

エ 被災宅地危険度判定士の登録

- 県本部長は、市町村の協力を得て、危険度判定に関する講習会を開催し、被災宅地危険度判定士の養成に努める。

7 被災建築物の応急危険度判定

- 町本部長は、地震により被災した建築物による二次的災害を防止するため、被災建築物応急危険度判定士の協力を得て、次により被災建築物の応急危険度判定を行う。
 - ア 町本部長の措置
 - 町本部長は、全国被災建築物応急危険度判定協議会作成「被災建築物応急危険度判定業務マニュアル」(以下「業務マニュアル」という。)に基づき、次の措置を行う。
 - ア 市町村本部長が判定実施を決定した場合は、災害対策部の下に実施本部を設置する。
 - イ 実施本部は、次の業務にあたる。
 - ① 被災状況の把握
 - ② 判定実施計画の策定
 - ③ 県本部長への支援要請
 - ④ 被災建築物応急危険度判定士の受入れ
 - ⑤ 判定の実施及び判定結果の集計、報告
 - ⑥ 住民への広報
 - ⑦ その他判定資機材の配布
 - イ 被災建築物応急危険度判定士の業務
 - 被災建築物応急危険度判定士は、業務マニュアルに基づき、判定を実施し判定結果を表示する。

第19節 感染症予防計画

第1 基本方針

- 1 被災地域における感染症の発生を未然に防止するとともに、感染症のまん延を防止するため、関係機関との連携の下に、必要な措置を講じる。

第2 実施機関（責任者）

実施機関			担 当 業 務
町本部	担当部	担当班	
	厚生部	衛生班	県本部長の指導、指示に基づく被災地域の消毒その他の措置等の実施
県本部長			1 町本部長に対する感染症予防上必要な指示、指導 2 感染症の発生の状況及び動向の把握、積極的疫学調査等の実施
陸上自衛隊岩手駐屯部隊			災害派遣要請に基づく感染症予防上必要な措置

第3 実施要領

1 感染症予防活動の実施体制

(1) 消毒班

- 町本部長は、所属職員等による「消毒班」を編成し、消毒その他の措置を実施する。
1 箇班の編成基準は、おおむね、次のとおりとする。

区 分	人 員
衛生技術者	1 名
事務職員	1 名
作業員	3 名

(2) 疫学調査班及び疫学調査協力班

- 町本部長は、二戸地方支部保健環境班において設置する「疫学調査班」に協力するため、「疫学調査協力班」を編成する。1 箇班の編成基準は、おおむね、次のとおりとする。

区 分	人 員
看護師又は保健師	1 名
助 手	1 名

(3) 感染症予防班

- 町本部長は、県本部長の指示に基づき、災害の規模及び状況に応じ、適当な人数の感染症予防委員班を編成し、感染症情報の収集・広報及び臨時予防接種を実施する。

2 感染症予防用資機材の調達

- 町本部長は、あらかじめ、関係業者、団体と協力協定を締結するなど、感染症予防用資機材の確保を図る。
- 町本部長は、必要な感染症予防用資機材を調達することができない場合は、次の事項を明示し、県本部二戸地方支部保健医療班長を通じて、県本部長にその調達又はあっせんを要請する。

ア 感染症予防用資機材の調達数量	ウ 調達希望日時
イ 送付先	エ その他参考事項

- 県本部長は、要請を受けた場合は、県本部が保有する感染症予防用資機材を被災地に運搬し、又は、被災地以外の他の市町村に対し、応援を要請する。

3 感染症情報の収集及び広報

- 町本部長は、感染症予防班、町衛生関係組織、その他関係機関の協力を得て、感染症又はその疑いのある患者の発見、その他感染症に関する情報の把握に努める。
- 町本部長は、第5節「広報広聴計画」に定める広報媒体に加え、次の方法により感染症に関する広報を実施する。

ア 疫学調査、消毒の実施など被災者と接する機会を通じての広報
イ 避難所、仮設住宅等の巡回を通じて個々の被災者に対して行う広報

4 感染症予防活動の指示等

- 町本部長は、県本部長が感染症予防上必要があると認める場合は、災害の規模及び状況に応じ、範囲、期間を定めて、次に掲げる事項について指示を受けるとともに、消毒その他の措置等の指導を受ける。

ア 清潔方法及び消毒方法の施行（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第27条）
イ ねずみ族、昆虫等の駆除（同上第28条）
ウ 生活の用に供される水の供給（同上第31条）
エ 臨時予防接種（予防接種法第6条）

5 実施方法

(1) 積極的疫学調査

- 町本部長は、県本部長が次の方法により実施する疫学調査について、必要に応じて協力する。
 - ア 下痢患者、有熱患者が現に発生している地域、集団避難所、浸水地域、その他衛生条件の悪い地域の住民を優先し、緊急度に応じ順次実施する。
 - イ 浸水し、滞水している地域にあつては通常週1回以上、集団避難所に感染症の疑いのある患者の発生した兆候が現れた場合はできる限り、頻繁に実施する。

(2) 健康診断

- 町本部長は、県本部長が必要と認められる住民に対して実施する感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第17条第1項の規定に基づく健康診断に協力をする。

(3) 清潔方

- 町本部長は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び第20節「廃棄物処理・障害物除去計画」に定めるところにより、道路、溝渠、公園等公共の場所を中心として、ごみ、し尿の処理等を実施す

るとともに、被災地及びその周辺地域の住民に清潔方法を実施させる。

(4) 消毒方法

- 町本部長は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第27条の規定に基づき、同法施行規則第14条の定めるところにより、県本部長が指示した場所について、消毒を実施する。

(5) ねずみ族、昆虫等の駆除

- 町本部長は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第28条の規定により、県本部長が定めた地域内において、同法施行規則第15条の規定に定めるところによりねずみ族、昆虫等の駆除を実施する。

(6) 生活の用に供される水の供給

- 町本部長は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第31条の規定に基づき、第17節「給水計画」に定めるところにより、生活の用に供される水の供給を行う。

なお、生活の用に供される水の使用停止処分に至らない程度の被災の場合は、第17節「給水計画」に定めるところにより対応するとともに、井戸水、水道水の衛生的処理について指導する。

(7) 臨時予防接種

- 町本部長は、臨時予防接種を実施し、これができない場合は、県本部長に、その実施を求める
- 県本部長は、感染症予防上必要があると認めた場合又は町本部長から求めを受けた場合は、対象者の範囲及び期日を指定して、予防接種法第6条の規定に基づく臨時予防接種の実施を地方支部保健医療班長に指示して行う。

(8) 患者等に対する措置

- 県本部長は、被災地域に一類感染症又は二類感染症の患者が発生した場合は、次の措置をとる。
 - ア 患者輸送車、トラック、ヘリコプター等を利用し、速やかに感染症指定医療機関に収容する。
 - イ 交通途絶のため、感染症指定医療機関に収容することができないときは、被災地域以外の場所に感染症指定医療機関収容する。
 - ウ 止むを得ない理由により感染症指定医療機関に収容することができない患者等に対しては、感染症指定医療機関以外の医療機関であって、県本部長が適当と認める医療機関に収容する。

(9) 避難所における感染症予防活動

- 町本部長又は県本部長は、週に1回以上避難所を巡回し、次の方法により感染症予防について指導等を行う。
 - ア 避難者の健康状況を1日1回以上確認する。
 - イ 避難所の自治組織を通じて、感染症予防についての指導の徹底を図る。
 - ウ 避難所の給食従事者は、健康診断を終了した者をできるだけ専従とする。
 - エ 飲料水等については、消毒班又は二戸地方支部保健医療班において水質検査を実施し、消毒措置の指導を行う。
- 町本部長は、避難所における過密抑制に配慮する。

(10) 町が感染症予防活動を実施できない場合の措置

- 県本部長は、激甚な被害により、町本部長が行うべき消毒その他の措置を実施できず、あるいは実施しても完全な措置ができないと認めた次の項目について実施する。

ア 清潔方法及び消毒方法の施行	ウ 生活の用に供される水の供給
イ ねずみ族、昆虫駆除等の実施	エ 患者の輸送措置

6 感染症予防活動状況等報告

○ 感染症予防活動報告

町本部長は、感染症予防活動を実施したときは、防疫活動状況報告（様式編 対策様式12）により、二戸地方支部保健医療班長を通じて県本部長に報告する。

○ 感染症予防対策所要見込額の報告

町本部長は、災害感染症予防対策に関する所要見込額を、災害防疫所要見込額調（様式編 対策様式13）により、二戸地方支部保健医療班長に報告する。

7 整備すべき書類

- (1) 防疫活動状況報告（様式編 対策様式12）
- (2) 災害防疫所要見込額調（様式編 対策様式13）
- (3) 清掃方法及び消毒方法に関する書類
- (4) そ族昆虫等駆除に関する書類
- (5) 家事用水の供給に関する書類
- (6) 患者台帳
- (7) 消毒作業日誌（作業の種類及び作業量、作業従事者、実施地域及びその期間、その他参考事項）

第20節 廃棄物処理・障害物除去計画

第1 基本方針

- 1 災害によって一時的に発生する大量の廃棄物及び災害後に被災地域から恒常的に発生する廃棄物を、迅速かつ円滑に処理し、被災地における環境衛生の確保を図る。
- 2 ごみ処理施設、し尿処理施設等が損壊した場合における処理について、他の自治体等との連携による広域的な処理体制の確立及び廃棄物処理業者団体等との連携を図る。
- 3 被災町民の日常生活に直接傷害となっている障害物及び道路、河川等の利用の障害となっている障害物を、迅速かつ円滑に除去し、被災者の保護、交通の確保等を図る。
- 4 廃棄物の処理及び障害物の除去を実施する機関は、当該処理及び除去を迅速かつ円滑に実施することができるよう、各機関間の連携を図る。

第2 実施機関（責任者）

1 廃棄物処理

実施機関			担 当 業 務
町本部	担当部	担当班	
	厚生部	衛生班	廃棄物の処理及び清掃全般
岩手県災害対策本部			町本部長の行う廃棄物の処理及び清掃に対する必要な指導、助言及びあつせん

2 障害物除去

実施機関			担 当 業 務
町本部	担当部	担当班	
	建設部	建設班	1 被災者の日常生活に直接障害となっている障害物の除去 2 緊急輸送の確保及び災害の拡大防止の障害となっている障害物の除去
岩手県災害対策本部			1 町本部長が行う障害物の除去に対する応援、協力 2 県が管理する道路、河川等関係施設に係る障害物の除去
陸上自衛隊岩手駐屯部隊			災害派遣要請に基づく障害物の除去
東北高速道路（株）東北支社 （八戸管理事務所）			所管する高速自動車道路関係施設に係る障害物の除去

第3 実施要領

1 廃棄物処理

(1) 処理方法

- 町本部長は、被災地域における建築物の倒壊等による廃棄物及び一般生活による排出物等の種類（大きさ、可燃性、腐敗性等）及び排出量を把握する。
- 町本部長は、災害廃棄物対策指針及び岩手県災害廃棄物対応方針を踏まえ、あらかじめ、廃棄物の種類ごとに収集順位、集積場所、収集運搬方法、処理方法、最終処分地等を定める。
- 廃棄物の収集は、次の施設を優先して行う。

ア 医療施設	イ 社会福祉施設	ウ 避難所
--------	----------	-------

- 町本部長は、関係機関と連携を図り、次により、廃棄物処理を行う。

区 分	処 理 内 容
第1次対策	ア 一般家庭から排出される生活ごみ、破損家財ごみ、火災ごみ等の生活衛生上、速やかに処理を必要とするごみについて処理を行う。 イ 最終処分場等での大量処分が困難である場合においては、臨時ごみ集積所を確保の上、ごみ収集が可能になった時点から収集する。
第2次対策	災害廃棄物仮置場に搬入されたごみについては、第1次対策が終了後、中間処理（破碎・選別・焼却等）を行い最終処分地等へ搬入する。
第3次対策	ア 倒壊建築物等の解体工事及びこれに伴う廃棄物の運搬は、原則として当該建築物の所有者が行う。 イ 搬入された倒壊家屋等の廃棄物については、第2次対策終了後、関係機関の協力を得て、速やかに処理を行う。

- 町本部長は、災害廃棄物処理に当たっては、可能な限り再生利用及び減量化するよう努める。
- 事業者は、事業系一般廃棄物、産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物について、自己処理し、又は他の廃棄物処理業者に委託して処理する。
- 事業者は、自己処理又は委託処理が困難なときは、町本部長に報告し、処理方法について指示を受ける。

(2) 廃棄物収集運搬用資機材の確保

- 町本部長は、あらかじめ、地域内の廃棄物処理業者と応援協定を締結するなど、ごみ収集車、大型ダンプ車、大型ブルドーザー、トラクタショベル、バックホー等の廃棄物収集運搬用資機材の確保を図る。
- 町本部長は、自らの廃棄物処理施設が被災し、又は処理能力を上回ったこと等により、廃棄物処理ができない場合においては、近隣市町村の廃棄物処理施設にその処理を依頼する。
- 町本部長は、必要な廃棄物収集運搬用資機材を調達できない場合は、次の事項を明示し、二戸地方支部保健環境班長を通じて、県本部長に、応援を要請する。

区 分	明 示 事 項
廃棄物収集運搬用資機材の調達、あっせん要請	資機材の種類、数量、送付先、調達希望日時、その他参考事項
廃棄物収集運搬要員のあっせん要請	人員、期間、場所、その他参考事項

(3) 災害廃棄物仮置場の確保

○ 町本部長は、中間処理施設（破碎・選別・焼却等）や最終処分地への搬入が困難な廃棄物を一時的に集積するため、衛生環境に支障のない公有地等を利用して、災害廃棄物仮置場を確保するものとし、あらかじめ、所有者、管理者等と調整する。

(4) 臨時ごみ集積所等の衛生保持

○ 町本部長は、必要に応じて薬剤散布などの消毒を実施し、廃棄物の臨時ごみ集積所及びごみ処理施設の清潔保持に努める。

○ 消毒方法については、第19節「感染症予防計画」に定めるところによるものとし、消毒班と連携して行う。

(5) 町民等への協力要請

○ 町本部長は、必要と認めるときは、被災町民、自主防災組織等の町民団体及びボランティア組織に対して、廃棄物の運搬等について協力を求める。

○ 町本部長は、社会福祉協議会、NPO等関係機関との間で、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築するものとする。また、町は、地域住民やNPO・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、防災ボランティア活動の環境整備に努めるものとする。

2 し尿処理

(1) 処理方法

○ 町本部長は、被災地域における建築物の倒壊及びライフラインの損壊により、し尿処理が困難であり、これを放置することにより環境衛生上著しく支障を生じるおそれがある世帯数等を把握する。

○ 町本部長は、災害廃棄物対策指針及び岩手県災害廃棄物対応方針を踏まえ、あらかじめ、し尿及び浄化槽汚泥について、処理順位、収集運搬方法、処理方法、処分地等を定める。

○ し尿処理は、次の施設を優先して行う。また、倒壊家屋、焼失家屋等の汲取り式便槽のし尿については、早急にし尿処理を行う。

ア 医療施設	イ 社会福祉施設	ウ 避難所
--------	----------	-------

○ 町本部長は、被災地域における環境衛生の確保を図るため、関係機関との連携を図り、次により、し尿処理を行う。

区 分	し 尿 処 理 の 方 式
医療施設、福祉施設、避難所	ア 施設内のトイレが使用不可能の場合は、仮設トイレ又は簡易トイレを設置する。 イ 便槽等に薬剤散布し、消毒を行う。 ウ バキュームカーにより、し尿処理を行う。
地 区	ア 住宅での生活確保と地域の衛生環境を維持するため、公園等に臨時貯留場所又は共同の便槽付きの仮設トイレを設置する。 イ 便槽等に薬剤散布し、消毒を行う。 ウ バキュームカーにより、し尿処理を行う。
一般家庭	ア 水道給水管の損壊等により水洗トイレの使用が不可能になった場合は、溜置きした風呂おけ等の水を利用する。 イ 地区内に設置された仮設トイレを利用する。 ウ 便槽等に薬剤散布し、消毒を行う。 エ バキュームカーにより、し尿処理を行う。

事業所	ア 仮設トイレ又は簡易トイレを設置する。 イ 便槽等に薬剤散布し、消毒を行う。 ウ バキュームカーにより、し尿処理を行う。
-----	---

(2) し尿処理用資機材の確保

- 町本部長は、あらかじめ、地域内のし尿処理業者、リース業者等と応援協定を締結するなど、仮設トイレ、簡易トイレ、バキュームカー等のし尿処理用資機材の確保を図る。
- 町本部長は、自らのし尿処理施設が被災し、又は処理能力を上回ったこと等により、し尿処理ができない場合においては、近隣市町村のし尿処理施設にその処理を依頼する。
- 町本部長は、必要なし尿処理用資機材を調達できない場合は、次の事項を明示し、二戸地方支部保健環境班長を通じて、県本部長に応援を要請する。

区 分	明 示 事 項
し尿処理用資機材の調達及びあっせん要請	資機材の種類、数量、送付先、調達希望日時、その他参考事項
し尿処理要員のあっせん要請	人員、期間、場所、その他参考事項

3 障害物除去

(1) 処理方法

- 町本部長及び道路等の管理者は、所属職員等による「障害物除去班」を編成し、所属の障害物除去用資機材を活用して障害物を除去する。
- 障害物の除去は、次の障害物を優先して除去する。
 - ア 災害応急対策の障害となっている緊急輸送道路並びに防災拠点等及び避難所に至る道路にある障害物
 - イ 防災拠点等にあり、応急対策の障害となっている障害物
 - ウ 被災地住民の日常生活の直接の障害となっている障害物
 - エ 放置することにより災害を拡大するおそれのある障害物
- 町本部長及び道路等の管理者は、次により障害物を処理する。
 - ア 住居関係障害物の除去
- 町本部長は、「障害物除去対象者名簿」を作成し、障害物を除去する。
- 災害救助法が適用された場合における障害物の除去に係る対象、費用の限度額、期間等は、第11節「災害救助法の適用計画」に定めるところによる。

なお、災害救助法が適用されない場合においても、災害対策基本法第62条の規定に基づき、災害救助法の適用時に準じて、障害物の除去を行う。
- イ 道路関係障害物の除去
 - 町本部長及び道路管理者は、その所管する道路上の障害物の状況をパトロール等により把握し、相互に連絡を行い、協力して障害物を除去する。
 - 町本部長及び道路管理者は、道路上の障害物の状況を、第4節「情報の収集・伝達計画」に定めるところにより、県本部長に報告する。
- ウ 河川関係障害物の除去
 - 河川管理者は、河川の機能を確保するため、関係機関と協力し、土砂、流出油等の障害物を

除去する。

(2) 障害物除去用資機材の確保

- 町本部長及び道路等の管理者は、自ら保有する障害物除去用資機材について適正に配置、保管するとともに、あらかじめ、関係業者・団体と応援協定を締結するなど、障害物除去用資機材の確保を図る。

(3) 応援の要請

- 町本部長は、障害物の除去ができない場合は、次の事項を明示して、近隣市町村長、あるいは、又は二戸地方支部生活福祉班長又は二戸土木班長を通じて県本部長に、応援を要請する。

ア 障害物除去に必要な職種及び人員	エ 障害物除去地域、区間
イ 障害物除去用資機材の種類・数量	オ その他参考事項
ウ 応援を要する期間	

(4) 障害物の臨時集積場所の確保

- 町本部長及び道路等の管理者は、あらかじめ、除去した障害物を集積する場所を選定する。
- 臨時集積場所は、おおむね、次の事項に配慮して、選定する。
 - ア 障害物の搬入に便利で、地域住民の衛生及び日常生活に影響の少ない公有地を選定する。
 - イ 公有地を選定できないときは、アに準じて私有地を選定し、あらかじめ所有者との調整を行う。
- 町本部長は、災害発生後、臨時集積場所を確保できないときは、災害対策基本法第64条第1項及び同法施行令第24条の規定により、他人の土地を、一時使用する。

(5) 除去後の障害物の処理

- 町本部長等は、土砂・がれきについては、汚水の浸透した土砂等の消毒を行い、次の場所に集積する。
 - ア 臨時集積場所
 - イ 住民の日常生活又は農林水産業その他の生産活動に支障がない場所
 - ウ 埋立予定地
- 町本部長等は、所有者が所有権を放棄し、又は所有者不明の竹木、家具、家財等の可燃物で、加工、修理しても使用できないと認められるものについては、集積場所等で焼却等適切な処理を行う。
- 町本部長等は、加工、修理を加えることにより、使用可能な工作物又は物件を除去した場合においては、次の措置を講ずる。

措置者	措置内容
町本部長	災害対策基本法第64条第2項から第6項及び同施行令第25条から27条の定めるところにより、保管その他の措置を講ずる。
警察官	災害対策基本法第64条第8項、第9項目及び同施行令第25条から27条の定めるところにより、除去した工作物又は物件の設置されていた地域を管轄する警察署長に差し出し、警察署長は、保管その他の措置を講ずる。

4 災害救助法を適用した場合の障害物の除去

災害救助法を適用した場合における対象、費用の限度、期間等は、第12節「災害救助法の適用計画」に定めるところによる。

5 建築物等の有害物質の漏えい及び石綿の飛散防止

- 県本部長は、建築物等の解体等による石綿の飛散を防止するため、事業者等に対し、必要に応じ、大気汚染防止法に基づき適切に解体等を行うよう指示・助言する。
- 建築物等への被害があり、石綿の飛散及び有害物質の漏えいが懸念される場合は、環境省、県及び町又は事業者は、石綿の飛散及び有害物質の漏えいを防止するため、施設の点検、応急措置、関係機関への連絡、環境モニタリング等の対策を行うものとする。

6 整備すべき書類

- (1) 障害物除去の状況 (様式編 救助様式15)
- (2) 救助実施記録日計表 (様式編 対策様式4)
- (3) 障害物除去支払関係証拠書類

第21節 行方不明者等の搜索及び遺体の処理・埋葬計画

第1 基本方針

各実施機関相互及び県公安部の協力体制のもとに、災害による行方不明者の搜索及び遺体の処理・埋葬を迅速かつ円滑に行う。

第2 実施機関（責任者）

実施機関			担 当 業 務
	担当部	担当班	
町 本 部 長	総務部	防災班	行方不明者及び遺体の搜索並びに収容
	厚生部	衛生班	1 遺体収容所の確保及び遺体の処理 2 身元不明の遺体の一時安置 3 遺体の埋葬
	県本部長		1 行方不明者の搜索、遺体の検視 2 災害救助法適用時における遺体の搜索、処理、埋葬の最終処理
	陸上自衛隊岩手駐屯地部隊		災害派遣要請に基づく行方不明者の搜索
	日本赤十字社岩手県支部		災害救助法の適用時における死体の処理及び埋葬に関する協力
	(一社)二戸医師会		遺体の検視、身元確認及び処理に関する協力
	(一社)岩手県医師会 (一社)岩手県歯科医師会		遺体の検視、身元確認及び処理に関する協力

第3 実施要領

1 行方不明者及び遺体の搜索

(1) 搜索の手配

○ 町本部長は、災害により行方不明者が発生した場合は、正確な情報の収集に努め、次の事項を明らかにして、二戸地方支部警察署班長に搜索の手配を行うとともに、手配した内容等を二戸地方支部総務班長を通じて、県本部長に報告する。

ア 行方不明者の住所、氏名、年齢、身体的特徴、着衣、携帯品等

イ 上記の事項が明らかでないときは、行方不明者が発生した地域及び行方不明者数

○ 町本部長は、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村又は県本部長に連絡する。

○ 町本部長は、行方不明者として把握した者が、外国人の場合には、県本部長に連絡する。

(2) 搜索の実施

○ 町本部長は、多数の行方不明者が発生した場合においては、町職員、消防団員により搜索班を編成し、行方不明者の搜索及び遺体の収容を行う。

- 町本部長は、必要に応じて自主防災組織等の町民組織及びボランティア団体に対して、捜索班への協力を要請する。
- 町本部長は、必要に応じて、二戸地方支部警察署班長に対して、空機等による広域的な捜索の実施を要請する。
- 捜索班員、警察官及び海上保安官は、行方不明者を発見し、その者が生存している場合は、DMAT又は医療救護班に連絡して、直ちに応急医療を行い、医療機関に搬送する。
- 捜索班員、警察官は、遺体を発見した場合は、次の措置をとる。
 - ア 遺体を発見し、その状態について、犯罪に関する疑いがある場合においては、速やかに警察官に通報するとともに、遺体及び遺体の発見場所を保存する。
 - イ 遺体を発見し、又は住民から発見の通報を受けたときは、警察官に通知する。その際、発見場所、発見状況等が分かるよう、可能な限り写真撮影又は簡易な図面を作成するほか、所持品等身元確認資料を確実に保全する。

(3) 検視の実施

- 警察官は、遺体を発見し、又は住民から遺体発見の通報を受けた場合は、原則として現地において検視を行うものとし、あらかじめ、検視に要する資機材を整備する。
- 警察官は、多数の遺体が発見され、現地での検視が困難である場合は、町本部長に通知の上、遺体収容所に搬送し、検視を行う。この場合において、身元確認作業等については、必要に応じて歯科医師の協力を得るものとする。

2 遺体の収容

- 遺体の収容は、捜索班が行う。ただし、家族等が収容しようとするときは、次の措置が終わった後に収容させる。

ア 異常遺体に関する検視	イ 医師の検案	ウ 遺体請書の徴収
--------------	---------	-----------

- 町長本部長は、災害によって多数の死者が発生し、現地における遺体の処理が困難であると認めるときは、遺体収容所を設置する。
- 遺体収容所を設置するときは、次の事項に留意の上、施設の管理者の合意を得て、可能な限り施設の確保を図る。
 - ア 病院、診療所、寺院、教会、その他遺体の状態を公衆の面前にさらさない場所を選定する。
 - イ 遺体の洗浄、縫合等の遺体の処理作業に便利なところを選定する。
 - ウ 遺体の検視、身元確認が容易に行える場所を選定する。
 - エ 遺体の数に相応する施設であること。
 - オ できるだけ駐車場があり、かつ、長期間使用できる施設であること。

3 遺体の処理

- 町本部長は、災害によって多数の死者が発生した場合においては、医師、看護師等により遺体処理班を編成し、遺体の洗浄、縫合、消毒等の措置をとる。
- 遺体処理用資機材を事前に準備できない場合は、従事する医療機関関係者（医療機関）の資機材使用するものとし、資機材が不足したときは町において調達する。
- 町本部長は、遺体処理用資機材の調達ができない場合は、二戸地方支部保健医療班長を通じて県本部長に調達又はあっせんを要請する。

4 遺体の埋葬

- 町本部長は、埋葬用品等の調達ができない場合は、地方支部保健医療班長を通じて、県本部長に調達又はあっせんを要請するものとし、災害の規模により大量の埋葬用品等を早急に必要とするときは、直

接、県本部長に対し、調達又はあっせんを要請する。

- 県本部長は、要請を受けた場合は、葬祭業協同組合及び全日本冠婚葬祭互助協会の協力を得て、調達又はあっせんを行う。
- 遺体の埋葬はおおむね次の方法により行う。
 - ア 埋葬は、火葬場の従業員又は遺体捜索班員が行う。
 - イ 遺体は、原則として火葬する。
 - ウ 一時安置した多数の遺体を埋葬するときは、安置の際に付した遺体番号の順に埋葬する。
 - エ 火葬は、次の火葬場で行う。

名 称	所 在 地
軽米町火葬場	軽米町大字軽米第6地割52番地3

5 遺体埋葬の広域調整

- 町本部長は、遺体の埋葬量が自らの火葬能力を上回ること等により、自ら火葬ができない場合にあっては、県本部二戸地方支部保健医療班長を通じて県本部長に広域火葬を要請する。
- 県本部長は、あらかじめ広域火葬の体制（遺体搬送体制を含む。）を整備するとともに、町から要請があった場合又は遺体の埋葬量が市町村の火葬能力を超えると判断される時は、必要に応じて県内及び県外の火葬場と広域火葬に係る調整を行う。

6 災害救助法を適用した場合の死体の捜索、処理及び埋葬

- 災害救助法が適用された場合における対象、費用の限度額、期間等は、第12節「災害救助法の適用計画」に定めるところによる。

7 実施状況報告及び整備すべき書類

(1) 埋火葬関係

ア 実施状況報告

埋葬の日時、場所、死亡者の身元、遺族、埋葬費、その他必要事項（様式編 対策様式3ほか）

イ 整備すべき書類

- (ア) 埋葬台帳（様式編 救助様式13）
- (イ) 埋葬実施状況記録日計表（様式編 対策様式4）
- (ウ) 埋葬経費支払関係証拠書類

(2) 遺体の捜索関係

ア 実施状況報告

- (ア) 捜索の日時及び地区（様式編 対策様式3）
- (イ) 捜索を要する遺体数、当日発見遺体数及び今後の要捜索遺体数（様式編 対策様式3）
- (ウ) 捜索方法（様式編 対策様式3）
- (エ) 捜査終了月日（様式編 対策様式3）

イ 整備すべき書類

- (ア) 救助の種目別〔捜索用機械器具燃料〕物資受払状況（様式編 救助様式1）
- (イ) 遺体の捜索実施状況記録日計表（様式編 対策様式4）
- (ウ) 遺体の捜索状況記録簿（様式編 対策様式14）
- (エ) 遺体の捜索関係支払証拠書類

(3) 死体の処理関係

ア 実施状況報告

処理の日時、場所、遺体の身元、処理内容、その他必要事項（様式編 対策様式3ほか）

イ 整備すべき書類

- (ア) 遺体処理台帳 (様式編 救助様式14)
- (イ) 遺体処理実施状況記録日計表 (様式編 対策様式4)
- (ウ) 遺体処理経費支払関係証拠書類

第2節 応急対策要員確保計画

第1 基本方針

災害応急対策を迅速かつ円滑に実施するため、必要な応急対策要員（以下、本節中「要員」という。）の確保を図る。

第2 実施機関（責任者）

実施機関			担 当 業 務
	担当部	担当班	
町本部	総務部	防災班	1 災害対策基本法第65条第1項の規定による災害応急対策作業の従事命令による要員の確保 2 災害現地における防災機関相互の要員の調整
	建設部	建設班	要員（作業従事者及び技術者）の確保
岩手県災害対策本部			1 要員の確保 2 防災関係機関相互の要員の調整
各防災関係機関			要員の確保

第3 実施要領

1 要員の確保

- 災害応急対策の各実施機関における要員の確保は、次の場合に行う。
 - ア 所属職員、他の機関からの応援職員、自主防災組織等の町民組織及び防災ボランティア等によっても要員に不足を生じるとき
 - イ 他の機関からの応援職員等による支援を待つ余裕がないとき

2 確保の方法

- 防災関係機関は、次の事項を明示して、岩手労働局長に要員の確保を申込む。

ア 目的	ウ 必要技能及びその人員	オ 就労場所
イ 作業内容	エ 期間	カ その他参考事項

- 要員に対する賃金は、法令その他特別の定めがある場合を除き、就労地域における公共職業安定所の業種別標準賃金とする。

3 労務、資機材等の提供要請

- 町本部長は、あらかじめ建設業協会等と災害応急対策における労務、資機材の提供に関する協定を締結しておくものとする。

4 要員の従事命令等

(1) 従事命令の執行者及び種類

- 従事命令及び協力命令は、災害対策基本法等に基づき、要員の確保ができない場合において、災害応急対策を実施するために、特に必要あると認めるときに行う。

執行者	対象作業	命令区分	根拠法令
町本部長	} 災害応急対策作業全般	従事命令	災害対策基本法第65条第1項
警察官			災害対策基本法第65条第2項 警察官職務執行法第4条
消防吏員又は消防団員	消防作業	従事命令	消防法第29条第5項
救急隊員		協力命令	消防法第35条の10
水防管理者	水防作業	従事命令	水防法第24条
水防団長又は消防機関の長			

(2) 命令の対象者

作業区分	対象者
災害応急対策作業 (災害救助法及び災害対策基本法による町長、警察官の従事命令の従事命令)	1 医師、歯科医師又は薬剤師 2 保健師、助産師又は看護師 3 土木技術者又は建築技術者 4 大工、左官又はとび職 5 土木業者又は建築業者及びこれらの従業者 6 地方鉄道業者及びその従業者 7 軌道経営者及びその従業者 8 自動車運送業者及びその従業者
災害救助作業 (協力命令)	救助を要する者及びその近隣の者
災害応急対策作業 (災害対策基本法による市町村長、警察官の従事命令)	市町村の区域内の住民又は当該応急措置を実施すべき現場にある者
消防作業	火災現場付近にある者
水防作業	区域内に居住する者又は水防の現場にある者、災害により生じた事故の現場付近にある者
災害応急対策作業 (警察官職務執行法による警察官の従事命令)	その場に居合わせた者、その事物の管理者その他関係者

(3) 公用令書の交付

交付者	命令区分	交付事由	根拠法令
町本部長 県本部長 指定 (地方) 行政機関の長	従事命令	ア 命令を発するとき イ 発した命令を変更するとき ウ 発した命令を取消するとき	災害対策基本法第81条第1項 災害救助法第7条第4項において準用する同法第5条第2項

(4) 損害補償

- 従事命令又は協力命令 (災害対策基本法によるものを除く。) による従事者が、その作業により死亡し、負傷し、若しくは病気にかかり、又は障害の状態となった場合においては、法令の定めるところにより損害を賠償する。

(5) その他

- 公用令書の交付を受けた者が、やむを得ない事故により作業に従事することができない場合は、次に掲げる書類を添付して、県本部長に届ける。
 - ア 負傷又は疾病による場合は、医師の診断書
 - イ 負傷又は疾病以外による場合は、市町村長、警察官その他適当な公務員の証明書

5 災害救助法を適用した場合の要員の確保

- 災害救助法を適用した場合における対象、費用の限度額、期間等については、第12節「災害救助法の適用計画」に定めるところによる。

6 確保状況報告及び整備すべき書類

(1) 作業従事者雇用状況報告

作業員雇上げ数、従事作業及びその他必要事項（様式編 対策様式3）

(2) 整備すべき書類

- ア 救助実施記録日計表（様式編 対策様式4）
- イ 労務、資機材等の供給要請書（様式編 対策様式15）
- ウ 作業員賃金台帳（様式編 対策様式16）
- エ 作業員賃支払関係証拠書類

第23節 文教対策計画

第1 基本方針

- 1 災害により通常の学校教育を実施することが困難となった場合においても、教育施設及び教職員を確保の上、応急教育を実施する。
- 2 災害により教科書、学用品等（以下、本節中「学用品等」という。）を喪失又は棄損した児童、生徒に対して、就学上の支障をきたさないよう、学用品等の給与を行う。

第2 実施機関（責任者）

実施機関			担 当 業 務
	担当部	担当班	
町本部	教育部	教育班	<ol style="list-style-type: none"> 1 小中学校施設の被害調査及び応急対策に関すること 2 教育施設の使用に関すること 3 教育職員の動員及び調整に関すること 4 学用品等の調達及び応急教育に関すること 5 児童生徒の被害調査及び安全確保措置に関すること 6 学校給食施設の被害調査及び給食の応急対策に関すること 7 社会体育施設の被害調査及び応急対策に関すること 8 社会教育施設の被害調査及び応急対策に関すること 9 文化財の被害調査及び応急対策に関すること 10 施設利用者の安全確保措置に関すること
岩手県災害対策本部			県立学校における応急教育の実施

第3 実施要領

1 学校施設の対策

(1) 学校施設の応急対策

- 県本部長及び町本部長は、学校施設について、被害状況の把握に努めるとともに、必要な対策を講ずる。

(2) 応急教育予定場所の設定

- 学校が被害を受けた場合においては、その状況に応じて、次により応急教育の場所を確保する。

被害の状況	応急教育予定場所
校舎等の被害が軽微な場合	当該施設の応急処置を行い使用する。
被害が相当に大きい、校舎等の一部が使用可能な場合	<ol style="list-style-type: none"> 1 特別教室、屋内体育施設等を使用する。 2 一斉に授業ができない場合は、二部授業を行い、又は町内の他の学校の校舎若しくは地域の公共施設を使用して、分散授業を実施する。

校舎等が被災により全面的に使用困難な場合	1 町内の他の学校の校舎又は公民館等の公共施設を使用する。 2 校舎敷地又は近隣に仮設校舎を設置することが可能な場合は、これを早急に整備する。
町内の教育施設の確保が困難な場合	他の市町村の学校の校舎又は公民館等の公共施設を使用する。

(3) 他の施設を使用する場合の手続

- 学校が被災し、授業を行うことが困難であり、又は不可能である場合においては、次の手続により、他の学校又は公共施設を使用し、応急教育を実施する。

ア 町立学校

- 町立学校が、隣接学校その他の公共施設を利用して授業を行う場合は、次の手続により当該施設管理者の協力を得る。

区 分	手 続
町内の施設を利用する場合	町本部において、関係者が協議を行う。
二戸地方教育事務所班管内の他市町村施設を利用する場合	1 被災町本部長は、二戸地方支部教育事務所班長に対して、施設のあつせんを要請する。 2 地方支部教育事務所班長は、対象施設の区域を管轄する市町村に協力を要請する。
他の教育事務所班管内の施設を利用する場合	1 地方支部教育事務所班長は、管内に利用すべき施設がない場合、県本部長に対し、あつせんを要請する。 2 県本部長は、要請に応じて、適当な施設の存する区域を管轄する教育事務所長にあつせんを要請する。 3 当該教育事務所長は、当該市町村に協力を要請する。

2 教職員の確保

(1) 町立学校

- 災害により被災した小中学校において、教職員の増員が必要と認められた場合は、次により教職を確保する。

ア 校長は、町本部長に対して教職員の派遣を要請する。

イ 町本部長は、次の事項を明示して、二戸地方支部教育事務所班長を通じて、県本部長に教職員の派遣又は派遣のあつせんを要請する。

ア 派遣を求める学校名	エ 派遣要請予定期間
イ 授業予定場所	オ その他必要な事項
ウ 教科別派遣要請人員	

- 町本部長は、上記によっても教職員を確保できない場合においては、県本部長と協議の上、教職員を臨時に採用して、必要な教職員の確保を図る。

3 応急教育の留意事項

- 応急教育の実施に当たっては、次の事項に留意する。

ア 児童、生徒の精神の安定と保健・安全に努める。

イ 教科書、学用品等の損失状況を把握し、児童、生徒の学習に支障のないよう配慮する。

- ウ 教育の場が公民館等学校施設以外のときは、教育方法に留意する。
- エ 災害に伴う交通機関の状況又は他の施設利用による通学手段の確保その他の通学に関する事項を考慮する。
- オ 授業が不可能となる場合が予想されるときは、家庭学習の方法を講じる。
- カ 授業が長期にわたり行うことができないときは、学校と児童、生徒との連絡網の整備を図り指示伝達事項の徹底を図る。

4 学用品等の給与

(1) 町立学校

- 町本部長は、被災児童、生徒に対して、学用品等の給与を行う。
- 町本部長は、学用品等の給与が困難である場合は、二戸地方支部教育事務所班長を通じて、県本部長に対して学用品等の調達又はあつせんを要請する。なお、調達又はあつせんされた学用品等の輸送は、業者と町本部間の通常の方法による。
- 町本部長は、調達した学用品等を次の方法により割当し、支給する。

ア 割当

町本部長は、県本部長からの学用品支給基準（1人当たり）の通知に基づき、学用品割当台帳（様式編 対策様式17）により、被災児童、生徒別に割当を行う。

なお、割当に当たっては、児童、生徒の被災程度を被災者調査原票（様式編 対策様式1）で照合し、正確を期する。

イ 支給

町本部長は、受領書と引換に学用品等を一括で学校に交付し、学校長は、各児童、生徒に支給する。

(2) 災害救助法を適用した場合における学用品の給与

- 災害救助法を適用した場合における対象、費用の限度額及び期間等は、第12節「災害救助法適用計画」に定めるところによる。

5 授業料等の減免、育英資金の貸与

- 町本部長は、必要に応じて、被災した児童、生徒に対する学校納付金等の減免を行う。
- 被災生徒が育英資金及び奨学金の措置申請を行う場合の手続は、平常時の取扱いに準ずるが、申請に当たっては、り災証明書を添付する。

6 学校給食の応急対策

(1) 給食の実施

- 町本部長は、次の事項に留意して、応急給食を実施する。
 - ア 給食施設、原材料等が被害を受け、平常の給食ができない場合においても、パン、ミルク等の給食を実施するように努める。
 - イ 町本部長は、原材料又はパン、ミルク等の補給が困難な場合は、二戸地方支部生活福祉班長を通じて県本部長に連絡し、その指示を受け、物資の調達を図り、実施する。
 - ウ 学校が避難所として使用され、給食施設が避難者用炊出し施設に利用されている場合においては、学校給食と被災者炊出しとの調整を図る。

(2) 被害物資対策

- 町本部長は、災害により被害を受けた給食用原材料をとりまとめ、二戸地方支部生活福祉班長を通じて県本部長に報告する。
- 町本部長は、県本部長から指示があるまでの間、これらを保管する。

7 学校保健安全対策

- 町本部長は、次の事項に留意して、災害時における児童、生徒の保健及び安全の確保を図る。
 - ア 欠席児童、生徒の家庭訪問等を行うことにより、事故、疾病の状況を把握する。
 - イ 学校内において、特に感染症又は中毒が発生した場合においては、校医又は二戸地方支部保健環境班長に連絡し、その判断に基づき給食の停止、休校等の処置をとるとともに、この旨を県本部長に報告する。
 - ウ 通学道路等の被害状況に応じ、登下校の安全の確保に努める。
 - エ 各学校で実施している避難訓練及び交通安全教室等の指導事項を遵守するよう指導し、事故の未然防止に努める。

8 その他文教関係の対策

(1) 社会教育施設、文化施設及び体育施設の対策

- 町本部長は、社会教育施設、文化施設及び体育施設について、被害状況の把握に努めるとともに、必要な対策を講ずる。

(2) 文化財の対策

- 町本部長は、文化財調査委員の意見等を参考として、その価値を可能な限り維持するよう、所有者及び管理団体等に対して、次の事項を指示し、指導する。

- ア 文化財の避難
- イ 文化財の補修、修理
- ウ 二次災害からの保護措置の実施

9 被災児童、生徒の受入れ

- 町本部長は、被災地の市町村又は都道府県の長から要請があった場合は、可能な限り、被災児童、生徒の受入れを行う。

10 実施状況報告及び整備すべき書類

(1) 実施状況報告

- ア 学校別、学年別被災児童生徒数
- イ 学用品等の支給点数（様式編 対策様式3）

(2) 整備すべき書類

- ア 学用品等の給与状況（様式編 救助様式12）
- イ 救助実施記録日計表（様式編 対策様式4）
- ウ 学用品等割当台帳（様式編 対策様式17）
- エ 学用品等購入関係支払証拠書類

第24節 農畜産物応急対策計画

第1 基本方針

- 1 被災地域における病害虫の発生及びまん延を予防し、農作物の被害の防止を図る。
- 2 家畜の被害を最小限に止めることができるよう、適切な措置及び指導を行う。

第2 実施機関（責任者）

実施機関			担 当 業 務
町本部	担当部	担当班	
	農林商工部	農林班	<ol style="list-style-type: none"> 1 被災地域における病害虫防除実施 2 家畜、家きん、草地、飼料畑及び畜産施設に係る被害に対する応急措置
岩手県災害対策本部			<ol style="list-style-type: none"> 1 病害虫防除に関する必要な指示指導 2 家畜伝染病緊急予防措置、防疫措置その他の応急措置 3 家畜診療 4 飼料及び集乳搬送体制の確保 5 市町村長が行う畜産応急対策措置に対する指導 6 市町村長からの畜産応援要請に応じた対策措置

第3 実施要領

1 防除対策

(1) 防除の実施

- 町本部長は、次の事項を定め、防除措置を講ずる。

ア 防除時期
イ 防除資機材（航空機、防除機具、農薬、その他）の種類及び数量
ウ 防除体制（人員、車両等の動員、配置）

- 県本部長は、町本部長に対し、地方支部農林班長を通じ、防除に関する必要な指示、指導を行うとともに、町本部長からの応援の要請に応じて、防疫上必要な措置を編成する。
- 町本部長は、業務を円滑に実施するために、次の班を編成する。

班 名	担 当 業 務
調査班	巡回調査を行い、病害虫の種類、発生区域、発生状況、まん延状況、防除状況等の把握に努める。
指導班	防除組合等の活動促進、防除技術等、防除全般について積極的に指導、普及を行い、病害虫の発生による被害防止に努める。

(2) 防除資機材の調達

- 町本部長は、必要な資機材、人員、車両等の確保、調達を行う。
- 町本部長は、防除資機材等の確保が困難な場合は、次の事項を明示し、二戸地方支部農林班長を通じて、県本部長にその調達又はあつせんを要請する。

ア 資機材の種類別数量	ウ 調達希望日時 (期間)
イ 送付先	エ その他参考事項

2 畜産対策

(1) 家畜の診療

- 災害時における家畜の診療は、次の方法により行う。
 - ア 家畜の診療は、町本部長が実施するが、それが困難な場合は、二戸地方支部農林班長に応援を要請する。
 - イ 町本部長は、診療業務を円滑に実施するため、獣医師及び農林班からなる家畜診療班を編制し、速やかに応急診療を実施する。
 - ウ 家畜診療班は、必要に応じて被災地内に診療詰所を設け、常時待機する。
 - エ 応急診療の範囲は、次による。

ア 診療	イ 薬剤又は治療用資器材の支給	ウ 治療等の処置
------	-----------------	----------

- オ 町本部長は、家畜の健康診断が必要と認めた場合は、被災地内に家畜診療班を派遣し、巡回して健康診断に当たる。
- カ 診療実施のため必要な器材、薬品等の所要数量の確保が困難である場合には、二戸地方支部農林班長を通じて県本部に報告し、その指示を得る。ただし、通信途絶又は緊急を要する場合は県北家畜保健衛生所又は獣医師が所持する手持品を使用し、又は現地において確保し、県本部長に報告する。
- キ 家畜診療班の編制基準は、次のとおりとする。
 - 獣医師 2名
 - 町職員 2名

(2) 家畜の防疫

- 町本部長は、災害時における家畜の防疫について、二戸地方支部農林班長が家畜伝染予防法及び家畜防疫対策要綱（平成11年4月12日付け11畜A第467号農林水産省畜産局長通達）の関係規定により実施する畜舎等の消毒、緊急予防注射等に協力する。

(3) 家畜の避難

- 水害による浸水等災害の発生が予想され、又は発生したときの家畜の避難は、次の方法により行う。
 - ア 町本部長は、二戸地方支部農林班長その他の協力機関と連絡し、避難場所等について指導する。
 - イ 町本部長は、二戸地方支部農林班長から連絡を受け、又は家畜を避難させる必要を認めたときは、家畜飼育者等に家畜を避難させるよう指導する。

(4) 飼料等の確保

- 避難家畜に対する飼料、藁等が現地において調達できないときは、次の方法により確保する。
 - ア 町本部長は、地方支部農林班長に確保のためあつせんを要請する。
 - イ 地方支部農林班長は、所管区地域内において調達できない場合は、県本部長に報告する。
 - ウ 県本部長は、政府保有の麦類、ふすま等の放出を要請するほか、全国農業協同組合連合会岩手県本部又は大口の飼料取扱業者に対して、必要数量の確保、供給について要請する。

エ 各機関は、要請に当たっては、次の事項を明示して行う。

① 要請する飼料の種類及び数量 ② 納品又は引継の場所及び時期 ③ その他必要事項

(5) 青刈飼料等の対策

- 町本部長は、風水害により飼料作物、牧草等が被害を受けた場合は、次の応急措置を実施する。
 - ア 全滅又は回復の見込みがない場合は、速やかに再播措置について指導する。
 - イ 一部の被害で回復の見込みがない場合は、即効性の液肥を使用し、成育の促進をするよう指導する。
 - ウ 災害発生時において、飼料作物、牧草等の種子及び肥料を確保することができない場合は二戸地方支部農林班長を通じて、県本部長に確保のためのあつせんを要請する。

(6) 牛乳の集乳対策

- 町本部長は、酪農家が生産した牛乳が、災害に伴う交通途絶等により集乳運搬ができない場合は、二戸地方支部農林班長に対し、集乳運搬について協力を要請する。
- 地方支部農林班長は、受入れ業者その他関係機関と連絡し、牛乳処理施設への搬送ができるよう協力を要請する。

第25節 公共土木施設応急対策計画

第1 公共土木施設

1 基本方針

公共の福祉と円滑な応急対策の実施を確保するため、被災した道路施設、河川管理施設等について、速やかに応急措置及び応急復旧を実施する。

2 実施機関（責任者）

公共土木施設に係る被害状況の把握、応急措置及び応急復旧の実施機関（責任者）は、次のとおりとする。

(1) 道路施設

実施機関			担 当 業 務
町本部	担当部	担当班	
	建設部	建設班	町道の道路施設の応急対策全般
岩手県災害対策本部			一般国道のうち、国土交通省東北地方建設局関係工事事務所所管以外の道路施設及び県道の道路施設
東日本高速道路株式会社八戸管理事務所			八戸自動車道の道路施設

(2) 河川管理施設

実施機関			担 当 業 務
町本部	担当部	担当班	
	建設部	建設班	準用河川、普通河川の河川管理施設
岩手県災害対策本部			一級河川の指定区間及び二級河川の河川管理施設

3 実施要領

(1) 共通事項

ア 被害状況の把握及び連絡

- 町本部長は、被害の発生状況を把握し、県本部及びその他の防災関係機関に連絡するとともに、その後の応急対策の活動状況等について、随時、連絡する。

イ 二次災害の防止対策

- 町本部長及び実施機関は、クラック発生箇所の調査等を行い、二次災害の防止のための応急復旧を実施する。
- 町は、二次災害の危険性があると認められる場合は、必要に応じ、第15節「避難・救出計画」に定める避難指示等の発令等の措置をとる。

ウ 要員及び資機材の確保

- 町本部長は、必要な要因及び資機材を確保するため、互間に融通、調達、あっせん等の手段を講

ずるとともに、あらかじめ、災害時における応援協定の締結等、関係業者、団体等の協力を得られる体制を整備する。

- 施機関相互又は関係業者等に対する応援協力要請は、次の事項を明示して行う。

① 資機材の種類及び名称	③ 場所	⑤ 作業内容
② 職種別人員	④ 期間	⑥ その他参考事項

エ 関係機関との連携強化

- 町本部長は、応急復旧の実施に当たっては、広域的な応援体制をとるよう努める。
- 障害物の除去等に係る応急復旧に当たっては、警察、消防機関、自衛隊、占用工作物管理者等の協力を得て実施する。

(2) 道路施設

- 実施機関は、関係機関と速やかに協議、調整の上、災害の態様と緊急度に応じて、緊急輸送道路を重点的に応急復旧を実施する。
- 県は、市町村が管理する指定区間外の国道、県道又は市町村道（県が管理する道路と交通上密接な関連を有するものに限る。）について、当該市町村から要請があり、かつ、当該市町村における道路の維持又は災害復旧に関する工事の実施体制その他の地域の実情を勘案して、当該市町村に代わって自ら行うことが適当であると認められるときは、その事務の遂行に支障のない範囲内で、当該工事を行うことができる権限代行制度により、支援を行う。

第26節 ライフライン施設応急対策計画

第1 基本方針

- 1 電力、ガス、上下水道、電気通信施設等のライフライン施設の事業者又は管理者及び石油等燃料の供給事業者は、災害時における活動体制を確立するとともに、相互に連携を図りながら、応急対策を実施し、ライフライン及び必要な燃料の確保を図る。
- 2 電力、ガス、上水道、電気通信施設等のライフライン施設の事業者等は、他都道府県で発生した災害における応急対策に関し、必要に応じ、応援を実施することができるよう広域的応援体制の整備に努める。

第2 実施機関（責任者）

実施機関			担 当 業 務
	担当部	担当班	
町本部	水道部	水道班	1 所管する上水道施設に係る被災状況の把握 2 被災した上水道施設に係る応急措置及び応急復旧の実施
	建設部	建設班	1 下水道施設に係る被災状況の把握 2 被災した下水道施設に係る応急措置及び応急復旧の実施
東北電力(株)岩手支店 東北電力ネットワーク(株)岩手支社			1 所管する電力施設に係る被災状況の把握 2 被災した電力施設に係る応急措置及び応急復旧の実施 3 被災地域における広報の実施
ガス供給事業者			1 所管するガス供給施設に係る被災状況の把握 2 被災したガス供給施設に係る応急措置及び応急復旧の実施 3 需要家等に対する広報の実施
東日本電信電話(株)岩手支店 エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株) (株)NTTドコモ KDDI(株) ソフトバンク(株) 楽天モバイル(株)			1 所管する電気通信施設に係る被災状況の把握 2 被災した電気通信施設に係る応急措置及び応急復旧の実施

第3 実施要領

1 電力施設

(1) 防災活動体制

ア 非常災害対策本部の設置

- 電気事業者は、大規模な災害が発生した場合においては、迅速かつ的確な対策を実施するため、非常災害対策本部を設置する。
- 非常災害対策本部の編成に当たっては、夜間、休日等の緊急呼出し及び交通、通信機能の途絶時においても対応できるよう、応急対策要員の指名、連絡方法、出動方法等について検討の上、

適切な活動組織とするよう留意する。

イ 対策要員の確保

- 電力事業者は、災害の規模及び状況に応じて、おおむね、次の区分により防災体制をとる。

体制区分	災害の規模及び状況
警戒体制	非常災害の発生が予想され、災害に備えた体制を整えるべきと判断した場合
第1非常体制	非常災害の発生がまさに予想され、復旧体制を整えるべきと判断した場合、または非常災害が発生し、必要と認めた場合
第2非常体制	国内広域で大規模な非常災害の発生がまさに予想され、復旧体制を整えるべきと判断した場合、または大規模な非常災害が発生し、早期復旧が困難であり長期化が懸念される場合

- 電力事業者は、その体制区分に応じて、必要とする要員について出動を指示する。
- 非常災害対策要員は、次により迅速に行動する。
 - ① 非常体制の発令がなされると予想される場合においては、災害情報に留意の上、非常体制の発令に備える。
 - ② 非常体制の発令があった場合においては、速やかに所属する対策組織に出動し、非常災害対策活動に従事する。なお、非常災害対策本部への出動が困難である場合においては、あらかじめ定められた最寄りの事業所に出動し、当該事業所において非常災害対策活動に従事する。
 - ③ 非常体制の伝令がなされたと判断される場合においては、自主出動し、非常災害対策活動に従事する。
- その他の職員は、非常災害に対する安全対策を実施し、可能な限り通常業務に従事する。

ウ 情報連絡活動

- 電力事業者は、定時に、被災電力施設等から、次の情報を収集する。
 - ① 一般情報等
 - ・ 気象等に関する情報
 - ・ 一般被害情報
 - ・ 停電による主な影響の状況
 - ・ 国及び地方公共団体の災害対策本部等、官公庁、報道機関及び被災地域への対応状況
 - ② 自社被害情報等
 - ・ 自社施設等の被害情報及び復旧状況
 - ・ 他の事業者からの応援要員及び資機材等の派遣状況
 - ・ 人身災害及びその他の災害発生状況
 - ・ その他の災害に関する情報
- 電力事業者は、上記により収集した被害情報について、第3章「情報の収集・伝達計画」に定めるところにより、町本部長及びその他の防災関係機関に対して連絡する。

(2) 応急対策

ア 資材の調達、輸送

- 電力事業者は、自ら保有する予備品、貯蔵品等の在庫量を確認し、調達を必要とする資材については、次の方法により確保する。
 - ① 現地調達
 - ② 電力事業所相互間による流用
 - ③ 納入メーカーからの購入
 - ④ 他の電力事業者からの融通
- 非常災害対策本部と被災電力施設との通信が途絶し、相当の被害が予測される場合においては、非常災害対策本部において復旧資材所要数量を想定し、被災電力施設に対して緊急出荷する
- 資材が不足する場合は、工事業者、メーカー、他の電力事業者等に対し、応援を要請する。

- 被災電力施設への資材の輸送は、あらかじめ供給契約をしている関係業者の保有する車両等により行う。なお、輸送力が不足する場合においては、他の電力事業者に対して応援を要請し、輸送力の確保を図る。
- 電力事業者は、応急対策に関し広域的応援体制をとるよう努める。
- 町本部長は、各電力事業者から応急対策要員、応急対策資材及びその輸送等のあつせん要請があった場合は、その確保、あつせんに協力するとともに、状況に応じて、第11節「自衛隊災害派遣要請計画」に定めるところにより、自衛隊の災害派遣要請を行う。

イ 危険予防措置の実施

- 電力事業者は、電力需要の実態を考慮し、災害時においても原則として送電を継続するが、次の場合においては、送電を停止する。
 - ① 送電を継続することが危険と認められるとき
 - ② 警察署、消防機関等関係機関から送電停止の要請があったとき
- 送電の停止に当たっては、被害状況及び被災地域に及ぼす影響を十分考慮し、範囲の縮小、時間の短縮に努める。
- 電力事業者は、技術員を派遣し、電気施設保安のため必要な措置を講ずる。

ウ 応急工事の実施

- 電力事業者は、応急工事の実施に当たっては、次の施設を優先して行うほか、災害状況、各施設の応急工事の難易等を勘案して、電力供給上、復旧効果の最も大きい施設から実施する。

① 災害応急対策実施機関 ② 医療施設 ③ 社会福祉施設 ④ 避難所

エ 災害時における電力の融通

- 電気事業者は、災害時における電力融通計画を定めるとともに、「全国融通電力受給契約」及び「二社融通電力受給契約」等に基づいて、相互に電力を融通する。

(3) 復旧対策

- 電力施設の復旧に当たっては、恒久的復旧を原則とするが、災害の規模、設備の重要度、被害の状況等により止むを得ないと判断される場合においては、応急復旧を行う。
- 各設備の復旧は、災害状況、被害状況、被害復旧の難易等を勘案して、電力供給上、復旧効果の大きい施設から、おおむね、次に定める復旧順位により実施する。

ア 送電設備

- ① 全回線送電不能の主要線路
- ② 全回線送電不能のその他の線路
- ③ 一部回線送電不能の主要線路
- ④ 一部回線送電不能のその他の線路

イ 変電設備

- ① 主要幹線の復旧に関する送電用変電所
- ② 都市部に送配電する送電系統の中間変電所
- ③ 重要施設に配電する配電用変電所

ウ 配電設備

- ① 病院、交通、通信、報道機関、水道、ガス、官公庁等の公共機関、広域避難場所、その他重要施設への供給回線
- ② その他の回線
- ③ 重要施設に配慮する配電用変電所

エ 通信設備

- ① 非常災害用通信回線
- ② 給電指令回線並びに制御監視及び系統保護回線

③ 保守用回線等

(4) 道路管理者等との連携

- 電力事業者は、各設備の復旧工事に当たっては、道路管理者等の関係機関と相互に連携を図る。

(5) 災害広報

- 被災地域における広報は、復旧状況、事故防止を主体として、広報車、報道機関等を通じて行う。

(6) 公営電気事業者の措置

- 公営電気事業者は、上記に準じて、その体制等を整備する。

2 ガス施設

(1) 防災活動体制

ア 非常災害対策本部の設置

- ガス事業者は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合においては、迅速かつ的確な対策を実施するため、非常災害対策本部を設置する。
- 非常災害対策本部の編成に当たっては、夜間、休日等の緊急呼出し及び交通、通信機能の徐絶時においても対応できるよう、応急対策要員の指名、連絡方法、出動方法等について検討の上、適切な活動組織とするよう留意する。

イ 対策要員の確保

- ガス事業者は、災害の規模及び状況に応じて、おおむね、次の区分により非常災害対策本部を設置する。

体制区分	災害の規模及び状況
第1次非常体制	被害又は被害予想が軽度又は局所の場合
第2次非常体制	被害又は被害予想が中程度の場合
第3次非常体制	被害又は被害予想が甚だしい場合

ウ 情報連絡活動

- ガス事業者は、収集した被害情報について、第4節「情報の収集・伝達計画」に定めるところにより、県本部長その他の防災関係機関に対して連絡する。

(2) 応急対策

ア 災害時の初動措置

- ガス事業者は、災害時における初動措置として、次の措置を実施する。
 - ① 県本部、報道機関等からの被害情報等の収集
 - ② 事業所設備等の点検
 - ③ 製造所、整圧所における送出入量の調整又は停止
 - ④ ガス導管網の地域ブロック化及び被害状況に応じた減圧処理
 - ⑤ その他、状況に応じた措置

イ 応急措置

- ガス事業者は、応急措置として、次の措置を実施する。
 - ① 各事業所が有機的な連携を図り、施設の応急措置にあたるよう指示する。
 - ② 施設を点検し、機能及び安全性を確認するとともに、必要に応じて調整修理する。
 - ③ 供給停止地域について、供給可能な範囲で供給切替え等を行い、速やかなガス供給再開に努める。
 - ④ その他、現場の状況により適切な措置を行う。
- 応急措置の実施に当たっては、次の施設を優先して行う。

(3) 道路管理者等との連携

- ガス事業者は、各設備の復旧工事に当たっては、道路管理者等の関係機関と相互に連携を図る。

3 上水道施設

(1) 防災活動体制

ア 給水対策本部の設置

- 町本部長は、災害が発生した場合において、必要な対策を迅速かつ円滑に実施するため、本部内に「給水対策本部」を設置し、県本部と密接な連携を図りながら、応急対策を実施する。
- 給水対策本部の編成に当たっては、夜間、休日等の緊急呼出し及び交通、通信機能の途絶時においても対応できるよう、応急対策要員の指名、連絡方法、出動方法等について検討の上、適切な活動組織とするよう留意する。

イ 動員体制の確立

- 町本部長は、災害時における飲料水の確保、復旧及び情報連絡活動に従事する要員を確保するため、各事業所別に配備体制を確立するものとし、職員を指名の上、担当業務をあらかじめ指定する。
- 指名職員は、勤務時間外において、災害が発生した場合においては、被害状況に応じて、所属事業所又は最寄りの事業所に自主参集の上、応急対策に従事する。

ウ 関係機関及び関係業者との協力体制の確立

- 町本部長は、あらかじめ、復旧対策に必要な要員及び資器材について、請負会社及び指定給水装置工事事業者等と応援協定を締結するなど、協力体制を確立する。

(2) 情報連絡活動

- 町本部長は、水道施設の被災時における情報連絡の手段、時期、内容等について、あらかじめ定める。
- 町本部長は、水道施設に被害が発生した場合は、第4節「情報の収集・伝達計画」に定めるところにより、県本部長に報告する。

ア 通信手段

- 一般加入電話が使用できない場合における給水対策本部内における連絡は、通信の疎信状況を勘案し、おおむね、次の通信手段を用いて行う。
 - ・防災行政無線
 - ・水道業務用無線

イ 通信時期、内容等

- 給水対策本部における連絡は、緊急連絡事項を除く、あらかじめ定めた時間及び内容形式により行う。

(3) 応急対策

ア 復旧対策用資機材の整備

- 復旧対策に必要な管、弁水の材料は、平常業務との関連において、保有しておくことが適当なものについては、水道事業者が事前に確保しておく。
- 水道施設の被災により材料が不足した場合においては、メーカー及び他の水道事業者等から調達するとともに、あらかじめ、応援協定を締結している関係会社等から調達する。
- 町本部長は、必要な材料を調達できない場合においては、二戸地方支部保健医療班長を通じて、県本部長に対して応援を要請する。

イ 施設の点検

- 町本部長は、災害が発生した場合は、次により水道施設、工事現場等を点検し、被害状況を把握

する。

- ① 貯水、取水、導水、浄水施設及び給水所等の被害調査は、各施設ごとに実施する。
- ② 管路等については、巡回点検を実施し、水圧状況及び漏水、道路陥没等の有無及びその程度のほか、地上構造物の被害状況の把握に努める。
- ③ 次の管路等については、優先的に点検する。
 - ・主要送配水管路
 - ・貯水槽及びこれに至る管路
 - ・河川、鉄道等の横断箇所
 - ・都市機能を維持するための重要施設である発電所、変電所及び後方医療機関等に至る管路

ウ 応急措置

- 町本部長は、二次災害の発生のおそれがある場合又は被害が拡大するおそれがある場合においては、被災水道施設が復旧するまでの間、次の措置をとる。
 - ① 取水、導水、浄水施設及び給水所
 - 取水塔、取水堰等の取水施設及び導水施設に亀裂、崩壊等の被害が生じた場合においては、必要に応じて取水・導水の停止又は減量を行う。
 - ② 送、配水管路
 - 漏水により道路陥没等が発生し、道路交通上、非常に危険であると判断される箇所については、断水処置をし、道路管理者等との協力を得て、保安柵等による危険防止措置を可能な限り実施する。
 - 管路の被害による断水区域を最小限に止めるため、配水調整を行う。
 - ③ 給水装置
 - 倒壊、焼失し、又は所有者が不明な家屋に係る給水装置の漏水は、仕切弁により閉栓する。

(4) 復旧対策

ア 取水・導水施設等の復旧

- 取水・導水施設の復旧を、最優先で行う。
- 浄水施設の被害のうち、施設の機能に重要な影響を及ぼすものについては、速やかに復旧活動を行う。

イ 送・配水管路の復旧

- 復旧に当たっては、随時、配水系統などの変更を行いながら、あらかじめ定めた順位に基づき、被害の程度、復旧の難易、被害箇所の重要度及び浄水場・給水所の運用状況等を考慮して給水拡大のために最も有効な管路から順次、復旧対策を実施する。
- 復旧に当たっては、災害復旧を原則とするが、復旧用資器材の調達状況、復旧体制、復旧の緊急度等を勘案し、必要と認めた場合においては、仮配管、路上配管等の仮復旧を実施する。
- 送・配水管路の復旧の優先順位は、次のとおりとする。

優先区分	内 容
第1次指定路線	送水管及び主要配水幹線として指定された給水上重要な管路
第2次指定路線	重要配水管として指定した第一次指定路線に準ずる管路及び給水拠点へ至る管路

ウ 給水装置の復旧

- 公道内の給水装置の復旧は、配水管の復旧及び通水と並行して実施する。
- 一般住宅等の給水装置の復旧は、その所有者等からの修繕申込みがあったものについて実施

する。この場合において、緊急度の高い医療施設、人工透析治療施設、冷却水を要する変電所などを優先して実施する。

○ 配水に支障を及ぼす給水装置の復旧については、申込みの有無にかかわらず実施する。

(5) 道路管理者等との連携

○ 町本部長は、各施設の復旧工事に当たっては、道路管理者等の関係機関と相互に連携を図る。

(6) 災害広報

○ 住民等に対する広報は、復旧状況を主体として、広報車、報道機関等を通じて行う。

○ 町本部長は、被災地域における住民等の苦情、相談を受け付けるため、移動相談所を開設する。

4 下水道施設

(1) 災害時の活動体制

○ 町本部長は、県本部等の配備体制に基づいて、関係職員の配置を行い、下水道施設の被害に対して、迅速に応急対策活動を実施する。

(2) 応急対策

ア 災害復旧用資機材の確保

○ 町本部長は、発電機、空気圧縮機、水中ポンプ、コンクリートブレーカー、土のう等の資機材の確保に努める。

○ 町本部長は、必要に応じて、第9節「県、市町村等応援協力計画」に定めるところにより、他の都道府県等に応援を要請する。

○ 下水道施設の被災により材料が不足した場合には、メーター及び他の下水道関係事業者等から調達するとともに、あらかじめ、応援協定を締結している関係会社から調達する。

イ 応急措置

○ ポンプ場、処理場において、停電によりポンプの機能が停止した場合においては、非常用発電機によってポンプ運転を行い、排水不能の事態が起らないよう対処する。

○ 各施設の点検を行い、管渠の被害に対しては、箇所、程度に応じて応急措置を実施する。

○ 工事施工中の箇所については、請負業者に被害を最小限に止めるよう指導監督するとともに、必要に応じて現場要員、資機材の補給を行わせる。

(3) 復旧対策

○ 下水道施設に被害が発生した場合においては、主要施設から順次復旧を図るものとし、復旧順序については、処理場、ポンプ場、幹線管渠等の主要施設の復旧に努め、その後、枝線管渠、取付管等の復旧を行う。

ア 処理場・ポンプ場

○ 処理場、ポンプ場において、停電が発生した場合においては、各所で保有する非常用発電機、ディーゼルエンジン直結ポンプ等により排水機能を確保し、電力の復旧とともに速やかに主要施設の機能回復を図る。

イ 管渠施設

○ 管渠施設に破損、流下機能の低下等の被害が発生した場合においては、既設マンホールを利用したバイパス等の設置や代替管を活用して復旧に努める。

(4) 災害広報

○ 町民に対する広報は、復旧状況を主体として、広報車、報道機関を通じて行う。

5 電気通信施設

(1) 災害時の活動体制

ア 災害対策本部の設置

○ 電気通信事業者は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、必要があると認

められるときは、災害対策本部を設置する。

イ 対策要員の確保

- 電気通信事業者は、災害対策本部の設置時において、業務の運営又は応急対策及び応急復旧に必要な対策要員を確保するため、あらかじめ、必要な措置を定める。

ウ 情報連絡活動

- 電気通信事業者は、電気通信施設の被災状況及び応急対策の実施状況について、第4節「情報の収集・伝達計画」に定めるところにより、町本部長及びその他の防災関係機関に連絡する。

(2) 応急対策

ア 資機材の調達

- 電気通信事業者は、自ら保有する予備品、貯蔵品等の在庫量を常時把握しておくとともに、調達を必要とする資機材について、速やかに確保する。
- 電気通信事業者は、応急復旧に関し、広域的応援体制をとるよう努める。

イ 情報通信手段の機能確認等

- 電気通信事業者は、災害発生後、直ちに必要な事項について、情報通信手段の機能確認等を行う。

ウ 重要通信の確保等

- 通信の疎通が著しく困難となり、重要通信を確保する必要があるときは、電気通信事業法及び電話サービス契約約款等に基づき、通話の利用制限を行う。
- 防災関係機関の専用通信設備等が被災し、通信が途絶した場合は、防災関係機関の重要通信の確保を優先的に行う。
- 衛星通信等の移動回線の活用による緊急情報連絡用の回線設定に努める。
- 災害救助法が発動され、又は発動されると認められる場合は、当該地域に特設公衆電話を設置する。

(3) 復旧対策

- 電気通信事業者は、被災した電気通信施設の復旧について、次により実施する。

ア 災害復旧工事の計画、実施

① 応急復旧工事

- ・電気通信設備等を応急的に復旧する工事
- ・原状復旧までの間、維持に必要な補強、整備等の工事

② 原状回復工事

- ・電気通信設備を機能、形態において被災前の状態に復する工事

③ 本復旧工事

- ・被災の再発を防止し、設備拡張、改良工事を折り込んだ復旧工事
- ・電気通信設備が全く消滅した場合に復旧する工事

イ 復旧の順位

順位	応急する電気通信設備
第1順位	<ul style="list-style-type: none">・ 気象機関に設置されているもの・ 水防機関に設置されているもの・ 消防機関に設置されているもの・ 災害救助機関に設置されているもの・ 警察機関に設置されているもの・ 防衛機関に設置されているもの・ 輸送の確保に直接関係がある機関に設置されているもの・ 通信の確保に直接関係がある機関に設置されているもの・ 電力の供給の確保に直接関係がある機関に設置されているもの

第2順位	<ul style="list-style-type: none"> ・ ガスの供給の確保に直接関係がある機関に設置されているもの ・ 水道の供給の確保に直接関係がある機関に設置されているもの ・ 選挙管理機関に設置されているもの ・ 新聞社、放送事業者又は通信社の機関に設置されているもの ・ 預貯金業務を行う金融機関に設置されているもの ・ 国又は地方公共団体の機関に設置されているもの (第1順位となるものを除く。)
第3順位	第1順位及び第2順位に該当しないもの

(4) 災害広報

- 電気通信事業者は、通信が途絶し、又は利用制限を行った場合においては、利用者に対し、トーカー装置による案内、広報車、ラジオ、テレビ、窓口掲示等の方法により、応急復旧措置、復旧見込時期等の周知を図る。

(5) 道路管理者等との連携

- 電気通信事業者は、各設備の復旧工事に当たっては、道路管理者等の関係機関と相互に連携を図る。

第27節 危険物施設等応急対策計画

第1 基本方針

- 1 火災及びその他の災害発生時における危険物による被害の発生防止又は拡大防止を図るため、危険物施設等について、速やかに対応措置を実施する。
- 2 自衛隊の所有する資機材等により、危険物の保安措置及び除去が可能である場合は、自衛隊の災害派遣を要請する。

第2 石油類等危険物

1 実施機関（責任者）

実施機関	担 当 業 務
危険物施設責任者	1 被災状況の把握 2 災害の発生又は拡大防止のための応急措置
町本部長	
県本部長	

[町本部の担当]

部	班	担 当 業 務
総務部	防災班	1 危険物災害等の防除活動にかかる総括 2 消防機関に対する出動の命令又は要請 3 警戒区域の設定 4 町民等に対する避難勧告等の発令 5 県及び他の市町村等に対する応援要請 6 自衛隊に対する災害派遣要請

第3 実施要領

1 危険物施設責任者

ア 被害状況の把握と連絡

- 危険物施設責任者は、災害発生後、直ちに、町本部、消防機関等に通報するとともに、被害状況、応急対策の活動状況等について、随時、連絡する。

イ 要員の確保

- 危険物施設責任者は、防災要員を確保できるよう、あらかじめ、所内自衛防災組織を編成するとともに、災害時の要員確保対策を講ずる。

ウ 応急措置

- 危険物施設責任者は、災害の発生及び拡大を防止するため、次の措置をとる。
 - ① 危険物施設の実態に応じ、危険物の流出又は出火等のおそれのある作業を緊急に停止するとともに、施設の応急点検及び出火等の防止措置をとる。
 - ② タンク破壊等により漏洩した危険物が流出、拡散しないよう防止措置をとる。
 - ③ 従業員及び周辺町民に対する安全措置をとる。

エ 情報の提供及び広報

- 危険物施設責任者は、災害が発生し、事業所の周辺に被害を及ぼすおそれが生じた場合は、周辺町民に対し、災害の状況、避難の必要性等に関する情報を提供するとともに、いたずらに町民の不安を増大させないよう災害広報活動を行う。

2 町本部長の措置

- 町本部長は、危険物施設管理者及び防災機関と連携を図りながら、第7節「消防活動計画」に定めるところにより対処する。

第28節 林野火災応急対策計画

第1 基本方針

- 1 林野火災発生時においては、消防機関は、防災関係機関と連携を図り、火災防ぎょ活動等を行う。
- 2 町は、林野火災による被害を軽減するため、あらかじめ、林野火災防御計画を定める。
- 3 町は、消防部隊の応援要請を行う必要が生じた場合においては、「消防相互応援に関する協定」に定めるところにより、消防相互応援を行う。
- 4 本計画に定めのないものについては、消防組織法に基づく「消防計画」に定めるところによる。

第2 実施機関（責任者）

実施機関	担 当 業 務
町	<ol style="list-style-type: none"> 1 消火、救助その他災害の発生を防ぎよし、又は、災害の拡大を防止するために必要な応急措置の実施 2 警戒区域の設定及び当該区域への立入りの制限等
消防機関	<ol style="list-style-type: none"> 1 町本部長の命令又は要請による消防応急活動等の実施 2 消防警戒区域等の設定及び当該区域への立入りの制限等
県	<ol style="list-style-type: none"> 1 消防広域応援に係る連絡、調整 2 消火薬剤及び消防資機材の調達及びあっせん 3 消防庁長官に対する緊急消防援助隊等の派遣要請
東北森林管理局	消防資機材の調達及びあっせん
陸上自衛隊岩手駐屯部隊	災害派遣要請に基づく消防活動の支援

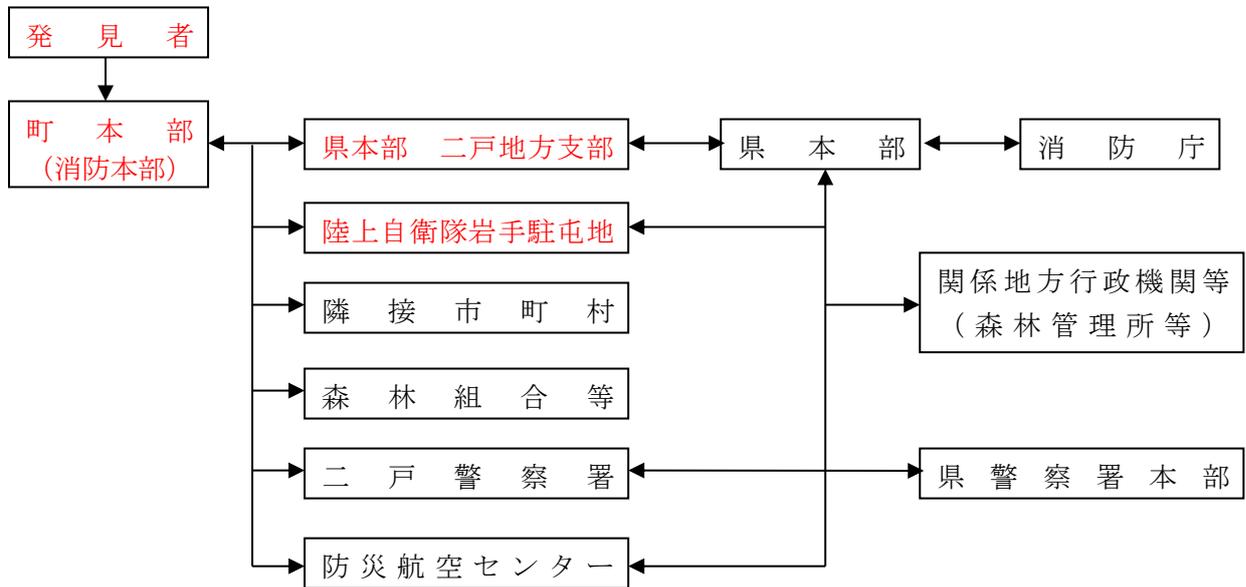
[町本部の担当]

部	班	担 当 業 務
総務部	防災班	<ol style="list-style-type: none"> 1 消防活動に係る総括 2 県及び他の市町村等に対する応援要請 3 防災ヘリコプターの応援要請 4 自衛隊に対する災害派遣要請
出納部	会計班	住家被害情報の収集
厚生部	衛生班	人的被害情報の収集
農林商工部	農 林班	農林業関係被害情報の収集

第3 実施要領

1 通報連絡系統

- 林野火災に係る通報連絡系統は、次のとおりである。



2 町本部長の措置

- 町本部長は、林野火災による被害を軽減するため、次により、林野火災防御計画を定める。

ア 重要対象物の指定

林野火災が発生した場合は、優先的に防御する施設として、避難所、医療施設、防災拠点施設、救援物資の輸送拠点施設、町民生活に直接影響を及ぼす公共施設及び報道機関等の施設を重要対象物として指定する。

イ 延焼阻止線の設定

林野火災発生地域の延焼火災及び消火不能地域から延焼拡大した火災を阻止するため、あらかじめ、その地形、空地、水利の状況及び動員部隊を考慮の上、延焼阻止線を設定する。

ウ 消防活動計画図の作成

消防部隊の効率的、効果的運用を確保するため、危険区域、通行可能道路、使用可能水利、延焼阻止線、避難場所、避難路等を調査し、防災関係機関と調整の上、消防活動計画図を作成する。

- 町本部長は、林野火災が発生し、又は発生のおそれがある場合において、必と認めるときは、消防機関の長に対し、消防職員・団員の出動準備若しくは出動を命じ、又は要請する。
- 町本部長は、消防機関が行う消防応急活動等を支援する。また、林野火災が拡大し、必要があると認める場合においては、戒区域を設定し、応急活動の従事者以外の当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命じる。
- 町本部長は、消防機関が行う消防応急活動等によっては対応できないと判断した場合においては、あらかじめ、相互応援協定を締結している市町村に対して応援要請を行うとともに、県本部長に対して、消防部隊の応援要請を行うほか、第11節「自衛隊災害派遣要請計画」に定める手続きにより、自衛隊の災害派遣要請を行う。
- 町本部長は、地上からの消防応急活動等によっては対応できないと判断した場合においては、空中消火を実施するため、県本部長に対して、第30節「防災ヘリコプター等活動計画」に定める手続きにより防災ヘリコプターの応援要請を行うほか、広域航空消防応援又は自衛隊によるヘリコプターの応援要請を行う。
- 町本部長は、これらの要請を行う場合においては、その受入体制の整備を図る。

特に、空中消火のためのヘリコプターの派遣を要請した場合においては、ヘリポート及び補給基地を確保するとともに、空中消火に必要となる消火薬剤補給のための要員を配備する。

3 消防機関の長の措置

(1) 応急活動体制の確立

- 消防機関の長は、あらかじめ、非常参集、部隊編成、資機材の確保・調達体制、有線電話途絶時における通信運用等を定める。
- 消防機関の長は、町本部長から出動準備命令を受けたときは、次の措置をとる。
 - ア 消防職員・団員に対する出動準備命令
 - イ 出動準備命令時に、必要と認めた場合における待機命令
 - ウ 出動準備了後における町本部長への報告(消防職員・団員の数、待機状況、部隊編成状況、装備状況等)
- 消防職員・団員は、出動準備命令又は出動命令を受けたときは、直ちに命令事項に従って行動し、指揮系統を通じて、準備又は出動の状況を消防機関の長に報告する。
- 消防機関の長及び消防職員・団員は、町内に大規模な林野火災が発生したことを知り、消防部隊の活動を必要と認めたときは、出動命令を待つことなく所属の署所に非常参集の上、参集したことを所属長に報告し、その指揮を受ける。

(2) 火災防ぎょ活動

- 消防機関の長は、町民及び自主防災組織に対して、出火防止と初期消火の徹底を指導するとともに、消防職員・団員及び消防資機材の効率的運用を図り、延焼の拡大を迅速かつ的確に防止する
- 林野火災の拡大状況に応じて、消防機関、他市町村の消防機関の応援隊、自衛隊派遣部隊等が統一的指揮のもとに円滑な消防活動が実施できるよう、現地指揮本部を設置する。
- 現地指揮本部は、付近一帯が見渡せる風横又は風上の高地で無線障害の少ない場所等、火災の状況及び防御作業の状況が把握できる位置に設置し、旗等により表示する。
- 現地指揮本部には、必要に応じ、関係機関の指揮者等による連絡会議等を設ける。
- 消防機関の長は、現地最高指揮者として防御方針を決定し、有機的な火災防御を実施する。
- 林野火災の区域が二以上の市町村又は広域消防組合の区域にまたがる場合は、合同現地指揮本部を設置し、現地最高指揮者は、当該消防機関の長が協議して決定する。
- 現地指揮本部には、可能な限り、消防通信、その他関係機関の通信施設を集中して設置し、通信施設の相互利用を図る。
- 現地指揮本部の指揮系統は、概ね別図3のとおりとする。
- 火災防御活動に当たっては、次の点に留意する。
 - ア 林野火災発生が比較的少ないと判断した場合は、積極的な防御を行い、一挙鎮滅を図る。
 - イ 林野火災件数が消防力を上回る場合は、重要かつ消防効果の大きい火災に対して優先的に防御を行う。
 - ウ 林野火災が随所に発生し、消防隊個々による防御では効果を期待できない場合は、部隊を集中して、人命の確保と最重要地域の防ぎょに当たる。
 - エ 林野火災が多発し、町民の生命に危険を及ぼすことが予想される場合は、全力を尽くして、避難者の安全確保に当たる。
 - オ 大量の人命救助を要する場合は、火災状況に応じ、これを優先する。
 - カ 他の災害が同時に発生した場合は、原則として、火災防ぎょを優先する。

(3) 救急・救助活動

- 消防機関の長は、あらかじめ、医療機関、医師会、日本赤十字社、警察等の関係機関と、救助隊の派遣、救護所の設置、医療機関への搬送等について協議を行い、このための活動計画を定める。
- 救急・救助活動に当たっては、次の点に留意する。

- ア 負傷者に対しては、可能な限り、止血その他の応急措置を行った上、安全な場所に搬送を行う。
- イ 負傷者が多数発生した場合は、重症者、子供、老人、病人及び障がい者を優先する。
- ウ 大規模林野火災により、救急・救助能力を上回る場合は、その効果を重視するとともに、多くの人命の危険のある対象物を優先する。

(4) 避難対策活動

- 消防機関の長は、あらかじめ、避難指示等に係る活動計画を定める。
- 避難指示等については、自主防災組織等との連携を図る。
- 避難指示等がなされた場合においては、これを町民に伝達するとともに、火勢の状況等正しい情報に基づき、町民を安全な方向に誘導する。
- 町民の安全避難を確保するため、災害危険地域からの避難を完了するまでの間、林野火災の鎮圧及び延焼拡大の防止を図る。また、避難場所の管理者と連携を図りながら、避難誘導を行う。
- 高齢者、障がい者等の避難誘導に当たっては、社会福祉施設、自主防災組織、町内会等のコミュニティ組織等と連携を図り、高齢者等の居所の把握、連絡体制の整備を図る。

(5) 情報収集・広報活動

- 消防機関の長は、災害情報の収集・伝達を円滑に処理できるよう、あらかじめ、その活動計画を定める。

(6) 消防警戒区域等の設定

- 消防職員・団員は、林野火災の現場において、消防警戒区域等を設定し、応急活動の従事者以外の者に対して、その区域から退去を命じ、又はその区域への出入を禁止し、若しくは制限することができる。

第29節 除雪計画

第1 基本方針

豪雪による道路災害の発生又は交通途絶によって生ずる地域住民の生活不安を除去し、冬期交通網の確保に努める。

第2 実施機関（責任者）

実施機関			担 当 業 務
町本部	担当部	担当班	
	建設部	建設班	除雪対策全般

第3 実施要領

1 実施体制

- (1) 町本部長は、除雪応急対策を必要とする場合は、建設部長に指示し、除雪班員及び保有機械等を総動員し、迅速的確な除雪作業を実施する。
- (2) 除雪応急対策に係る実施体制は、資料編「軽米町道路除雪対策機構」（2-14-1）及び「道路除雪作業体制」（2-14-2）に定めるところによる。
- (3) 除雪班員の非常招集は、資料編「道路除雪非常招集連絡系統図」（2-14-3）に定めるところによる。

2 除雪対策

- (1) 町本部長は、除雪応急対策を迅速に実施するため、除雪班を編成する。
- (2) 除雪班の編成は、資料編「道路除雪対策班編成図」（2-14-4）に定めるところによる。

3 除雪区分

- (1) 除雪区分は、当該路線の自動車の日交通量及びその他交通確保の必要性に応じて決定する。
- (2) 除雪区分の基準等は、資料編「除雪区分」（2-14-5）に定めるところによる。

4 除雪路線の順位

- (1) 除雪は、原則として次の順位で実施する。
 - ア 町民バス運行路線
 - イ 通学バス運行路線
 - ウ 給食車運行路線
 - エ 水道施設路線
 - オ 一般生活道路
 - カ 産業道路
- (2) 除雪を緊急に確保しなければならない路線は、資料編「除雪緊急確保路線調書」（2-14-6）のとおりである。

5 消防機関出動と地域住民の除雪協力

町本部長は、各地区の町民の協力により除雪作業を実施し、交通が途絶し、人命救助、その他緊急除雪の必要がある場合又は、他の防災機関からの応援要請があった場合は、消防団員の出動を指示する。

6 給油所との協力体制の確立

町本部長は、早朝、深夜においても除雪作業を円滑に実施するため、あらかじめ町内給油所の代表者等と応援協定を締結するなど、使用燃料の確保を図る。

第30節 防災ヘリコプター等活動計画

第1 岩手県防災ヘリコプターの活動

- 1 町本部長は、災害時において、広域的かつ機動的な対応を図る必要がある場合、県が実施する、防災ヘリコプターによる災害応急対策活動等の応援を要請する。
- 2 町本部長及び消防機関は、防災ヘリコプターの派遣が決定された場合は、その受入体制を整備するとともに、災害応急活動に対する支援を行う。

第2 実施機関（責任者）

実施機関	担 当 業 務
県本部長	防災ヘリコプターの運航
町本部長	1 防災ヘリコプターの応援要請
消防機関	2 防災ヘリコプターの活動に対する支援

[町本部の担当]

部	班	担 当 業 務
総務部	防災班	1 県に対する防災ヘリコプターの派遣要請 2 防災ヘリコプターの活動に対する支援

第3 実施要領

1 活動体制

- 防災ヘリコプターは、「岩手県防災ヘリコプター応援協定」、「岩手県防災ヘリコプター運航管理要綱」及び「岩手県防災ヘリコプター緊急運航要領」に定めるところにより、町本部長又は消防の一部事務組合の管理者（以下、本節中「町本部長等」という。）の要請に基づき活動する。
- 防災ヘリコプターは、大規模な災害が発生し、又は、発生するおそれがある場合は、町本部長等の要請にかかわらず、自主的に出動し、情報収集等の活動を行う。

2 活動要件

- 町本部長は、原則として、次の要件を満たす場合に、防災ヘリコプターの派遣を要請する活動する。

公共性	災害等から町民の生命、身体及び財産を保護し、被害の軽減を図る目的であること。
緊急性	緊急に活動を行わなければ、町民の生命、身体及び財産に、重大な支障が生じるおそれがある場合であること。
非代替性	防災ヘリコプターによる活動が有効であること。

3 活動内容

- 防災ヘリコプターの活動内容は、次のとおりである。

災害応急対策活動	ア 被災状況の偵察及び情報収集 イ 救援物資、人員等の搬送 ウ 災害に関する情報、警報等の伝達などの災害広報 エ その他特に防災ヘリコプターによる活動が有効と認められる場合
消火活動	ア 林野火災における空中消火 イ 偵察、情報収集 ウ 消防隊員、資機材等の搬送 エ その他特に防災ヘリコプターによる活動が行こうと認められる場合
救助活動	ア 中高層建築物等の火災における救助 イ 山岳遭難、水難事故等における捜索・救助 ウ 高速自動車道等の道路上の事故における救助 エ その他特に防災ヘリコプターによる活動が有効と認められる場合
救急活動	ア 交通遠隔地からの傷病者の搬送 イ 傷病者の転院搬送 ウ 交通遠隔地への医師、機材等の搬送 エ その他特に防災ヘリコプターによる活動が有効と認められる場合

4 応援要請

- 町本部長は、災害発生時において、防災ヘリコプターの出動が必要と判断した場合は、次の事項を明示して、県本部長に対し、防災ヘリコプターの応援を要請し、後日、文書を提出する。

- | |
|---------------------------|
| ア 災害の種別 |
| イ 災害発生の日時及び場所並びに災害の状況 |
| ウ 災害発生現場の気象状況 |
| エ 災害現場の最高指揮者の職及び氏名並びに連絡方法 |
| オ 飛行場外離着陸場の所在及び地上支援体制 |
| カ 応援に要する資機材の品目及び数量 |
| キ その他の必要事項 |

- 派遣の要請先は、次のとおりである。

岩手県総務部総合防災室 (岩手県防災航空センター)	TEL 0198-26-5251 FEX 0198-26-5256
------------------------------	--------------------------------------

5 受入体制

- 応援を要請した町本部長等は、防災ヘリコプターの活動を支援するため、必要に応じ、次の受入体制を整える。

- | |
|------------------------------------|
| ア 離着陸場所の確保及び安全対策 |
| イ 傷病者等の搬送の場合は、搬送先の離着陸場所及び病院等への搬送手配 |
| ウ 林野火災における空中消火を行う場合は、空中消火基地の確保 |
| エ その他必要事項 |

第4章 災害復旧・復興計画

第1節 公共施設等の災害復旧計画

第1 基本方針

被災した施設の管理者は、施設の原形復旧に加え、再度の被害発生防止を考慮に入れ、必要な施設の新設、改良復旧、耐火、不燃堅牢化について配慮した計画を樹立し、早期に復旧を図る。

第2 災害復旧事業計画

- 町等は、災害応急対策を講じた後、被害の程度を十分調査、検討し、それぞれが管理する公共施設等の災害復旧計画を速やかに作成する。
- 災害復旧計画の作成及び復旧事業の実施に当たっては、次の事項に留意する。

ア 原状回復を基本としつつも、再度災害の防止の観点から、可能な限り改良復旧となるよう計画し、復興を見据えたものとする
イ 被災施設の重要度、被災状況を勘案の上、緊要事業を定めて、計画的な復旧を図ること
ウ 事業規模・難易度等を勘案して、迅速かつ円滑に事業を推進すること
エ 環境汚染の未然防止等、町民の健康管理に配慮して、事業を実施すること
オ 事業の実施に当たり、ライフライン事業者とも十分に連携を図ること
カ 事業の実施に当たっては、暴力団排除を徹底すること。この場合において、県警察本部長は、暴力団等の動向把握等を行い、必要に応じ、関係機関・団体等に情報の提供を行うこと。

- 公共施設の災害復旧事業は、概ね次のとおりとする。

- | |
|----------------------|
| (1) 公共土木施設災害復旧事業計画 |
| ア 河川公共土木施設災害復旧事業計画 |
| イ 砂防施設災害復旧事業計画 |
| ウ 林地荒廃防止施設災害復旧事業計画 |
| エ 地すべり防止施設災害復旧事業計画 |
| オ 急傾斜地崩壊防止施設災害復旧事業計画 |
| カ 道路公共土木施設災害復旧事業計画 |
| キ 公園公共土木施設災害復旧事業計画 |
| ク 下水道公共土木施設災害復旧事業計画 |
| (2) 農林水産業施設災害復旧事業計画 |
| (3) 都市施設災害復旧事業計画 |
| (4) 上水道施設災害復旧事業計画 |
| (5) 社会福祉施設災害復旧事業計画 |
| (6) 公立学校施設災害復旧事業計画 |
| (7) 公営住宅災害復旧事業計画 |
| (8) 公立医療施設災害復旧事業計画 |

第3 激甚災害の指定

- 町は、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」(以下「激甚法」という。)の指定対象となる激甚災害が発生した場合は、被害の状況を速やかに調査把握し、早期に激甚災害の指定を受けられるよう、必要な措置を講じる。
- 町は、激甚災害指定基準又は局地激甚災害指定基準を十分考慮して、災害状況等を県知事に報告する
- 町は、県が実施する調査等に協力する。

第4 緊急災害査定の実施

町は、災害が発生した場合、速やかに公共施設等の災害の実態を調査し、必要な資料を調整し、早期の災害査定及び緊急査定の実施に努める。

第5 緊急融資等の確保

- 町は、災害復旧に必要な資金需要額を早急に把握し、その負担すべき財源を確保するため、国庫補助金の申請、起債の許可、短期融資の導入、基金の活用、交付税の繰上交付等について、所要の措置を講じる。
- 町において、災害復旧資金の緊急需要が生じた場合は、災害つなぎ短期融資の途を講じて、財源の確保を図る。

1 国庫負担又は補助

- 法律又は予算の範囲内において、国が全部又は一部を負担し、又は補助して行われる災害復旧事業に関する法令等は、次のとおりである。

- (1) 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法
- (2) 公立学校施設災害復旧費国庫負担法
- (3) 公営住宅法
- (4) 土地区画整理法
- (5) 海岸法
- (6) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
- (7) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- (8) 予防接種法
- (9) 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律
- (10) 都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針及び都市災害復旧事業事務取扱方針(昭和39年8月14日建設省都市局長通達)
- (11) 生活保護法
- (12) 児童福祉法
- (13) 身体障害者福祉法
- (14) 知的障害者福祉法
- (15) 障害者総合支援法
- (16) 売春防止法
- (17) 老人福祉法
- (18) 医療施設等災害復旧費補助金交付要綱

- (19) 水道法
- (20) 上水道施設災害復旧費及び簡易水道施設災害復旧費の国庫補助について(平成2年3月31日厚生省事務次官通知)
- (21) 下水道法
- (22) 災害廃棄物処理事業国庫補助金交付要綱
- (23) 産業廃棄物処理事業国庫補助金交付要綱
- (24) と畜場等災害復旧費補助金交付要綱
- (25) 公立諸学校建物其他災害復旧費補助金交付要綱
- (26) 社会福祉施設等災害復旧費事務取扱要領

2 地方債

- 災害復旧事業等に関連して発行が許可される地方債は、次のとおりである。

- (1) 補助災害復旧事業債
- (2) 直轄災害復旧事業債
- (3) 一般単独災害復旧事業債
- (4) 公営企業等災害復旧事業債
- (5) 火災復旧事業債
- (6) 小災害復旧事業債
- (7) 歳入欠かん債

3 交付税

- 被災方公共団体に対する地方交付税に係る措置としては、次の措置が考えられる。

- (1) 災害復旧事業の財源に充てた地方債の元利償還金の基準財政需要額への算入措置
- (2) 普通交付税の繰上交付措置
- (3) 特別交付税による措置

第2節 生活の安定確保計画

第1 基本方針

町は災害により、被害にあった町民が、被災から速やかに再起できるよう、被災者に対する生活相談、義援金・救援物資、災害弔慰金の支給、生活福祉資金の貸付、失業者(休業者)の生活安定対策等、町民の自力復興を促進するための各種対策を講じ、早期の生活安定を図る。

第2 被災者の生活確保

1 生活相談

- 町及び関係機関は、被災者、町民、報道機関、国、地方公共団体等各方面から寄せられている様々な問い合わせ、要望等に的確・迅速に応えるため、次の措置を講じる。

機 関 名	措 置 事 項
岩 手 県	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害が発生した場合、応急対策の実施と同時進行の形で、生活情報等の提供及び各種の相談体制の確立を図る。 2 相談、苦情等のたらいまわしの防止及び応急対策等に係る情報を県民へ効果的に提供するため、被災者総合相談窓口を設置し、情報提供、相談業務の一元化を図る。 3 発災初期の混乱が終息したときは、地方支部を窓口として、避難所等を巡回し、又は避難所等に臨時相談所を設置し、被災者援護に係る相談、要望、苦情等を聴取し、関係部に速やかに連絡する。 (1) 臨時相談所等の規模及び構成員は、災害の規模や現地の状況等を検討し地方支部長が決定する。 (2) 大規模かつ広域にわたる災害の場合は、本部から職員を派遣する。 (3) 市町村、その他の防災関係機関と連携を密にし、相談体制を確立する。 4 (公財)岩手県国際交流協会と連携し、外国人が日常生活の中で抱える防災面を含む様々な問題について、適切なアドバイスが得られるよう、外国人に対する相談体制を確立する。 5 相談業務は、各部から精通した者の派遣又は外部団体の協力を得て、適切な対応を図る。
軽 米 町	<ol style="list-style-type: none"> 1 被災者のための相談所を庁舎、支所、避難所等に設置し、苦情又は要望事項等を聴取し、その解決を図る。 2 解決が困難なものについては、その内容を関係機関に連絡するなどして速やかな対応を図る。 3 県その他の防災関係機関と連携を密にし、相談体制を確立する。 4 国際交流関係団体等の協力を得て、外国人に対する相談体制を確立する。

警 察	警察本部及び警察署、交番、駐在所又は現地の必要な場所に、臨時相談所を設置して、安否確認、治安等警察関係の相談に当たる。
指定公共機関 指定地方行政機関等	支店、営業所又は現地等の必要な場所に、臨時相談所、案内所等を設置し、所管業務の相談に当たる。

2 被災者台帳の作成

- 町は、必要に応じて、被災者台帳システムを活用し、個々の被災者の被害の状況や配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成する。
- 県は、災害救助法に基づき被災者の救助を行ったときは、被災者台帳を作成する市町村の要請に応じて、被災者に関する情報を提供する。

3 罹災証明の交付

- 町は、次項以下に述べる被災者の各種支援措置を速やかに実施するため、必要に応じて、被災者台帳システムを活用し、発災後遅滞なく、被災者に罹災証明書を交付する。
この場合において、被災者の利便を図るため、窓口を設置するとともに、被災者への交付手続き等についての広報に努める。
- 町は、罹災証明書の交付が遅滞することなく行われるよう、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局を定め、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、応援の受入れ体制の構築を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努める。
- 町は、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局と応急危険度判定担当部局とが非常時の情報共有体制についてあらかじめ検討し、必要に応じて、発災後に応急危険度判定の判定実施計画や判定結果を活用した住家被害の調査・判定を早期に実施できるよう努めるものとする。
- 町は、住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施するものとする。
- 県は、災害時における家屋の被害認定の迅速化を図るため、市町村等の家屋の被害認定の担当者のための研修機会の拡充等に努める。また、育成した担当者の名簿の作成、他の都道府県や民間団体との応援協定の締結等により、応援体制の強化を図る。

4 災害弔慰金等の支給

- 町は、災害弔慰金の支給等に関する法律及び軽米町災害弔慰金の支給等に関する条例に基づき、災害弔慰金及び災害障害見舞金を支給する。

資 金 名	支 給 対 象	支 給 額	
		生活維持者	その他の者

災害弔慰金	政令で定める災害により死亡した住民の遺族	500万円以内	250万円以内
災害障害見舞金	政令で定める災害により負傷し、又は疾病にかかり、治ったとき（その症状が固定したときを含む。）に精神又は身体に相当程度の障がいがある住民	250万円以内	125万円以内
小災害見舞金	り災見舞金	災害救助法施行細則第6条別表第2の3の（3）に掲げる季別及び世帯区分による金額に滅失世帯数を基準世帯数で除して得た数を乗じて得た金額。ただし、市町村が支給した見舞金の総額を超えない金額。	
	救助見舞金	災害救助法が適用される災害に係る同法第4条第1項に規定する救助の種類（同条第3号、第4号及び第7号に規定する救助を除く。）と同一の種類の見舞金について、同法第2条に規定する救助の例によって算出した額に被災率を乗じて得た金額。	

5 被災者生活再建支援制度の活用

- 県及び町は、災害によりその居住する住宅が全壊等の被害を受けた世帯に対し、被災者生活再建支援法（以下「支援法」という。）による支援金の活用が円滑に行われるよう、同支援金に関する広報活動を実施し、積極的に相談・指導等を実施する。
- 県が実施主体となり、町が申請書類の受付窓口となるが、支給に関する事務については、被災者生活再建支援法人に指定された（公財）都道府県会館に委託し実施する。
- 町は、申請を迅速かつ的確に処理するため、申請書等の確認及び県への送付に係る業務の実施体制の整備等を図る。
- 対象となる自然災害は、暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象により生じる被害であり、支援法の対象となる自然災害の程度は、次のとおりである。

- ① 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する被害が発生した市町村における自然災害
- ② 10世帯以上の住宅が全壊した市町村における自然災害
- ③ 100世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した都道府県における自然災害
- ④ ①又は②の市町村を含む都道府県区域内で、5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る。）における自然災害
- ⑤ 5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生し、①から③の区域に隣接する市町村（人口10万人未満に限る。）における自然災害
- ⑥ ①若しくは②の市町村を含む都道府県又は③の都道府県が2以上ある場合に、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万未満のものに限る。）又は2世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村（人口5万人未満に限る）

- 支援金の支給対象

支援金の支給対象は、被災者生活再建支援法が適用された自然災害により被災した次に掲げる世帯

- ① 居住する住宅が「全壊」した世帯
- ② 居住する住宅が半壊し、又はその居住する住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ない事由により、解体し、又は解体されるに至った世帯（解体世帯）
- ③ 災害による危険な状態が継続することその他の事由により、住宅が居住不能のものとなり、かつ、その状態が長期にわたり継続することが見込まれる世帯（長期避難世帯）
- ④ 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難な世帯（大規模半壊世帯）
- ⑤ ②から④までの世帯を除き、住宅が半壊し、相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難であると認められる世帯（中規模半壊世帯）

○ 支援金の支給

《複数世帯の場合》

(単位:万円)

区分	住宅の再建方法	基礎支援金	加算支援金	合計
全壊世帯 解体世帯 長期避難世帯	建設・購入	100	200	300
	補修	100	100	200
	賃貸	100	50	150
大規模 半壊世帯	建設・購入	50	200	250
	補修	50	100	150
	賃貸	50	50	100
中規模半壊世帯	建設・購入	—	100	100
	補修	—	50	50
	賃貸	—	25	25

《単数世帯の場合》

(単位:万円)

区分	住宅の再建方法	基礎支援金	加算支援金	合計
全壊世帯等	建設・購入	75	150	225
	補修	75	75	150
	賃貸	75	37.5	112.5
中規模 半壊世帯	建設・購入	—	75	75
	補修	—	37.5	37.5
	賃貸	—	18.75	18.75

○ 支援金の申請から支給まで

【基礎支援金】 住宅の被害程度に応じて支給する支援金

【加算支援金】 住宅の再建方法に応じて支給する支援金

- ① 住宅の被害の程度を確認する
- ② 住民票を取得する
- ③ 申請書を作成する
- ④ 必要書類を用意する
- ⑤ 町役場に申請する
- ⑥ 支給金の支給

○ 支援金の申請期間

区分	基礎支援金	加算支援金
申請期間	災害のあった日から13ヶ月の間	災害のあった日から37ヶ月の間

6 住宅資金等の貸付

- 県及び町は、災害により住居・家財等に被害を受けた者（個人）が、自力で生活の再建をするために必要となる資金の融資が円滑に行われるよう、被災者に対し、住宅資金等に関する広報活動を実施する。
- 住宅資金等の融資を希望する被災者に対して、積極的に相談・指導等を実施する。

7 住宅の再建

- 災害により住居していた住宅を喪失した者のうち、自力で住宅の再建が困難な低額所得者に対しては、公営住宅の建設、補修により住居の確保を図る。
- 町は、滅失又は焼失した住宅が、公営住宅法に定める基準に該当するときは、災害住宅の状況を速やかに調査して国土交通省に報告するとともに、災害公営住宅建設計画を作成する。

8 職業のあっせん

- (1) 町は、災害により収入の道を失った者で就職を希望する者が早期に就労できるよう、必要に応じて、県に対して職業のあっせん等を要請する。
- (2) 県が行う措置
 - 災害により、収入の道を失い、他に就職する必要が生じた場合には、関係機関と協力して、その実情に応じた求人の開拓を行う。
 - 職業訓練を実施し、生業及び就職に必要な技術の習得を図る。
 - 職員を相談所又は現地に派遣し、被災者に対して職業相談を実施する。
- (3) 公共職業安定所の措置
 - 公共職業安定所長は、災害により離職を余儀なくされた者の再就職を促進するため、離職者の発生状況、求人、求職の動向を速やかに把握し、離職者の早期再就職を図る。
 - 他県等への就職希望者については、他県等と連絡調整を行い、職業のあっせんを行う。

9 租税の徴収猶予及び減免等

- 被災者に対する租税の徴収猶予及び減免等の措置は、次のとおりとする。

機関名	措 置 事 項
税務署	国税に関する法律に基づく全ての申告、申請、請求、届出、その他の書類の提出、納付又は徴収に関する期限の延長及び納税の猶予、所得税の減免、給与所得者の源泉所得税の徴収猶予を行う。
県	被災した納税者又は特別徴収義務者に対して、地方税法及び岩手県税条例等に基づき、期限の延長、徴収の猶予及び減免について、それぞれの事態に対応して随時、適切な措置を講じる。また、市町村においても適切な対応がなされるよう指導する。
町	町が賦課する税目に関して、地方税法及び軽米町町税条例等に基づき、期限の延長、徴収の猶予及び減免について、それぞれの事態に対応して随時、適切な措置を講じる。

第3 中小企業への融資

- 町は、被災した中小企業者の施設の復旧に要する資金及び事業資金の融資が円滑に行われ、早期に経営の安定が図られるよう、必要に応じて、県に対して次の措置を講じるよう要請する。

ア 政府系中小企業金融機関(株式会社日本政策金融公庫及び株式会社商工組合中央金庫)の「災害特融資枠」の設定を促進するための関係機関への要請 イ 金融機関に対する中小企業向け融資の特別配慮の要請

- ウ 被災した中小企業者の融資の円滑を図るため、信用保証協会の積極的な保証増進、保証枠の確保等の協力の要請
- エ 金融機関に対する、被害の状況に応じた貸付手続の簡易迅速化、貸付条件の緩和等についての特別取扱の要請
- オ 中小企業者の負担を軽減し、復旧を促進するため、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律の指定を受けるために必要な措置
- カ 中小企業関係の被害状況に係る迅速な調査及び再建のための資金需要の把握
- キ 町及び中小企業関係団体と連携した、災害時の特別措置についての中小企業者への広報、相談窓口の設置

第4 農林漁業関係者への融資

- 町は、災害により損失を受けた農林漁業者（以下「被害農林漁業者」という。）又は農林漁業者の組織する団体（以下「被害組合」という。）に対し、農林漁業の生産力の維持増進と経営の安定を図るため、次の措置を講ずる。

- ア 農業協同組合及び信用農業協同組合連合会が、被害農林漁業者又は被害組合に対して行う経営資金のつなぎ融資の指導あつせん
- イ 被害農林漁業者又は被害組合に対する「天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法」による経営資金の融資措置の促進並びに利子補給及び損失補償の実施
- ウ 被害農林漁業者に対する株式会社日本政策金融公庫法に基づく災害復旧資金、経営再建、収入減補てん資金の融資のあつせん
- エ 農業保険法に基づく、農業共済団体の災害補償業務の的確、迅速化の要請
- オ 漁業災害補償法、漁船損害等補償法に基づく、災害補償業務の迅速、適正化の要請

第5 日本郵便株式会社の業務に係る災害特別事務取扱及び援護対策

- 災害の態様及び公衆の被害状況等被災地の実情に応じ、次のとおり、郵便局の業務に係る災害特別事務取扱及び援護対策を迅速かつ的確に実施する。
 - 1 災害救助法が適用され、現に救助を必要とする被災者で、収容施設（応急仮設住宅に収容する場合を除く。）の供与又は被服、寝具その他生活必需品の供与又は貸与を受けたときは、1世帯に郵便はがき5枚及び郵便書簡（ミニレター）1枚の範囲内で必要と認める数量を交付する。
 また、被害の状況により、被災者（法人を除く。）が差し出す第一種郵便物通常はがき又は盲人用点字郵便物については、料金を免除する。
 なお、取り扱う郵便局等については、別途日本郵便株式会社東北支社長が指定し、その旨公示する。
 - 2 日本郵便株式会社東北支社長が公示した場合は、被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社、共同募金会又は共同募金会連合会にあてた救助用の物品を内容とする小包郵便物及び救助用又は見舞い用の現金書留郵便物の料金免除を実施する。

第3節 復興計画の作成

第1 基本方針

町は、大規模な災害により甚大な被害を受けた地域について、復興計画を作成するとともに、推進体制を整備し、県と連携を図りながら、計画的な復興を図る。

第2 復興方針・計画の作成

1 計画作成組織の整備

- 学識経験者、産業界、地区町民の代表、公的団体の代表、行政等をメンバーとする、計画作成検討組織を設置する。この場合において、女性や要配慮者の意見が反映されるよう、女性等の参画促進に努める。

2 計画策定の目標

- 被害をできるだけ最小化するという「減災」の考えにより、安全・安心で、かつ、環境保全等にも配慮した防災都市・地域づくりによる復興を実現する。

3 復興計画の作成

- 市街地の整備改善が必要な場合は、被災市街地復興特別措置法等を活用するとともに、土地区画整理事業、市街地再開発事業の活用を図る。
- 計画の作成に当たっては、建築物や公共施設の耐震化、不燃化等を基本的な目標とする。
- 計画の作成に当たっては、地域のコミュニティの維持・回復や再構築に十分に配慮する。
- 被災した学校施設の整備については、まちづくりとの連携を推進し、安全な立地の確保、学校施設の防災対策の強化等を図る。
- ライフラインの共同収容施設の整備については、各事業者と調整を図りながら進める。
- 防災とアメニティの観点から、既存不適格建築物の解消を図る。

第3 復興事業の実施

激甚災害に対する特別な財政措置は、次のとおりである。

項目	事業名
1 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助	(1) 公共土木施設災害復旧事業
	(2) 公共土木施設災害関連事業
	(3) 公立学校施設災害復旧事業
	(4) 公営住宅等災害復旧事業
	(5) 生活保護施設災害復旧事業
	(6) 児童福祉施設災害復旧事業
	(7) 老人福祉施設災害復旧事業
	(8) 身体障害者社会参加支援施設災害復旧事業
	(9) 障害者支援施設等災害復旧事業
	(10) 婦人保護施設災害復旧事業
	(11) 感染症指定医療機関災害復旧事業
	(12) 感染症予防事業
	(13) 医療施設等災害復旧事業
	(14) 堆積土砂排除事業

	<p>ア 地方公共団体又はその機関が管理する公共施設に係る堆積土砂排除事業</p> <p>イ 都市街地区域内のその他の堆積土砂排除事業</p> <p>(15) 湛水排除事業</p>
2 農林水産業に関する特別の助成	<p>(1) 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置</p> <p>(2) 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例</p> <p>(3) 開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助</p> <p>(4) 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例(天災融資法が発動された場合適用)</p> <p>(5) 森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助</p> <p>(6) 土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助</p> <p>(7) 共同利用小型漁船の建造費の補助</p> <p>(8) 森林災害復旧事業に対する補助</p>
3 中小企業に関する特別の助成	<p>(1) 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例</p> <p>(2) 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助</p>
4 その他の特別の財政援助及び助成	<p>(1) 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助</p> <p>(2) 私立学校施設災害復旧事業に対する補助</p> <p>(3) 市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例</p> <p>(4) 母子及び寡婦福祉法による国の貸付の特例</p> <p>(5) 水防資材費の補助の特例</p> <p>(6) 罹災者公営住宅建設事業に対する補助の特例</p> <p>(7) 公共土木施設、公立学校施設、農地農業用施設及び林道の小災害復旧事業に対する特別の財政援助</p> <p>(8) 雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例</p>

第4 災害記録編纂計画

町は、防災対策の向上のため、災害時の状況や被害、それに伴う防災対応について、正確に記録を残し、とりまとめる。